

# 中京大学 現代社会学部紀要

## 2017 特別号

---

|                                                           |               |
|-----------------------------------------------------------|---------------|
| 〈序〉生きる場の再構築<br>—— 分断社会から脱却するつながりとは ——                     | 小木曾 洋 司 (1)   |
| 第1部 現場から                                                  |               |
| 〈報告1〉その後の市民学<br>—— 障害当事者の地域生活支援の傍らから ——                   | 伊 藤 葉 子 (7)   |
| 〈報告2〉子ども食堂運動の挑戦<br>—— 地域の中のもう一つの居場所づくり ——                 | 成 元 哲 (27)    |
| 〈第1部 コメント1〉<br>伊藤報告及び成報告へのコメント                            | 森 田 次 朗 (43)  |
| 〈第1部 コメント2〉<br>「生きる場」と「つながり」、あるいはコミュニティと市民社会              | 亀 山 俊 朗 (51)  |
| 第2部 新しいつながりへのアプローチ                                        |               |
| 〈報告1〉宗教をとおした場所とつながりの創出<br>—— タイ北部における都市寺院の調査研究より ——       | 岡 部 真由美 (61)  |
| 〈報告2〉保育・教育負担を親から社会へ<br>—— 社会人大学生増で「税での新しいつながり」を ——        | 大 岡 頼 光 (99)  |
| 〈第2部 コメント1〉<br>社会のつながりと再分配のメリット<br>—— シンデレラ社会とミュージアムから —— | 亀 井 哲 也 (141) |
| 〈第2部 コメント2〉<br>家族と社会関係資本の観点からみた生きる場の再構築                   | 松 田 茂 樹 (153) |
| 〈フロアからのコメント〉<br>中京大学社会学部・現代社会学部の創立 30 周年をお祝いして            | 西 山 哲 郎 (159) |
| 〈総評1〉<br>個人差・ただ乗り・利他的行動                                   | 村 上 隆 (165)   |
| 〈総評2〉<br>10 年後の市民学                                        | 斉 藤 尚 文 (191) |
| 〈エッセイ1〉<br>社会学部・現代社会学部のカリキュラム・ヒストリー                       | 加 藤 晴 明 (205) |
| 〈エッセイ2〉<br>社会学部・現代社会学部できごと年表                              | 大 友 昌 子 (229) |
| 写真でみる社会学部・現代社会学部                                          | (243)         |

---

〈序〉

## 生きる場の再構築

—— 分断社会から脱却するつながりとは ——

現代社会学部 30 周年記念  
シンポジウム企画委員会

小 木 曾 洋 司

シンポジウムのテーマは、21 世紀にはいって、人々の間に入り込み、深刻になってきた分断や亀裂に対する連帯の論理の模索です。

10 年前の社会学部創立 20 周年に際しても「市民」をテーマにした記念シンポジウムを開催しました。このとき講演していただいたのは政治学者の篠原一先生、移民問題に取り組んでおられた社会学者の宮島喬先生、障害学を展開された社会学者の石川准先生でした。当時、篠原先生は地方分権化の進展の中で、これを積極的・肯定的に捉え、「自治体は市民社会の政府」であるとしてこれを作り出すための「自治体基本法案」を提案されていました。自治の主体としての市民とその市民が形成する関係性を明らかにするために「市民社会」を可視化する方法もその後執筆していただきました。宮島先生は『ヨーロッパ市民の誕生』（岩波新書、2004 年）という著作を著され、今世紀に入り実質化していった EU の歴史的な形成を、そこに生きる人々の姿から描かれました。また「移民国家」になりつつあった日本社会の対応を調査され、その方策を提言されていました。実際に、篠原先生とともに、川崎市の外国人市民会議という、グローバリゼーションに対応する参加の仕組みづくりにも関わっておられました。石川先生

は、いわゆる障害の「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図り、障害当事者の主体的な社会参加・政治参加の理論を展開されていました。私なりに表現すれば、いずれも課題解決のための新しい「われわれ」という連帯の論理の探求でした。実際に「市民学」を構想するだけの現実の動きが見えていたわけです。そして今回のシンポジウムのテーマにも新たな「われわれ」の探求を掲げました。「生きる場」という表現はこの連帯の論理がどのようにしてどこで可能かを追究する意図を表わしたものです。

しかし、20周年のときと異なるのは、現在の社会においては、あまりに分断状況が広く、深刻になっていることです。20周年記念シンポジウムの後、このシンポジウムを基礎に、社会学部（当時）の教員をメインにした『市民学の挑戦』（梓出版社、2008年）を出版しました。「市民学」の提起の意図は、グローバル化、新自由主義の隆盛に対する危機感があったと同時に、その抵抗体というだけでなく、「助け合う関係」としての新たな「われわれ」（社会）を生み出す「市民像」を探求したいというところにありました。民主党政権が終わった後の事態はますます格差社会を前提とした成長政策が採られていきました。それはまた内向きの、自分だけの世界を守ろうとする流れになりました。

イギリスのEU離脱という選択、相次ぐ紛争による難民の大量発生と受け入れ規制の強化といった事態が世界の最近の傾向です。国内では東北の大震災や福島第一原発事件といった、それこそ社会を揺るがす問題や事件が相次ぎました。国際的な動きやこのような国内の事件を構成する要素としてポピュリズムといわれる政治状況があります。このポピュリズムを覗き込んで私が見るものは人間そのものが、言葉は悪いですが、「劣化」し始めているように思えることです。言いかえると自分で自分を否定するような考え方や行為が自覚ないままになされているように思われるのです。

例をあげます。神奈川の施設の障害者を対象にした殺傷事件において、犯人が持っていた考えの中にあつたものは「役に立たない」という他者否定の論理です。この論理がいつ自分に向けられるか、犯人自身がそれを恐

れていたとすれば、おそらく「役に立つ」かどうかとは別に、自分を気にかけてくれる人が、つまり、そのままでいいよという承認を得られる相手がなかったのではないかと思います。湯浅誠が『反貧困』（岩波新書、2008年）で強調していることは、現代の貧困は人間関係の喪失が特徴としてあるということです。相談する人がいない、頼る人がいない、したがって、立ち上がるための「溜め」がない。つまり、手を貸そうと思えるのは、少なくとも信頼が成り立っている関係があるからです。それは承認ということです。この信頼関係、相互に承認する関係、これが壊れ、形成されないということです。このことを「溜め」がないと湯浅は言ったのだと解釈します。

さらに「形成されない」メカニズムとして「自己責任論」を指摘しておく必要があります。誰にも頼れないとすれば、自分の責任としてみるしかないわけですが、これが他人に対する見方にもなることになります。自己、他者に対する見方（人間観）が現在の社会構造、そして社会的環境である諸制度によってどのように内面化されていくのか、これは大きな社会学的課題です。「社会関係資本」という概念で日常的なつながりの衰退とその社会的影響を描いたR. パットナムの現状に対する処方箋は、彼の著書、『孤独なボウリング』（邦訳、柏書房、2006年）の最後の章の「呼びかけ」にとどまります。自己責任論の意識は社会がダイナミズムをもつための基本的条件を弱化させます。これが自己責任論の問題性です。湯浅はこの考えを壊さないと援助（関係）ができないと言っています。

他にも電通で過労による自死の事件がありました。法律よりも自社の内部規律を、上に置き、しかもそれが法律を無視するものであったことに驚きます。「モーレッツ社員」の時代さえ牧歌的に感じられるほどの内容でした。組織の運営自体がパワハラ体系になっているにもかかわらず、亡くなった新入社員はそのことが認識できずに、自分を減ぼしてしまったのではないかと考えます。勉強ができる、できないということとは関係なく、このような自己否定＝他者否定が起こりうるのが分断状況の深刻な点です。



この会社、そして社員は、多くの学生が就職先として望む、言わば社会的な強者の集団です。その強者としての「われわれ」が成り立ち、それゆえにこそ法律の上に置かれるような内部規律が機能していることに留意しておきたいと思います。他方、もうひとつの極には、このような「われわれ」から排除されている層、すなわち非正規で働かざるを得ない若者層が存在します。

「希望は戦争」と書いた30代、フリーターの若者がいましたが、まさに他者の抹殺によって、他者からの承認を得るという矛盾した方法を求めるところに深刻さが現れているように思います。彼が、今の社会は「ダイナミズム」を喪失した社会であるとみなしている点については私も同意します。この「ダイナミズム」をもたらす契機を、自分の中に、言ってしまえば、「市民社会」に見出せないからこそ「戦争」を持ち出さざるを得ないということです。国民国家の戦争の遂行にとって、固定的な社会的階層がハードルになることは知られていることです。この社会階層のシャッフルは、国家を「われわれ」とみなす考え方を浸透させる役割をもっていました。私の研究分野で言えば、第2次世界大戦中に、地域の住民組織である町内会（自治会・区会など）が内務省の訓令で全国整備され、やがて国家・行政の末端として法的に位置づけられていくわけですが、ある論者に言わせれば、それは格差そのものが戦争遂行にとって邪魔であったから、国民統合の方策としての意味があったというのです。そのような戦争がもたらす社会階層のシャッフルという側面だけをとりあげてそこに希望を見出したのでしょうか。

市民社会は衰退したのでしょうか？ 篠原先生は、社会の問題はいつも市民から提起されると言われました。この点から見て、市民社会が社会問題を提起する能力とは、他者の言葉に耳を傾けることのできる感性や姿勢のこと、したがってまた他者を他者として理解した上で、付き合いの作法をつくる能力のことだと言えるのではないかと考えます。その相互行為が生み出され、機能している場が「生きる場」ということです。

伊藤報告と成報告はまさに耳を傾ける主体的な活動を見せてくれます。耳を傾けるということは主体的な行為です。主体的な行為という意味は、聞いた限りはその話し相手にコミットするということであり、事態に責任を持つ当事者になるということです。このように言うとは大変重い責任を負わされるように聞こえるかもしれません。「市民学」を提起したときに述べましたが、そのような「強い個人」としての市民像ではなく、「助け合う関係」としての「市民像」の探求が問題です。時間をかけて相互の関係性、先に述べた言葉で言えば、信頼、承認という関係性を作り上げる中で、それが社会的なダイナミズムへの回路をどうつくるかです。さまざまな場面と方法の開拓が望まれます。

耳を傾けるという行為が成立する社会的条件を考えさせてくれるのが岡部報告、大岡報告です。大岡報告は社会のダイナミズムの喪失した閉塞状況を変化させる方法ということができます。岡部報告は考え方や価値観の違う人間たちが共生できる関係性とはどういうものかを垣間見せてくれます。

このシンポジウムによって現代社会学部の基本的な学問的特徴を形成すること、同時に4報告を媒介にした「市民学」的関係性の構築ということ、このような目的を今回のシンポジウムは持っています。現代社会学部の研究・教育のシステム自体が「生きる場」になっているのかどうか、教員・職員・学生がお互いに「耳を傾ける」関係を形成できているのかどうか、この点から学部将来像を考えてみたいとも考えます。



## 第1部 現場から

### 〈報告1〉

# その後の市民学

—— 障害当事者の地域生活支援の傍らから ——

伊 藤 葉 子

## はじめに

### ー学部20周年で論じたこと：働いているのに無職という現実ー

中京大学社会学部創立20周年記念行事の一環として、「市民」および「シティズンシップ」をキーワードに「市民学プロジェクト」として学部内研究会が重ねられた。その研究成果が、2008年に『市民学の挑戦』（梓出版社）という形で発行された。

本書の中で、シティズンシップについて宮島は以下のように述べている。

「難しい議論はぬきに言えば、人が一つの社会のフルメンバーとして認められ、それにふさわしい権利をもつことができ、定められた義務を果たし、そのことを通じ、自らも市民、つまりその社会のメンバーと感じるとき、そこにシティズンシップが成立すると申し上げたい」（宮島2008:147）

当時、学部内研究会においても、こうしたことが語られた。こうした議論のなかでふと沸いた疑問を、筆者は当時の報告内容とした。それが、2002年、障害のある人の福祉的就労の場で支払われた工賃に対する所得税課税

問題であった。

名古屋市内にある「社会福祉法人 AJU 自立の家」の障害者就労施設で支払われた工賃が高額であるために、所得税を税務署より請求された問題である（注 1）。非課税のはずの工賃に課税されるのはなぜか。工賃は所得といえるのか。工賃が所得であるのならば、「訓練施設」を利用するという利用料を支払って「働く」という矛盾はどのように説明されるのか。

この障害当事者による異議申し立てから始まった障害者運動は、納税の義務を果たす代わりに、当時の労働基準法適応除外規定の撤廃を求める運動として展開され、2006 年度末まで続くこととなった。この時期はちょうど、障害者福祉領域に「契約」制度が導入された 2003 年の「支援費支給制度」の開始や、支援費制度の財源が大幅に不足し、新たな法として登場した 2006 年の「障害者自立支援法」の時期と重なった。その後、障害者自立支援法に新しいサービス（就労継続支援 A 型：労働契約を結ぶ雇用型）を創設する動きへと発展した。しかし、結果として、同じ就労の場であっても、利用するサービスが異なれば（労働契約を結ばない就労継続支援 B 型）最低賃金は保障されないという減額特例制度も創設される事態となり、利用料を支払って働くという矛盾は今なお、残されたままとまっている。

本論では、「その後の市民学」と題し、①その後の日本の障害者福祉の動向を概観し、②筆者が地域生活支援の傍らで見聞きする障害当事者が地域で生きるうえで抱える課題について述べるとともに、③今後、いかに「つながり」をつくるのかについて若干の考察を試みることにする。

## 1 その後の日本の障害者福祉の動向

### －2006 年の障害者自立支援法と障害者権利条約が日本の障害者に与えた衝撃－

2006 年、日本の障害者福祉に大きなインパクトをもたらしたものがあつた。国連で採択された「障害者権利条約」である。この条約は、その後の

国内の法整備に多大な影響を及ぼした。この条約は、障害者の参画のもと起草され、採択に至っている。この時のスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たち抜きに、私たちのことを決めないで）」は、その後の日本国内の障害者運動においても重視され、法制度の検討、各地方自治体での条例づくり、障害者施策推進の検討においても重視されることとなった。

また、「障害者権利条約」は、障害の社会モデルが採用されたことも大きなインパクトとなった。障害は「個人にあるのではなく」、「社会が生み出している」、「相互作用による」という考えの採用である。さらに、「合理的配慮の否定は差別」であることも明記され、各国の障害者差別禁止法、日本においては、2013年に制定され2016年に施行された「障害者差別解消法」にも大きな影響を与えている。この「合理的配慮」の考え方は、一律に扱うという平等とは異なり、個々の状況に応じて個別性を重んじた配慮といえる。

2006年に全面施行された障害者自立支援法（2013年度より障害者総合支援法）では、その目的を第1条に以下のように定めている。それは、「この法律は、障害者基本法の基本理念にのっとり、（中略）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的としたものであった。しかし、同法施行後のサービスの実態は、法が謳う「自立した日常生活又は社会生活」と「人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」とは、ほど遠い事態となった。

障害者自立支援法は、身体障害者福祉法、知的障害福祉法、精神保健福祉法という障害種別ごとの法制度による障害福祉サービスの実施から、い

わゆる身体、知的、精神の三障害一元化という枠組みでの実施を可能とした。同時に、障害福祉サービスの利用にあたっては、公平を期すため、全国一律の障害程度区分認定（現在の障害支援区分認定）を受け、市町村の審査会にて区分認定を決定するという仕組みを導入した。さらに、サービスの利用量に応じた1割の費用負担を一律に課すことを導入した。この負担は、他法（介護保険制度）との整合性から、サービス利用の利用量に応じ、当初は「応益」負担と称する形での導入であった。

しかし、この費用負担のあり方は、障害の程度が重度な人であればあるほど、福祉サービスの利用が多い人ほど、利用料負担が増すこととなり、福祉サービスの利用抑制、社会参加の著しい制限が生じる状況を招いた。

こうしたなか、2008年には、全国8カ所で「障害者自立支援法違憲訴訟」が提訴され、障害を理由とした支援サービスの1割を「応益」として負担することは、生存権や幸福追求権の侵害であり、憲法に違反すると一斉に提訴する事態となった。その後、この訴訟は、14地裁に対して、71名が訴えを起こすこととなる。

この訴訟は、2010年1月7日に「基本合意」し、同年4月に「和解」が成立した。その主な和解内容は以下のようなものであった（注2）。

- ①障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定
- ②障害者自立支援法制定の総括と反省
- ③新法制定にあたっての論点の設定
- ④利用者負担における当面の措置
- ⑤履行確保のための検証

特に②のうち、「新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部（筆者注記：2009年に設置された「障がい者制度改革推進本部」）において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う」とした。

この箇所は、障害者権利条約の第4条一般的義務の3にある「締約国は、

この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる」の項目の影響もあってか2009年に設置され、2010年1月に初めて開催された「障がい者制度改革推進会議」の構成員メンバーのあり方にも大きく影響したと考えられる。

2010年から始まった「障がい者制度改革推進会議」は、担当室長ほか、議長、議長代理など、構成員の半数以上が障害者及び関係者という当事者参画の下に総合福祉部会、差別禁止部会も結成され、議論が重ねられた。その結果、「負担軽減措置の実施」「障害者基本法の改正（2011年）」により法の対象拡大、共生社会の実現への理念変更、障害による差別の禁止について条文化（第4条）、「障害者総合支援法（2013年）」「障害者差別解消法（2013年成立、2016年施行）」が障害者参画のもとに施行されるにいったった。

こうして2011年（平成23年）に、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立した。本改正では、障害者権利条約の趣旨に沿い、第1条では法の目的に「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」というソーシャル・インクルージョンと共生社会の実現が明記された。第2条では、障害の定義の見直しが行われ、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける状態にあるもの」とされ、社会的障壁とは、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制限、慣行、観念その他一切のものをいう」と、障害の要因を個人に求めるのではなく、社会に求める社会モデルの考えが取り入れられた。第3条では、地域社会における共生等として、「全ての障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことが明記された。その



うえて、「あらゆる分野の活動に参加する機会の確保」、「どこでだれと生活するかを選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「言語（手話を含む）その他の意志疎通の手段についての選択の機会が確保される」こととその拡大が示された。また、差別の禁止が第4条として設けられ、「社会的障壁を除去する措置」が実施されるべきであることが規定され、「合理的な配慮がなされなければならない」ことについても明記された。この第4条を具体化する施策として、2013年には「障害者差別解消法」が成立し、2016年度より施行されている。

こうした動きを経て、日本は、2014年にようやく「障害者権利条約」を批准することとなった。署名（2007年）から批准までにこれだけの年月を要したのは、国連の「障害者権利条約」そのものが障害者の参画のもと起草され採択に至ったように、「“Nothing About Us Without Us”（わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで）」というスローガンが、国内の障害者運動においても重視され、国内政治の中核で討議中心の法制度の検討を行ったからである。これは、わが国初の試みになったともいえる。障害者参画による討議を経ての法制度の検討は、各地方自治体での条例づくり、障害者施策推進の検討においても重視されるようになった。

## 2 全身性障害当事者が地域で生きるうえで抱える課題

### (1) 高齢化・二次障害

日本における重度障害者の地域でのひとり暮らしによる自立生活は、早くは1970年代から実現されてきた。地域での暮らしを開始した人の多くは、介助を必要としながらも、障害当事者が自らの可能性の広がりを実感しながら、地域生活を実現してきた。しかし、障害者の高齢化は非障害者に比べ10年から20年ほど早く進むとも言われている。実際に、40歳代で認知症傾向が発症することもある知的障害者や生活習慣病、その他、加齢に伴う障害の重度化が障害の種類や程度を問わず進んできている。

障害者と高齢化・二次障害についての取り組みは、三障害のなかでは知的障害の領域で比較的早くから取り組まれてきている。1970年代半ばには、大阪府立金剛コロニーで『高齢者実態調査報告書』が出され、施設におけるケアのあり方について提起がなされている。また、施設における実態調査（岡田喜篤 1996）や東京都、横浜市等の自治体レベルでの実態調査の試みも 2000 年以前より実施され（知的発達障害者の高齢化に関する研究会 1998、横浜市知的障害者高齢化対応施策検討委員会 1999）、2000 年には厚生省（当時）が高齢化対応の検討会報告書を提出するに至っている（厚生省・知的障害者の高齢化対応検討会 2000）。

身体障害の場合、特に脳性麻痺については、阿部が指摘するように「進行することのない障害」と考えられ、「症状が固定して永続的であって、それ以上は悪化しない」ととらえられる傾向にあった（阿部 2002）。しかしながら、玉井によれば、身体障害の領域では 20 代から二次障害の症状が現れる人もいると言われる脳性麻痺に関連する調査研究が 1986 年、日本社会事業大学 佐藤久夫らにより「脳性マヒ者の身体機能低下と健康問題に関する調査報告書」として取り組まれた（玉井 2000）。また、1988 年には日本福祉大学 児島美都子の指導により「愛知県重度障害者の生活をよくする会」が、「脳性マヒ者の健康・生活調査実行委員会」を立ち上げ、「脳性マヒ者の健康・生活調査」を実施している（脳性マヒ者の健康・生活調査実行委員会 1988）。2005 年の大阪府実施調査（二次障害検討会 2007）及び 2011 年の愛知を中心とした「脳性マヒの二次障害実態調査実行委員会」により、一定数の脳性麻痺のある人に対する調査が実施されているが（注 3）、熊谷が指摘するように、日本における脳性麻痺のある人の二次障害についての大規模な調査は行われていない（熊谷 2010）（注 4）。

障害者の高齢化、二次障害に関する雑誌論文等は、いずれも心身機能の低下を主とする医学的な早期診断、治療、医療従事者及び支援者への啓蒙とりハビリテーションによる予防を強調したものが多い。日常生活において、どのような対処、工夫の余地があるかを障害当事者の視点、生活から

の視点で論じたものはごくわずかである。

また、悪性新生物に関連した診療科、婦人科、歯科など、障害診断名とは異なる診療科の受療が医療従事者の知識、経験の不足、病院の体制や設備の不備により受診受療が困難な場合や受診受療が遅くなり、このことで、さらに症状が悪化するという状況もある（注5）。

加齢のスピードが速いということは、働き盛りの年齢であるにもかかわらず、生活のしづらさが増えるということでもある。生活の仕方、働き方、経済的な部分について変更を余儀なくされることもある。なかには、子どもがケアの一部を担うというヤングケアラーの問題も生じてきている。さらに、訓練としての就労の場は、有給休暇も傷病手当もない。こうした課題は、本人だけでなく、世帯全体に影響する課題といえる。

厚生労働省は、第5期障害福祉計画に係る基本指針において、各成果目標において障害者の高齢化・重度化の状況を踏まえた目標値の見直しを含めることとした（厚生労働省 2017.1.20.）。

老化に伴う心身の状態の変化とその対処は、誰にとっても初めての体験である。障害者にとっても加齢に伴う心身の変化への戸惑いは、既に要介護状態であったとしても例外ではない。これまでに非障害者の高齢化については、老年医学や老年社会学で多様な研究が蓄積されてきているが、障害者の高齢化や高齢化に伴う二次障害については医学的なものについての先行研究はあるものの、必要な支援やその内容についての研究は不十分と言わざるを得ないであろう。ましてや、地域での生活ともなると、その具体策は事例的なものも含めてわずかである（注6）。

「二次障害」は、障害診断名の障害に付随するものとしての二次障害をさすことが多い。この「二次障害」という表現も、非障害者の視点から見たものであって、特に幼少期より機能障害のある人、その身体機能とともにこれまで生活してきた人にとっては「二次」的なものであるとは必ずしも言えない。ある意味「初めての障害体験」であるともいえる（注7）。すでに、必要な介助を得ながら地域生活を営んでいるとはいえ、新たに介

助量が増えること、これまでには必要のなかった時間に介助を受けること、必要のなかった生活部面（例えば、排泄、食事をきざむ、とろみをつけるなど）で介助を受けることには「できなくなった」ことに対する了解がなければ、他者の支援を受け入れることは難しい場合が多く、「すでにサービスを利用しているのだから、量を増やせばよいだけのこと」とはいえないことがある。加えて、前述したように、当人はまだ、就労している働き盛りの年齢層であったりもすることがある。こうした場合、加齢症状であると単純に了解できるわけではない場合も少なくない。

他方で、65歳を超えてもなお、国内外の当事者組織で活動し、行政交渉に出かけ、検討委員会に出向き、後進の指導や研修に従事し、障害者運動の先頭に立つ障害者も存在する。こうした当事者の支援は、65歳を超えたからといって居宅内介護を中心とする介護保険制度優先のサービス利用では、かえって社会参加が制約されることとなる。障害福祉サービスと介護保険サービスの内容により、新たに参加制約が生み出されている現状が存在する（注8）。加齢や二次障害による介助の複雑さや生活上のコツ、介助内容の伝達にかかわるコミュニケーションの難易度の上昇、障害以外の医療情報を介助者と共有する場合、生活実態について個別によく理解した介助者の確保が求められる。同一人物が長く介助に入ることは、生活の質とも直結する切実な問題である。今後、障害者本人の高齢期の課題に対し、いかに当事者の意見を反映させ、当事者参画による法制度の充実を果たすかが問われてくるであろう。

## （2）震災から見えてきたもの

厚生労働省は、2000年代半ばより地域生活移行について、数値目標を設定し、必要な施策について計画を立案し、推進している。2017年1月6日に開催された第83回の社会保障審議会障害者部会では、参考資料3として「施設入所者の地域生活移行者数の推移について（参考データ）」が示されている（厚生労働省2017.1.6.）。障害福祉計画の第4期（2015年度

から 2017 年度) の地域生活移行者の目標値は、12% であった。第 4 期の実績は、2015 年度末時点で地域移行者が 0.4 万人の 3.3% に留まっており、目標値には遠く及ばない現状にある。国は、第 5 期の 2018 年度から 2020 年度の目標値を 9% としている。今後、着実に地域移行が進むよう、地域福祉サービスを量的にも質的にもさらに充実させる必要がある。

地域移行が国の基本方針として掲げられ、推進されているとはいえ、実際に地域移行した障害者の暮らしは、果たしてインクルーシブに暮らせていたのかが問われる出来事が立て続けに起こった。2011 年の東日本大震災、2016 年の熊本地震などの大災害である。「障害者は避難できない」「障害者の死亡率は障害のない人の 2 倍」「災害弱者」などと表現されるように、地域移行により、地域に存在はしていたとしても、普段の暮らしのなかで、地域住民の一員としてつながりあえていたのか、つながりあう支援が実践できていたのか、改めて問われる事態となった(注 9)。

立木は、NHK 取材班の協力により、東日本大震災で、10 名以上の死者が発生した 31 の自治体の全住民の死亡率と障害者手帳所持者の死亡率の比較を行い、全体死亡率と障害者死亡率の関係を県別に分析している(立木 2013, 2016)。その結果、障害者死亡率への影響が一番大きかったのは、全体死亡率であることが明らかとなった。全体の死亡率が高い県ほど、障害者死亡率も高いということは、ある面、当然の結果と言えよう。しかし、全体の死亡率と障害者死亡率の格差は、メディアが報道してきたような 2 倍というものではなく、約 1.1 倍であることが明らかとなった。障害者の死亡格差は宮城県で倍近く(1.92 倍)、その一方で岩手(1.19 倍)、福島(1.16 倍)。南相馬市では、全体死亡率 1.3% に対して、障害者死亡率は 0.4% であることが明らかとなった。一律に障害者死亡率が 2 倍であるのではなく、地域間でその差が明らかとなった。この背景要因には何が潜んでいるのだろうか。

立木は、障害者入所支援施設の割合が低く、地域移行が進んでいた地域ほど、障害者死亡率が高かったことに着目し、「(施設) 入所率は宮城で群

を抜いて低い（在宅での生活者が群を抜いて高い）ことが、宮城県の障害者死亡率を岩手・福島よりもほぼ倍近く高めた大きな要因と考えることができる」としている。さらに、「障害者は施設入所すべき」ということではなく、「障害者が地域のネットワークに包まれて暮らせる仕組みをつくることが喫緊の課題」と指摘する。このように、東日本大震災の実態は、障害者の地域移行・地域生活支援に従事してきた支援者及び研究者に対し、これまでの支援のあり方、これからの支援のあり方、地域で暮らすとはどのようなことなのかの問い直しをせまっている（注10）。

また、熊本学園大学の教員でもあり、障がい者制度改革推進会議では担当室長でもあった東 俊裕は、現在、「被災地障害者支援センターくまもと」の事務局長も務めているが、熊本地震に関する特別報告の中で、「災害時は、支援者だって被災者。助けに来てくれるとは限らない。日頃からの地域とのつながりが重要」であることを強調している（注11）。

被災地の復興のあり方、他の市町村での災害、防災、減災対策のあり方には、地域で暮らすあらゆる人を地域で共に暮らす市民の一員として包摂することが求められている。その際、最も重要なことは、地域生活における自立生活支援システムづくりにおいて、障害当事者を脇に置かず、当事者参画により推進することである。

## おわりに

### 一果たしてつながりあえるのか：つながりを求めて一

上述のような課題に対し、今後、私たちはつながりあえるのか、どのようにつながりあったらよいのかが問われることとなる。本稿の最後では、あらたなつながりを求めた地域での試みの紹介とつながりの接点の設定に関する可能性について触れておきたい。

筆者は、ささやかな試みではあるが、2010年より介助を必要としながら地域で暮らす期間が長期にわたる障害当事者とその身近な人たちとの語りの場、相互の学びの場を設けている。開催頻度は2か月に1回を原則と

し、地域の生涯学習センターの一室を借りて開催している（注12）。

その内容は、加齢に伴って生じる心身の変化について、二次障害及びその治療法について、介助者との関係性について、介護保険制度の学習、転居や住宅改造について、ケア付き住宅の見学、余暇活動の実施など多岐にわたる。

同じ悩みを持つ者同士、それを理解しようとする者同士、自らの問題でもあると相互に理解しようとする者同士が立場の違いを超えて、学び合い、つながりあう場となりつつある。ただし、「日ごろからの、地域とのつながりをいかに作るか」については、手つかずとなっており、今後、地域で長く暮らし続けていくには、どのようなつながりを近隣住民と持つことが可能なのか考えなければならない局面に立たされている。こうした障害者の高齢化と地域生活支援のあり方を模索することは、少子高齢化、非婚化の現代社会において、非障害者の高齢化と地域生活支援を構築することにもつながる。

今一つのつながりを模索する場として、「教育現場」を挙げておきたい。現在、各市町村の社会福祉協議会では「福祉教育」の取り組みの一環として「福祉実践教室」や「障害理解教育」に取り組んでいる。その内容は、障害当事者を学校にお招きした講演会の実施、車いす体験や点字学習、高齢者疑似体験などの単発学習が主流となっている。2016年に国連の障害者権利委員会が出した「障害者権利条約第24条教育に関する一般的意見第4号」では、インクルーシブ教育を妨げている要因について以下の7点が挙げられている（注13）。

- (a) 個人の機能障害ではなく、地域社会や社会における障壁が障害のある人を排除しているとする障害の人権モデルに対する理解またはその実施の失敗。
- (b) 今なお長期居住型施設で生活している障害のある人の孤立と、一般の人と同じ環境に置かれている障害のある人への低い期待が原因で悪化し、偏見と恐怖のエスカレートと放置を許してしまってい



る、障害のある人に対する根強い差別。

- (c) インクルーシブで質の高い教育の特性と利点、及び、すべての人のための学習における、競争力という観点を含む、多様性に関する知識の不足。すべての親への支援活動の不足、支援ニーズへの適切な対応の不足が、インクルージョンは教育の質の低下を招くか、さもなければ、他の者にマイナスの影響を与えるという誤った懸念や固定観念をもたらしめている。
- (d) 分類されたデータ及び調査研究（どちらもアカウントビリティとプログラムの開発に必要）の不足。これが効果的な政策の開発とインクルーシブで質の高い教育の促進への介入を妨げている。
- (e) すべての教職員の教育不足を含む、インクルーシブ教育を受ける権利の実施における政治的意思、技術的知識及び能力の不足。
- (f) 不適切かつ不十分な、障害のある生徒のインクルージョンのための報奨金及び合理的配慮を提供するための資金調達メカニズム、省庁間の連携、支援及び持続可能性。
- (g) 法的救済策及び違反の是正を要求するメカニズムの欠如。

また、「委員会は、排除、分離、統合及びインクルージョンの違いを認識することの重要性を強調する」として、「組織、カリキュラム及び指導・学習方略などの構造的な変更を伴わずに障害のある生徒を通常学級に配置することは、インクルージョンにならない」とし、単に同じ場にいるというだけでは、インクルーシブな教育は実現されないとする。既存の多数派による主流の教育に障害者を配置するだけでは、自動的に分離からインクルージョンへの移行を保障するものではないことも指摘している。

障害者権利条約や障害者基本法の目的とする、分け隔てない社会の構築、共に生きる、インクルーシブな社会は、時にぶつかり合い、互いを理解し合いながら、日々の積み重ねのなかでかわりの作法、折り合いのつけ方、何をどこまで配慮するのかという個別性とその変化を理解し、行動する力をお互いに身につけることが必要となる。これは、非障害者だけが



身につける必要があるのではなく、障害当事者自身も多様な人とのかかわりのなかで学び、身につけなければならない。日常的な関係性のなかで、他者の問題を自らの問題と認識する仕掛け、地域課題の抽出、共有、解決に向けた実践が追究されなければならない。

# <注>

- 1 本件については、新聞報道でも実名化され、原稿執筆時にも実名表記することの了解を得た。
- 2 基本合意及び和解に関する情報については、厚生労働省「障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意について」に関連文書が掲載されている。その他、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（2010）『さよなら障害者自立支援法－訴訟勝利までの軌跡－』日本障害者協議会、障害者自立支援法違憲訴訟弁護団（2011）『障害者自立支援法違憲訴訟 立ち上がった当事者たち』生活書院にその経過が詳細にまとめられている。
- 3 愛知を中心とした「脳性マヒの二次障害実態調査」は愛知医療学院短期大学の万歳登茂子及び南生協かなめ病院の後藤 浩を代表とする「脳性マヒの二次障害実態調査実行委員会」により、2011年に実施された。本調査は、その後、書籍出版された以下の著書に取り上げられている。万歳登茂子・脳性マヒの二次障害実態調査実行委員会編（2013）『成人脳性マヒライフ・ノート』クリエイツかもがわ
- 4 障害者と高齢化・二次障害について主要雑誌記事等で特集が組まれるようになったのは、1990年代以降と言ってよいだろう。1990年には、『障害者問題研究』にて「加齢と障害の変化」と題して特集が組まれた。その後、同誌において1999年には「高齢者の介護と生活」、2004年には「脳性麻痺研究の到達点」の特集が組まれている。2004年の特集では、脳性麻痺の発生、診断技術、移動運動の予後、二次障害にあげられる頸椎症性頸髄症など、医師を中心とした特集記事を掲載する一方、2名の障害当事者の手記が掲載され、そのいずれもが「二次障害体験者」として取り上げられている（上野耕一2004、古河辰彦

2004)。

- 5 2010年9月10日に実施した筆者による脳性麻痺障害当事者A氏への聞き取りから。
- 6 脳性麻痺のある人の高齢化・二次障害に関する研究は、医療者側からの予防、早期診断、治療及び支援者に対する啓蒙が中心であった。したがって、機能低下に伴う生活上の諸問題、当事者及び介助者がこれらの問題に日々の生活においてどのように対処すればよいのかの手立ては十分には検討されてきていない。また、実際の問題に直面した障害当事者自身がどのように対処してきたのかの把握も個人的体験や問題提起が大部分を占めている。このため、障害当事者自らが自己の障害の変化を理解し、予防や治療方法を選びとり、実際の行動に移すに十分で利用可能な情報も不足している。
- 7 2010年9月6日に実施した筆者による脳性麻痺障害当事者B氏への聞き取りから。  
 こうした「二次障害」は、障害診断名である機能障害に伴い二次的に発生することを意味しているが、障害当事者自身の実感としては、「二次」的なものとは言えないであろう。
- 8 65歳到達などを理由とした障害者総合支援法の障害福祉サービス取消・介護保険優先問題を争った舟橋訴訟等もある。詳しくは、以下のパンフレットを参照のこと。愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会・舟橋訴訟を支援する会  
<http://npo-asc.jp/wp-content/uploads/2015/08/8ebc5a2b2da5181b50a0218adb9743fe1.pdf> (2017.7.15. 検索)
- 9 障害者が被災時に避難所に避難できなかったことや仮設住宅にも入居することが阻まれがちであったことなどに関する実態調査については、以下を参照のこと。社会福祉法人AJU自立の家（2011）『障害者は避難所に避難できない（東日本大震災 被災障害者緊急支援速報）』、東北関東大震災障害者救援本部（2015）『東日本大震災被災障害者への支援活動から 東北関東大震災障害者救援本部4年間の活動報告として』、社会福祉法人AJU自立の家（2016）『やっ

ぱり障害者は避難所に避難できない！？（熊本地震 緊急支援第1陣報告）』

- 10 2016年10月9日（日）に大阪市中央会館ホールで開催された「大規模災害  
いつまで続く 取り残される障害者 障害者の避難、避難生活を円滑に進める  
にはどうすればよいか？～」(主催 認定NPO法人ゆめ風基金)の立木によ  
る基調講演「東日本大震災と熊本地震～障がい者の避難状況はどうだったの  
か～」報告より。
- 11 2016年9月25日（日）に大阪堺市のビッグ・アイで開催された「第33回共  
同連全国大会 大阪大会」の特別報告「熊本地震における被災地障害者支援」  
での発言より。
- 12 この会の名称は「地域で素敵に歳を重ねる会（通称：アダルトクラブ）」。
- 登録メンバーは、北海道から京都までおよそ40名。名古屋を中心とする措置の時  
代からボランティア介助者を集めて一人暮らしを営んでいた全身性重度障害者  
数名と非障害者有志で結成された。当初の目的は、加齢に伴う生活上の悩みを  
自由に語る場として発足した。
- 13 障害者権利委員会とは、障害者権利条約の実施に関する進捗状況を検討するた  
めに設置（障害者権利条約第34条）。18名の委員（任期4年）は、個人の資  
格で職務を遂行する。2016年に行われた選挙にて、石川准（いしかわ じゅ  
ん）内閣府障害者政策委員会委員長（静岡県立大学教授）が日本の候補として  
初めて当選を果たした。石川氏は、2005年12月3日に本学部20周年記念シ  
ンポジウムにおいて「構造から呼ばれるとき」と題し、講演いただいている。  
石川氏自身も障害当事者（全盲）として、障害学、国際的な障害者の状況なら  
びに障害者に対する支援機器開発についての幅広い知見を有するとともに、  
2012年以降、内閣府障害者政策委員会の委員長として、国内の障害者の権利  
向上に尽力している（外務省ホームページ「障害者権利委員会委員選挙投票結  
果より

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_003391.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003391.html)（2017.7.15. 検索）

なお、本論における「障害者権利委員会 インクルーシブ教育を受ける権利  
に関する 一般的意見第4号（2016年）」については、「障害保健福祉研究情

報システム」掲載、仮訳：石川ミカ、日本障害者リハビリテーション協会、監訳：長瀬修の日本語訳を使用した。

[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\\_gc4\\_2016\\_inclusive\\_education.html#N4](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html#N4)（2017.7.15. 検索）

### <参考文献>

- ・愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会・舟橋訴訟を支援する会（2015）  
「ケアマネ 相談支援員必読！65歳になっても障害福祉サービスは使えるよ！」  
パンフレット  
<http://npo-asc.jp/wp-content/uploads/2015/08/8ebc5a2b2da5181b50a0218adb9743fe1.pdf>（2017.7.15. 検索）
- ・阿部一彦（2002）「障害者の二次障害に関する諸問題－脳性小児麻痺（CP）と脊髄性小児麻痺（ポリオ）を例に－」東北福祉大学社会福祉研究室『社会福祉研究室報』（12）10-17.
- ・外務省ホームページ「障害者権利委員会委員選挙投票結果」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_003391.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003391.html)（2017.7.15. 検索）
- ・古河辰彦（2004）「私の生活と『二次障害』心身の力を保ちつつ」、『障害者問題研究』32（3）、216-219.
- ・厚生労働省（2010）「障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意について」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/goui/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/goui/index.html)（2017.7.15. 検索）
- ・厚生省・知的障害者の高齢化対応検討会（2000）『知的障害者の高齢化対応検討委員会報告書』
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2017.1.6.）「第83回社会保障審議会・障害者部会」資料.
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2017.1.20.）「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料.

- ・熊谷晋一郎 (2010)「痛みの当事者研究－動きと時間をとめる、覚めない悪夢について－」『現代思想』38 (12)、78-87.
- ・万歳登茂子・脳性マヒの二次障害実態調査実行委員会編 (2013)『成人脳性マヒ ライフ・ノート』クリエイツかもがわ
- ・宮島 喬 (2008)「第6章 社会の国際化と市民であることの意味－開かれたシティズンシップへ－」松田 昇、小木曾洋司、西山哲郎、成 元哲編『市民学の挑戦』梓出版社、147-159.
- ・二次障害検討会編 (2007)『二次障害ハンドブック改訂版』文理閣
- ・脳性マヒの二次障害実態調査実行委員会  
<http://www.dodesukaden.jp/> (2012.09.19. 検索)
- ・脳性マヒ者の健康・生活調査実行委員会 (1988)『脳性マヒ者の健康・生活調査 報告書』愛知県重度障害者の生活をよくする会
- ・岡田喜篤 (1996)「平成8年度厚生省心身障害研究 障害児 (者) 施設体系に関する総合的研究 (三村班「高齢者の処遇に関する研究」)
- ・社会福祉法人 AJU 自立の家 (2011)『障害者は避難所に避難できない (東日本大震災 被災障害者緊急支援速報)』
- ・社会福祉法人 AJU 自立の家 (2016)『やっぱり障害者は避難所に避難できない!? (熊本地震緊急支援第1陣報告)』
- ・障害者権利委員会 (2016)「インクルーシブ教育を受ける権利に関する 一般的意見第4号」「障害保健福祉研究情報システム」掲載、仮訳：石川ミカ、日本障害者リハビリテーション協会、監訳：長瀬修  
[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\\_gc4\\_2016\\_inclusive\\_education.html#N4](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html#N4) (2017.7.17. 検索)
- ・障害者自立支援法違憲訴訟弁護団 (2011)『障害者自立支援法違憲訴訟 立ち上がった当事者たち』生活書院
- ・障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会 (2010)『さようなら障害者自立支援法 一訴訟勝利までの軌跡一』日本障害者協議会
- ・玉井 明 (2000)「二次障害考 (2) 二次障害なんて怖くない」『ノーマライゼー

ション』Vol.20、No.232、42-43.

- ・立木茂雄（2013）「高齢者、障害者と東日本大震災：災害時要援護者避難の実態と課題」『消防科学と情報』111、7-15.
- ・立木茂雄（2016）「災害時要援護者対策のあり方を考える～排除のない防災をめざして『地域防災セミナー』開催報告 基調講演 『排除のない防災へ』」『季刊政策・経営研究』187-197.
- ・知的発達障害者の高齢化に関する研究会（1998）『知的発達障害者の高齢化に関する研究会報告書』東京都福祉局障害福祉部精神薄弱者福祉課
- ・東北関東大震災障害者救援本部（2015）『東日本大震災被災障害者への支援活動から 東北関東大震災障害者救援本部4年間の活動報告として』
- ・上野耕一（2004）「生活の改善を進めながら自分らしい暮らしを」『障害者問題研究』32（3）、212-215.
- ・横浜市知的障害者高齢化対応施策検討委員会（1999）『知的障害者高齢化対応検討委員会中間報告』横浜市福祉局障害福祉部障害福祉課
- ・『大規模災害 いつまで続く 取り残される障害者 障害者の避難、避難生活を円滑に進めるにはどうすればよいか？～』資料（2016年10月9日、大阪市中央会館ホール、主催 認定NPO法人ゆめ風基金）



## 第1部 現場から

〈報告2〉

## 子ども食堂運動の挑戦

—— 地域の中のもう一つの居場所づくり ——

成 元 哲

## 1 空前の盛り上がりの子どもの居場所づくり運動

子どもの貧困や孤食が社会問題となる中で、子ども食堂が全国的な広がりを見せている。子ども食堂は学校や家庭に加えて、地域でもう一つの居場所を作ろうとする民間発の試みである。その居場所づくりの核が「食」である。子どもから高齢者までさまざまな世代がつながり、全国で多様な形の子どもの食堂が誕生している。本稿は、2016年夏から2017年3月末まで、中京大学現代社会学部3年の学生とともに実施した「愛知県子ども食堂の現状と課題に関する実態調査」の結果を報告する。そのうえで、2010年代に子ども食堂が急速に広がった背景を現代社会の変動との関連で探ることが目的である。

子ども食堂は、地域の大人が子どもに無料や安価で食事を提供する民間発の取り組みとして始まった。そうした活動は古くからあるが、子ども食堂という名前が使われ始めたのは2012年、東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん子ども食堂」の取り組みからである<sup>1</sup>。最近では、地域のすべての子どもや親、大人など、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、子どもが放課後に自宅以外で過ごす居場所の中で食事を出しているところもある。子ども食堂は、食事提供の他に、出会いの場、



体験・交流、学習支援、ママ友の子育てサロン、高齢者の交流の場など、その多様性に際立った特徴がある。

朝日新聞の調査報道によると、2016年5月末の時点で、子ども食堂は全国で319ヵ所とされるが<sup>2</sup>、その後、行政や社会福祉協議会、民間団体などの開設助成金なども手伝って、現在、全国で子ども食堂は1000ヶ所以上存在するといわれている<sup>3</sup>。名古屋市内の35ヶ所を含めて、愛知県内には70ヶ所以上存在する<sup>4</sup>。これらの子ども食堂は、友人・知人のボランティア団体、NPO、宗教施設（寺院、教会）、レストランやカフェ、生活協同組合、社会福祉法人などによって運営されているため、地域社会の組織的基盤を映し出す鏡のような存在である。

日本国内ではバブルが崩壊した1990年代後半以降、非正規雇用の増大とともに、社会的格差、下層老人、子どもの貧困、社会的孤立などが社会問題として注目されるようになり、こうした問題への市民の自発的なアクションの一つとして、2012年から子ども食堂が誕生した。愛知県内のいくつもの子ども食堂を訪ねて驚いたのは、並ぶおかずも食べ方も食堂の広さも、みんな違うということである。だが、同じものが見えてきた。それは、子どもの貧困を前に、「何かしなければ」という市民の思いがつくっている場だということである。子どもの貧困は「本人の努力が足りないからだ」という自己責任論では片付けられない。それは、「親の貧困」、「地域の貧困」が別の形で表面化したものに他ならない。また、教育機関や行政機関などの予算や意欲の「貧困」も関わってくる。そうである以上、子ども食堂は食事を出しておしまいではない。ここを起点に、地域の大人や学生が子ども達のよりよい暮らしを目指していく、そんな場を見すえた次のステージを追いかけていくものであるということである。愛知県は他の都道府県に比べて、市民活動が極めて脆弱であるが<sup>5</sup>、遅まきながら、2016年度だけでも30ヶ所以上の子ども食堂が誕生し、その勢いはとまらない。

社会調査実習の一環として学生と一緒にすすめた調査手法は、①ボランティアを通じての参与観察（これまで延べ50ヶ所以上）、②聞き取り、③

フェイスブックとメッセージを使っての取材、④ネット検索、⑤新聞記事検索（主に朝日新聞、中日新聞）、⑥書籍（参考文献にある『子ども食堂をつくろう！』）などである。

まず、「愛知県子ども食堂マップ」をご覧いただきたい。2017年10月時点で名古屋市内在が24ヶ所、その周辺地域が19ヶ所で合計43ヶ所が確認できた<sup>6</sup>。これまでの調査で発見された興味深い知見の一つは、名古屋市を含む尾張地域に子ども食堂が多く、三河地域で少ないことである。また、名古屋市内でも南区、港区、中川区、中村区など従来型の地域のつながりが強い地域には、子ども食堂が少ないということである<sup>7</sup>。なぜある場所では子ども食堂が生まれ、ある場所では生まれないのか。现阶段では、推測の域を出ないが、地縁型組織が強い場所では、民生児童委員などによる従来型の子育て支援や子どもの見守りはできても、民間で自発的に子どもを支援するような新しい取り組みが生まれにくいという環境ではないかと考えられる。これは、愛知県が「全国トップレベルの自治会・町内会の加入率」を誇っている一方、「全国最低のNPO法人数」を記録していることとも関連していると推測している<sup>8</sup>。

次に、子ども食堂を開催する日時については次のような特徴が挙げられる。第1に、土日と金曜の開催が多い。第2に、夕刻からの開催、つまり、夕食が多い。第3に、平日は夜のみ、土日にお昼開催が集中している。

子ども食堂の料金の特徴は次の4つである。第1に、大半が子どもと大人で料金を分けている。第2に、半数程度が子どもの料金を無料にしている。第3に、大人の料金は寄付制が多い。第4に、数か所が小学生以下と中学生以上で料金を分けている。

愛知県子ども食堂を支える組織的基盤は大きく3つに分けることができる。最も多いのが、友人・知人のネットワークである（16ヶ所）。友人・知人のネットワークが組織的基盤となっているのは、いなざわ、びほく、はるたま、みよし、豊橋、マジかぞく、つしま、おっかわ寺子屋、みずほ、にっこにこ、天白、つな、鶴舞、おかえり、大須、みなと区の子ども食堂

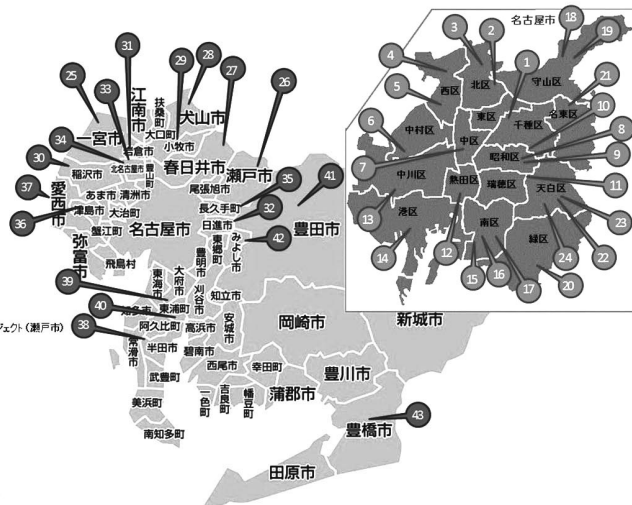
である。また、レストランやカフェ（5ヶ所：ちくさ、ガンダム、小牧、心の子どもごはん、コミュニティ食堂）、宗教施設（4ヶ所：マンナ、なかよし、西福寺、平田寺）などを拠点につながって活動している。

次に多いのは、NPO であり、子ども食堂のネットワークの結節点となっている(13ヶ所)。マンナ、こども食堂、ひなたごはん、さばんなかふえ、藤が丘、ほほえみ、はらぺこ、いぬやま寺子屋、日進絆、サンクス、長久手、みんなのご飯、大府がそれである。

その他には、生活協同組合（2ヶ所：わいわい、くろかわ）、一般社団法人（1ヶ所：WAIWAI のわミー）、社会福祉法人（1ヶ所：よつ葉）、地縁型団体（1ヶ所：八社）、医療施設（1ヶ所：ほんわか）が基盤になっている。

## 愛知県子ども食堂マップ

1. ちくさこども食堂(千種区)
2. わいわい子ども食堂(北区)
3. くろかわ子ども食堂(北区)
4. マンナ子ども食堂(西区)
5. よつ葉こども食堂(西区)
6. 八社地域の食卓わいわい食堂(中村区)
7. 犬須こども食堂(中区)
8. ガンダム食堂(みつまち、mito cafe)(昭和区)
9. 西福寺おかげがき食堂(昭和区)
10. 朝陽つなぐ子ども食堂(昭和区)
11. あまはみんなの食堂(瑞穂区)
12. なまよしごはん(熱田区)
13. こども食堂(中川区)
14. みなと区こども食堂(港区)
15. ほんわか食堂(南区)
16. マルチメンバー(南区)
17. 地域コミュニティ(ひなたごはん)(南区)
18. 心の子どもごはん(守山区)
19. つな食堂(守山区)
20. さばんなかふえ(緑区)
21. 藤が丘子ども食堂(名東区)
22. 天目子ども食堂(天白区)
23. こども食堂にっこにっこ(天白区)
24. ははえみ子ども食堂(天白区)
25. WAIWAI のわミー(愛西市)
26. マジかぞく食堂！瀬戸まち空家再生プロジェクト(瀬戸市)
27. はらぺこ食堂(春日井市)
28. いぬやま寺子屋カフェ(犬山市)
29. 小牧子ども食堂(小牧市)
30. いさむら子ども食堂(稲沢市)
31. ひくさ子ども食堂(岩倉市)
32. 日進絆子ども食堂(日進市)
33. 平田寺子ども食堂(北名古屋市)
34. 地域食堂「サンクス」(北名古屋市)
35. 長久手子ども食堂(長久手市)
36. つしま子ども食堂(津島市)
37. みんなのご飯食堂(愛西市)
38. おっかわ寺子屋(まじり(半田市))
39. 大府子ども食堂 ふれあい 食堂(大府市)
40. 子ども食堂 はなま(あま市(都築清洲))
41. おかえり食堂(豊田市)
42. みよし世代：子ども食堂→うきうき食堂→(みよし市)
43. 豊橋こども食堂(みよし市)



資料提供者：名古屋子ども青少年局子ども未来課、コープあいちの向井忍氏、わいわいの杉崎伊津子氏、他

続いて、これらの子ども食堂の共通点について検討したい。第1に、ほとんどが居場所としての子ども食堂を目指している点である。経済的に困窮状態にある子どもだけが来る場所ではなく、誰でも立ち寄ることができる居場所を心がけている。第2に、ほとんどの子ども食堂が、フェイスブックやブログなどのSNSを使って広報をしている点である。第3に、学生ボランティアが活躍している点である。子ども食堂の多くに大学生がボランティアとして参加している。また、小中学校、高校の生徒がボランティア参加しているところや、不登校の生徒や障害を持っている子どもがボランティアとして参加しているところもある。第4に、新しく子ども食堂を開こうとする個人やボランティア組織は、既に開いている子ども食堂を見学し、運営や参加状況などを学習している点である。第5に、複数の子ども食堂に食材、食べ物を寄付している組織があるという点である。あいち子ども食堂ネットワーク、くらしを耕す会、おてらおやつクラブ、カンパイチャリティ(マルト水谷)、セカンドハーベスト名古屋(フードバンク)、山崎製パン従業員組合などが寄付して協力をしている。

愛知県の子ども食堂の全体的な特徴は、第1に、ほとんどが2016年から開始して、比較的に新しい動きであるということである。2015年から子ども食堂を開催しているのは長久手（2015年7月）、わいわい（2015年11月）、ちくさ（2015年12月）の3ヶ所だけであり、他の40ヶ所は2016年以降に開設されている。第2に、他の地域と比べ、人口規模に比して愛知県の子ども食堂の数がまだ少ないということである。例えば、滋賀県（人口140万人）は43ヶ所<sup>9</sup>であるのに対して、愛知県（人口726万人）は76ヶ所ほどである。ただ、他地域同様、現在、愛知県の子ども食堂数は急速に増えている。第3に、人口10万人当たりの県別NPO認証法人数が全国一少ない愛知県（24.8：東京都71.1、京都府51.3、平均38.7）において、NPOやボランティア団体が基盤になって子ども食堂を運営していることである。第4に、広報、食材の寄付、開催場所の提供などで愛知県の子ども食堂を支援しているのは企業や社会福祉協議会などに加えて、自治会、

民生委員など従来の地縁型組織であることである。なお、2016年4月1日現在、名古屋市の町内会推計加入率は全市で74.4%である。第5に、「コープあいち福祉基金」、それぞれの市区町の「社会福祉協議会の助成金」、「赤い羽根共同募金」、「子どもゆめ基金」、「日本フィランセラー協会の助成金」、「せと市民活動応援補助金」、「全労済地域貢献助成事業の助成金」などの助成金と一般の寄付が、子ども食堂を開設し、また運営していく上で財政的基盤となっていることである。

一方、共通する悩みや課題も抱えている。第1に、ほとんどの子ども食堂の主催者が口を揃えているのが、本当に子ども食堂を必要とする人に届いているのが不安であるという点である。まず、子ども食堂の存在が、それを必要とする人に届いているかどうか（広報）、また、必要とする人に来場してもらっているかどうか、これらについて不安を抱えている。第2に、毎回の子ども食堂に参加する人の数が読めないという点である。これは、子ども食堂を利用する人数も、それを支えるボランティアの人数も毎回変動していることにより、運営上の不安定化が生じていることが背景にある。第3に、メニューのマンネリ化である。その原因の一つは寄付してもらった食材で食事メニューを考えるためであり、もう一つは、毎回子どもたちが好きな多様なメニューをつくることができないからである。第4に、子どもの料金を無料にしたいが、財政的に難しいという点である。第5に、すべての子ども食堂が、広報、開催場所（道具の保管場所も含む）、食材、スタッフ、開催頻度、運営資金といった点で、これからの継続に不安を抱えていることである。

「最初は貧困がターゲット。だが貧困という言葉を使いたくはなかった。貧困と言ってもお金だけではなく、夫婦の関係や親と子の関係など様々。やっていくうちに色んな貧困があると意識が変わった。全てにおいて子どもを守る事ができたら…」

これは、「ちくさ子ども食堂」代表の加藤三重子さんが私たちの取材に対して語った言葉である<sup>10</sup>。子ども食堂は、家族や学校ができないことを地域社会のつながりで補おうとしている。それが提供するのは居場所である。この居場所が提供するの、食事を通じての「栄養」であり、学習を支援して得られる「知識」である。さらに、子ども食堂は、多様な遊びやゲームなどを通じて、体験や交流を行う。ただ、子ども食堂が提供するものとして強調しておきたいのは、一緒に過ごす「時間」である。多忙な現代社会において、子ども達が多様な世代の人と過ごすことにより、育まれるものは多いのではないだろうか。現在のところ、子ども食堂は、まだ「名のない関係性」である。ただ、まだ名前がない関係性だが、私たちが今の時代を生きていくために必要な関係性、すなわち、学校でも家でもない第3の居場所である。子ども食堂は、緩やかにつながり、多様な種類のつながりを混合しながら、重層的につながりを張り巡らす仕組みをさまざまな形でつくっている。

## 2 ＜ボランティアな共同体家族＞：家族の境界と社交の場

子どもの貧困や孤食などを背景に居場所としての子ども食堂が全国的に広がっている一方、子ども食堂がそれぞれの地域に当たり前の存在として定着していくためには、「子ども食堂＝貧困対策」のイメージが足かせになっているという<sup>11</sup>。上述した通り、実際、ほとんどの子ども食堂は対象者を限定せず、すべての人を受け入れているのに、いまだに子ども食堂は貧困対策といった見方が付き纏う。なぜ実態とかけ離れた「子ども食堂像」が出来上がってしまったのか。その理由の一つは、現代社会における子ども食堂とは何かについて、多くの関係者が共有できる子ども食堂像を見出していないからではないかと考えている。このような仮定のもと、以下では子ども食堂を現代社会においてどのように位置づけ、その意味を考える

かについて、きわめて個人的な見方を提示してみたい。

まず、現代社会において子ども食堂は何かという問いの背後には、「家族とは何か」、「地域コミュニティとは何か」という問いが控えている。そのうえで、筆者は、今の子ども食堂は、家族とそれを取り巻く社会圏が伸縮し交差する状況の中で生み出された社交関係の一形式、すなわち、主にボランティアな主体によって提供される共同体家族<sup>12</sup>であると捉えている。この発想は、アンシャン・レジム期の子どもと家族生活を描いた『＜子ども＞の誕生』においてフィリップ・アリエスからヒントを得た。

アリエスによると、「家族意識と古い社交関係のあり方とは相容れないものであり、互いに他方を犠牲にすることでしか発展することができなかった」と指摘していた。さらにアリエスは、十五世紀から十八世紀にかけて、家族意識が発生し、発達していくが、それは十八世紀までは家族意識の発達が旧来の社交関係の組まれ方を崩壊させることがなかった、と述べている。しかし、十八世紀以降、この家族は、社交関係の衰退とともに広まった。それはあたかも、人間が耐えがたい精神的独居からまぬがれることができるように、近代的家族が古い社会関係の衰退の後を引き受けたかのような経過を辿っているのである。以前は社会に常に交わっていくことが教育や名声、富の源泉であったのに対し、十八世紀以降、人びとは社会から身を守り始めた。

近代的家族と社交との関係は、レイ・オルデンバーグも、20世紀のアメリカの都市開発が、かつて都市を成り立たせていた本質的な関係を崩壊してしまい、結果として家庭の役割が肥大細胞のように過剰に膨らんだと言っている。アメリカの都市開発の方向性は、個人を＜誇り高き独立＞と＜哀れな孤立＞の境目へと押しやりつつあると主張する。そのもとに展開されてきた都市計画が生んだ人々の孤独の問題を批判しつつ、都市生活者に出会いや良好な人間関係を提供し、地域社会を再び活気づけるためのサードプレイスとして注目するのが、地域に根ざし、長く人々に愛され続けてきた地元のカフェ、本屋、居酒屋、ヘアサロンなどだ。ロバート・パッ



トナムも『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』で民主主義と市民参加においてサードプレイスの重要性について論じている。第一の家、第二の職場とともに、「地域社会の中にあるかもしれない楽しい集いの場」、「関係のない人どうしが関わり合う『もう一つのわが家』」、こうした社交の場がサードプレイスである。あらゆる人を受け入れ、近隣住民を団結させる機能を持つ「インフォーマルな公共の集いの場」だ<sup>13</sup>。

目下、地域社会の古い社会関係の衰退の後を引き受けたかのように定着した当の近代家族の標準モデルも、少子高齢化や単身世帯の急増などで荒波にもまれ、崩壊の危機に瀕している。家族に子育てや高齢者の介護のすべてを任せる状態ではない社会構造となって久しいが、それに代わる組織やシステムが見出せていない。近年における、高齢者サロンなどの居場所づくり運動、コミュニティカフェ、2010年代以降の子ども食堂の盛り上がりは、こうした社会の変化の一局面を映し出している。

そこで、登場するのがエリザベス・ボットとバリー・ウェルマンの研究に倣い、家族とコミュニティをとともに個人のネットワークと捉える見方である。これによって、家族とコミュニティとの境界があいまいになり、状況により家族の境界が伸縮するような考え方から今後の家族と社交関係への展望も開けてくる。

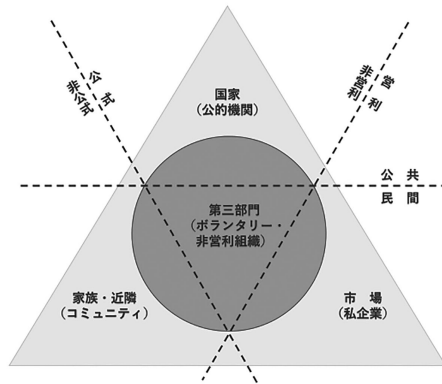
かつて、エリザベス・ボットは、家族がもっている外部との関係は一つの組織化された集団ではなく、ネットワークという形態をとっているという見方を立て、ロンドンの20組の家族を集中的に調査研究した。その結果、家族を夫婦の役割分担の程度から2つのグループに分けることができた。その一つが、合同的な夫婦役割関係で、夫婦間の仕事と関心の分離が最小限に抑えられている夫婦で、家事や余暇の時間を共同で過ごすことが多い。もう一つは分離的な夫婦役割関係で、男と女の仕事が明確に定義づけられた分業関係にある。このなかには、移行期の家族で、社交の減退を経験した家族が3組登場する。これらの家族は、例えば、地方から都会へ移動するなど、高度に結合したネットワークの中で育ったが、みな生まれ



育った地域を抜け出して、自分たちのネットワークの人びとからも離脱し、ネットワーク結合度が変化する。ネットワーク結合度とは、ある家族の知り合いである人たちが、その家族とは独立に相互に知り合いであり、接触を持っている程度のことを指し、このような関係がほとんど存在しない場合には、分散したネットワークであり、このような関係が数多くみられるネットワークは高度に結合したネットワークである。

また、カナダの社会学者バリー・ウェルマンは、従来の地域限定型の地域社会像に代わって、「コミュニティ解放論」を提示した。一定の地理的範囲としての地域や近隣を前提とした社会関係が希薄化し、集団形成が居住地の近接を前提とする従来の考え方は成り立たなくなってきた。彼は、都市居住者のパーソナル・ネットワークに関する大規模調査から、現代の社会変動は、地理的に分散し、領域ごとに分岐した構造を持つネットワークの中に個人が暮らしていることを立証しようとした。

子ども食堂は、家族とそれを取り巻く社会圏が伸縮し交差する状況で生み出された社交関係の一形式であると前述したが、ここで家族を取り巻く社会圏として、ペストフの福祉三角形と呼ばれるものを例示しておきたい。公的（公共）／私的（民間）、営利／非営利、公式（フォーマル）／非公式（インフォーマル）の三つの軸で分類すると、公的・非営利・公式な「政府」、私的・営利・公式な「市場（私企業）」、私的・非営利・非公式な「家族・近隣（コミュニティ）」となる。第3セクターと呼ばれる NGO / NPO は、これらの3つの組織が交わる福祉三角形の中心にあって、政府・企業・コミュニティに学び、それぞれの欠点を補う組織である。この第三部門に子ども食堂を位置づけてみることができるだろう。



その上で、社交とは、文字どおりには人と人とのつきあい、社会での交際、世間とおつきあいを意味するが、社会学的な観点からは、社会を成り立たせる原点として捉えられる。最晩年の著作『社会学の根本問題：個人と社会』において、ジンメルは、諸個人の相互作用によって集団や社会が生成される過程、すなわち社会形成過程（社会化）に関して、その形式において純粹型を想定し、それに社交性という概念を当てた。社交における諸個人の相互作用は、基本的に遊びであり、利益や目的といった実質的な中身がなく、そこでは純粹に相互作用そのものを楽しむことが求められる。またフランスの社会学者の G. ギュルビッチは、社会的現実を構成する要素として社交性、すなわち社会的交渉形態を考えた。彼にとって社交とは、社会を成り立たせる必須の要因であるが、必ずしも実利的な目標が追求されるわけでもなければ、またゆゆしき問題として事が始められるわけでもない<sup>14</sup>。

目下、日本国内で最も注目されるサードプレイスの一つであり、飛躍的にその数を増やしているのが、子ども食堂である。愛知県は製造業を中心に産業活動が盛んであり、経済的に豊かな地域である。2016年の国民生活基礎調査の子どもの貧困率は全国平均 13.9% に比べ、2016年12月「愛知子ども調査」ではその半分以上の 5.9% である。しかし、県内の子ども食堂の数は急速に増えており、経済的な豊かさと子ども食堂の数やその活

動の活発さとは有意な関連がないものと見受けられる。

むしろ、社会的ネットワークの性質、すなわち、パーソナル・ネットワークの結合度（高度に結合した閉鎖的なネットワークと分散したネットワーク）や紐帯の強弱、または、地域住民の相互信頼や共通の期待を意味する集合的効力感<sup>15</sup>（信頼と社会的凝集性）がコミュニティにおける活動意欲を促し、子ども食堂の数やその活動の活発さを規定すると考えられる。

名古屋市の6学区の質問紙調査を暫定的に分析した結果、以下の3つの知見が得られた。(1) 社会的紐帯の豊富さ、居住移動性の低さは集合的効力感を高める。(2) ブルーカラーの比率が高い地区での居住や都心部での居住は集合的効力感を低める可能性がある。(3) 個人レベルの変数や居住学区の効果を統制しても、集合的効力感はコミュニティにおける活動意欲に正の効果を持っている。こうした子ども食堂の活発さが全国の動向を解明する際の糸口を提供すると考えられる。

## 〔謝辞〕

本研究は2016年度中京大学特定研究助成（代表：成元哲）の成果の一部である。

---

## 〔注〕

- 1 東京新聞 2017年9月3日朝刊1面「子ども食堂「だんだん」5年で述べ3000人 大田区から共感全国へ」
- 2 朝日新聞 2016年7月2日朝刊1面「子ども食堂、300ヶ所超す 貧困・孤食、広がる地域の支援」
- 3 上記の朝日新聞 2016年7月2朝刊1面の2016年5月末時点の調査で、「愛知県」の子ども食堂は「10ヶ所」であったのが2017年10月

末時点で「70ヶ所」を超えている。同様に、「埼玉県」は上記の新聞では「5~9ヶ所」とされるが、2017年9月14日現在80ヶ所（埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/shoushi/kodomoshokudou.html> 2017年9月16日閲覧）。こうした広がりをもとに推計すると、2018年1月現在、全国で1000ヶ所以上の子ども食堂が存在すると思われる。

- 4 愛知県健康福祉部地域福祉課内部資料（2017年10月末時点）
- 5 朝日新聞 2015年11月15日朝刊、（でら日本一東海）少ないNPO法人 豊かゆえ、市民動かず？ 朝日プラス・シー【名古屋】
- 6 この数は、2017年10月時点で私たちが確認できた子ども食堂の数である。これ以外にも多数の子ども食堂が開催されているが、調査の過程で未確認のため掲載を見送った。なお、我々が調査をすすめていく上で、子ども食堂の所在について資料を提供してくださったのは、名古屋市子ども青少年局子ども未来課の忠平守課長、コープあいちの向井忍氏、わいわい子ども食堂プロジェクト運営委員会の杉崎伊津子氏などである。記して感謝したい。
- 7 なぜ三河地域に子ども食堂が少ないのか。これに対する答えはまだ用意されていない。三河地域の人口密度や地形なども影響していると考えられるが、それよりも、本研究の関心から、この疑問についてはエリザベス・ボットのネットワークの結合度（高度に結合した（閉鎖的な）ネットワークと分散したネットワーク）、マーク・グラノヴェッターの紐帯の強弱（弱い紐帯、強い紐帯：紐帯の強さ）、バリー・ウェルマンの「伝統的なコミュニティ」に対して「解放論的なパーソナル・コミュニティ」の観点から、一定の回答を与えてみたいと考えている。
- 8 現代の都市生活者が求めている紐帯（つながり）の種類や特徴、また、その紐帯と従来の地縁型組織との関係については、現段階では見立ての域を出ない。ただ、私も参加している名古屋都市圏研究会が2017年3月、名古屋市内の6学区（大高南、東海、老松、滝川、港西、大須）の住民を対象に「名古屋都市圏における地域のつながりと生活満足度

に関する調査」(<https://nagoya-city-research.jimdo.com/>)を実施し、そのデータと自由記述を分析しているので、間もなく予備的な知見を提示することができるだろうと考えている。

- 9 2017 年 1 月 8 日朝日新聞の報道
- 10 取材日：2016 年 11 月 27 日
- 11 2017 年 12 月 27 日東京新聞朝刊 3 面「子ども食堂中間報告会「貧困対策」では普及の足かせに」
- 12 ここでいう「共同体家族」とは、エマニュエル・トッドの家族形態論の『世界の多様性——家族構造と近代性』における「外婚制共同体家族」からヒントを得た。
- 13 『サードプレイス』5 頁、17 頁。
- 14 世界大百科事典第 2 版、ジンメル (1917=1979, 清水幾太郎訳)、山崎正和、2003 を参照
- 15 Sampson ら、1997 を参照。

## 〔文献〕

- フィリップ・アリエス著、杉山光信・杉山恵美子訳、1980、『＜子ども＞の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房
- レイ・オルデンバーグ著、忠平美幸訳、マイク・モラスキー解説、2013、『サードプレイス——コミュニティの核になる「とびきり心地よい場所」』みすず書房
- セルジュ・ポーガム著、川野英二・中條健志訳、2016、『貧困の基本形態——社会的紐帯の社会学』新泉社
- Todd, Emmanuel, 1999, LA DIVERSITE DU MONDE, Editions du Seuil = 荻野文隆訳、2008『世界の多様性——家族構造と近代性』藤原書店
- 阿部彩、2014、『子どもの貧困Ⅱ——解決策を考える』岩波新書

ウィリアム・J・ウィルソン著, 青木秀男監訳, 平川茂・牛草英晴訳, 1999, 『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』 明石書店

グレン・H・エルダー著, 本田時雄・川浦康至・伊藤裕子・池田政子・田代俊子訳, 1991, 『新版 大恐慌の子どもたち——社会変動と人間発達』 明石書店

ジンメル著, 清水幾太郎訳, 1979, 『社会学の根本問題——個人と社会』 岩波書店

菅野仁, 2003, 『ジンメル・つながりの哲学』 NHK ブックス 968, 日本放送出版協会

小澤浩明, 2017, 「居場所づくり型市民運動と新福祉国家構想の連携」 全国学校事務職員制度研究会 『子どものための学校事務』 No.136, 大月書店  
一般社団法人市民セクター政策機構, 2016, 「深刻化する子どもの貧困——子ども食堂を作ろう!」 『社会運動』 No.421 (2016年1月号)

NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク, 2016, 『子ども食堂をつくろう!——人がつながる地域の居場所づくり』 明石書店

長田政一・田所承己編, 2014, 『〈つながる／つながらない〉の社会学——個人化する時代のコミュニティのかたち』 弘文堂

東浩紀, 2017, 『ゲンロン0 観光客の哲学』 ゲンロン

岡檀, 2013, 『生き心地の良い町——この自殺率の低さには理由(わけ)がある』 講談社

Barry, Wellman, 1979, The Community Question: The Intimate Networks of East Yorkers., *American Journal of Sociology*, 84: 1201-31. = 野沢慎司・立山徳子訳, 2006 「コミュニティ問題——イースト・ヨーク住民の親密なネットワーク」 野沢慎司編・監訳, 2006, 『リーディングスネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』 勁草書房

Bott, Elizabeth, 1955, Urban Families: Conjugal Roles and Social Networks., *Human Relations*, 8: 345-384. = 野沢慎司訳, 2006 「都市の家族——夫婦役割と社会的ネットワーク」 野沢慎司編・監訳, 2006, 『リー

ディングスネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房

野沢慎司著, 2009, 『ネットワーク論に何ができるか——「家族・コミュニティ問題」を解く』勁草書房

Perkins, Kristin L., and Robert J. Sampson. 2015. “Compounded Deprivation in the Transition to Adulthood: The Intersection of Racial and Economic Inequality Among Chicagoans, 1995–2013.” *RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences* 1 (1) : 35–54.

Robert J. Sampson, Stephen Raudenbush and Felton Earls. 1997 “Neighborhoods and Violent Crime: A Multilevel Study of Collective Efficacy”, *Science* no.277, pp.918–924.

Robert J. Sampson. 2013. *Great American City: Chicago and the Enduring Neighborhood Effect*, University of Chicago Press.

パオロフ・H・ウィクストラム, ロバート・J・サンプソン編, 松浦直己訳, 2013, 『犯罪学研究: 社会学・心理学・遺伝学からのアプローチ』明石書店

山内宏太朗, 渡邊泰洋, 守山正, 2015, 「コミュニティ再生と犯罪統制——集合的効力 (collective efficacy) をめぐって」『白百合女子大學研究紀要』51,A1–A27

ロバート・D・パットナム著, 柴内康文訳, 2006『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房

ロバート・D・パットナム著, 柴内康文訳, 2017, 『われらの子ども: 米国における機会格差の拡大』創元社

田村光子, 2016, 「子どもの居場所の機能の検討」『植草学園短期大学研究紀要』17:31–42

山崎正和, 2003, 『社交する人間——ホモ・ソシアビリス』中央公論新社

吉田祐一郎, 2016, 「子ども食堂の意味と構成要素の検討に向けた一考察——地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて」『四天王寺大学紀要』62: 355–368

## 〈第1部 コメント1〉

## 伊藤報告及び成報告へのコメント

森 田 次 朗

## 1 はじめに

## 1.1 本稿の趣旨

本稿は、2017年1月28日に中京大学名古屋キャンパスで実施された中京大学現代社会学部30周年記念シンポジウムにおいて、筆者（森田）が伊藤報告及び成報告に対して発言したコメント内容を再構成したものである。

以下では、シンポジウム当日の発言内容に即して、筆者が自らの研究紹介を簡単にした後(1.2)、伊藤報告、成報告の順にコメントをし(第2節、第3節)、最後に、両報告から得られた示唆について言及することで本稿の結びとする(第4節)。なお、両報告ともに、シンポジウム後の議論の進展についてはフォローできていないことをご了承いただきたい。

## 1.2 筆者（森田）の研究紹介

筆者の着任年は2014年4月であり、専門分野は教育社会学（不登校・不就学研究）、生涯学習論、社会調査法（質的調査法）である。具体的な研究テーマは、1)「学校に行かない子ども」の学習機会保障と、2)「学校」の多様性（へき地校、夜間中学校、外国人学校）に関する比較研究である。とくに、1)については、フリースクールをはじめとする「居場所」と呼ばれる学校外の学び場でのフィールドワークの結果をもとに、そうした「居



場所」でみられるジレンマのあり方、とくに「学歴保障」という価値観（能力や成果の論理：メリトクラシー）」と「不登校の脱病理化」という価値観（承認の論理：脱メリトクラシー）の関係性について考察してきた。

このように、筆者は「教育／福祉」あるいは「学校／非学校」の境界部に位置する問題に関心があるため、シンポジウム当日は、その観点から両報告に対してコメントした。以下では、各報告について、筆者なりに報告の要点をまとめた「知見」と、報告内容に対する「質問」の順に説明していく。

## 2 伊藤報告へのコメント

### 2.1 知見

まず伊藤報告の知見として重要なのは、障害者運動における当事者性と、その当事者の多様性について指摘している点である。伊藤報告の前半では、2000年代以降の障害者運動をめぐる法改正・訴訟とそれに対する評価について説明がなされた。具体的には、「障害者自立支援法」（2005年）、「障害者総合支援法」（2012年）、「障害者差別解消法」（2013年）等が成立するまでの当事者運動の展開が概観され、“Nothing about us without us”というスローガンに象徴されるように、当事者運動による一定の成果が説明がなされた。

他方、報告の中盤及び後半では、このように複数の法律が成立し、一見障害者をめぐる社会状況が改善されているように思えるなか、「障害者はインクルーシブに地域社会で生活できてきたのか」という問いが提起された。こうした問いが立てられる背景としては、本報告では次の2点があげられている。第一の論点は「東日本大震災」であり、この未曾有と呼べべき出来事をとおして、伊藤は「健常者／障害者はつながり合っていたのだろうか」と問いかけている。その際に報告者が念頭においているのは、災害弱者の問題であり、健常者と障害者を比較した場合、避難状況や死亡率の点で障害者が厳しい状況に置かれていたことが具体的に説明された。第

二の論点は、「障害者の高齢化」の問題である。なるほど、非当事者の立場からすれば、「障害」とは「身体的」と呼ばれるものであれ「知的」と呼ばれるものであれ、固定的なものだと理解されがちである。しかし、こうした一般的な障害観に対して伊藤報告では、「障害」の可変性、なかでも加齢により、身体的な苦痛や生活上のトラブルが新たに発生するという二次障害が看過されがちであることの問題点が指摘された。

## 2.2 質問

以上の報告内容をふまえ、筆者は自らの問題関心にひきつけて、次の3点について質問した。第一の質問は、加齢に伴う「障害」の変化についてである。伊藤報告では、おもに身体障害の事例を対象に、障害者の二次障害について議論されていたと筆者は理解した。では、これ以外にも、「障害」（知的／身体等）の種類や程度により、二次障害の現れ方は異なるのだろうか。このような「（二次）障害」の具体例について補足があると、報告の趣旨がより明確になると考えた。また伊藤は、前回の現代社会学部20周年記念シンポジウムでは、「施設利用料を支払って働く」ことの矛盾や、労働基準法の適応除外を問う「授産工賃の課税問題」を論じていた（伊藤 2008）。こうしたかつて取りあげた労働現場をめぐる当事者運動と、今回取りあげられた法改正や二次障害をめぐる問題とは連続しているのだろうか。それとも、まったく別の問題だろうか。筆者には「地域生活」というキーワードを介して連続しているように思えたが、この点について解説があると読者にはより親切だったと考える。

第二の質問は、法整備の両義性についてである。先述したように、2000年代以降、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」といったように、障害に関する法律が複数成立してきた。こうした社会状況の変化は、健常者／障害者の「つながり」を創造するものなのだろうか。それとも、新たな「分断」を生じさせるものでしかないのだろうか。この点に関連して、筆者が長年調査している不登校問題をめぐるフィールドの事例を紹介した

い。不登校問題をめぐっては、近年、不登校経験のある当事者やその支援者による運動により、義務教育制度の内外において不登校児童生徒の学習機会を総合的に保障することを位置づけた、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称：「教育機会確保法」）が2016年12月に成立した。しかし、その結果として、「支援対象になりうる当事者」とそうではない当事者、あるいは、「支援をのぞむ当事者」とそうでない当事者の間で「分断」が生じていることが指摘されている（森田 2017）。このように、様々な法律が成立してきた障害者運動の領域において、報告者がどのように各法律について評価しているかについて説明が可能であれば、ぜひ知りたいと考えた。

第三の質問は、障害者運動と教育の関係についてである。端的に、地域社会で障害者と健常者がつながりあうために、「教育」にできることには何だろうか。たとえば、2016年度秋学期の現代社会学部演習科目（演習Ⅰ）において、報告者と筆者は「合同ゼミ」（伊藤・森田ゼミ：2年次）というかたちで、障害のあるお子さんをお持ちで、そのお子さんが通常学級（公立学校）に通われている保護者の方をゲストにお招きし、学級内の様子や保護者ご自身のお考えについて伺った。その際、日本社会において障害者に対して理解が進まないことの背景として、特別支援学校のように、健常者と障害者が別学状態になっていることの問題点が指摘された。そこで、こうした別学状態が問題だとするならば、報告者はやはり義務教育の初期段階（たとえば、小学校段階）から、「障害者」と「健常者」が通常学級でともに生活することができるような学習形態がのぞましいとお考えだろうか。また、もし海外をふくめてこのような実践例についてご存じであれば、ぜひ伺いたいと考えた。

### 3 成報告へのコメント

#### 3.1 知見

成報告で明らかにされた知見として重要なのは、名古屋市における「子

ども食堂」の設置地域に関する詳細なデータである。これまで「子ども食堂」に関してはマスメディア報道の水準では大いに関心を集めてきたものの、その活動や運営実態を社会学の視点から実証的かつ多角的に明らかにした研究はほとんどなかった。そうしたなか、名古屋市における「子ども食堂」の活動実態として明らかにされたのは、1)「子ども食堂」は、南区、港区、中川区、中村区のような「地縁」や「血縁」（自治会、子ども会、婦人会等）が濃密な地域ではあまり実施されていないこと、2)「子ども食堂」の活動基盤としてはNPOをはじめ、宗教施設（お寺等）、生協、社協といった施設が結節点となっており、こうした「つながり」は、社会学の用語でいえば「弱い紐帯」をもとに成立し維持されていると考えられる、という2点である。

また、「子ども食堂」による活動内容としては、「居場所」づくりに主眼があり、「つながりの貧困」（志水 2014）と呼ぶべき社会関係資本の欠如状態に対して、いかに新たな関係性を創出していくかが主眼とされていること、また、「子ども食堂」の課題としては、継続性（経営の不安定性）とマンネリ化という点が明らかにされた。

### 3.2 質問

上記趣旨の成報告に対して、筆者からの質問は次の3点である。第一の質問は、「子ども食堂」の利用者についてである。端的に言えば、「子ども食堂」の「利用者」とは誰だろうか。先ほど「つながりの貧困」という論点が出た。こうした視点にたてば、「子ども食堂」の利用者とは、共働き家庭に代表される人間関係が希薄な子どもであろうか。また、そもそも利用者のうち、低所得層と呼ぶべき子どもたちはどれぐらい見られるのだろうか。プライバシーの保護等調査上の制約もあると予想されるため、回答可能な範囲でよいので補足可能であればぜひ知りたいと考えた。

第二の質問は、「子ども食堂」の活動内容についてである。マスメディアによる報道によれば、子ども食堂では食事を調理したり、共同でとった

りするものだというイメージがある。では、今回取り上げられた事例では、具体的にどのような活動が実施されているのだろうか。筆者の問題関心に関連づけると、不登校やひきこもり経験者を受入れる学校外の活動として、「フリースペース」と呼ばれる実践がある。こうした場では、食事の共同調理もふくめ、学習やスポーツといった特定の活動と同時に、フリータイムという形で「おしゃべり」を中心に、参加者本位の「自由」な活動が実施されている（国立教育政策研究所 2003）。では、今回の調査対象となった施設も、こうしたフリースペースに近い活動形態なのだろうか。また、先述の質問と関連するが、運営者及び利用者は、それぞれ「子ども食堂」という場をどのように意味づけているのだろうか。とくに、仮に貧困層に限らず、様々な背景を抱える子どもたちを幅広く受入れているとした場合、運営者と利用者の中で、あるいは運営者間で「場」の目的や理念に混乱が生じていないかが知りたくなった。このような問いかけをする理由は、筆者が長年フィード調査を実施している民間のフリースクールの場合、当初は不登校経験者に限り生徒の受入をしていた施設が、財政上の理由から、不登校経験者に限らず広く生徒募集をした（たとえば、学習塾化した）結果、当初の理念と実践の間にズレが生じてしまい、運営に混乱が生じるケースが観察されているからである。

第三の質問は、「子ども食堂」の運営主体についてである。先にみたように、成報告では、子ども食堂が、NPOをはじめ、宗教施設（お寺等）、生協、社協といった施設が中心となり、それらの「弱い紐帯」が基盤となって運営されていることが指摘されていた。裏を返せば、なぜ既存の学校や自治会（子ども会、婦人会等）といった「強い紐帯」を基盤とする団体が、「子ども食堂」の運営主体になることは難しいのだろうか。この点について補足があると、「子ども食堂」という実践が近年なぜこれほどまでに関心を集めているかについて、掘り下げるための手がかりになると考えた。

#### 4 両報告からの示唆

以上、本稿では両報告の知見とそれに対する質問について確認した。最後に、二つの報告から筆者が考えたことについて記すことで、本シンポジウムの全体討論に関わる論点を提示したい。

第一の論点は、あらためて「つながり」とは何かということである。伊藤報告では、健常者／障害者という分断線について、成報告では子ども／大人、あるいは低所得者／高所得者等という「つながり／分断」の接続（不）可能性について議論がなされていた。そこで、あらためてシンポジウム全体の討論では、「つながり」とは、1) 「誰」（何）と「誰」（何）とをつなぐものか、2) どのような「つながり」か（質）について整理すると、より議論が深まるのではないだろうか。

第二の論点は、端的に言って「社会学的な知」、言いかえれば、現代社会学部で学生に対して伝達されている（はずであろう）「知」の面白さとは何かについてである。伊藤報告と成報告を聞いて、筆者なりに感じた社会学的知の面白さとは、「異なるとされるもの」を「つなぐこと」と同時に、「同じとされるもの」を「区切ること」の面白さである。筆者の理解では、こうした論点は「社会学とは何か」という問いと深く関連しており、第一の論点以上に論者によって答えが異なるものだと思われる。それゆえ、本シンポジウムに参加された皆さんが、こうした「社会学の面白さ」についてどのように感じられたか、あるいは、普段からどのように感じておられるかについてぜひ伺ってみたいと考えた。

#### 参考文献

- 伊藤葉子, 2008, 「障害者運動とシティズンシップ」, 松田昇・小木曾洋司・西山哲郎・成元哲編『市民学の挑戦』梓出版社, 325-344.
- 国立教育政策研究所, 2003, 『オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書』.
- 森田次朗, 2017, 「不登校問題をめぐる排除／包摂の重層性 —— 「フリースクール」の法制度化とシティズンシップの再編」『福祉社会学研究』14: 121-143.
- 志水宏吉, 2014, 『「つながり格差」が学力格差を生む』亜紀書房.



## 〈第1部 コメント2〉

「生きる場」と「つながり」、  
あるいはコミュニティと市民社会

亀 山 俊 朗

## 1. 再考されるコミュニティ

伝統的な共同生活と近代的な結社を区別することは、社会学の基本的な発想だった。コミュニティとアソシエーション、ゲマインシャフトとゲゼルシャフト、第一次集団と第二次集団といった区別である。もちろんこれらの区別における概念規定や分類方法は各々異なるものだが、自生的に共同生活を送る場と、近代的・目的意識的な結社を対比しようとする点には共通性がある。

「コミュニティ」は近年の社会学や社会福祉学、社会政策学等の研究でも、各種の政策文書でも多用される鍵言葉だ。コミュニティは英語圏では多様な意味を持つ日常語だし、学術的にも曖昧な概念ではあった。ただ、近年の議論において、その曖昧さは増している。

政策文書で多用される「コミュニティ・ビルディング」「コミュニティづくり」という語は、コミュニティを政府が人為的に、あるいはそれ以上に市民の自発的活動でつくることを含意している。自生的なはずのコミュニティを人為的につくるとするのは、上に述べたような社会学の概念規定からすると語義矛盾となる。だがかつては放っておいても自然と生成すると考えられていた近隣の共同体を、さらには家族を、目的意識的に再生しなければならないというのが、近年の政策や研究の問題意識となってい



る。

本シンポジウム「生きる場の再構築—分断社会から脱却するつながりとは—」も、こうした問題意識を共有している。近年の政策的傾向にあてはめると、シンポジウムの標題のうち「生きる場」とはコミュニティであり、その再構築とは「コミュニティづくり」だと考えることができる。とすると、ここで二つのことが問題になる。第一に、そのコミュニティとは、どの範囲を想定しているのか。ナショナルなものか、ローカルなものか、あるいはもっと別の何かなのか。第二に、副題のいう「つながり」の意味するものは何か。コミュニティの発見あるいは再発見なのか、新たなアソシエーションの形成なのか。本稿では、本シンポジウムの各報告にかかわるこうした論点の背景にある現代社会の変容を、シティズンシップ研究を参照しながら検討した上で、各報告の位置づけを考えたい。

## 2. シティズンシップと市民社会

社会学におけるシティズンシップ研究は、T.H. マーシャルの概念規定から議論をはじめることが多い (Marshall and Bottomore 1992=1993)。マーシャルによると、シティズンシップとはあるコミュニティの完全な成員の、平等な権利と義務を伴う地位身分である。シティズンシップの祖型は、古代ギリシャ・ローマの都市国家にみることができる。兵士としての義務が権利でもあったギリシャ市民のあり方が示すように、その特権的地位において諸要素は未分化であった。アリストテレスの政治学にみられるとおり、シティズンシップは権利と義務が一体化した市民の高い徳と考えられていたのである。中世に至るまで、シティズンシップは都市などの狭いコミュニティにおける特権的な地位身分だった。

近代は、旧い特権的・封建的地位身分を解体した。かわって、ナショナルな次元で国民の地位身分が築かれ、自由権や私有財産権などの市民的権利の平等が実現される。マーシャルは、18 世紀に市民的権利が、19 世紀に参政権などの政治的権利が、20 世紀に社会的権利が、分化しながら発

達したとしている。

近年の研究は、マーシャルらが20世紀中盤に定式化したナショナルな近代的シティズンシップが、その範囲・内容・深度の三軸で見直しを迫られていることを指摘する（Isin and Turner 2007）。マーシャルらは、国民国家というコミュニティの境界を前提として、権利内容がどのように発達したかに関心を集中させた。しかし現在、シティズンシップの範囲の揺れが焦点になっている。ナショナルな範囲が動揺し、欧州連合のようなより広い範囲とともに、ローカルなコミュニティでの生活保障への注目が集まっている。その政策的表現が、ナショナルな社会的権利を中核に据えた福祉国家政策という「第一の道」、グローバリズム（とナショナリズム）を強調する新自由主義政策という「第二の道」を批判し、グローバル化とローカル化の双方に目配りしながら社会的包摂をすすめるとうたう、1990年代のイギリス労働党に代表される「第三の道」路線であった（Giddens 1998=1999）。

1970年代末以降多くの国や地域で支配的であった新自由主義政策の限界が指摘されはじめた1990年代、こうした政策傾向はアメリカ・クリントン政権、ドイツ・シュレーダー政権など、世界に広がった。日本でも、1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、2009年に成立した民主党政権では市民の公的なことがらへの参加をうたう「新しい公共」が前面に押し出された。

この頃から、それまで以上に「コミュニティ（づくり）」が政策や研究の鍵概念となっていく。また「市民社会」という語もまた1990年代以降社会学や政治学において再浮上する。今回のシンポジウムでも言及されていたこの新たな「市民社会」概念とは何かを確認しておこう。

市民社会もまた、シティズンシップと同様、古代ギリシャ・ローマの都市国家にその原型があるとされる。古代の都市国家では、国家すなわち市民社会であり、先述したようにその完全な成員である市民が特権的なシティズンシップを保持していた。

近代において、国家と市民社会の区別が生ずる。この際の市民とはブルジョワジーのことであり、市民社会とは主として経済市場を指す。国家に干渉されない経済活動の領域である市民社会を確立することが市民革命であり、自由主義国家の樹立であった。

それに対して現代の政策や研究で言及される市民社会とは、国家とも市場とも区別された領域である。とくに、東欧社会主義体制の解体に際して、国家でも市場でもない市民社会の組織が大きな役割を果たしたと考えられたことが、この語をめぐる議論の活性化に寄与した。ハーバーマスが東西ドイツ統一の年に発刊された『公共性の構造転換』第2版冒頭で、こうした市民社会像の転換に触れているのは象徴的である (Habermas 1990=1994)。

相前後して、北米でも非営利セクターに注目が集まるようになり、大規模な国際比較調査が実施されはじめた (Salamon and Anheier 1994=1996)。日本でも1995年の阪神淡路大震災でのボランティア団体の活躍に注目が集まり、NPO法制定の流れとともにボランティアやNPOの活動および研究が広がった。1990年代末にはボランティアやNPOに関する学会が次々と設立された。NPOのような非営利セクターの諸組織は、市民社会組織とも呼ばれるようになる。

1990年代は災害対策を、また介護保険制度の成立により高齢者などの福祉を担いはじめた日本のボランティアやNPOだが、2000年代、日本経済の長期にわたる低迷と財政赤字の進展の中、それらは行政機能の肩代わりを期待されるようになる。そうなると、市民社会組織は政府の体のいい下請けではないか、といった疑念も広がった。2000年代はまた、格差社会やワーキングプア、ネットカフェ難民といった言葉が次々と流行語化したことからわかるように、20世紀末には一度は消滅したかのように思われていた貧困という問題が再び焦点化された時代でもあった。市民社会組織は、災害、貧困、地方の衰退といった、日本社会が抱えるほとんどすべての課題に取り組むことを期待されるまでになった。

だが言うまでもなく、市民社会組織が格差や貧困という、「市場の失敗」や「政府の失敗」の結果を十全に補完することはできない。2009年に成立した民主党政権は、「事業仕分け」に代表される財政再建と、「新しい公共」の強調を同時に打ち出したため、結果として政府の機能を縮小させ市民社会組織に肩代わりさせるといった路線を、多くの地方自治体が辿ることになった。

このように、国家でも市場でもない、市民が自発的に活動する場としての市民社会に注目が集まったのだが、この新たな市民社会とコミュニティはどのように関連するのだろうか。先にみた定義では、あるコミュニティの完全な成員の地位身分がシティズンシップであった。20世紀の社会学や社会政策論において、シティズンシップのコミュニティは国民国家である。前近代的なコミュニティの特権的地位身分は、平等を掲げる近代化によってローカルなコミュニティごと崩される。そしてシティズンシップは、市民的・政治的・社会的諸要素に分化し、順次国民国家の枠内で普遍化していく、とマーシャルらの世代の主流派は考えていた。

言い換えるとこれは、都市や村落共同体などのローカルなコミュニティであった人々の「生きる場」が近代化のもと解体され、ナショナルなコミュニティに再編されていく過程である。ナショナルなコミュニティは、当初は「想像の共同体」（アンダーソン）であったかもしれない。しかし、20世紀に社会的権利が確立され、社会保障の諸制度が整うにつれ、「先進」諸国に限ってとはいえそれは「生きる場」としての実質を備えていった。

もちろん福祉国家 Welfare State は、戦争国家 Warfare State と表裏一体である。20世紀の総力戦に人々を＜兵士＞として、＜労働者＞として、また子を産む＜親＞として動員するためには、人々の「生きる場」の整備が必要であった。範囲・内容・深度というシティズンシップの三軸に即していえば、戦時に強化された国民国家の境界の範囲で、総力戦の時代に整えられはじめた社会保障諸制度を内容に、ナショナルなコミットメントやアイデンティファイの深度が深まっていった。国民国家というコミュニ

ティは、人々が生き、そして死ぬ場としての実質を備えるようになる。

総力戦においては、多くの人々が国家のために死ぬという究極的な義務を果たした。生き残った人々も傷つき、コミュニティは荒れ果てた。社会的権利はその見返りとして多くの国で当然視された。社会主義諸国が力を増したことも、西側諸国での社会的権利拡大を後押しした。第二次世界大戦中に戦後福祉国家の青写真を描いたベヴァリッジ報告が出されたことによくあらわれているように、福祉国家は総力戦遂行の過程で整えられ、戦後の「生きる場」となっていったのである。

この福祉国家／国民国家というコミュニティが解体傾向にあるという認識が広がっていることは、1990年代から「グローバル化」が流行語になったことからわかる。グローバル化は、ローカル化も伴う。欧州連合のような「コスモポリタン国家」が誕生する一方、国民国家に包摂されていたはずの諸地域が独立を求めるようになる。日本でも「地方分権」がしきりとうたわれるように、地方政府の役割を重視する傾向も強まった。ナショナルなコミュニティはもちろん強固に現存しているが、グローバル、ローカル、トランスナショナルといった複数のコミュニティが発見あるいは再発見され、それぞれのコミュニティを主舞台とする諸組織が注目を集める。

「生きる場」としてのコミュニティは複数化している。あるいはもともと複数だったのだが、その複数性が改めて注目されている。本シンポジウムの各報告の多様性は、こうした複数性の反映である。

### 3. どのようなコミュニティを想定するか ― 各報告の布置 ―

今回のシンポジウムの各報告について、それらが重視するコミュニティはどこかという観点からその位置づけを検討していきたい。

扱っている素材は大きく異なるものの、岡部報告と伊藤報告は、ローカルな（あるいはトランスナショナルな）コミュニティと、境界横断的な「つながり」の関係を指し示す。

トランスナショナルな活動というとき、市民社会論ではエリート的な国際 NGO のようなものが想起されがちだ。それに対して岡部報告は社会の（あえていえば）「底辺」における、コミュニティの境界にとらわれない宗教的な包摂の実例を報告する点で、従来の市民社会論の欠落を私たちに知らしめる。こうした越境性は人類学や宗教学では一種自明の前提かもしれないが、その視点は社会学など方法論的ナショナリズムにとらわれがちな分野には示唆的である。

伊藤報告は、国際的な条約（障害者権利条約）が国内の法制度や運動に与えた影響を論じている。トランスナショナルなネットワークが各国内の制度や政治に影響を与えることは、グローバルな市民社会形成の事例としてしばしばあげられるが、その背後には言語や価値観を共有するある種のコミュニティの形成があるだろう。その際のコミュニティとは、必ずしも実際の土地に縛られた「生きる場」ではない。一種の仮想共同体ということができる。

仮想共同体（バーチャル・コミュニティ）というとチャットやオンラインゲーム参加者のインターネット上の共同体を指す場合が多いが、境界横断的な仮想の、あるいは想像の共同体は常に既に存在していたことは言うまでもない。「生きる場」ないしはコミュニティというと、私たちは特定の地域や地縁血縁を前提にしがちだが（そして近代になってはじめて想像の共同体としての国民国家があらわれたとか、ネット社会になって仮想共同体が出現したとか考えがちだが）、具体的な生活の場から引き離された、しかし人々が深くコミットする「生きる場」があったことは、世界宗教の存在を考えればわかる。ラテン語や漢語の知的ネットワークもまた、様々な国や地域の法や制度、生活や運動に影響を与えてきた。こうした視点から、歴史や社会を見直す必要がある。

いま存在している国を前提にした各国史という方法論が疑われ、グローバル・ヒストリーの必要性が訴えられるようになって久しい。社会学や社会政策学、社会福祉学も、現存の国ごとの制度比較・国際比較という方法

だけでなく、また大まかなグローバル論でもなく、境界横断的なネットワークやコミュニティとその各地域への影響、あるいは各国や地域から世界への影響を具体的に検討する時期に来ている。伊藤報告は、その端緒といえよう。

とはいえ国民国家はいまだに有力な「生きる場」であるし、再分配の正統性をもつほとんど唯一の政体である。大岡報告は、国民国家というコミュニティの再構築、あるいは日本では形成されたことがないのかもしれない福祉国家というコミュニティの現代的な創生という課題に挑む。その際、同質性や「血」ではない、利害得失というアソシエーション的な課題設定により国民国家というコミュニティを再生しようとする。自明な所与のコミュニティとしてのネーションはもう前提にできないが、それでも政府の再分配に合意を得ることを目指し、アソシエーションとしての政府の役割を合理的に説得しようとするのである。

国家をアソシエーションとしてとらえ直そうという動きは、1990年代の市民社会論の再興の中でもしばしばみられたことである（たとえば Hirst 1994）。その際念頭に置かれるのは中央政府の分権化だが、大岡報告は中央政府ができることはまだまだあることを具体的に示そうとしている。

大岡報告も含意する貧困対策は近代国家というコミュニティの最大の課題であり続けているのだが、成報告は「子ども食堂」の取り組みの、従来の「地縁血縁」とは異なる、本稿でいう市民社会組織の活動としての側面に注目する。ここにもコミュニティの再検討という課題を読み取ることができる。政府やローカルな市民社会組織といったアソシエーションは、従来はネーションや地域社会というコミュニティをあてにしていた。成報告はそうした旧来のコミュニティが衰退している場所、すなわち「強い紐帯」の衰退している地域でこそ、「弱い紐帯」にもとづく扶助がありうることを示唆する。

大岡報告と成報告は、旧来のコミュニティの弱体化に対して、別の連帯

のありようを示そうとする。ただ、これまで述べてきたように、従来アソシエーションの活動はコミュニティの存在と表裏一体と考えられていた。諸報告の中でも言及されていた社会関係資本という概念は、「信頼」をはじめとするコミュニティの深度を含意している。

そうしたコミュニティの資源が枯渇するもとの、コミュニティ維持発展のための資源はどこから、どのように調達しうるのであるのか。現代の「地域創生」のような諸政策は、コミュニティの衰退を前にして、アソシエーションの活動でコミュニティを活性化しようというのだが、そのアソシエーションの活動は社会関係資本なり、よりむき出しの資本（「財源」）なりに依拠せざるをえない。それらが決定的に不足しているもとの、市民的徳の涵養にしても、ナショナリズムや家父長制的価値観の再興にしても、現実的な解決策とは考えにくい。

地域コミュニティ内に資源が乏しいとしたら、「よそ者」（成報告いう「弱い紐帯」に結ばれた人々）に期待することになる。純然たる外部者（閉鎖的な国民国家にとっての「外国人」、地域コミュニティにとっての他地域からの移住者や訪問者など）だけでなく、従来は「完全な成員」とはみなされていなかった、コミュニティの内部で排除されていた人々——高齢者かもしれないし、障害者かもしれないし、貧困に陥った人々かもしれない——の位置づけの変更が必要となる。そうした変更は、救うべき「弱者」への配慮という意味合いを超えて、私たちの「生きる場」を創り出すために不可欠な営みであるはずだ。そのことを、本シンポジウムの諸報告は教えているだろう。

## 謝辞

本稿を含めこのシンポジウムの諸研究は、2015年度中京大学特定研究助成費「社会構想学に依拠したキャリア構想教育プログラムの基礎理論と教授方法に関する研究」（共同研究B、代表・亀山俊朗、課題番号1540519）による研究成果の一部である。中京大学現代社会学部は2015年度から4



専攻制のもと新たなカリキュラムに取り組んでいる。新課程の科目構成上の主眼は、3年次の「社会構想学」および全学年に配されたキャリア構想科目（1年次「キャリア構想レクチャー」、2年次「キャリア構想ケーススタディⅠ」、3年次「キャリア構想ケーススタディⅡ」、4年次「キャリア構想実践研究」）である。また地域の課題解決や相互交流を目的とした「社会つながりプロジェクト」では、本シンポジウムでもその一部が紹介された社会調査やまちづくり支援、震災被災者支援など、組織的なフィールドワーク実践が取り組まれている（「社会構想学」等ではそれらが事例研究の題材となっている）。本学部は、社会的な「つながり」の構想・創造と自身のキャリアデザインを結びつけて考え実践するための研究・教育・社会貢献が一体となったこうした活動に、今後も取り組んでいく方針である。

## 文献

- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. (=1999, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社.)
- Habermas, Jürgen, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (=1994, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 第2版』未来社.)
- Hirst, Paul, 1994, *Associative Democracy*, Amherst: University of Massachusetts Press.
- Isin, Engin F. and Bryan S. Turner, 2007, "Investigating Citizenship: An Agenda for Citizenship Studies", *Citizenship Studies*, Vol.11 (1), 5-17.
- Marshall, T.H., and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. (=1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社.)
- Salamon, Lester M. and Helmut K. Anheier, 1994, *The Emerging Sector*, Mainland: The Johns Hopkins University. (=1996, 今田忠監訳『台頭する非営利セクター 12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社.)

## 第2部 新しいつながりへのアプローチ

## 〈報告1〉

## 宗教をとおした場所とつながりの創出

—— タイ北部における都市寺院の調査研究より ——

岡 部 真 由 美

## 1. はじめに

本稿の目的は、筆者がこれまで取り組んできた、タイ北部チェンマイ都市部における仏教寺院に関する調査研究の成果にもとづき、現代世界における宗教をとおした場所とつながりの創出の一つのあり方を示すことにある。具体的には、寺院所有地内に形成された居住地を事例として、そこのミャンマー・シャン州からの越境労働者の暮らしに焦点をあてる。

タイをはじめ、東南アジア大陸部、西南中国およびスリランカを中心として、広く信仰されている上座仏教の特徴は、厳格な出家主義を貫いている点にある。出家者たる僧侶は、戒 (P<sup>i</sup>: *sila*) と律 (P: *vinaya*) を遵守することによって、在家者とは明確に区別される。教義上、世俗から距離を置くことが理想とされているからである。ところが、僧侶たちはこうした超俗性ゆえに、在家者から布施 (P: *dāna*) すなわち贈与の対象とされ、深く社会に埋め込まれている。僧侶の大半を占める「村・町の僧」<sup>2</sup> は、儀礼の執行や民俗知識の継承を担ってきただけでなく、村人たちの苦しみに寄り添い、問題の解決に関わるなどして、伝統的に社会福祉的サービスを提供してきた。

僧侶によるこうした「福祉活動」は、経典において禁止されているわけ

ではないが、かといって奨励されているわけでもない。教義上の位置づけがきわめて曖昧な実践である。ところが世界規模で開発言説が広がるようになると、タイの一部の僧侶たちは「開発」の名のもとに、積極的に「福祉活動」に取り組むようになった。彼らがなぜ世俗に接近しようとするのかを、実践者である僧侶たちの視点に立ち、民族誌的手法を用いて明らかにすることが筆者の博士論文の課題であった。そのため 2004 年～2006 年の約 2 年間、タイ北部最大の都市チェンマイを拠点としてフィールドワークをおこなった<sup>3</sup>。

調査地を選定するにあたって、筆者は、チェンマイ市内や近郊の寺院をいくつも訪問したが、チェンマイ平野を北東へ約 20km 進んだ地域にある仏教寺院（以下、本稿では D 寺と表記）には何度も訪問した。何度目かの訪問時、意を決して住職に調査計画を伝え、また寺院周辺地域に一年間ほど滞在したい旨を願い出ると、住職は「うちの寺院に住めば良いじゃないか」と言った。思いのほか、あっさりと話が進んだことで、どこか拍子抜けしたこと、また同時に「寺院に住む」という選択にいささか不安を覚えたこととを今でも鮮明に記憶している。すぐにチェンマイ市内で借りていたアパートを解約し、最低限の荷物だけを持って寺院に引っ越した。2005 年 5 月のことである。

小高い山の上にあるその寺院は、敷地内にいくつもの僧坊や大小さまざまな建物が立ち並ぶ、一大宗教コンプレックスだった。そのなかで、儀礼や瞑想を目的に訪れる在家者が一時的に滞在するための宿泊施設があり、その一室が筆者にあてがわれた（写真 1）。この建物は、1990 年代後半に都市在住の在家者の布施によって建立された、コンクリート製の簡素な建物で、よく見るとガラス製の大きなドアの鍵は壊れ、窓の網戸は穴だらけで、浴室には虫の死骸や木の葉が散乱し、建物の前に寝そべるイヌやネコがいつも強烈な臭いを放っていた。ドアの取手に巻きつけた鉄製の鎖に南京錠をかけることで、ようやく施錠することができる。6 畳ほどの広さの室内には、どこことなくカビの匂いがする寝具が置かれていたが、ほとんど

物を持たない筆者にはそれで十分だった。おかげで、初日からぐっすり眠ることができた。

写真 1：筆者が滞在していた寺院内の宿泊施設



出典：筆者撮影（2005年6月）

明確な滞在期間を決めぬまま、筆者は僧侶たちの出家生活の観察とライフヒストリー調査を開始した。毎日、朝も昼も僧侶たちの食事の余りを分けてもらい、ずっと寺院内を歩き回った。夕は寺院内の軽食屋のベンチでいろいろな人たちと語らう。そのような生活を1か月ほど続けた<sup>4</sup>。こうしたフィールドワークは、筆者が当初思い描いていたものとはずいぶん異なるものであったが、この1か月間に会った人たちのことは、出家者であれ、在家者であれ、なぜかその後もずっと筆者の心に残り続けた。

おそらく理由は2つある。1つは、彼らに対して、強く「異文化らしさ」を感じ、惹きつけられたからである。上座仏教社会では伝統的に、寺院に「寺子」（T: *dek wat*）と呼ばれる子どもたちが暮らしている。「寺子」の多くは沙弥<sup>5</sup>として出家するための準備期間を過ごしていること、また「寺子」のなかには家族や地域からはじき出された孤児や障害児などもあることなどは文献を通じて予め知っていた。しかしフィールドワークの初めに会った彼らは、ほとんどが出家の準備をする様子もなく、家族ぐるみでさまざまな労働に従事し、あたかもそこが彼らの「家」であるかのように

暮らしていた。こうした「寺住まい」がどのようにして成り立っているのかに、筆者は興味を持つようになったのだ。

もうひとつの理由は、逆説的ではあるが、「異文化らしさ」が感じられた彼らに対して、強い親近感を覚えたからである。1 か月間に彼らと語らうなかで分かったことは、彼らは寺院に来て数か月しか経たないエスニック・マイノリティであること、また筆者と同様にたどたどしい標準タイ語を話す人が多いことであった。タイ北部のチェンラーイ県のラフ、メーホンソーン県のカレン、ミャンマー・シャン州のシャンなど、寺院にはさまざまな地域や民族の人びとが流れ着き、一時的に住まい、そしていつか去っていく。筆者もまた、調査という目的のもと、どこからともなく流れ着き、一時的に住まい、そしていつか去っていくという点で、「彼ら」とまったく同じ立場にある。この感覚は、「寺住まい」の前にも後にも、筆者がマジョリティであるコン・ムアン<sup>6</sup>に囲まれて暮らしていたときには感じる事がなかった感覚である。

現代的な文脈における「他者」との出会いの現場のひとつとして、人類学も移民・難民の生きる場所に着目してきた [Gupta and Ferguson 1997、内藤・山北 2014]。タイの仏教寺院は、第一義的には、宗教上の修行すなわち教典学習と瞑想実践の場であり、また儀礼の場でもあるが、何らかの理由で場所を奪われた人びとが都市という空間において生きる場所でもある。国家や地域を越えて移動する人びとが、都市の寺院においてどのように暮らしているのか。以下では、タイ北部の都市寺院における筆者のこれまでの調査研究の成果をふまえて、人びとが宗教をとおして生きる場とつながりを創出するあり方を紹介しよう。

## 2. 上座仏教社会における布施と再分配

### 2-1. 出家と布施

出家者であれ、在家者であれ、「寺住まい」を可能にするのは、他でもなく、上座仏教社会における出家と布施の論理である。先に述べたように、

上座仏教社会においては、出家者と在家者とは明確に区別される。出家とは、上座仏教の教義における理想の境地（涅槃）に到達するための、唯一ではないが最適な手段だと考えられている。また、出家者は、彼らが従うべきルールである律によって一切の生産活動が禁じられるため、衣食住をはじめ、あらゆる生活の物質的側面を在家者からの布施に依拠する。成人の仏教僧は比丘と呼ばれるが、比丘とは古代インドにおいて、「乞う人」すなわち乞食を意味する言葉であった〔石井 1975〕。かつて比丘らは森を遍歴し、瞑想修行に勤しむとともに、人里を訪れ、托鉢によって日々の食糧を獲得してきた。やがて雨季の一定期間、洞窟などに集まって修行を行い、共同生活を送るようになった。これが寺院の始まりである。

出家者の生存を支える布施とは、出家者、仏教教団、貧窮者等に財物やその他の施し与えることと定義される〔中村ほか（編）2014:864〕。財物を手放し、施しを与えることの結果として発生するのが、目に見えない功德（T:bun）である。一般的に在家者たちは、布施をとおして獲得した功德の多寡が、現世ないし来世におけるよりよい生を左右すると信じている。ゆえに、人びとはこぞって布施をおこない、功德を積もうと励む。

ただし注意が必要であるのは、布施とは本来、返礼を期待しない一方的な贈与であることである〔藏本 2014〕。モースはかつて『贈与論』において、贈与には三つの義務、すなわち贈る義務、受け取る義務、そして返礼する義務があると論じた〔モース 2009〕。ところが上座仏教の教義は、出家者に世俗社会から離れることを要求するため、出家者は返礼してはならない。上座仏教の出家者の救いは、社会における贈与＝交換の論理を否定することによって成り立つ、ということになる。ところが現実の出家生活を維持するためには、在家者からの贈与が不可欠である。この矛盾を解決するのが、布施の受け手は、出家者個人ではなく、出家者集団すなわちサンガ（P:Sangha）である、という論理である。しかし実際には、在家者は、自ら差し出した布施のゆくえに高い関心をもっており、結果としてそのことが、出家者の実践の志向性を規定する現実もある<sup>7</sup>〔岡部

2016]。在家者との「つながり」を断ち切ることによって追求される出家者の救いは、それなしには実現がきわめて困難であるといつてよい。

## 2-2. 布施が生み出す「つながり」

従来、上座仏教社会を対象とする人類学の先行研究の多くは、主として村落部におけるフィールドワークにもとづき、布施をはじめとする積德行 (T: *tham bun*) が在家者にとっていかに主要な宗教実践であるかを論じてきた [Kaufman 1977 (1960), Tambiah 1970]。人びとは、日々の生活のなかで、僧侶の托鉢に応じたり、仏日 (T: *wan phra*)<sup>8</sup> に寺院や仏塔を参拝したり、誕生日に供物を寄進したり、男性の場合は自ら出家したり、さまざまな機会をとおして功德を獲得しようとする。他方で、仏教の教えに背く悪い行い (T: *bap*) は、それまでに蓄積してきた功德を減少させるとも考えられている。功德の観念は、人びとの行動の規範や道德の核を成してきた。

積德行は、地位の上昇を目指す個人的な行為としての側面が強調されてきたが、それはまた、家族・親族のつながりの維持や強化し、また社会的な共同性を構築する [Moerman 1966、林 1986、長谷川・林 2015、村上 2015]。積德行によって獲得する功德は、個人が蓄積するだけでなく、他者と共有されると考えられているからである。たとえば、ある男性が出家することによって獲得する功德は、とりわけ出家の機会を持つことができない母親と共有され、出家式に参加する家族や親族のつながりを維持し、強化する。また、追善供養の儀礼では、家族や親族が積德行をとおして蓄積してきた功德が死者に転送される。功德が転送されるのは、死者の供養が主たる目的であるが、同時に死者と生者をつなぐためでもある。さらにこうした種々の人生儀礼や年中行事は、人びとと共同作業が不可欠であり、功德を積むという行為はきわめて社会的である。

多くの功德が得られると考えられてきた、寺院の建立・修復やカティナ<sup>9</sup>の奉納などは、誰にでも可能なことではなく、相応な経済力が必要とされ

る。いわば、裕福であればあるほど功德を積む機会が増大し、反対に困窮すればするほど功德を積む機会が減少する。このように考えれば、積徳行は社会的な階層差を固定し、また再生産するのだと捉えられる。それに対して、積徳行は持つ者と持たざる者のあいだの関係性を反転させる「弱者の武器」である、という見方もある [Bowie 1998]。乞食は、裕福な人びとからの布施を一方的に受け取るだけでなく、裕福な人びとに積徳行の機会を与える存在だからである。

このように上座仏教社会においては、伝統的に出家のしくみと布施の論理を基盤として、家族・親族のつながりや、社会的な共同性が生み出されている。また、布施ないし積徳行には、社会的な階層差を固定し、再生産したり、不均衡な関係を反転させたりする機能がある。では、グローバル化に伴う社会変動のただなかにおいて、上座仏教の布施にもとづく再分配のしくみは、社会の基盤となりうるのだろうか。この点に今後も考察を深める必要があろう。

### 3. タイ北部における都市寺院の「開発」

#### 3-1. 国家・サンガ・寺院

タイでは上座仏教がきわめて大きな社会的影響力をもっていることは広く知られている。たとえば出家者の数は、2004年当時で、比丘が265,355名、沙弥が76,352名 [タイ国家仏教庁 2005] であった。全人口は6,000万人強であるから、人口の0.5%強が出家している計算になる。長期的に見れば、出家者数は年々、微減傾向にあるものの、人口に占める出家者の割合は近年、概ね0.5%程度で推移している。ミャンマーなどの近隣国と比較した場合、タイの出家者数は、必ずしも多いとは言えないが、仏教徒の占める割合は人口の約94%ときわめて高い。イスラームが約5%、キリスト教徒が約1%とそれに続く。

タイでは、13世紀頃にスリランカ経由で伝来した上座仏教は、今日に至るまで王権による積極的な支援を受けてきた。かつて地方毎に複数のサ



ンガ組織や師弟関係がみられたが、1902年に制定されたサンガ統治法は、全国各地の寺院と僧侶を単一のサンガ組織に編成していった。1932年に起こった立憲革命によって制定された憲法において、「国王は仏教徒でなければならない」という条項が明記された。その後、1950年代末からタイ政府によって進められた経済発展中心の開発政策において、国家の繁栄は、民族、宗教（仏教）、国王から構成される「タイ的原理」(T: *lak thai*)を礎とすることが強調された。

ナショナリズムと不可分な仏教は、生活レベルにおいても他の宗教に比べて圧倒的な影響力を有しているが、タイでは法的には国教として定められているわけではない。2002年には、仏教に特化した行政機関として国家仏教庁が新設され、これまで宗教行政を主に担ってきた宗教局は仏教以外の宗教の行政を担うことを目的とし、かつ教育省から新設の文化省へと移管された。その後、2007年には、新憲法に仏教を国教として明記することを求める運動も起こったが、結果的には明記されることはなかった<sup>10</sup>。

以上をふまえて、近現代タイの政教関係の特徴は、①国家が宗教（仏教サンガ差組織）に介入的であること、②国家の体制原理に宗教（仏教）が組み込まれていること、③国教を定めない一方で、国王は特定の宗教（仏教）の信徒であることが憲法で定められていること、の3点にあると整理される<sup>11</sup>。

### 3-2. 宗教行政と寺院の管理・運営

タイでは、サンガ組織に登録されている仏教寺院は「僧侶のいる寺院」(T: *wat mi phrasong*)と「僧侶のいない寺院」(T: *wat mai mi phrasong*)という法的区分がなされている。2004年現在、全国の寺院のうち、「僧侶のいる寺院」が33,902か所、「僧侶のいない寺院」が6,815か所となっている [タイ国家仏教庁 2005]。

「僧侶のいない寺院」とは、たとえば地方の山間部に建てられた寺院が荒廃するなどして、誰も止住する僧侶がいないような寺院を指している。

「僧侶のいない寺院」の管理・運営の責を負うのは国家仏教庁である。なかには、国家仏教庁の管理のもとに、居住地や農地、あるいは放牧地として賃貸利用されるケースがある<sup>12</sup> [岡部 2014:209-211]。

それに対して、「僧侶のいる寺院」には法人格が与えられ、住職が寺院の管理や運営の責を負うことが、サンガ統治法によって定められている。たとえば住職は、寺院ごとに出家者の数や各出家者の情報(出家名、法齢、年齢、宗教試験の等級など)を毎年、郡サンガ事務所に提出する義務がある。郡サンガ事務所は、郡内の各寺院から集まるデータをとりまとめて年次報告書を作成し、県サンガ事務所へ提出する。

しかしながら、寺院の財の運用や管理といった「世俗的な」ことがらを扱う場合に、住職は出家者であるから律の規定に抵触するおそれがある。そのため、寺院には寺院委員会 (T: *kammakan wat*) が設置されている。委員会は、各寺院の在家信徒の代表である「寺院の先生」(T: *acan wat*) や地域の有力者らによって構成され、住職とともに儀礼や年中行事に関する協議のほか、建造物の建立の計画などを進める役割を担う。しかし、本稿の事例 D 寺のように、住職が寺院運営の主導権を握り、寺院委員会はいくまで住職の補助に徹するケースも少なくない<sup>13</sup>。住職と寺院委員会の関係性は必ずしも一様ではない。

「僧侶のいる寺院」においては、住職に課せられる報告の義務はせいぜい寺院に住む在家者の人数くらいである。それも、寺院中心部の建物の空き部屋などに住む人びとであり、寺院所有地内に広がる居住地全体の実態については報告の義務があるわけではない。したがって、行政は寺院内居住地の数や分布に関する情報を把握も収集もしていない。そのうえ、関連する先行研究も僅少に過ぎないため、寺院内居住地についても居住者についての実態は不明なことばかりである。

筆者の知るところでは、地方の都市部や農村部の一部寺院でも、本稿事例の D 寺と同様に、寺院所有地内に在家者が簡素な家屋を建てて生活しているところが見られる。首都圏や都市部の寺院の多くは、敷地とそれ以

外とを隔てる壁や、定刻になると閉まる鉄扉などが設置されているため、在家者が家屋を建てて生活することは難しい。しかし、首都圏や都市部でも丘の上であったり、寺院所有地とそれ以外の土地との境界が不明瞭な場合は、居住地を形成する余地がある<sup>14</sup>。

### 3-3. 調査地の概要

事例の D 寺が建てられたドーイサケット郡は、チェンマイ平野の北東部、市街地から約 20km のところに位置し、北部をタイ最北端のチェンラーイと接している。チェンマイとチェンラーイ、さらには西双版纳（現・中国西双版纳傣族自治州）とを結ぶ主要な交易路上にあり、かつては、宿場町として栄えた。ドーイサケット一帯は、西双版纳から移住したタイ・ルー<sup>15</sup>が農地を求めて開拓したが、後に、市場での商売を目的としてコン・ムアン、中国人やムスリムの商人が流入した。2005 年調査当時、D 寺のある村は、世帯数は約 660、人口は約 1,682 名を数える、郡内最大規模の村であった。また、村人の主たる生業が農業ではなく、一部の公務員や商店経営のほかは、大半の村人が市場での物売りや日雇い労働に従事していた。この村はチェンマイの都市と農村との結節点に位置づけられる<sup>16</sup>。

### 3-4. 寺院と僧侶について

村内唯一の仏教寺院である D 寺について、建立の経緯を記す史料は残っていない。従来、地域の人びとが口頭で伝承してきたことを、現在では寺院や郡役所が「寺院の歴史」としてまとめ、資料として発行している [Wat D 2001:5; Koson 1994:19]。それによると、蓮池を訪れた仏陀が、雌雄のナーガ（蛇の形をした龍）に光を送ったところ、それが人間の男女に変身したという。彼らは仏陀に蓮の花を献上する代わりに頭髪を授かり、その頭髪を納めるために、池の南の小高い丘の上に仏塔を建立した。その後、19 世紀初頭にドーイサケットに移住したタイ・ルーの人びとが荒廃した仏塔を修復し、西双版纳から招請した僧侶のために僧坊などを建立したと

いう。これが今日に続く D 寺の縁起なのだという。タイ北部の他の多くの地域と同様、この寺院にも、各地を遍歴する高僧（T: *khuba*）が修復のために一時的に滞在することが何度もあったようで、これまでに荒廃と繁栄を繰り返してきた。

やがて 20 世紀初頭には、タイ・サンガへの編入以来、D 寺はドーイサケットにおいては、郡サンガの中心的な寺院として位置づけられてきた。D 寺の歴代住職は、郡サンガ長を務め、また寺院内に郡サンガ事務所が設置されている。2005 年調査当時、D 寺には比丘（成年の僧侶）27 名が、また沙弥（未成年の僧侶）46 名が止住していた<sup>17</sup>。僧侶数は、年によって若干の増減はあるものの、比丘の数については、この 12 年間に大きな変化はみられない。

### 3-5. 僧侶による「寺院の開発」

この寺院に転機が訪れたのは、現住職 Y 師が着任した 1980 年のことである。それ以来、約 40 年間にわたって、住職が取り組んできた仕事は「寺院の開発」（T: *kan phattana wat*）である。住職は、着任当時の D 寺を「蚊だらけの森」であったと回想し、いかに「未開発」であったのかを強調して説明する〔岡部 2014:179〕。その D 寺を、近代的な建造物が埋め尽くす一大宗教コンプレックスへと変貌させたのは、他ならぬ住職であった。

Y 師は、タイ北部ナーン県の中心部で商店を営むコン・ムアン家族の長男として生まれ、16 歳で沙弥出家して以来、一度も還俗することなく出家生活を続けている。21 歳のとき、ナーン県内の寺院で比丘として出家した後、よりよい教育／学習環境を求めて、チェンマイ市内で教学に力を入れていた寺院（B 寺）に移った。B 寺の住職 X 師は、1976 年からの 4 年間、一時的に D 寺住職代理とドーイサケット郡サンガ長とを務めることとなった。X 師は D 寺に赴任中、D 寺を拠点として、ドーイサケット郡内の農村部や山間部一帯の貧困解消に熱心に取り組んだ。その功績が、

地域の住民からもサンガ内部からも高く評価され、後にタイ北部の先駆的な「開発僧」と呼ばれるようになり、やがてチェンマイ県サンガ長をも務めることとなった。任を終えたX師がB寺に戻ると、直弟子にあたるY師に、ドーイサケット郡サンガ長の役職と地域開発の仕事を引き継いでいった。Y師は、師から「開発」に積極的に取り組む出家者の生き方を学び、D寺において開発路線の寺院運営を展開していった。

Y師が住職に就任して、初めに着手したのは寺院内での沙弥向けの教育の拡充である。当時のタイ北部では、チェンマイ中心部を離れると、本格的に教典知識を学ぶことのできる寺院はほとんどなかった。Y師は、B寺滞在時の人的ネットワークを活かして、教学に長けた僧侶を市内から教師として迎え入れた。その結果、一時期はD寺内の学校がパリエン<sup>18</sup>合格者数の県内最多をほこるまでとなった。寺院内での沙弥向けの教育の内容は宗教教育であるが、パリエンなどの試験で一定の等級に到達すると、それを世俗学校の卒業資格に読み替えることも可能とされていた。そのため、経済的に困窮する世帯では、子どもが小学校卒業後も勉学を希望する場合、無償で教育を受けることができる出家教育(T: *buat rian*)という選択をおこなう。住職による教育の拡充によって、郡内外の各地から、教育機会を求める多数の男児がD寺に集まり、沙弥として出家するようになった。

D寺の学校に集まる沙弥のうち、郡内に実家がある沙弥たちの多くはコン・ムアンで、地元の寺院に止住し、日帰りで通学する。しかしミャンマー・シャン州からのシャン人や、タイ北部の山地からのモン人など、遠隔地出身の沙弥たちの多くはエスニック・マイノリティで、郡内に地縁や血縁をもたないことが多いため、D寺に止住する。

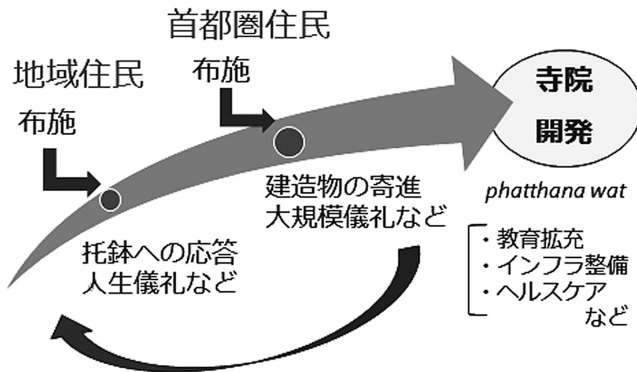
また、教育の拡充とともに、Y師が力を入れて取り組んだのが、寺院のインフラ整備である。Y師の着任当時、寺院が建つ土地は岩がちで井戸水も出ず、また水道も敷設されていなかったため、僧侶たちは基本的に雨水に依存していた。水が不足すると僧侶たちは村まで歩き、村人たちの井戸

を使わせてもらっていたという。また雨安居<sup>19</sup>には、村人たちが協力して、僧侶のために桶に入れた水を運んだりしていたという<sup>20</sup>。

村人たちは、かつて寺院と村人との関わりが深かったことを懐かしむと同時に、「うちの村の寺院はずいぶんと発展した」（NT: *wat ban hao jaroen khu'n yoe*）と口を揃えて言う。ここでいう「発展」とは、主として物質的な面での繁栄を意味するが、それだけでなく、止住する僧侶の数や参拝者の数の増加、寺院での儀礼の規模の拡大、サンガ内部での寺院の格付けの上昇などの諸点をも含意している。村人たちはこれらのことを概ね好意的に受け止めていた。しかし中には「もう、うちの村の寺院ではなくなった」（NT: *bo cai pen wat ban hao laew*）と言い、寺院と村人たちの関係が希薄化している現状を嘆くかのような意見もしばしば聞かれた。

嘆きのような意見が生じるには理由がある。なぜなら、寺院の急速な「発展」を可能にしたのは、首都圏在住者たちによる巨額の布施だからである。村人たちによる布施は、僧侶の托鉢に応じたり、週に一度の仏日や誕生日などの機会に寺院を訪れて供物を捧げたりすることが主である。それに対して、首都圏在住者たちは、日常的には接点を持たない代わりに、年中行事や大規模儀礼の施主を務め、また新しい僧坊、仏像、宿泊施設や会議室などの建造物などを布施する。たとえば、雨安居明けの一个月間に新しい黄衣を布施するカティナ儀礼は、従来、寺院周辺の村の有力者が施主を務めていたが、近年では、バンコクおよびその周辺（チョンブリー県、サムットプラカーン県）の信者たちが施主を務めるように変化した。D寺を運営するための資金は、ほぼ100%を布施に依拠しているが、少なくとも金額の面において、首都圏住民による布施が地域住民による布施を大きく上回っているのである（図1）。

図1：寺院の開発と布施の循環



出典：筆者作成。

こうした首都圏住民の多くは、ドーイサケットに地縁も血縁ももたない。ではなぜ彼らは他ならぬD寺で多額の布施をおこなうのか。動機はさまざまであるが、住職の開発実践を支援するため、仏塔への願掛けが叶ったことへのお礼のため、などがよく聞かれる。積極的に「開発」に取り組むD寺の住職は、直接的にその恩恵を受ける地域住民のみならず、受けることがない首都圏住民たちからも同様に、慈悲深くまた徳が高い僧侶と評価されてきた。布施のゆくえに強い関心をもつ首都圏住民たちにとって、住職は、自分たちの差し出した布施を、教育の拡充など「社会のため」に使ってくれるという信頼がある<sup>21</sup> [cf. 岡部 2016]。

また、タイの宗教行政は、寺院は「開発」されるべき対象として明確に位置づけてきた。そのことを端的に示すのが、1970年代に宗教局が開始した「開発模範寺院制度」である。これは、タイの全寺院のなかから、所定の条件を満たす寺院を「開発模範寺院」として認定する制度である<sup>22</sup>。その条件とは、①寺院が常に物質的に繁栄していること、②寺院は教育施設であり、周辺地域コミュニティの開発にも関与していること、③サンガ法やその他の法律を遵守した寺院の運営がおこなわれていること、と要約

できるだろう〔岡部 2014:192-197〕。これらの点を鑑みると、D 寺において住職が長らく取り組んできた「寺院の開発」とはまさに、宗教行政が描く寺院の理想像に近づけるための取り組みだったとも言える。

ただし、宗教行政は、寺院の開発を奨励するものの、資金面での支援はほとんどおこなっていない。先述のように「寺院の開発」を支えるのは布施である。国内外の NGO からの資金援助は、高齢者ケアや環境保護といった、特定の分野における個別のプロジェクトに対しておこなわれる。D 寺では、住職が「寺院の開発」と並行して、HIV/AIDS ケア活動や貧困解消など「地域の開発」にも取り組んできたが、そうした取り組みを支えてきたのは、布施だけでなく、国内外 NGO からの資金援助でもあった。

## 4. 寺院内スクワッター<sup>23</sup>たちの暮らし

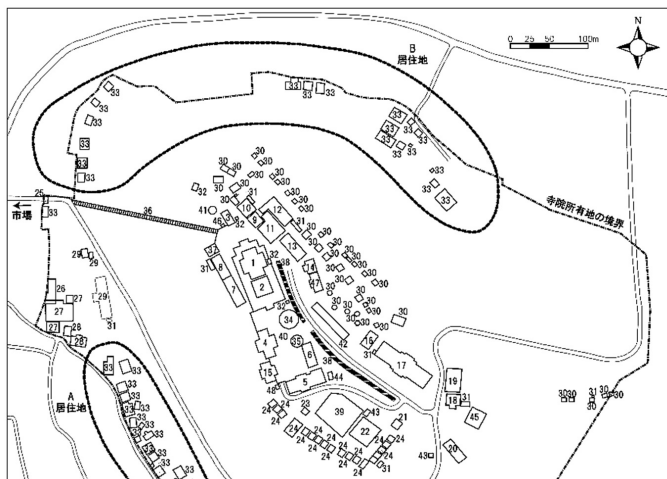
### 4-1. 寺院内居住地形成のプロセス

これまで述べてきたように、D 寺は、チェンマイ近郊における郡サンガの中心的な寺院であり、住職が多面的な「開発」に熱心に取り組んできた寺院である。とくに、「寺院の開発」によって、1980 年代以後、急速に整備が進められた D 寺は、近代的な建物が立ち並ぶ一大寺院へと変貌した。また、D 寺での教育を目指して郡内外から数多くの沙弥が集まるようにもなった。

本稿が注目するのは、こうした寺院の発展と並行して、寺院所有地内に形成された居住地である（図 2）。



図2：D寺所有地内における居住地の位置



注) 破線が寺院所有地の境界を示す。また実線で囲った部分が寺院所有地内における居住地の位置である。

出典：[岡部 2014：212]より転載。

2005 年当時、D 寺所有地内の居住地の世帯数は約 64 世帯で、そのほとんどが核家族世帯であった。また、居住者の大半は日雇い労働者ないし零細商人であった。公務員世帯は 1 世帯のみであったのは、周辺の一般地と大きく異なる点である。また、比較的近年になって居住を開始した人びとの多くは、他県から移住してきたラフやジーンホーなどのエスニック・マイノリティであるか、あるいは周辺の一般地から移住してきたムスリムなどの宗教的マイノリティであることは特徴的である。

この居住地は、周辺の一般地の住民の移住を皮切りに、徐々に遠隔地から、住む場所を求めた人びとが住み着くようになって形成された。その経緯は、次の 3 つの段階に分類して把握できる。まず 1970 年代の開始期で、移住者たちの多くは、「そこに空き地があったから」という地理的隣接を動機に挙げる。次に 1980 年代の拡大期で、移住者たちの多くは、「カネ、土地がない」「借金に追われて」「家族との離別」「出稼ぎ労働のため」という経済的困苦を動機に挙げる。最後に 1990 年代末からの現在で、移住

者たちの多くは、「出稼ぎ労働のため」という経済的困苦を動機に挙げるが、なかにはごく少数のミャンマーからの移住者たちが「紛争からの避難」「軍役からの逃避」といった政治的苦難を動機に挙げる。

#### 4-2. あるシャン人家族の事例

では人びとは、どのような移住をしているのか。本節では、ミャンマーから移住した、あるンゲー（仮名）というシャン人男性とその家族の事例を取り上げる。[cf. 岡部 2017]。

##### 4-2-1. ンゲーについて

ンゲーに初めて出会ったのは、筆者がD寺の空いた建物に暮らし始めてすぐの頃だった。ンゲーと筆者は、標準タイ語を十分に話せないことが似通っていたが、彼のきらきらした瞳と屈託ない笑顔はいまだに忘れられないほど印象的だった。2016年夏に久しぶりに再会したンゲーは24歳になり、妻子をもつ男性へと成長していた。ンゲーはその頃、日雇いの建設労働に従事する父親をよく手伝っていた。建設労働の現場は、しばしば寺院であった。またその他にも、ンゲーはD寺から首都圏（バンコク近郊）や北部山地（プレー県）の寺院などに移住した僧侶たちのもとで、寝食をともにしながら運転手の仕事をするなどもしていた。こうした自らの境遇を指して、ンゲーは笑いながら、「今もまだ「寺子」だよ」と筆者に言った。本稿の冒頭でも述べたように、「寺子」は、寺院に住み込み、僧侶の身の周りの世話をしながら、読み書きやマナーなどを教えてもらう。上座仏教社会で伝統的にみられる慣行であり、一般的には、小学校高学年程度の男児が、沙弥出家前の準備として「寺子」になる。ンゲーが自らをデック・ワットと呼んだのは、成人し、妻子を持つようになった今でもまだ寺子なのだ、という自嘲的な語りである。

2005年当時、ンゲーがD寺に住んでいたのは、両親に連れて来られたためである。両親は、ンゲーを含む子ども3人の養育を老親に任せて、2002

年にタイへ入国した。両親は入国の動機として、ミャンマー・シャン州内のビルマ軍とシャン軍との対立が激しく、紛争から避難するためだったと説明するが、経済的にもあまり裕福ではなかったようである<sup>24</sup>。シャン州北部セーンウィーという小さな町周辺の農村から、徒歩で7日間かけてタイ北部チェンラーイ県メーサーイという国境の町に到着した。その後チェンラーイ県内の鄙びた町をいくつか転々としながら、日雇いの除草作業や建設作業に従事して2年間を過ごした。両親は、より賃金の高いチェンマイ都市への移住を望んだが、なかなか機会に恵まれなかったという。知人から「心優しい住職がいる」といって紹介されたのがD寺だった。ンゲーの両親は、さっそく住職のもとを訪れ、寺院に住み込みで働かせてもらえるよう懇願した。幸運なことに、たまたまD寺では人手が不足していたため、住職はすぐに両親を受け入れたという。

同時にンゲーの両親は、2004年に居住を開始すると、寺院での労働奉仕を開始した。寺院内で父親は建設作業を、また母親は掃除や食事作りを、それぞれ他の在家者たちとともに担当した。ようやく1年が経過した頃、父親は一人ミャンマー・シャン州へ帰郷し、13歳になる長男ンゲーを連れ戻った。ンゲーはほどなくして沙弥として出家した。出家の動機は、父母のために功德を積みたいということと、また教育を受けたいということだった。2005年のことである。ちょうど筆者がD寺で「寺住まい」を開始したのとはほぼ同時期に、ンゲーも来寺し、沙弥出家したのであった。

#### 4-2-2. 寺院に住まうンゲーの家族

それまで、タイ国内で初等教育を受けたことのなかったンゲーは、標準タイ語の読み書きから始める必要があった。当時、ンゲーと似通った境遇の沙弥が他にも2名（シャン1名、モン1名）いたため、彼ら3名は先輩僧侶から毎日タイ語の特別指導を受けていた。その後、寺院附属学校の授業についていけるようになった。ただしンゲーは勉学にはあまり熱意を維持できず、中学校卒業と同等の資格を得ると還俗した。還俗した後も寺住

まいを続け、他の在家者たちとともに、建築作業や掃除などを手伝うようになった。

ンゲーの出家の翌年、次は母親が一人帰郷して、10歳の長女オームと6歳の次女エンを連れ戻った。上座仏教社会では女兒は出家できないため、妹たちはンゲーとは異なり、寺院を拠点として村の公立学校へ通うことになった。妹たちは、朝は学校へ行く前に母親とともに僧侶向けの食事作りと配膳を手伝い、夕方は学校から戻ると寺院の掃除を手伝い、さらに休日は寺院で実施される諸儀礼や行事の準備や片付けを手伝うことが日課であった。ンゲーの妹はふたりとも勤勉で、公立中学校を修了することができた。オームはその後、美容室で見習いをしながら、インフォーマル教育施設に通って高校卒業資格を得た。エンは中学校卒業後、チェンマイ市内の職業専門学校に進学した。

子どもたち3人が寺院に住まい、それぞれ教育機会を得ることで、子どもの養育から手が離れた両親はそれぞれ、寺院を拠点として遠隔地へ出稼ぎに行くようになった。両親が出稼ぎに行っている間、たとえば学校で必要な制服や靴などの衣料品、文房具や教科書を買ひ揃え、小遣いを与え、保護者に代わって学校の書類へサインしたり教員との面談に応じたりするのは住職であった。

結局、下の妹エンが中学校を卒業した2013年には、ンゲーの家族は寺院外へ引っ越しした。引っ越し先は、父親が従事する建設作業の現場のそばにつくられた飯場で、タイ語で「キャンプ」と呼ばれる（写真2）。

写真2 シャン人労働者の「キャンプ」へ引っ越したンゲーの家族



出典：筆者撮影（2015年9月）。

建設現場は、チェンマイ近郊に新たに造成されつつある建売住宅地で、「キャンプ」には同じような境遇の、多数のシャン人越境労働者たちが隣り合って暮らしている。新しい家屋はバラックでできた簡素なもので、水場は共同利用である。「キャンプ」内で販売されるモノは、1日に1度、定刻になるとやってくるミニ・トラックに搭載された食料品と日用品くらいである。

寺院外に転出してから、父親は、「キャンプ」のある現場の建設作業をおこなうほか、ドーイサケット周辺の寺院での建設作業にも従事した。ンゲーは、D寺で知り合った、他県在住の僧侶たちの運転手が主たる仕事で、時折「キャンプ」に戻っては父親の建設労働を手伝っていた。母親とオームは、いつもシャン人越境労働者たちで溢れかえるチェンマイ県入国管理局事務所の前で、シャン料理屋台を開いた。エンだけが「キャンプ」から通学していた。

興味深いのは、ンゲー家族を後追いして、ンゲーの父方親族（3家族、計10名）もD寺での寺住まいを開始していることである。居住の開始時

期は3家族それぞれ異なっている。いずれもンゲーの父方イトコにあたる夫婦とその子どもから成る家族で、夫婦は20歳代の若年層であり、子どもは1歳未満～5歳の低年齢層であることが特徴的である。彼らは、ンゲー家族と同様に、男性は寺院内の建設作業や車の運転などに、また女性は掃除や食事作りなどに従事している。

彼らと話をしていると、「私たちにとってここ（寺院）はホームだ」と言い切る一方で、不安定な越境労働者としての立場に話が及ぶと「ここ（タイ）はホームではない」とも言う。タイ国籍を持たない彼らはミャンマー政府発行のパスポート、ヴィザ、そして労働許可証なしにはタイに滞在できない。彼らは、シャン州内での政治的、経済的な状況が良くないことが理由で越境し、寺院に暮らしているが、彼らにとって故地は「まだ帰れないが、いつか必ず帰りたい」と強く切望する場所である。

#### 4-2-3. ミャンマーからタイへ：急増するシャン人越境労働者

シャンとは、「ターイ」（Tai）を自称するタイ系民族に対するビルマ語の他称である。シャンの人びとは、ミャンマー国内ではシャン州、カヤー州やカチン州などに居住しているが、中国雲南省（徳宏タイ族ジンポー族自治州）、タイ北部（メーホンソーン県、チェンマイ県、チェンラーイ県）などにも広く居住している。主に、山間の盆地や平野部で水田稲作を営み、上座仏教と精霊信仰を継承してきた。タイ北部平地のマジョリティであるコン・ムアンと文化的には共通点が多く、タイ北部の農村部などではシャンとコン・ムアンが混住している地域もある。

タイと周辺諸国との国境線は、19世紀半ば頃、イギリスによるミャンマー、フランスによるラオスおよびカンボジアに対する植民地支配が強化されるなかで確定されたが、周辺諸国からタイへの人の移動は、それ以前に遡る長い歴史を有している。また、シャンの人びとは、国境線の確定後も、日常的にミャンマーとタイの2国間の移動をおこなってきた〔村上1998〕。

ところが1990年代末を境に、チェンマイ都市部には大量のシャン人越境労働者が流入するようになった。その正確な数を把握することは困難であるものの、2000年代初頭の段階で20万人を超えたと言われ [Amporn 2003]、実際にはその何倍もの数に上ると推察される。チェンマイ県域の人口が約165万人、チェンマイ市域の人口が約23万人であることを鑑みると、近年のシャン人の流入がホスト社会に大きなインパクトを持つことは容易に想像できるだろう。事実、今日のチェンマイ都市部において、シャン人労働者たちなしにはインフォーマル・セクターの経済は成り立たない。

なぜシャン人越境労働者が急増したのか。その背景には、プッシュ要因とプル要因があると考えられる。プッシュ要因は、1990年代からミャンマー国内において、政府軍による抑圧とそれに対抗するシャン軍との対立が激化したことである。多くの人びとが紛争から逃避してタイへの入国を希望した。ミャンマーは、シャンの他にも、カレンやワの民族軍と政府軍との紛争を抱えており、アジア最大の難民流出国となっている<sup>25</sup>。タイ政府は難民条約を批准していないが、国内にはミャンマー難民のためのキャンプが10か所設営されている [久保 2014]。しかし、そのほとんどがカレン難民向けのキャンプである。それに対して、シャン難民向けのキャンプは国内に1か所しかなく、数が十分であるとは言い難い<sup>26</sup>。そのため、紛争から逃避するシャン人のほとんどは、タイ国内で法的に「難民」の地位を得ることなく、大半が都市部で低賃金労働者として生きることとなる。

プル要因は、1990年代以後の経済発展に伴って、タイ国内で外国人労働力とりわけ近隣3国（カンボジア、ミャンマー、ラオス）からの移民労働力に対する需要が高まったことである。当初、タイ国内には近隣3国から不法入国した不法滞在者も少なくなかったが、1992年に開始された登録・労働許可制度のもとで、彼らはタイ国内の労働力不足を補う一時滞在者として認められ、半合法的な地位が与えられるようになった。しかし、

1997年の経済危機後、タイ政府は近隣3国からの移民労働力の重要性を認めつつも、2003年には「半合法」移民労働者を「合法化」する政策へと転換した。具体的には、すでにタイに不法入国、不法滞在あるいは不法就労していた移民労働者全員に、出身国政府が発行する国籍証明および渡航文書の取得を義務として課すようになった。また、2008年には外国人雇用法を制定し、労働許可期間を2年間に定めた。こうした政策の転換によって、国籍証明を用いた合法化によって労働許可保持者が約131万人に到達すると見越して、2010年から新登録制度を開始した〔竹口 2011；山田 2012〕。

山田によれば、2011年8月時点で、近隣3国からの移民労働者数は合計約200万人、このうちミャンマーからの移民労働者が約149万人に上り、全体の約80%を占めるという。彼らの移住先は、首都バンコク、首都圏サムットサコーン、北部最大都市チェンマイの順に多い。また彼らがタイ国内で従事する職業は、男女ともに、建設、農業、水産加工の3種が上位3位までを占める〔山田 2012:3〕。また、タイ北部チェンマイについては、国境を接するミャンマーからのシャン人労働者がとくに多い。

1990年代末からのシャン人越境労働者の急増は、タイ北部におけるシャンの移動の長い歴史の延長線上に位置づけられるとともに、東南アジアにおける経済のグローバル化が引き起こした現象である。ンゲーの家族もまた、チェンマイに暮らす、こうした無数のシャン人越境労働者の家族のひとつなのである。

#### 4-2-4. 生きる場所としての寺院

とはいえ、シャン人越境労働者のすべてが移住先の都市で「寺住まい」をしているわけではない。数でいえば少数派である。しかし、「寺住まい」を選択したンゲーの家族は、現代世界において何らかの理由で場所を奪われた人びとが生きていく上で、宗教がいかなる役割を果たしうるかを示す事例であると考ええる。



ンゲーの家族にとって、寺院は生きる場所そのものであった。土地もなく、地縁も血縁も頼ることが困難ななかで、居住、労働、子育て、教育、信仰という、彼らの生存にかかわるさまざまなニーズを満たしてくれたのは他ならぬ寺院であった。実際に寺院内に居住していたのはたったの8年間に過ぎないが、ンゲーの家族は、現代タイ社会における上座仏教の布施がもたらす再分配のしくみに自らを組み入れながら、生きる場所を創出してきたと理解できるだろう。

ンゲーの家族にとって、寺院からの転出は、都市において生きる新たな場所を創出するための挑戦である。しかし、このことは、寺院との関わりが断絶することを意味しない。ンゲーの家族が都市を生きるなかで、仏日や誕生日などの機会にはこの寺院を訪れて、カネ、食料品や日用品といった財を布施する。また、大規模な儀礼や年中行事の共同作業にも参加し、無償の労働力を提供する。またその傍らで、寺院の境内や参道にシャン料理の屋台を出店し、参拝客らを相手に商売もする。寺院内の建物の建設や修復の際には、労働力を提供し、賃金をもらう。寺住まいをしていた時ほどではないものの、それでもなお、彼らの生活は寺院を基点とした布施の循環のただなかに位置づけられる。

ンゲーの家族がとても熱心な仏教徒であることは、住職からも、また寺院周辺の村人たちからも好意的に受け止められていた。ンゲーの家族が寺住まいしていた時期には、カレン、モン、ラフのエスニック・マイノリティの家族が、入れ替わり立ち替わり、寺院に流れ着き、一時的に住まい、そして去って行った。彼らのなかには、寺院内で酒やギャンブルに興じたり、夫が妻に暴力をふるったりしたことが原因で、住職に強制退去させられたケースもあった。こうしたことは、上座仏教にもとづく社会保障が、制度としては脆弱で不安定な側面をもつことを如実に表している。

## 5. 寺院内スクウォッターの内と外

### 5-1. 内からみた寺院内スクウォッター

寺院内スクウォッターたちは、タイ国内の移住者であれ、ンゲーの家族のようにタイ国籍を持たない近隣国からの移住者であれ、同様に、何らかの理由で場所を奪われて都市に流れ着き、互いに隣人として生きている。彼らは、都市で頼ることのできる地縁や血縁をもたず、近隣に子、孫、キョウダイ等がいない人も多い。かといって、寺住まいであることは国家からも、また NGO や NPO からも、支援対象者とみなす理由にはならない。そもそも、福祉の制度化が十分ではないタイ社会において、保育や介護を主に担ってきたのは家族・親族であり、民間の保育ないし介護サービス産業は未発達である。

こうした状況のなかで、スクウォッター同士は、生存にかかわるケアのニーズを交換によって満たし合いながら、どのような関係性を生み出しているのだろうか [cf. Thelen 2015]。現時点では、これまでの調査の成果からは、声掛け、気遣い、見守りといったケアの実践がみられるものの、そうした実践をとおして新たな関係性が生み出されていると断定しうだけの十分なデータは得られていない。少なくとも、居住者同士のあいだでは、強い相互扶助の意識や特別な連帯感はみられなかった。父と子の2人暮らしのケースがあったが、父が日雇い労働に出るあいだ、子どもは寺院附属の保育園に預けられていた。

かつて2000年には、住職主導で、スクウォッター同士の互助を目的とした基金が設立された。しかし結論から言えば、基金は有名無実化し、現実にはほとんど機能しなかった。住職が基金設立を主導した背景は、一部スクウォッターたちの生活態度や違法行為に我慢しきれなくなったことである。当時、昼間から酒を飲んで老親にカネをせびったり、ギャンブルに明け暮れて借金がかさんだりしている者もいた。また、スクウォッターの暮らす土地は寺院に所有権があり、許可なく勝手に土地も家屋を転売したり、賃貸したりすることは法的に禁じられていたが、こうした違法行為も

後を絶たなかった。

かつて住職は、筆者に向かって「なぜ彼らは（スクウォッターたちは）互いに協力し合って生きていくことができないのだろうか」と吐き捨てるように疑問を投げかけたことさえあった〔岡部 2014:222〕。住職が考案したのが、メンバーが少額ずつ出資し、保育や介護、教育や就労の支援に限って無利子で貸し付けできるような基金を設立することであった。スクウォッターたちは、いつも住職のことを「慈悲深い」(T: *metta sung*) と言って敬意を絶やさなかったが、暮らしに介入する住職の試みには見向きもしなかった。住職にとって、寺院内スクウォッターの存在は、追い出すこともできず、ずっとつきまとうという意味で、これまで約 40 年間取り組んできた「寺院の開発」という光と表裏一体の影のようなものなのかもしれない。

## 5-2. 外からみた寺院内スクウォッター

空間的に見て、寺院と村との境界に生きるスクウォッターたちは、日々の生活のなかで、地域社会に包摂される局面と、地域社会から排除される局面とがある。

スクウォッターたちは当然ながら、地域住民たちと日常的に、また非日常的にさまざまな機会をとおして関わりを有している。たとえば、地域住民は、自ら経営する飲食店で皿洗いの仕事を、あるいは自宅の庭の除草の仕事を、あるいは日々の洗濯の仕事を、スクウォッターに日雇いで頼むことがある。ここには、地域の住民とスクウォッターとのあいだに、雇用－被雇用の経済的な関係が発生する。

また、たとえば地域住民の葬儀が行われるとき、スクウォッターたちも、地域の他の住民たちと同様に食事づくりや掃除などを手伝い、香典を包む。葬儀に参加するか否かは、死者との関係によって決断されるが、それは地域住民も同様である。このように儀礼や年中行事にまつわる共同作業への参加は、スクウォッターたちも地域住民の「つながり」に関わること

を意味している。

さらに、スクウォッターたちのなかで、際立った経済的困窮者や、身寄りのない高齢者や病人は、「区ヘルスケア委員会」の支援の対象に選出されることもある。同委員会は、自治体職員、医療従事者、保健ボランティアや僧侶たちから成る組織で、地域住民のなかから支援対象者を選定し、家庭訪問活動をおこなっている。訪問時には、看護師によるヘルスチェック、自治体職員による福祉サービスの紹介、保健ボランティアによる励ましや僧侶による読経などを受けることができる。ヘルスケア委員会は、スクウォッターも地域の他の住民たちと同様に対象者とみなしている。

これらのことが示しているのは、スクウォッターにとっても、地域住民にとっても、生活感覚として「寺院内スクウォッター」が特別な意味を持ちえないことである。地域住民からしてみれば、村への移住者が増えた結果、村の居住空間が寺院所有地へと拡大しただけだと考えられているのだろう。

しかし、矛盾するようであるが、寺院内スクウォッターたちが、地域社会から排除される局面もある。まず、地域住民のあいだでは、見知らぬ移住者に対する警戒心がみられた〔岡部 2014:221〕。特に1990年代以降に拡大したエリア、すなわち比較的新しい移住者が居住するエリアは、地域住民たちがほとんど立ち入ったことのないエリアだった。こうしたエリア内の狭い居住スペースでブタを飼うラフや、ヤギを飼うムスリムたちは、都市と農村を結ぶ「町」に暮らすコン・ムアンから見て、「われわれ」とは異なる文化をもった人びとである。

加えて2005年当時、地域住民たちから、急増するシャン人越境労働者たちに対して「ビルマ（T:phama）から来たやつら」という表現が用いられるのをしばしば耳にした。ミャンマー国内の民族集団の名称に関する知識を十分に持たない、多くの一般のタイ人は、ミャンマー国内の主要民であるビルマも、マイノリティであるシャンも、すべて「ビルマ」として一括りにする傾向にある。マスメディアでは連日のように、「ビルマ」か

ら来た越境労働者が、雇用主のタイ人を殺害し、売上金を窃盗したという類のニュースが流れ、それを見るにつけて、地域住民たちは「ビルマ人は危険」だというイメージを増幅させているようだった。

また、寺院所有地内に居住することを、はっきりと「悪」(T: *bap*) だと考える地域住民もいた。「バープ」とは、宗教上の教えや禁止行為に背くさまを意味している。つまり、スクウォッターたちは寺院の神聖性 (T: *khwaṃ saksit*) に傷をつけていると非難しているのである。こうした地域住民のまなざしを感じとってか、ンゲーのイトコ夫婦は、妻の妊娠期間中のみ寺住まいをやめて、一時的に寺院外のアパートに暮らし、無事に出産を終えた後に寺住まいを再開したという<sup>27</sup>。子どもを産み育てるうえで、寺院内での性交によってできた子どもだとものしられる恐れがあるからである。

これらのことは、地域住民たちがスクウォッターたちを、「異質な他者」として集合的に捉えて「われわれ」と区別し、警戒し、恐れ、そして侮蔑する対象として位置づけていることを示しているのである。

## 6. 考察とまとめ

これまで本稿では、タイ北部チェンマイ都市部における仏教寺院の所有地内に形成された居住地を事例として、そこに暮らすミャンマー・シャン州からの越境労働者の経験に焦点を当ててきた。以下では、この事例から、現代世界において人びとが宗教をとおしてどのように場所とつながりを創出しているのかを考察したい。

第1に、寺院内所有地に暮らすシャン人越境労働者たちは、ミャンマーとタイという2つの国家のはざまを移動しながら、上座仏教の布施がもたらす再分配のしくみに自らを組み入れていることで、頼るべき地縁も血縁もない都市において生きる場所を築いている。このことは、寺住まいする彼らが、単に寺院に集積するモノやカネを与えられる受動的な存在であることを意味しない。

ンゲーの家族（本稿第4節）にみたように、寺院は居住のみならず、労働、養育、教育、信仰などの生存に関わるニーズを包括的に満たし、移住後まもない人びとが安心した生活を実現することを可能にする空間である。子どもを出家させたり、「寺子」にしたりすることで、養育から解放された両親はさらなる出稼ぎ労働に出て、やがて寺院の外で家族一緒に暮らすことをかなえた。その後、寺院との関わりは、労働と信仰の領域に限定されるものの、その関係性は断絶することなく、今度は自らが布施をおこなうことによって、再分配のしくみを支える立場に回るのである。

また第2に、さまざまな文化的差異をもった人びとが近接して暮らす都市寺院内の居住地は、「庇護の空間」（アジール）と捉えられる〔網野 1996、小田 2008〕。寺院と村の境界面に位置する「庇護の空間」では、聖／俗、寺院／地域社会、出家／在家といったさまざま二項対立が解消される。人びとは、生活上のニーズを満たすために、他者とのあいだに多層的な関係性を築いている。

スクウォッターの内と外（本稿第5節）にみたように、日々の生活のなかで、スクウォッターたちと地域住民たちとのあいだには、労働をとおした経済的な関係や、儀礼をとおした相互扶助の関係が生じている。また、自治体、医療機関、僧侶による地域開発活動は、スクウォッターたちを社会的に包摂する動きでもあった。

他方で、スクウォッターたちは時に、地域住民から「われわれ」と区別した「異質な他者」として集合的に捉えられ、警戒され、恐れられ、そして侮蔑されてきた。タイ北部平地のマジョリティであるコン・ムアンの視点に立てば、見慣れぬ民族的ないし宗教的なマイノリティや急増するシャン人越境労働者たちは、異なる文化をもつ「彼ら」として認識される。「彼ら」が増えることは、寺院ないし仏教の神聖性を脅かしかねないことまで危惧されていた。

社会的な包摂と排除の機制はいずれも、スクウォッターたちを「被支援者」「異質な他者」「彼ら」として同質化するが、スクウォッターたちが対

抗的なアイデンティティとして「われわれ」意識を醸成することはみられない。現代の都市寺院内に生まれた「庇護の空間」は、出自、職業、価値観が異なる人びとが隣人として暮らすなかで、同質化の機制にからめとられることをかわしながら、創り上げてきた空間なのである。

最後に、本稿の今後の課題は、グローバル化に伴う社会変動のなかで、宗教が伝統的に果たしてきた社会的な役割がどのように再編されるのか、という視点から考察をより深めていくことである。この課題について、ルトロフ＝グランディスらは、近年のグローバル化状況のなかで人間が直面し、避けることのできない不確定性に対して、宗教（ないし宗教的ネットワーク）をととして創出される社会保障の役割に注目し、その役割をめぐる評価が二極化する傾向にあることの問題点を指摘している [Leutloff-Grandits et. al. eds. 2009]。そこで彼らは、①新しいリスクへの対応、②宗教的贈与、③トランスナショナルなネットワークという3つの局面に注目し、アフリカとヨーロッパの事例を検討している。宗教に特有の資源、しくみ、価値観や、宗教以外の社会保障の与え手との関係（具体的には家族・親族、国家、NGO/NPO など）を視野に納めることが重要視されている。

本稿は、タイ北部の仏教寺院の事例を詳細に報告したものの、スクワッターたちにとって、宗教以外の社会保障の与え手との関係が、どのような意味を持つのかについては論じることができなかった。しかし本稿でも言及したように、シャン人越境労働者たちも、スクワッターという選択なく都市を生きるケースの方が、数の上では圧倒的に多いはずである。対象を取り巻くコンテキストをより広く把握したうえで、現代世界の文脈において、異なる文化をもった他者が関わり合うことによって編成される社会の可能性について、今後も検討していきたい。

## 付記

本稿は2017年1月28日に実施された本学部30周年記念シンポジウムでの口頭発表の内容をとりまとめたものである。発表機会を与えていただいたことにも、またコメントや質問をいただいたことにも御礼申し上げます。

なお、本稿で用いた民族誌データは、筆者が2004年からタイ・チェンマイ県ドイサケット郡において継続してきたフィールドワークによって得られたものであるが、特にシャン人越境労働者に関する箇所は、JSPS科学研究費補助金、基盤研究（B）「ポスト福祉国家時代のケア・ネットワーク編成に関する人類学的研究」（代表者・森明子、15H05174）の成果の一部である。記して感謝申し上げます。

## 【注】

- <sup>1</sup> 以下、本稿では、パリー語の語彙についてはP、標準タイ語の語彙についてはT、タイ北方方言カム・ムアンの語彙についてはNTとして、それぞれ区別して表記する。
- <sup>2</sup> 人類学者のタンバイア（T. Stanley J.）は、上座仏教の出家者を、森住派と村住派という伝統的な系譜を基盤として「森の僧」と「村・町の僧」という対立的な概念をつくった〔Tambiah 1984〕。
- <sup>3</sup> その成果は単著として刊行した〔岡部 2014〕。
- <sup>4</sup> 1か月間、寺院内で暮らすようになると、寺院に出入りする村人たちとも知り合う機会が増えた。その後、村の在家信徒代表を務める村人の家へと引っ越した。
- <sup>5</sup> 上座仏教の出家者は、遵守する戒の数と年齢によって、比丘（P: *bikkhu*、21歳以上、227条）と沙弥（P: *samanera*、20歳以下、10条）とに区別される。
- <sup>6</sup> コン・ムアン（T: *khon muang*）とは、タイ北部の平地社会に暮らすタイ系民族の自称である。



- <sup>7</sup> スリランカの福祉施設における高齢者ケアの現場の事例考察から、布施の与え手と受け手の関係の優劣は固定的なものではなく、可変的であることも指摘されている [中村 2011]。
- <sup>8</sup> 仏日（ぶつじつ）とは、満月と新月、それに月に二度の半月の日のことを指す。とりわけ満月と新月の2日間は比丘にとって重要な227戒の誦唱がおこなわれる。この2日間はとくにウポーサタ（布薩）日と呼ばれる。
- <sup>9</sup> カティナとは、雨安居が明けてから1か月以内に、在家者から比丘に奉納される新しい僧衣のことである。
- <sup>10</sup> 宗教学者の矢野は、国教明記運動の争点が、複数の宗教を公認する体制下でありながらも、実際は多数派宗教の仏教が優位であり、かつその仏教が王制と密接につながっているという「ねじれ現象」にあったと考察している [矢野 2017]。
- <sup>11</sup> 宗教学者の矢野は、タイの政教関係を理解するうえで、サンガと国家の関係の二者関係を静態的に捉えるだけでなく、国家行政に関わる諸アクターの思想やネットワークが果たす役割にも注目する必要があるという [矢野 2017]。たとえば、現在のタイ社会において宗教行政の中心を担うのは、国家仏教庁と文化省宗教局である [林編 2009: 244]。タイの宗教行政は、これらの行政組織が、サンガないし他宗教の支援や統制のためのさまざまな事業を実施するだけでなく、たとえば教育省や内務省の事業、あるいは福祉や観光に関わる部局の事業をとおしても展開されている。
- <sup>12</sup> 利用者からの賃貸契約書の提出や賃貸料の納入等にかかわる業務を国家仏教庁が担当する。
- <sup>13</sup> 寺院によっては、寺院委員会が寺院運営の多くの決定権を握っている寺院もある。なかには、寺院委員会や地域住民と寺院運営の方針が合致しないことを理由に、事実上、住職を追い出して、新しい僧侶を住職として招き入れるケースも見られる。

- <sup>14</sup> チェンマイ市内の寺院内居住地の事例については、現在も継続して聞き取り調査をおこなっている。
- <sup>15</sup> タイ・ルーとは、現在の中国西南部に位置する西双版纳傣族自治州周辺を故地として、移動を繰り返しながらタイ北部ナーン県、パヤオ県、チェンラーイ県やチェンマイ県などに散住する人びとの自称である。上座仏教や精霊に対する信仰をもち、平地での水耕稲作を伝統的な生業とするなど、コン・ムアン（かつてタイ・ユアンとも呼ばれてきた）との文化的共通性が高い。
- <sup>16</sup> この村には、郡役場や郡病院など、郡レベルの主要な行政機関や施設がすべて集まっているほか、当時、他の村にはほとんどなかったコンビニエンスストアや銀行もあった。郡内の他の村のほとんどは農村で、ダイズ、ニンニク、ラムヤイなどの換金作物が栽培されていた。ドーイサケットでも 1980 年代頃から道路建設や宅地開発が急速に進められていったが、チェンマイ近郊の他の郡ほどには観光資源に恵まれず、民芸品生産やサービス産業はそれほど発展しなかった。
- <sup>17</sup> 沙弥数が比丘数を上回っていることは、タイ北部では一般的である。タイでは男性は一生に一度は出家する慣習がみられるが、タイ北部では比丘よりも沙弥として出家することが、かつてより一般的である。
- <sup>18</sup> 経典が書かれた言語であるパーリ語の経典知識とその理解を試すための試験を、パリエンと呼ぶ。1 級から 9 級までレベル分けされている。
- <sup>19</sup> 雨安居とは、雨季の約 3 か月間を指す。この時期、木々は生い茂り、虫、蛇やその他の小動物が活発に運動するため、僧侶が歩くことで不必要な殺生をしてしまう危険がある。そのため、僧侶はできるだけ外出を控えて殺生を未然に防ぐとともに、寺院での修行に専念するという慣習がみられる。
- <sup>20</sup> 筆者の調査当時、50 歳代以上の村人たちは、約 40 年前の僧侶と村人とのあいだの協力関係を鮮明に記憶し、それを嬉々として語ってくれたことが印象的であった。

- <sup>21</sup> このことは一方で、金や女性にまつわる僧侶や寺院のスキャンダルが後を絶たない現代タイ社会の現状を反映している。
- <sup>22</sup> また「開発模範寺院」のなかから、さらなる条件を満たす寺院は「優秀開発模範寺院」として、またさらなる条件を満たす寺院は「王立寺院」として認定される。王立寺院とは、本来は、王室が建立した寺院を指すが、宗教局の開発模範寺院制度は、行政が要求する「開発模範寺院」および「優秀開発模範寺院」としてのさまざまな条件を満たすことで、一般の「民立寺院」であっても「王立寺院」として認定される可能性を与えるものである。事例のD寺は、2010年に「王立寺院」として認定されたが、このことは、僧侶にとってもまた地域住民にとっても名誉なこととして受け止められていた。
- <sup>23</sup> スクウォッターとは、一般的に不法占拠者ないし不法占拠地の意味で用いられる語だが、本稿では前者の意味で使用する。タイでは、寺院内に暮らすこと自体は不法ではない。しかし、寺院は、所有する土地や財産の管理・運営をサンガ法に従っておこなう義務がある。本稿で取り上げるように、タイでは寺院の土地に家屋を建てたり、その土地や建物を賃貸したりする例が少なくないが、これらの行為は不法行為である。したがって、本稿では、寺院内の土地を不法に占拠している意味で、スクウォッターという語を用いる。
- <sup>24</sup> 2015年9月9日両親へのインタビュー、および2017年9月2日ンゲーの妹へのインタビューより。
- <sup>25</sup> ミャンマーから国外への難民が約27万人、またミャンマー国内避難民が約45万人に上るとも述べられているが[キング2010]、文献や資料によって数値には大きな開きがあり、正確な数値を把握することはきわめて困難である。
- <sup>26</sup> このシャン難民向けキャンプは、ミャンマー・シャン州と地理的に接する、チェンマイ県ウィエンヘーン郡内に設営されている。
- <sup>27</sup> 2015年9月4日、シャン人女性Pへのインタビューより。

## 【参考文献】

## 欧文

- Amporn Jirattikorn. 2007. *Living on Both Sides of the Border : Transnational Migrants, Pop Music and Nation of the Shan in Thailand* (Resource Politics and Cultural Transformation in the Mekong Region Working Paper Series no.7). Chiang Mai : Regional Center for Social Science and Sustainable Development, Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University, Thailand.
- Bowie, Katherine A. 1998 “The Alchemy of Charity : of Class and Buddhism in Northern Thailand”, *American Anthropologist* 100 (2) : 469–481.
- Ferguson, John P. and Shalardchai Ramitanondh. 1976 “Monks and Hierarchy in Northern Thailand”, *Journal of Siam Society* 64 (1) : 104–150.
- Gupta, Akhil & Ferguson, James. (eds.) 1997 *Culture Power Place : Explorations in Critical Anthropology*. Duke University Press.
- Kaufman, Howard K. 1977(1960). *Bangkhuad : A Community Study in Thailand, Locust Valley* ( Association for Asian Studies, Monograph no.10). Tuttle.
- Leutloff – Grandits, Carolin. ; Peleikis, Anja. and Thelen, Tatjana (eds.) *Social Security in Religious Networks : Anthropological Perspectives on New Risks and Ambivalences*, Berghahn.
- Moerman, Michael. 1966 “Ban Ping’s Temple : The Center of a “Loosely Structured” Society”, Nash. Manning. (ed.) *Anthropological Studies in Theravada Buddhism* (Cultural Studies Series no.13), Yale University, pp. 137–174.
- Tambiah, Stanley J. 1970 *Buddhism and the Spirit Cults in North-East Thailand*, Cambridge University Press.

- 
- 1984 *The Buddhist Saints of the Forest and the Cult of Amulets : A Study in Charisma, Hagiography, Sectarianism, and Millennial Buddhism*. Cambridge University Press.
- Thelen, Tatjana. 2015 “Care as Social Organization : Creating, Maintaining and Dissolving Significant Relations”, *Anthropological Theory* 15 (4) : 497–515.

## 和文

- 網野善彦 1996 (1978) 『無縁・公界・楽－日本中世の自由と平和』(平凡社ライブラリー) 平凡社。
- 石井米雄 1975 『上座部仏教の政治社会学－国教の構造』(東南アジア研究叢書 9) 創文社。
- 岡部真由美 2014 『「開発」を生きる仏教僧－タイにおける開発言説と宗教実践の民族誌的研究』 風響社。
- 
- 2016 「仏教僧による「開発」を支えるモラリティータイ北部国境地域におけるカティナ儀礼復興に関する考察」『コンタクト・ゾーン』 8: 29–44。
- 
- 2017 「生きる場所としての寺院－タイ北部都市における、あるシャン人越境労働者の家族の姿をとおして」『M ネット』(移住連: Solidary Network with Migrants Japan) 190: 32–33。
- 小田博志 2008 「難民－現代ドイツの教会アジール」春日直樹(編)『人類学で世界をみる－医療・生活・政治・経済』ミネルヴァ書房、pp. 149–168。
- キング、ラッセル 2010 『移住・移民の世界地図』(竹沢尚一郎・稲葉奈々子・高畑幸共訳) 丸善出版。
- 久保忠行 2014 『難民の人類学－タイ・ビルマ国境のカレンニー難民の移動と定住』清水弘文堂書房。
- 藏本龍介 2014 「上座仏教徒社会ミャンマーにおける「出家」の挑戦－贈

- 与をめぐる出家者－在家者関係の動態」『文化人類学』78（4）：492－514。
- 竹口美久 2011「タイにおける外国人労働者受容の制度的変遷」『南方文化』38：89－108。
- 内藤直樹・山北輝裕（編）2014『社会的包摂／排除の人類学－開発・難民・福祉』昭和堂。
- 中村沙絵 2011「現代スリランカの慈善型老人ホームとダーナ」『南アジア研究』23：100－120。
- 中村元ほか（編）2014『岩波仏教辞典』岩波書店。
- 長谷川清・林行夫（編）2015『積徳行と社会文化動態に関する地域間比較研究－東アジア・大陸部東南アジア地域を対象として』京都大学地域研究統合情報センター、pp.27-33。
- 林行夫 2000『ラオ人社会の宗教と文化変容－東北タイの地域・宗教社会誌』京都大学学術出版会。
- 林行夫（編）2009『〈境域〉の実践宗教－大陸部東南アジア地域と宗教のトポロジー』京都大学学術出版会。
- 村上忠良 1998「タイ国境地域におけるシャンの民族内関係－見習僧の出家式を事例に」『東南アジア研究』35（4）：57－77。
- 村上忠良 2015「上座仏教徒の功德観に関する試論－タイ北部シャン仏教徒の事例より」長谷川清・林行夫（編）『積徳行と社会文化動態に関する地域間比較研究－東アジア・大陸部東南アジア地域を対象として』京都大学地域研究統合情報センター、pp.27-33。
- モース、マルセル 2009『贈与論』（吉田禎吾・江川純一訳）筑摩書房。
- 山田美和 2014「タイにおける移民労働者受け入れ政策の現状と課題」山田美和（編）『東アジアにおける移民労働者の法制度－送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて』アジア経済研究所。
- 矢野秀武 2017『国家と上座仏教－タイの政教関係』北海道大学出版会。

## タイ文

Koson Songwonsit. ( ed. ) 1994 *Doi Saket : Rong roi arayatham Sipsongphann*. Samnakngan Prathom Su'ksa Amphoe Doi Saket.  
(『ドーイサケットーシブソーンパンナー文明の軌跡』ドーイサケット郡初等教育課)

Wat D. 2001 *Phumpannya fa phanang : tamnan-utthayantham haeng Wat D*. Wat D. (『隠された智慧－D 寺の歴史と仏法の園』D 寺)

## 【参照資料】

タイ国家仏教庁 2005『仏教基礎情報 2548 年』(*Khomun phuenthan thang Phra Phutthasatsana 2548, Samnakngan Phra Phutthasatsana haeng chat.*)

## 第2部 新しいつながりへのアプローチ

### 〈報告2〉

# 保育・教育負担を親から社会へ

—— 社会人大学生増で「税での新しいつながり」を ——

大 岡 頼 光

## 目次

1. 少子高齢化で働き手が減る日本を支えるには
2. すべての子ども・若者が能力を伸ばせる仕組みを
3. 税収増になるから大学にも税を投入
4. 社会人入学増という成長戦略
5. 社会人入学を進めるための諸検討
6. 「税は取られるだけ」という「予言の自己成就」の悪循環を断つ

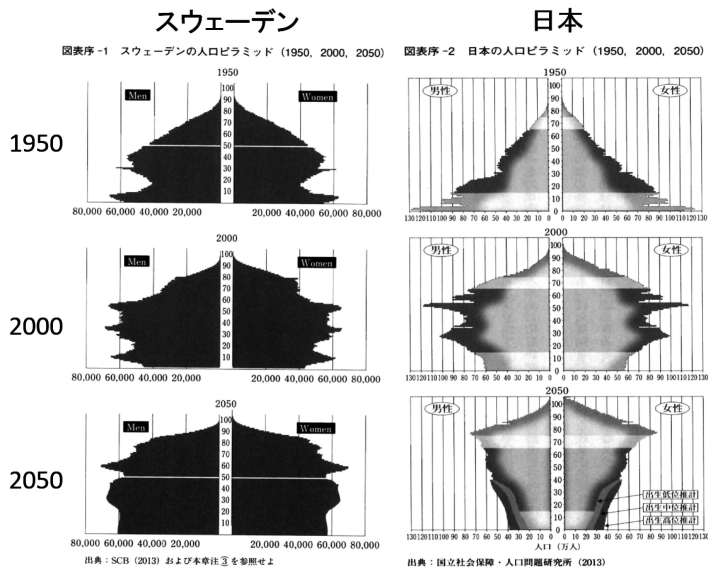
## 1. 少子高齢化で働き手が減る日本を支えるには

図1は、スウェーデンと日本の人口ピラミッドの変化と予想である（大岡 2014）。少子化対策に成功したスウェーデンが2050年にも安定した台形に近い人口ピラミッドを維持するのに対し、同年の日本は逆ピラミッド型に近く、今にも倒れそうだ。スウェーデンに比べ、老人を支える若い世代が日本では極端に少なくなる。少しでも日本社会がより安定するように、子どもや若者の数を増やし、その教育を充実させることが、何よりも優先すべき急務である。

つまり、少子高齢化がすすむ日本の社会を支え続けるには、貧困家庭でも有能な若者には進路を公費で保障し、その能力を最大限発揮してもらう



図1 スウェーデンと日本の人口ピラミッドの変化と予想



必要がある。教育費の公的な負担を増やし、高卒よりも多くの税収をもたらす優秀な大卒者をより多く育成すべきである。

少子高齢化のため、高齢者一人を支える現役世代の人数は確実に減る。高齢者を現役世代が支える今の仕組みを維持しようとするなら、子どもや若者がよりよい保育や教育を受けて能力を伸ばし、高収入の仕事に就き、より多くの税金や保険料を負担する必要がある。

具体的に言えば、たとえ親が病気で突然倒れても、子どもが大学に行けるようなシステムを創る必要がある。親が保育や教育を負担する「家族主義」を変え、家庭環境の激変があっても、子どもが自分の可能性を最大限に伸ばせる社会、「保育や教育を家族だけに任せない」社会を構想すべきである。それが、大岡（2014）で主張したことであった。

本論はそれに加えて、高卒の社会人の大学入学を公費によって促すことで、「税での新しいつながり」を創ることをめざすべきだと主張する。

ここで、本論全体の構成を説明しておこう。2. では、すべての子ども・

若者が能力を伸ばすためには、貧困な子どもにも早くから就学前教育をすべきことを確認する。その上で、3. では、大卒が増えれば税収が増えるので、大学にも税を投入すべきだと主張する。4. では、社会人入学増という成長戦略を述べる。①大学教育費の親負担を廃止し、公費による高卒の社会人入学を促して大卒を増やすという成長戦略をとるべきこと、②高卒の社会人入学を促すことは、国民全員に高等教育機会を保証することで、大学教育の公費負担への社会的合意もつくり出せることを説明する。5. では、社会人入学を進めるための諸検討を行う。まず、財務省に長期的視点が足りないことを指摘する。次に、アメリカで社会人学生が増えた背景の検討を踏まえ、今後の日本の大学改革の方向性を述べる。最後に6. で、以上を実現するには増税が必要であるため、「税は取られるだけ」という「予言の自己成就」の悪循環を断ち切る方法を探る。高所得者の進学が多い大学教育費を税で賄うことへの納得を、低所得のため大学進学ができなかった高卒者からも得るためには、税による高卒社会人の大学入学拡大が必要なことを明らかにする。

## 2. すべての子ども・若者が能力を伸ばせる仕組みを

### 2.1 子どもの貧困が日本を減ぼす

子どもの貧困を放っておくと、日本は減びるという推計がある。日本財団子どもの貧困対策チームによれば、今の貧困を放置すると、将来の所得の減少が総額 42 兆 9 千億円、財政収入の減少が 15 兆 9 千億円になるという。2016 年度の日本の国家予算（一般会計）約 97 兆円、2014 年度の日本の GDP は 490 兆円。国家予算の約半分、GDP の約一割にあたる巨額の社会的損失が発生することになる。0~15 歳の子ども全員を対象とした推計である（日本財団子どもの貧困対策チーム 2016:74）。

今の貧困を放置する現状放置シナリオは、「貧困世帯の子ども」の進学率、中退率が現状のままであるとする。改善シナリオは、高校進学率・高校中退率が非貧困世帯並みになり、かつ、貧困世帯の子どもの大学等進学

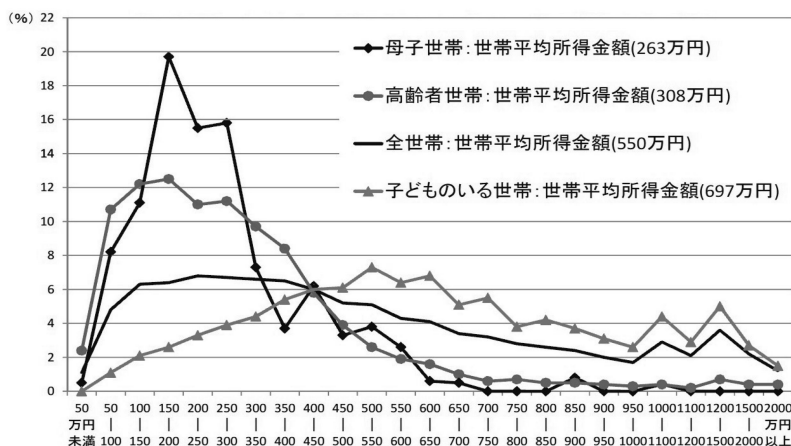
率を22%上昇させることができるというものである。

22% はアメリカの就学前教育の研究「アベセダリアンプロジェクト」の成果を元に設定している。同プロジェクトでの4年制大学への進学率は、5歳から受講あるいは全く不受講の対照群が14%に留まる一方、0歳から受講した処置群では36%に達した（Campbell et al. 2002:46, 51）。ここでの対照群は0～8歳に受講25名、0～5歳に受講23名で、処置群は5～8歳に受講24名、不受講23名。0～5歳では、言語力を重視し、会話型の読書やゲームを活用し、週五日、約8時間、ケアセンターで行った。5～8歳では、教師が隔週で教室と家庭を訪れ、学校授業の補習を行った（日本財団子どもの貧困対策チーム 2016:168-71）。受講者が多かった処置群では、大学進学率を22%も高めることができたのである。

以上から、貧困世帯に教育を行えば、長期的には財政収入を増やせることがわかる。

## 2.2 苦しい母子世帯も大学進学を可能に

図2 母子世帯と他の世帯の所得分布と平均所得



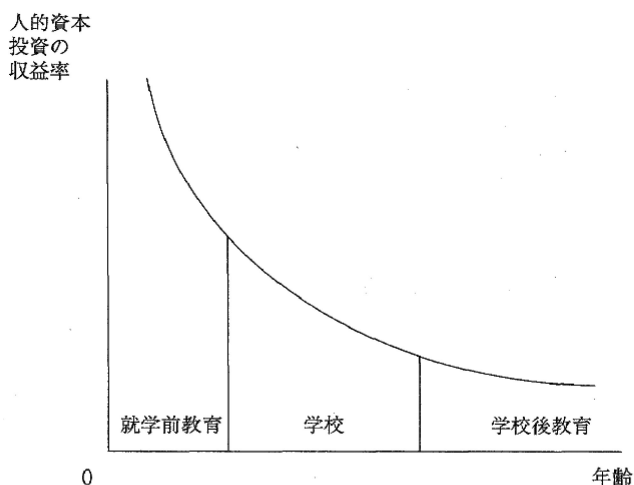
(注) ここで「子ども」とは、18歳未満の未婚の者をいう。  
所得は、税金や社会保険料を含み、事業所得等の場合は収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。出典：鷹（2012:103）

日本で貧困率が高いのは、ひとり親家庭である。特に母子世帯は低所得だ。図2のように、全世帯の平均所得550万円に対し、母子世帯は263万円、全世帯の半分以下である。その所得分布は、150～300万円の低所得に集中している。子どものいる世帯の平均所得（700万円弱）と比べると、母子世帯の所得の低さは一層際立つ（大岡 2014。以下の図3、4も同書）。

苦しい家計のひとり親家庭の子どもでも、質の高い保育・就学前教育を十分受けられ、かつ大学進学も可能である社会を構想する必要がある。

## 2.3 収益率の高い就学前教育への投資を優先

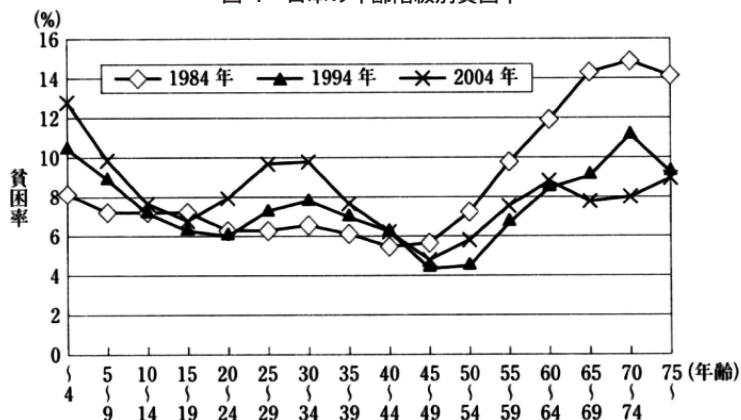
図3 子どもの年齢別にみた人的資本投資の社会的収益率



（池本 2011；OECD 2006）

なぜ保育・就学前教育を優先すべきか。図3のように、より幼い時の方が、人への教育投資は有効だからである。幼い時に投資した方が、投資効果がより高い。少ない投資で、より多くの税収増が見込めるのである（池本 2011；OECD 2006）。

図 4 日本の年齢階級別貧困率



(大竹 2009 ; 大竹・小原 2011)

図4では4歳以下の子の貧困率が高い。その親の20～30代の貧困率の上昇が原因である。この傾向は、若年の非正規雇用が増加した1990年代後半から2000年代に出てきた。

このままでは、家庭の経済格差が、子どもの学力格差につながり、さらに子どもが大人になってからの経済状態に影響しかねない。

日本でもアメリカと同様に、「教育を受ける機会が少ない経済的に恵まれない子どもたちに、就学前から公的な教育支援を行うことの必要性」が高まっている(大竹 2009 ; 大竹・小原 011)。

## 2.4 「やる気」を身につける保育・就学前教育を充実

子どもたちに自分の可能性を追求する「やる気」を身につけさせるには、保育・就学前教育の充実が必要である。子どもは幼時に貧困のため教育を受けられないと、自分の可能性を追求する「やる気」を身につけにくい。その後の小中高大での経済的条件等をいくら平等化しても、もうその時点では効果は薄い。よって、小中高大の教育より保育・就学前教育をまず優先すべきである(大岡 2014)。

また、ゼロ歳児からの保育所の方が、3歳児からの幼稚園よりも、大学進学への効果は高い。3～5歳児だけの幼児教育を無償化しても、教育格差を緩和する効果は弱い。日本の都道府県別のデータを分析した経済学の赤林英夫らによれば、幼稚園よりも保育所の方が大学進学への効果が高い。幼稚園と保育所のどちらの拡大も、高校や大学への進学率に有意なプラスの影響を与えているが、幼稚園は国公立大学への進学に有意な影響を与えていない。保育所の方が幼稚園よりも強いプラスの影響を与えている。その要因は主に二つである。

① 1960～70年代、保育所の母親は働いている場合が多く、幼稚園は専業主婦が多かった。子どもにとっては、保育所に通った方が、外に働きに出て母親のいない家等よりも、教育環境がよかつただろう。

② サービス時間の長さが違う。保育所はゼロ歳児から一日中預かるが、幼稚園は3、4歳児からで半日のサービスである。保育所の多い県では、子供たちはより長く、より良い教育環境に置かれる（Akabayashi & Tanaka 2013）。

スウェーデンやアメリカでの先行研究でも、できるだけ早期に保育・就学前教育を受けた方が、子どもたちの能力は伸びることが明らかになっている。

以上から、保育・就学前教育をまず優先すべきである（大岡 2014）。

### 3. 税収増になるから大学にも税を投入

大岡（2014）では保育・就学前教育を優先すべきだと主張する理由として、大学への財政支出は逆進的になることもあげた。逆進性とは、累進性の逆で、低所得層ほど、利益よりも税負担が大きくなることをいう。現状では高所得層ほど多く大学に進学している。そのため、税によって所得制限なしに大学授業料の保障を行うと、逆進性が伴うと指摘した。

しかし、下記の3.1の反論を受けて、逆進の効果はあっても逆進的ではないと考えを改めることとする。

### 3.1 大学教育への税金投入にともなう逆進性問題への反論

大岡（2014）の逆進性の指摘に対して、矢野眞和（2016）は次のように反論する。

①大学進学率が高まってきているために、低所得の家庭は税金を支払っているにもかかわらず、進学できずにまったく損をしているということではない。

②くわえて、低所得層の進学率が低いのは、主に高い授業料が原因である。よって、新たに税金を投入することで授業料を下げた場合の恩恵をより大きく受けるのは、低所得層であると考えられる。

「現状において相対的に利益を受けているのは誰か」と、「新たに税金の投入を行った際に、利益を受けるのは誰か」を混同してはならない（矢野ほか 2016:134-5）。

表 1 年収 5 分位階級別の所得税（一ヶ月）と大学進学率

| 所得 5 分位     | 所得税   | 大学希望率 | 学生一人あたり税金 | 仮定の進学率 | 仮定の一人あたり税 |
|-------------|-------|-------|-----------|--------|-----------|
| I 430 万未満   | 2351  | 37.2  | 63.2      | 10     | 235.1     |
| II 570 万未満  | 5019  | 47.0  | 106.8     | 30     | 167.3     |
| III 720 万未満 | 7891  | 51.9  | 152.0     | 60     | 131.5     |
| IV 936 万未満  | 12052 | 63.0  | 191.3     | 80     | 150.6     |
| V 936 万以上   | 25518 | 71.1  | 358.9     | 100    | 255.2     |

（矢野ほか 2016）

表 1 は、平成 26 年『全国消費実態調査』の「年間収入十分位階級別一世代あたり一か月間の収入と支出」の所得税を五分位にまとめ、それに対応する大学進学希望率を矢野が推計したものである。矢野によれば、進学率格差と比較するために、%を人数扱いにして、学生一人あたりに対応する所得税を計算してみると、第一分位の 63 ポイントから第五分位の 359 ポイントの開きになる。貧しい家計が税金を支払っているにもかかわらず

ず、進学できずに損をしているとは言えない数字である。仮に第一分位の進学率が10%にすぎなかったとすれば、表の右側のように、235ポイントになる。この場合進学率が平均並みの所得階層と比較して、貧しい家計が不利になり、この場合には、明らかに逆進的である。

概数による理解だが、大衆化した大学の現状では「豊かな家計が大学を利用しているから、授業料の無償化は逆進的である」という説明は不適切である。しかも表1の進学率は無償ではなく、高い授業料負担を前提とした結果だ。無償化されれば、低所得層の進学率が上がるから実際よりも累進性が高まる。ただし、高所得層ほど進学率が高いので、無償化であれ、有償化であれ、大学進学が「逆進的效果」をもっているのは確かである。しかし「逆進的效果をもつ」という言葉と「逆進的である」という言葉は、大違いだ。逆進的效果をもつ場合に検討しなければいけないのは無償化することの是非ではなく、所得税の累進性をさらに強化するかどうかの問題であるという（矢野ほか 2016:134-5）。

矢野が反論するとおり、現状は逆進的ではなく、無償化をすすめてもよいと考えを改めることとする。保育・就学前教育とともに、高等教育の無償化もめざして、公財政支出を増やしていくべきである。幼少期に「やる気」を身につける保育・就学前教育の方を、高等教育よりも優先すべきであるという考えは変わらないが、増税をしてでも財源を増やし、就学前教育を第一にしつつ、次に高等教育への公財政支出をできるだけ増やすよう努力すべきである<sup>1</sup>。

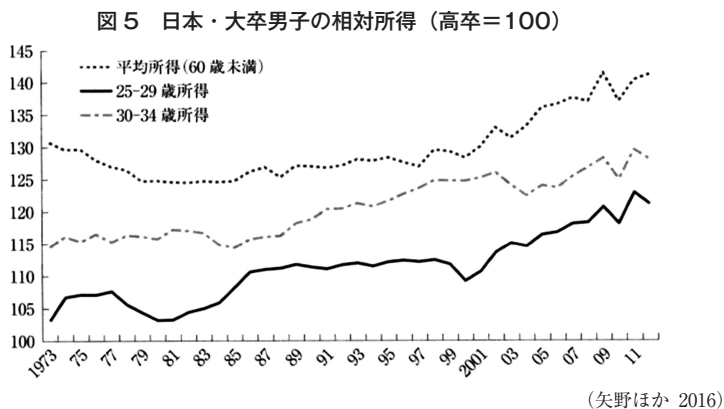
なぜなら、高等教育への公財政支出の増加は、下記のように大卒を増やして税収も増やせる上に、次の4.で述べる社会人入学を増やすという成長戦略にもつながるからである。

### 3.2 公財政支出を拡大すべき理由＝大卒が増えれば税収が増える

大学への公財政支出を拡大すべき理由は、第一に、大卒になれば高卒よりも生涯賃金が高くなり、より多くの税収をもたらすからである。平成21



年の「賃金構造基本統計調査」による小川和孝や矢野の推計によれば、高卒者が大卒者になることで、その人が生涯に払う税金は、約 1,500 万円増加する（小川 2016:125）。



第二に、大卒と高卒の所得格差は拡大傾向にある。特に 2001 年以降、20 代後半では、高卒を 100 にした大卒の相対所得は、110 から 120 にまで急上昇した。平均で見ても学歴間格差は拡大傾向にある（図 5、矢野ほか 2016:177）。

第三に、誰でも大学で勉強すれば報われる。大学の大衆化批判（大衆化した大学に行っても意味が無い）には次のような反論ができる。

①学力が低い大卒でも、学力が低い高卒より 7.1% の所得増になる。「教育の収益率」（教育プレミアム）の推計を、男子常用労働者（60 歳以下）の所得関数（2005 年）をもとに、SSM(社会階層と社会移動) 調査からの試算を矢野が行った結果である（矢野 2015:166-7）。収益率という概念は、労働経済学の「教育の経済学」という分野で、教育投資（すなわち教育費用の負担）をすれば、教育から得られるリターン（収益。主として所得増）がどれだけあるかを計算するものである（橘木 2017）。

②学力下位でも「進学するなら大学まで行く」のが合理的である。「就

職するなら大学よりも専門学校に行くのがいい」という説は支持されない。ダミー変数による教育プレミアムを比較すると、どの学力でも、大学ダミーの係数は統計的に有意で、特に学歴下位層の係数（0.342）が大きい（上位 0.309, 中位 0.241）。これに対して、専門学校は、どの学力階層でも、有意な効果をもたないという（矢野 2015:171）。

### 3.3 税金で大学を無償化し、大卒は税金で後払い

大学の教育費負担を家族から社会へ移すべきだと本論は主張している。このような教育における公私の費用負担の割合をどうすべきか、という問題に答える手段として、前述の「教育の収益率」から考える方法がある。大学教育の収益率は、家計・政府・社会（家計と政府の両方）の3つで計算できるので、収益率には3種がある。①私的収益率は、教育を受けた家計の私的な負担と収益を比較した教育の収益率、②財政的収益率は、教育に税金を投入して、政府がどれだけ税収を増加させたかという教育の収益率、③社会的収益率は、社会全体（家計と政府の両方）から評価した教育の収益率である（橘木 2017）。矢野（2015）によれば、日本の3つの教育の収益率は表2のようになる。

表2 3つの内部収益率

|        | 国立大学 | 私立大学 |
|--------|------|------|
| 私的収益率  | 7.4  | 6.4  |
| 財政的収益率 | 2.3  | 9.6  |
| 社会的収益率 | 6.0  | 6.7  |

（矢野 2015: 180）

豊かな先進諸国の平均では、私的収益率（12.4%）＞社会的収益率（9.5%）である。

日本で、この世界的傾向と大きく違うのは私立大学である。最も大きいのが財政的収益率の9.6%で、その次が社会的収益率で、私的収益率は最も小さく、6.4%である。個人の収益よりも、政府の収益の方が多い。驚くべき結果である。私立大学の成長によって得をしたのは政府であり、奉仕している、または搾取されているのは私立大学である。

よって、私立大学への国庫補助金の投入額を増やし、家計の授業料負担を緩和させるのが合理的である。政治的な平等観による主張ではない。財政効率から判断して、私立大学に税金を投入するのが望ましい。

大事なのは、所得税の累進性を高めれば、財政的収益率がより大きくなることである。よって、高等教育を支える財源は累進性の強い所得税が望ましい。この20年間に緩和されてきた累進性を逆に見直し、大学教育の財源を確保すべきである（矢野 2015：179-184）。

おおよそで計算すると、年間2.5兆円で授業料は無償化できる。授業料100万円×大学生250万人である。消費税1%分に当たるが、消費税で高等教育費を賄うのは不適切で、累進性の強い所得税が望ましい（矢野 2015：254）。2012年の所得税を1987年の税率に戻すと、4.6兆円の増収になる（佐藤・古市 2014：108）。

税金は、政府のお金ではなく、みんなのお金である。みんなのお金は、（税収を増やせるという意味で）みんなのためになる大学に使うのが望ましい。4年間でまとめて支払うと大きい授業料も、生涯の税金で返せば負担感は小さくなる。税金は、長い期間に無償でお世話になった教育に対する後払いでもある（矢野 2015：254-5）。

## 4. 社会人入学増という成長戦略

### 4.1 親負担廃止による社会人入学増で大卒増という成長戦略

18歳人口は今後減る一方なので、大学の未来は暗いという話をよく聞く。これに対して、矢野（2011）は、「18歳進学率だけを見てはいけない。大学教育費の親負担を廃止し、いったん社会人になっても大学にま

た進学できるシステムを公財政支出で作り、生涯進学率 100% をめざすべきだ」という主張をしている（矢野 2011：260-3）。

なぜ社会人が大学に再び進学する必要があるのか。30 代の大卒者を増やし、労働力の質を向上させるためである。EU の欧州委員会の新成長戦略の中に「30 歳～35 歳の大学卒者の割合を現在の 31% から 40% 以上に高める」という項目がある。この EU の新成長戦略は日本の現状に照らしても的確な提案である。この十数年の間、日本では 30 代の高卒が減少し大卒が増加した。大卒者が増えたから大卒が過剰になり、高卒と大卒の格差は小さくなるはずだ。だが、現実とは逆で、高卒と大卒の賃金格差が大きくなった（3.2 の図 5 参照）。30 代の労働者の仕事は、高卒よりも大卒を必要とする方向に変化している。知識技術を活用する仕事が増えているからである。しかし、親負担主義のままでは、30 代の高卒者が大学に進学する可能性は無いに等しい。その歳になって、親が高い授業料を負担してくれるとは考えられない。親負担を廃止し、社会人入学増を図らねばならない（矢野 2011：259-61）。

矢野のいうとおり、大学教育費の親負担主義を廃止して、税金の投入を増やし、社会人入学を増やすという成長戦略をとる必要があると考える。

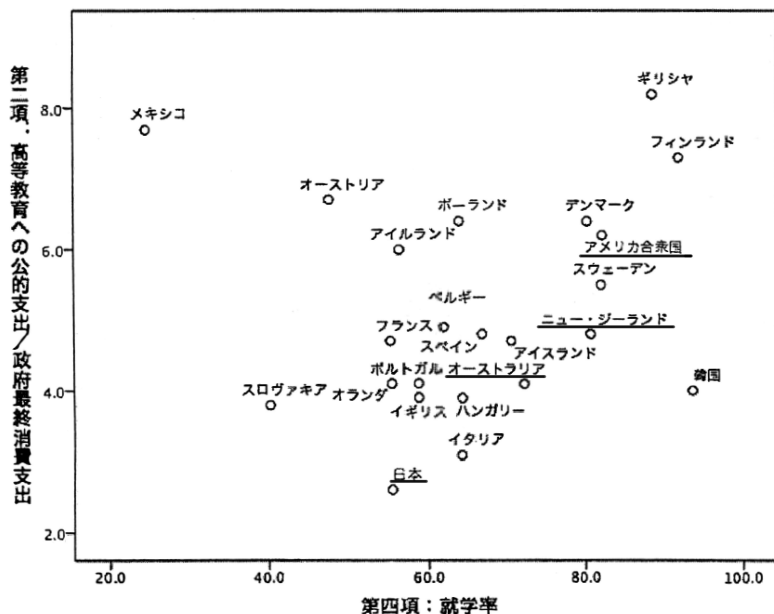
#### 4.2 社会的合意の必要条件＝国民全員に高等教育機会を保証

しかも、大学への社会人入学を増やすことは、従来、大学とは無縁であった国民全員に高等教育機会を保証することで、高等教育への公的負担の拡大に対する合意を得られやすくするという別のメリットもある。

日本が当面「小さな政府」であることを前提として、高等教育への公財政支出を拡大するにはどうすればよいか。

濱中・島（2012）によれば、同じ「小さな政府」なのに、公財政支出で高等教育をより重視する米、オーストラリア、ニュージーランドが参考になる。

図6 「高等教育就学率」と「高等教育公財政支出／政府最終消費支出」



この国々の共通点は、日本より高等教育就学率が高いことだ。高い就学率は、成人学生の高等教育への参加による。高等教育機会が就学該当年齢にあたる若年層に限定されず、生涯のどこかで、低廉な私的費用負担による（＝政府の財政的な補助を受けた）高等教育機会を享受することが保証されている。

全ての国民にこうした権利が保証されていることが、高等教育への財政的支出の拡大に対する社会的合意を得るための重要な必要条件となるのではないか。日本は大学進学率が高くなったとはいえいまだ50%を超えない。学生の多くが若年層に占められているわが国では、依然として半数近い国民にとって、大学は無縁の存在なのである。全ての国民にとって大学への進学を自分自身の問題として捉えられるようになることが、高等教育支出の公的負担の拡大に対する合意形成に向けた第一歩である。

もちろん成人の高等教育への参加への制約条件は教育以外の社会システムとの関係もあり容易ではない（濱中・島 2012）。

社会人が学部に入學できる仕組みを作り、社会人入學のための大学定員を増やす方向で改革を進めるべきである。次の 5. では、社会人入學を増やす方向で改革を進めるため、必要となる諸検討を行う。

## 5. 社会人入學を進めるための諸検討

### 5.1 「教育成果（アウトカム指標）」にもとづく私大助成の配分見直し

財務省財政制度等審議会，2017.5.25，「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」では、「定員充足率、奨学金延滞率」という「教育成果（アウトカム指標）」で私大助成の配分を見直すことが唱えられている。定員充足率が低い、あるいは奨学金延滞率が高い私立大学への助成を減額するというものである。これは社会人入學増を進めるためには不適切であることを、以下で主張する。

#### （1）定員充足率

社会人入學を増やすべきだと先ほど主張した。だが、現状では大学定員は増やせないという認識が多くの人びとの間で前提となっている。たとえば、中央教育審議会大学分科会（第 136 回）議事録（2017 年 7 月 3 日）では、オブザーバーとして、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」座長である坂根正弘・コマツ相談役が次のように発言している。

「基本的な考え方として、今おっしゃったように、これから人口が減り、進学率も 57% まで上がってきていると、なかなかこれをさらに上げるのは難しいと思うので、日本の大学全体の定員が増えるということはもうあり得なくて、どこかの学校を統廃合するなど、企業でいえばごく当たり前のようなことが行われないう限り、成り立ちません」（文部科学省 2017）。

「地方大学の振興」に関する有識者会議においても、このような認識があることには注意を要する。

しかし、我々は18歳人口の減少を心配するだけでなく、社会人の大学への入学を増やすことを検討すべきである。たとえば、アメリカはそれに成功した。(表3、清成 2013)。

表3 アメリカ・大学生の年齢別構成の推移(千人)

| 年    | 24歳以下         | 25～34歳       | 35歳以上        | 総数           |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 1970 | 6,196 (72.2)  | 1,618 (18.9) | 767 (8.9)    | 8,581 (100)  |
| 1980 | 7,451 (61.6)  | 3,070 (25.4) | 1,577 (13.0) | 12,097 (100) |
| 1990 | 7,725 (55.9)  | 3,467 (25.1) | 2,627 (19.0) | 13,819 (100) |
| 2000 | 8,994 (58.7)  | 3,377 (22.1) | 2,940 (19.2) | 15,311 (100) |
| 2010 | 12,056 (57.4) | 5,019 (23.9) | 3,941 (18.8) | 21,016 (100) |

資料：NCES 資料 (注) ( ) 内は構成比

24歳以下層は、1970年の72.2%から2010年には57.4%に低下している。逆に、25歳以上の層が1970年の27.8%から2010年には42.6%へと上昇している。社会人と思われる25歳以上の層の伸びが大きいのである。

特に、女性の社会進出に対応したのが注目される。25歳以上の層は、男子学生よりも女子学生の伸びが大きく、また、パートタイム学生よりフルタイム学生の伸びが大きい。フルタイムの女子学生の伸びが最も大きく、1970年から2010年の間に25歳以上の女子フルタイムの伸び率は25歳以上層全体の3.55倍である(清成 2013)。

また、図7の右図をみると、大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均では約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる。一方、日本人の社会人学生比率は2.0%と低い(文部科学省 2012)。

日本私立大学団体連合会「『地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議』における検討に当たっての意見」(2017年2月16日)がいうように、「社会人の学び直しに向け、特に子育て等でいったん退職した女性が再び地域の企業等に就労できるよう (強調：引用者) 地方に立地した大学のリカレント教育や社会人の再チャレンジに向けた地方に立地した大

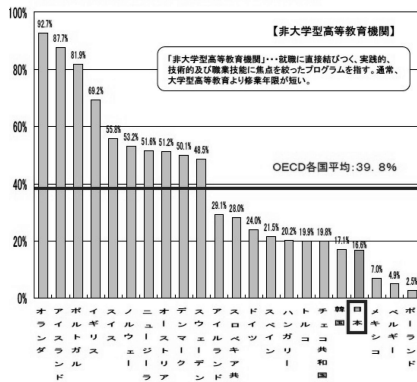
学を取り組みを支援する」べきである。

図 7 各国の高等教育機関への進学における 25 歳以上入学者の割合

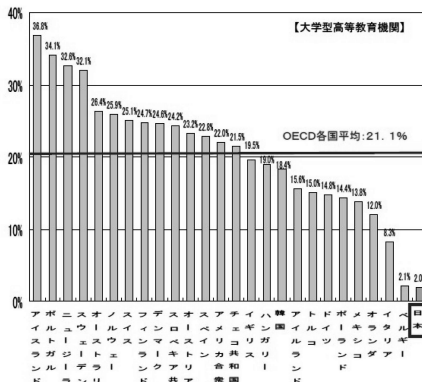
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち 25 歳以上の割合は、OECD 各国平均約 4 割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約 17%と低い。

大学入学者のうち 25 歳以上の割合は、OECD 各国平均約 2 割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は 2.0%と低い。

25 歳以上の入学者の割合の国際比較（2009 年）



出典: OECD 教育データベース(2009 年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典: OECD 教育データベース(2009 年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数



表4 産業別就業者数の概要 (単位: 万人)

|                          |                   | 実績    | 推計            |               |               |               |
|--------------------------|-------------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                          |                   | 2014年 | 2020年         |               | 2030年         |               |
|                          |                   |       | ゼロ成長・<br>参加現状 | 経済再生・<br>参加進展 | ゼロ成長・<br>参加現状 | 経済再生・<br>参加進展 |
| 産業別<br>就業者<br>数<br>(万人)  | 農林水産業             | 230   | 222           | 244           | 176           | 216           |
|                          | 鉱業・建設業            | 505   | 461           | 477           | 416           | 424           |
|                          | 製造業               | 1004  | 961           | 1029          | 874           | 986           |
|                          | 食料品・飲料・たばこ        | 142   | 134           | 141           | 112           | 137           |
|                          | 一般・精密機械器具         | 136   | 132           | 140           | 108           | 132           |
|                          | 電気機械器具            | 145   | 138           | 154           | 124           | 141           |
|                          | 輸送用機械器具           | 105   | 98            | 107           | 95            | 105           |
|                          | その他の製造業           | 476   | 461           | 487           | 434           | 471           |
|                          | 電気・ガス・水道・熱供給      | 29    | 27            | 29            | 26            | 28            |
|                          | 情報通信業             | 206   | 221           | 231           | 220           | 242           |
|                          | 運輸業               | 317   | 297           | 311           | 278           | 302           |
|                          | 卸売・小売業            | 1100  | 1020          | 1060          | 847           | 956           |
|                          | 金融保険・不動産業         | 234   | 209           | 221           | 177           | 206           |
|                          | 飲食店・宿泊業           | 328   | 285           | 309           | 233           | 300           |
|                          | 医療・福祉             | 747   | 808           | 858           | 910           | 962           |
|                          | 教育・学習支援           | 298   | 265           | 275           | 221           | 237           |
|                          | 生活関連サービス          | 162   | 147           | 158           | 118           | 155           |
| その他の事業サービス               | 360               | 331   | 355           | 309           | 342           |               |
| その他のサービス                 | 449               | 443   | 456           | 442           | 470           |               |
| 公務・複合サービス・分類不能の産業        | 382               | 349   | 368           | 313           | 344           |               |
| 産業計                      | 6351              | 6046  | 6381          | 5561          | 6169          |               |
| 2014<br>年との<br>差<br>(万人) | 農林水産業             |       | -8            | 14            | -54           | -14           |
|                          | 鉱業・建設業            |       | -44           | -28           | -89           | -81           |
|                          | 製造業               |       | -43           | 25            | -130          | -18           |
|                          | 食料品・飲料・たばこ        |       | -8            | -1            | -30           | -5            |
|                          | 一般・精密機械器具         |       | -4            | 4             | -28           | -4            |
|                          | 電気機械器具            |       | -7            | 9             | -21           | -4            |
|                          | 輸送用機械器具           |       | -7            | 2             | -10           | 0             |
|                          | その他の製造業           |       | -15           | 11            | -42           | -5            |
|                          | 電気・ガス・水道・熱供給      |       | -2            | 0             | -3            | -1            |
|                          | 情報通信業             |       | 15            | 25            | 14            | 36            |
|                          | 運輸業               |       | -20           | -6            | -39           | -15           |
|                          | 卸売・小売業            |       | -80           | -40           | -253          | -144          |
|                          | 金融保険・不動産業         |       | -25           | -13           | -57           | -28           |
|                          | 飲食店・宿泊業           |       | -43           | -19           | -95           | -28           |
|                          | 医療・福祉             |       | 61            | 111           | 163           | 215           |
|                          | 教育・学習支援           |       | -33           | -23           | -77           | -61           |
|                          | 生活関連サービス          |       | -15           | -4            | -44           | -7            |
|                          | その他の事業サービス        |       | -29           | -5            | -51           | -18           |
|                          | その他のサービス          |       | -6            | 7             | -7            | 21            |
|                          | 公務・複合サービス・分類不能の産業 |       | -33           | -14           | -69           | -38           |
|                          | 産業計               |       | -305          | 30            | -790          | -182          |

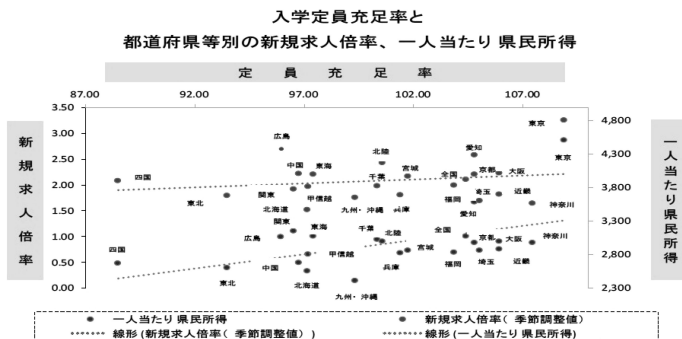
特に保育、医療、看護、介護の人材不足に対応すべきだろう。少子高齢化の進展により人材不足が深刻化することが予想されるからである（表4、労働政策研究・研修機構 2016）。「医療・福祉」の急増に対処していく必要がある。

一方、現在、四国・東北では卒業後の職探しが難しいため若者は大学に集まらず、定員充足率は低い（図8、図9）。

図8 四年制大学の入学定員充足率等

【四年制大学の入学定員充足率、都道府県等別の新規求人倍率、一人当たり県民所得】

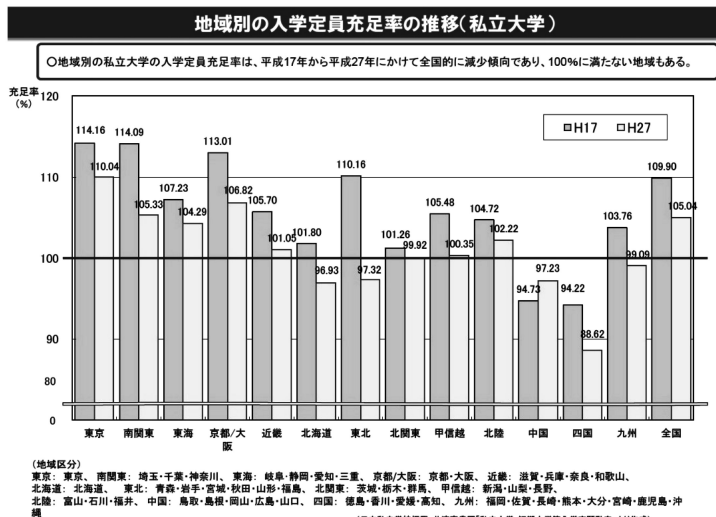
- 四年制大学の入学定員充足率と都道府県等別の新規求人倍率、一人当たり県民所得とは一定の相関関係が見られる。入学定員充足率が高い四年制大学が立地する都道府県や地域は、新規求人倍率や一人当たり県民所得も高いことがわかる。
- 若者の将来を見据えた卒業後の就業環境等が大学選びに影響を与えることが大きいと予想される。



都道府県：北海道、東北（宮城県除く）、宮城県、関東（埼玉・千葉・東京、神奈川県除く）、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、甲信越（新潟県、山梨県、長野県）、北陸（富山県、石川県、福井県）、東海（愛知県除く、岐阜県、静岡県、三重県）、愛知県、近畿（京都府、大阪府、兵庫県除く、滋賀県、奈良県、和歌山県）、京都府、大阪府、兵庫県、中国（広島県除く）、広島県、四国、九州・沖縄（福岡県除く）、福岡県の21地域  
入学定員充足率：「平成28（2016）年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」（日本私立学校振興・共済事業団）  
新規求人倍率：主要労働統計指標 職業紹介—都道府県別新規求人倍率（労働政策研究・研究機構）平成28年4月～平成29年2月の平均値  
一人当たり県民所得：平成25年度県民経済計算について（平成28年6月1日 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）

（まち・ひと・しごと創生本部 2017a）

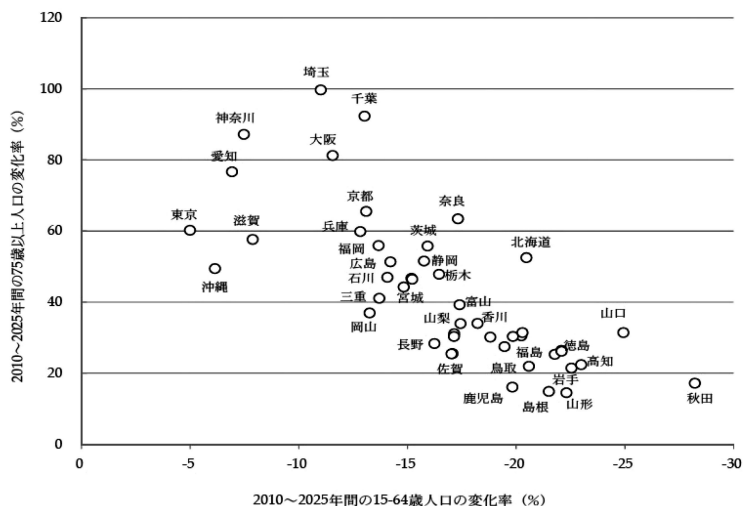
図9 地域別の入学定員充足率の推移（私立大学）



（まち・ひと・しごと創生本部 2017b）

今後、人材不足が最も深刻化するのは介護分野である。団塊の世代が75歳以上に達する2025年には約38万人の介護人材が不足すると厚生労働省は推計している（厚生労働省 2015）。

図 10 都道府県別にみた後期高齢者／生産年齢人口の変化率  
—2010年と2025年の比較—



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」2013.3より作成

現在、大学の定員充足率が低い東北や四国の秋田県、山形県、徳島県、高知県などでは、高齢化が他の地域より先行していたため、75歳以上人口の今後の増加率は低い水準にとどまる。そのため、介護需要はそれほど増加しないと考えられる。だが、15～64歳人口の減少率は、他の地域を大きく上回っている。したがって、生産年齢人口が大幅に減少するという環境の中で、介護従事者をどう確保するかが課題となる（図10、労働政策研究・研修機構 2014）。定員充足率の低さだけで私大助成を削ってしまう、少子高齢化で必要となる医療・福祉の人材不足が深刻化する県が出

てきて、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題に対応できなくなるおそれがある。

よって、少なくとも介護については、定員充足率の低さという基準だけで、私大助成を削るのは適切でない。

さらに、社会人入学を増やせる可能性があるのは、介護学だけではない。文部科学省平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の選定事業（全126事業）の効果を測定した、「大学における社会人向け教育プログラムの充実・豊富化に関する調査研究」によれば、介護学以外でも大学で社会人向け教育プログラムを受けることで進路状況が改善した学問分野はある（表5、表6、文部科学省2009）。

表5 修了者の進路区分と点数配分

| 修了者の<br>進路区分     | 内容                                                     | 点数配分 |
|------------------|--------------------------------------------------------|------|
| 正 規 社 員<br>就職系   | 教育プログラム修了後、新たに正規社員として就職したケース。                          | 3 点  |
| 非 正 規 社 員<br>就職系 | 教育プログラム修了後、新たに非正社員（非常勤、パートタイム、アルバイト等）として就職したケース。       | 3 点  |
| 転職系              | 教育プログラムの修了を契機に、本事業の修了を契機に転職した場合や非正社員から正規社員へ転職・登用したケース。 | 3 点  |
| 就 職 活 動<br>中     | 教育プログラム修了後、職に就く意欲はあるが就職が決定していないケース。                    | 2 点  |
| 自 己 啓 発<br>系     | 教育プログラムの修了が、自己啓発（昇進・昇給・報奨金受領などのキャリアアップを含む）に寄与したケース。    | 1 点  |
| 受 講 前 と<br>変化無し  | 教育プログラム修了後、受講前の状況と変化がないケース。                            | 0 点  |
| その他              | その他のケース。                                               | 0 点  |

表 6 修了者の進路状況に基づく点数

| 修了者の進路(点数)      | 事業数 | 合計    | 平均値 | 0 | 20 | 40 | 60 | 80 |
|-----------------|-----|-------|-----|---|----|----|----|----|
| 01看護学           | 8   | 179   | 22  |   |    |    |    |    |
| 02介護学           | 3   | 87    | 29  |   |    |    |    |    |
| 03臨床心理学         | 3   | 3     | 1   |   |    |    |    |    |
| 04歯学            | 1   | 0     | 0   |   |    |    |    |    |
| 05獣医学           | 1   | 0     | 0   |   |    |    |    |    |
| 06その他(看護・医療・歯学) | 5   | 63    | 13  |   |    |    |    |    |
| 07薬学            | —   | —     | —   |   |    |    |    |    |
| 08生命科学          | —   | —     | —   |   |    |    |    |    |
| 09教育学           | 11  | 614   | 56  |   |    |    |    |    |
| 10保育学           | 1   | 23    | 23  |   |    |    |    |    |
| 11語学            | 4   | 59    | 15  |   |    |    |    |    |
| 12MOT(技術経営)     | 2   | 6     | 3   |   |    |    |    |    |
| 13起業            | 5   | 28    | 6   |   |    |    |    |    |
| 14キャリア教育        | 10  | 353   | 35  |   |    |    |    |    |
| 15地域・地方ビジネス     | 2   | 0     | 0   |   |    |    |    |    |
| 16国際ビジネス        | 1   | 25    | 25  |   |    |    |    |    |
| 17その他(経済学・ビジネス) | 1   | 58    | 58  |   |    |    |    |    |
| 18多文化コミュニケーション  | 1   | 5     | 5   |   |    |    |    |    |
| 19観光            | 3   | 101   | 34  |   |    |    |    |    |
| 20地域活性化         | 3   | 6     | 2   |   |    |    |    |    |
| 21環境・自然         | 2   | 7     | 4   |   |    |    |    |    |
| 22文化・歴史遺産       | 2   | 3     | 2   |   |    |    |    |    |
| 23農学            | 3   | 74    | 25  |   |    |    |    |    |
| 24IT            | 6   | 89    | 15  |   |    |    |    |    |
| 25建設・建築         | 3   | 28    | 9   |   |    |    |    |    |
| 26工学            | 7   | 35    | 5   |   |    |    |    |    |
| 全体              | 88  | 1,846 | 21  |   |    |    |    |    |

我々は、近視眼的に、現在の定員充足率の低さだけで、私大助成の配分を見直すべきではない。

現在、既にある「教育成果（アウトカム指標）」だけで私大助成を削っているのは、将来発展する可能性のある大学や学部をつぶすことになる。いわば、将来的に発展が見込めるが、今は業績が苦しい企業への融資を銀行が打ち切り、つぶすようなものである。

日本の社会人学生比率の極端な低さ（図7）を見れば、将来的に社会人入学者を増加させうる可能性がある大学や学部は、介護学をはじめ、多く

あるはずだ。

将来的に社会人入学者を増加させうる可能性がある大学や学部の審査能力を、我々は身につける必要がある。

文部科学省（2009）の修了者の進路（表7）をみると、教育プログラムの修了が、自己啓発（昇進・昇給・報奨金受領などのキャリアアップを含む）に寄与したケースは、「受講前と変化なし」の次に多い。表5では、「自己啓発系」の点数配分は1点しかついていないが、「就職活動中」の2点よりも高い点をつけることも可能である。「自己啓発系」の方が、給与等アップに確実につながっており、それは年収アップにもつながるからだ。

表7 修了者の進路

| 修了者の進路区分 |          | 修了者数<br>(N=2521) | 割合<br>(100%) |
|----------|----------|------------------|--------------|
| SA       |          |                  |              |
| 1        | 正規社員就職系  | 81               | 3.2%         |
| 2        | 非正規社員就職系 | 216              | 8.6%         |
| 3        | 転職系      | 44               | 1.7%         |
| 4        | 自己啓発系    | 473              | 18.8%        |
| 5        | 就職活動中    | 175              | 6.9%         |
| 6        | 受講前と変化なし | 1342             | 53.2%        |
| 7        | その他      | 190              | 7.5%         |

大卒者の増加による年収アップを根拠として、高等教育の無償化の拡大を進める以上、年収アップにつながるよう大学や学部の新設や整理統合も検討せざるを得ないだろう。しかし、将来的に年収アップにつながるかどうかは、現在の定員充足率だけで判断できるものではない。上記の文部科学省（2009）等を踏まえて、我々は新たな指標を作り出し、投資に値するかどうかの審査能力を身につける必要がある。

## (2) 奨学金延滞率

次に、奨学金延滞率が、私大助成の「教育成果（アウトカム指標）」として適切かを検討する。

財務省財政制度等審議会は「学習成果や教育成果を把握する指標は、いまだ確立したものはないとされているが、代替する指標として、例えば、各大学の卒業生の奨学金延滞率、就業率、寄付金の伸び率等が考えられる」という（財務省財政制度等審議会 2017.5.25）。

しかし、(1) の定員充足率で述べたことが、奨学金延滞率等でも当てはまる。

我々は、近視眼的に、現在の奨学金延滞率等だけで、私大助成の配分を見直すべきではない。将来の各大学や学部の「奨学金延滞率、就業率、寄付金の伸び率」が、社会人入学者の増加により、どう変化するかを予測する審査能力を身につけた上で、私大助成を見直す必要がある。

## 5.2 最近の財務省審議会の考えの検討

最近の財務省財政制度等審議会 財政制度分科会（平成 29 年 10 月 31 日開催。以下、「分科会」）の「資料 1 文教・科学技術」にも、長期的視点がないという問題があることを以下で指摘する。

### (1) 公財政教育支出:「在学者一人当たりで見れば」よい

分科会は、「OECD 諸国と比較して、我が国の公財政教育支出の対 GDP 比が低いとの指摘があるが、

- ・教育は一人ひとりに対するものであるという観点から、在学者一人当たりで見れば、OECD 諸国と比べて、教育支出全体は高い水準にあり、公財政支出に限っても遜色ない水準となっていること、

を考慮する必要がある、公財政教育支出の対 GDP 比だけを見て、量的水準の拡大を目的化することは適切ではないのではないか。」という（財務省財政制度等審議会 2017b）。

しかし、「在学者数が現状のままでよい」という分科会の発想は、近視眼的すぎる。財務省の本来の仕事である「必要な税収を長期的視点から増やし、確保する」という仕事を、もっとすべきではないか。社会人入学による大学の在学者数を増やし、新たな高等教育修了者を増やせば税収が増えるという、長期的視点を持つべきである。

図6でみたように、日本と同じ「小さな政府」なのに、米、オーストラリア、ニュージーランドは社会人学生が高等教育へ参加できるよう多くの公財政支出を行って、日本よりも高い高等教育就学率を達成している。日本の社会人学生比率の極端な低さ（図7）を見れば、社会人学生の高等教育就学率を上げることは可能であり、かつ必要なことである。少子高齢化で働き手が減っていく中では、高等教育修了者を増やして一人一人の生産性を上げ、より高い収入が得られるようにして税収アップを図る必要があるからだ。

また、社会人入学者を増やすことは、次の逆進性の指摘への反論にもつながる。

## （2）高等教育の経済的負担の軽減：逆進性の指摘

分科会は、「真に支援が必要な低所得世帯への負担軽減を進めていくに当たっては、

- ・大学を卒業すると生涯賃金が高まる中、事実上「低所得の中高卒者」から「高所得の大卒者」への所得移転となることから、世代内の不公平感を高めないようにする、

といった課題に配慮した制度設計が必要ではないか」という（財務省財政制度等審議会 2017b）。

だが、むしろ、社会人入学を増やし、すべての国民が、社会人としての生涯のどこかで、政府の財政的補助で安く高等教育を受けることを保証すれば、「低所得の中高卒者」は「高所得の大卒者」となるチャンスがある。

つまり、「低所得の中高卒者」から「高所得の大卒者」への所得移転と



いう逆進的効果を減らすためにも、社会人学生の入学を我々は進めるべきなのである。

4.2 で述べたように、大学進学率はまだ 50% 超に過ぎず、半数近い国民には大学は無縁の存在である。全国民に進学のチャンスが生涯のどこかであり大学進学を自分自身の問題として捉えられるようにする。それが、高等教育支出の公的負担の拡大への合意形成に向けた第一歩にもなるだろう。

### (3) 高所得世帯も対象にしてしまう HECS 制度

オーストラリアの HECS 制度 (Higher Education Contribution Scheme) は、授業料相当額を大学卒業後に後払いする制度である。高所得世帯を含め、全学生が、①在学中には授業料を納付せず (自発的に納付することは可能)、②卒業後、所得が一定水準以上の場合、税務当局に授業料相当額の「学生拠出分」を納付していく。在学中は、政府が「学生拠出分」を大学に支払う (財務省財政制度等審議会 2017b)。

オーストラリアの HECS 制度の所得連動返還ローンは、卒業生の年収が一定程度以上に到達しない年には、授業料返済義務は生じない。このローンは、不利な階層出身者の進学機会にマイナスの効果を与えていない (Chapman 2005)。オーストラリアでは授業料がもともと無料であったところに授業料が有料とされ所得連動返還ローンが導入された。授業料に相当する一律の給付奨学金を廃止して、ローンを導入したことになる。貧困家庭からの大学進学は難しくなるはずだ。それに関わらず、貧困家庭からの大学進学に負の効果を与えていない点で、卒業後払いの所得連動返還ローンは評価できると筆者は考えている (大岡 2014)。

一方、財務省の分科会は図 11 をあげて、「高所得世帯も対象にしてしまう HECS 制度については」、「高所得世帯の子供にも受益が及んでしまうため低所得世帯との差が埋まらないことや、既に大学に進学できている高所得世帯にも受益が及んでしまうため格差をかえって拡大する可能性があ

ることから、適切ではないのではないか」という（財務省財政制度等審議会 2017b）。

図 11 HECS と所得連動返還型無利子奨学金の比較

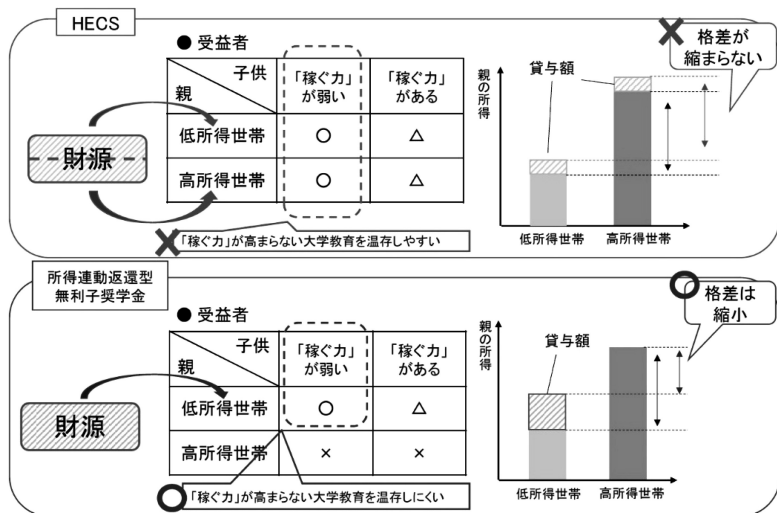


図 11 での分科会の指摘は二つで、① HECS では格差が縮まらない、② 「稼ぐ力」が高まらない大学教育を温存しやすい、である。

しかし、①格差が縮まらないことよりも、大卒者を増やすことを重視すべきである。少子高齢化で少ない若者で高齢者を支えるためには、大卒者を増やし税収アップを図る必要があるからだ。

全体の貸与額を増やせないことを前提に、財務省は図を作成しているが、大卒者を増やすには図 11 の下の図の所得連動返還型無利子奨学金の低所得世帯への貸与額と同じ額だけ、高所得世帯にも貸与した方がよい。

HECS が大卒者を増やすだけでなく、現状では子どもが大学に入ると多くの家計が赤字となることから、子どもをあきらめていた世帯が HECS により、新たに子どもを育てることを決め、少子化対策にもなる可能性を

財務省は見積もるべきである<sup>2</sup>。

②まず、3.2 でみた「誰でも大学で勉強すれば報われる」という研究に財務省は反証をしなければならない。

その上で、「稼ぐ力」が高まらない大学教育の基準は何かを、将来の社会人入学増加の可能性という視点を入れた上で、財務省は明示する必要がある。それが近視眼的な現在だけの数字（定員充足率等）だけでは、将来性のある大学や学部をつぶすことになる。将来の社会人入学増加の可能性を踏まえた審査能力を、財務省は我々とともに開発し、発展させていきたい。

### 5.3 アメリカで社会人学生が増えた背景

日本でも社会人の学部入学を増やすことを検討すべきであり、アメリカはそれに成功したのは前述した（表3、清成 2013）。ここでは、その背景をより詳しく見ていこう。

表3 アメリカ・大学生の年齢別構成の推移（千人）・再掲

| 年    | 24 歳以下        | 25 ～ 34 歳    | 35 歳以上       | 総 数          |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 1970 | 6,196 (72.2)  | 1,618 (18.9) | 767 (8.9)    | 8,581 (100)  |
| 1980 | 7,451 (61.6)  | 3,070 (25.4) | 1,577 (13.0) | 12,097 (100) |
| 1990 | 7,725 (55.9)  | 3,467 (25.1) | 2,627 (19.0) | 13,819 (100) |
| 2000 | 8,994 (58.7)  | 3,377 (22.1) | 2,940 (19.2) | 15,311 (100) |
| 2010 | 12,056 (57.4) | 5,019 (23.9) | 3,941 (18.8) | 21,016 (100) |

資料：NCES 資料 （注）（ ）内は構成比

#### （1）大卒男子の相対所得

表3で35歳以上の大学生の割合が最も増加したのは1980～1990年（13.0%→19.0%）である。なぜこれほど増加したのだろうか。

図 12 アメリカ・大卒男子の相対所得（高卒=1）

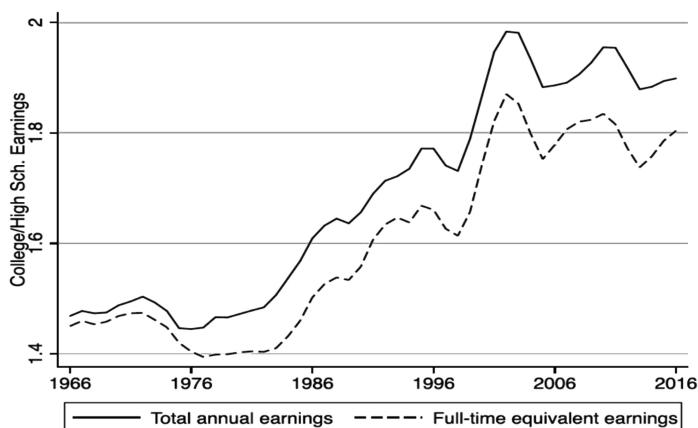


Fig. 1. Ratio of Average Earnings by Education. Source: March CPS. Graph plots the ratio of average annual earnings for workers with exactly 16 and 12 years of schooling. The series are shown as three-year moving averages.

(Dillon 2017)

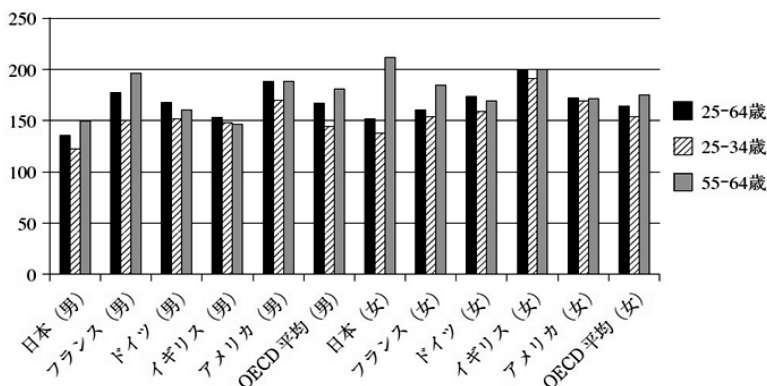
それは、高卒所得を1としたときの大卒男子の相対所得が急上昇したからだろう。図12を見れば、1980年代に急上昇したのがわかる。

一方、1970年代には大卒の相対所得はそれほど上昇していない。それにもかかわらず、表3のように25~34歳の大学生の割合が6.5%増と、1970年代に最も増加したのが注目される。大卒の相対所得はそれほど上昇しなかったのに、社会人と思われる学生が増えたのである。

図5の日本と比較すると日本の大卒の所得が高卒の1.4倍をほとんど超えないのに対し、図12のアメリカ大卒男子の相対所得は1970年代から既に1.4倍を超えるほど高く、さらに80年代や90年代に急上昇したのがわかる。

国際比較を見ると、日本の特徴は、学歴間の賃金格差が小さいことだ(図13)。1980年代以降格差の拡大しているアメリカやイギリスのみならず、ドイツやフランスに比べても大卒／高卒の賃金格差がかなり小さい。その代わりに、日本では年齢間賃金格差が国際的に見て大きくなっている。

図 13 学歴間賃金格差の国際比較  
(大学・大学院卒／高卒×100, 2007 年)



資料出所：OECD, *Education at a Glance* 2009

厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

(注 1) 日本は2008年。

(注 2) 日本以外は高卒に高校＋専修学校卒を含む

(三谷・小塩 2012)

ここから考えられる問題は、日本で社会人入学を増やして大学の定員を増やすと、大卒男子の相対所得（3.2の図5）が今後下がってしまうのではないかということである。大卒の相対所得が下がると、「大卒が増えれば税収が増えるから、大学に税金をもっと注ぎ込むべきだ」という本論の主張の論理が成り立たなくなってしまう。

次に見るように、財務省は2009年に、これに近いことを指摘した。

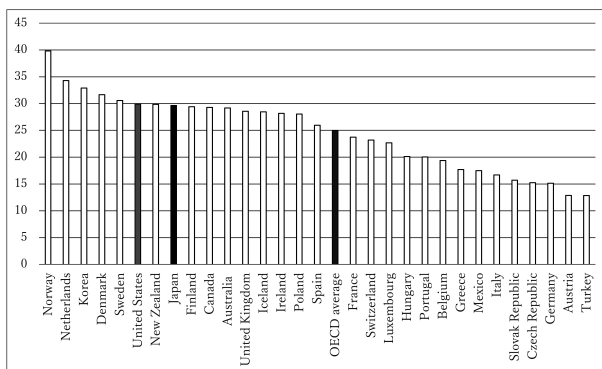
## (2) 日本の高等教育修了者割合の高さの意味

財務省は2009年の「平成22年度予算編成の基本的考え方について」で次のように述べた。

「既に、若年層（25～34歳）の大卒者割合は先進国でトップクラスの水準（OECD諸国中2位）に達しており（注）、この観点からも、我が国の大学数・定員数をこれ以上増やす意義は認めがたい。……（注）OECD『図表で見る教育2008』による。」（財務省2009，強調：引用者）

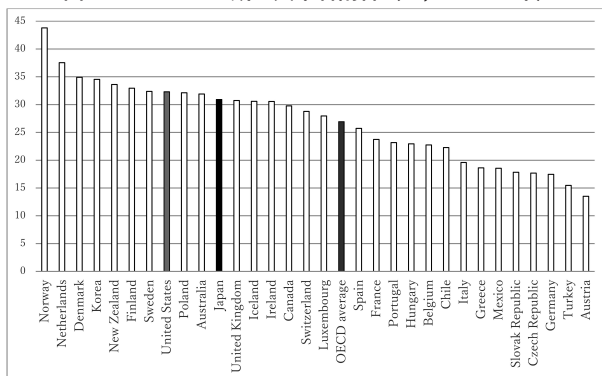
まず、「大卒者」は誤りであることを指摘したい。高等教育修了者（非大学型含む）が正しい。つまり、「若年層（25～34歳）の高等教育修了者（非大学型含む）割合は先進国でトップクラスの水準（OECD諸国中2位）」である。日本の25～34歳の大卒者割合は、OECD諸国中2位ではなく、アメリカ、ニュージーランドとならぶ6位である（図14）。2年後の2008年には、日本は11位に落ちている（図15）。

図14 25～34歳の大卒者割合（％，2006年）



OECD『図表でみる教育(2008年版)』の原典、Education at a glance 2008, Table A 1.3a より作成

図15 25～34歳の大卒者割合（％，2008年）



Education at a glance 2010, Table A 1.3a より作成

日米を比較してみると、日本は非大学型が多い（表8）。大学型は年齢が上がると少ない。全高等教育の25~34歳で日本の高等教育修了者割合が高くなっているのは、非大学型が高いためである。

表8 高等教育修了者割合の日米比較（％，2006年）

|    | 非大学型高等教育      |               |               |               |               | 大学型高等教育及び<br>上級研究学位プログラム |               |               |               |               | 全高等教育         |               |               |               |               |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|    | 25<br>~<br>64 | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 | 25<br>~<br>64            | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 | 25<br>~<br>64 | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 |
| 日本 | 18            | 24            | 21            | 16            | 9             | 23                       | 30            | 25            | 24            | 14            | 40            | 54            | 46            | 39            | 23            |
| 米国 | 10            | 9             | 10            | 10            | 9             | 30                       | 30            | 31            | 29            | 29            | 39            | 39            | 41            | 40            | 38            |

OECD『図表でみる教育(2008年版)』の原典、Education at a glance 2008, Table A 1.3a より作成

最新のデータは2年後の2008年のようだが、アメリカの大学型が増え、全高等教育の25~34歳での差は2%縮まった（表9）。

表9 高等教育修了者割合の日米比較（％，2008年）

|    | 非大学型高等教育      |               |               |               |               | 大学型高等教育及び<br>上級研究学位プログラム |               |               |               |               | 全高等教育         |               |               |               |               |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|    | 25<br>~<br>64 | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 | 25<br>~<br>64            | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 | 25<br>~<br>64 | 25<br>~<br>34 | 35<br>~<br>44 | 45<br>~<br>54 | 55<br>~<br>64 |
| 日本 | 19            | 24            | 23            | 18            | 10            | 24                       | 31            | 26            | 25            | 16            | 43            | 55            | 48            | 43            | 26            |
| 米国 | 10            | 9             | 10            | 10            | 9             | 32                       | 32            | 33            | 30            | 31            | 41            | 42            | 43            | 40            | 40            |

Education at a glance 2010, Table A 1.3a より作成

直近の25~34歳人口の高等教育歴のデータは、表10のように非大学型を含む数字しかない。これを見ると日本の数字が高すぎると感じられる。なぜだろうか。

表 10 25～34 歳人口の高等教育歴分布の推移（％）

|      | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2016年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本   | 48    | 53    | 57    | 60    | 60    |
| アメリカ | 38    | 39    | 42    | 47    | 48    |

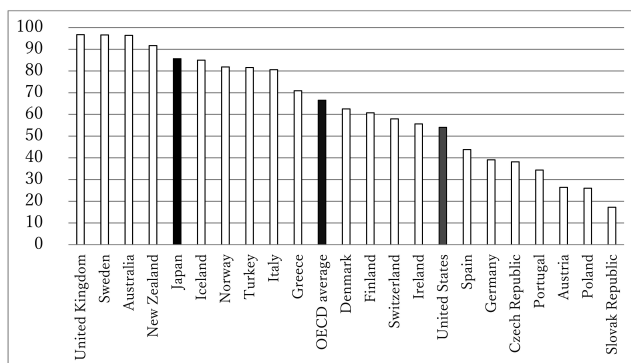
OECD『図表でみる教育（2017年版）』58 頁、表 A 1.2 より作成

4.2 の図 6 では、2005 年のアメリカの高等教育就学率が、日本より高かったからである（ここでの高等教育は短大・高専や大学院を含む）。就学率は、アメリカが 80％を超えているが、日本は 60％に届かない。

アメリカは、日本よりも就学率が高いのに、25～34 歳人口の高等教育歴が低いのはなぜか。

答えは、アメリカの卒業率が低いからである。2005 年で 54％。一方、日本は 86％である（図 16）。

図 16 高等教育卒業率（％，3 年以上 5 年未満の修業年限、2005 年）



Education at a glance 2007, Table A 3.1 より作成

アメリカは卒業認定を厳しくして、教育の質保証をしていると考えられる。



### (3) 今後の日本の大学改革の方向性

以上、アメリカと日本の国際比較を踏まえて、今後の日本の大学改革の方向性を、叩き台として3つ提案したい。

- ①社会人を大学に多く受け入れる。将来の発展が見込める学部では、むしろ定員増をすべきである。
- ②卒業認定を厳しくし、大学教育の質を保障する。成績不良の者は、卒業させない。
- ③成績不良の者を卒業させないためにも、所得連動返還型ローンを用いて授業料を在学中は公費で無料とし、親に出させない。日本の大学の顧客は学生とその親である。授業料を払ってくれる学生が来なければ、大学は倒産する。卒業ができるかどうかわからないような卒業認定の厳しい大学には、親が敬遠して子どもを行かせないだろう。親負担のままでは、卒業認定の厳しい大学が選ばれず、倒産してしまう<sup>3</sup>。

ここで、アメリカでの卒業の厳しさと所得連動返還型ローンはどう両立しているのが疑問となる。アメリカでも独自の所得連動返還型ローン制度を一部で採用している。卒業認定が厳しいアメリカでは、大学に修学したが卒業できない学生が多い。卒業できなかった元大学生は所得連動返還型ローンを返還できるのだろうか。小林雅之・東京大学 大学総合教育研究センター教授のご教示によれば、日本では大学中退がむしろマイナスとなるが、アメリカでは1年でも就学年数が延びれば評価されるという。日本でも就学年数で評価できるよう、大学の教育システムを改革し、企業の評価システムも変えていく必要がある。

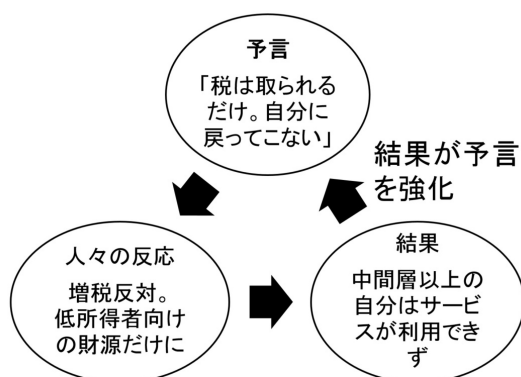
## 6. 「税は取られるだけ」という「予言の自己成就」の悪循環を断つ

社会人入学増を進めるには、4.1 でみたように、親負担主義を廃止しなければならない。親負担主義のままでは、30代の高卒者が大学に進学する可能性は無いに等しい。その歳になって、親が高い授業料を負担してくれるとは考えられないからである。

保育・教育負担を親から社会へと移すためには、増税を行い、税で新しいつながりを創り出す必要がある。大学を含めて、長い期間の教育を無償化していくには、どうしても増税を検討せざるを得なくなる。

学部30周年記念シンポジウムで報告した際には「日本国民は増税に賛成できるのか」というコメントを共通していただいた。そこには、「税は一方的に取られるだけ。自分に返ってこない」という考えがある。そこで図17のような「予言の自己成就」の悪循環が生じていると考えられる。

図 17 「予言の自己成就」の悪循環



「税は一方的に取られるだけ。自分に返ってこない」という「予言」がなされると、増税に反対するという「人々の反応」が起こり、低所得者向けだけの財源しか得られない。「結果」として、中間層以上の自分はサービスや手当を利用できないことになる。こうして、当初の予言が結果によって強化され、「予言の自己成就」の悪循環が続いてしまう。

財政社会学の先行研究（井手ほか 2016）などでこれまで主張されてきたのは、選別主義によって低所得者だけに給付が行われ、中間層以上の人々が制度の削減を求めるという「予言の自己成就」の悪循環を、中間層以上の人々も受益者となる普遍主義を取ることで断ち切るという方策であった

といえる<sup>4</sup>。

それに加えて、社会人入学の拡大は、高卒者の大学進学を促すという点で、大学がもっぱら高所得層により多く利用されるという状況を変え、大学を低中所得層にも開いていくことにつながる。既に現状で大学が逆進的な状態にないことは3.1で確認したとおりだが、高卒の社会人入学を促せば、現在まだ残っている大学の逆進的効果を更に弱めることができる。親負担をなくし大学を無償化していくことは、大学が全年齢の全階層の意欲と能力のある者に対して、経済的な障壁を取り除き、実質的に門戸を開くという意義がある。

つまり、大学に進学しない高卒者にとっては、社会人入学の拡大なしに、現状のままで大学教育を無償化することは、「税は一方的に取られるだけ。自分に戻ってこない」という「予言の自己成就」の悪循環を強化するだけになる。そのような「予言の自己成就」の悪循環を断ち切り、予言が嘘であることを示すためには、高卒の社会人入学を拡大するために、税を使うしかないのである。

関連する論点として、5.2 (3) で述べたように、畠山 (2017) は、教育の無償化は少子化対策としては効果が薄いと主張している。少子化には、未婚化と晩婚化の影響の方が大きい。年収300万未満の男性の1/3以上が未婚であることを考えると、無償化に使う予算をこの層の支援に回した方が少子化対策としては効果が見込まれるという (畠山 2017)。

これを受けて考えてみよう。年収300万未満の男性には大卒よりも高卒が多いだろう。大学の無償化に使う予算を、高卒の社会人の大学入学を強く促す形で使えば、税収増対策にも、少子化対策にもつながる可能性がある。そのためには、働いている高卒の社会人が大学に行って努力すれば、年収が増え、結婚もでき、子どもも持てる制度を作り上げる必要がある。大学に通う間に働いていれば得られたはずの放棄所得を、返還不要の給付奨学金で保障し、在学中に子どもが持てるように児童手当を特別に増額し、無償の保育サービスを優先的に利用できるといった制度を整えていく

のである。

それだけの投資をしても、少子化をくい止めることで将来の納税者を増やし、大学に行くことで年収が増え、税収が増える社会的な仕組みを作れば、投資の元は取れる。そのためには、3.3 でみたように、大卒者の高収入に対する税の累進性を高める必要がある。大学への投資額を増やすのだから、回収額にあたる税もまた増やさねばならない。そうしなければ、大学への投資システムが持続可能な形で回らないからである。

今後検討すべきことは、大学への投資と回収システムを支える税制や財源調達法を具体的にどう作り出していくかである。教育・育児保障のための財源をどう調達するべきかについては、大岡（2017）で述べた。そのポイントを一言でいうと、「みんなが得をするように手当やサービスの対象範囲を拡大する。そのための財源はみんなで負担する」というものである。そこでは、もっぱら高齢者や中高所得者の負担への納得を得るために、高齢者や中高所得者もいったん受益できるようにして、後で税として回収すればよいと主張した（大岡 2017）。

本論の意義は、大学教育費を家族から社会へと移すための負担増への納得を、低所得層が多い高卒者からも得ていくためには、高卒の社会人入学の拡大が必要であることを明らかにしたことにある。大学進学では受益層が中高所得者に偏っているが、低所得層も受益できるように社会人入学を拡大すべきなのである。できるだけ受益層が広がっていく制度を創ることが、その制度への支持を助け、制度の安定性を高めるからだ。

一方、みんなで負担するシステムとしては、スウェーデンの課税給付金制度が参考になる。所得がゼロの者も、税金が払えるだけの額をいわば上乘せした金額の給付金を受け取り、そこから全員が必ず税金を払うシステムを取っている（大岡 2017）。そこでは、日本の生活保護の受給者が批難されるような、「税金も払っていないくせに、福祉のお世話になっている」という批難は起こりようがない。社会の全員が、所得がゼロの者も、必ず税金を払い、税によるつながりを創ることに貢献しているからである。

大学教育への税による投資を効率的に回収していくには、大卒者の高収入に対する税の累進性を高めていく必要がある。それに加えて、ブラック企業で酷使されうつ病になった高卒の生活保護受給者も税を払うことができ、大学への社会人入学を堂々とめざすことができる「税での新しいつながり」のシステムを構想していくことも、急激な少子高齢化により働き手が不足する日本社会では、また必要だと考える。

付記 本稿は、現代社会学部 30 周年記念シンポジウムと、関西私大助成シンポジウム 2017「学費・奨学金と高等教育への公財政支出のあり方を考える」(2017 年 12 月 2 日)での報告を踏まえて作成した。報告の機会を与え、報告を聞いていただいた方々、質問やコメントをいただいた方々に厚く感謝申し上げたい。また、本研究は JSPS 科研費基盤研究 (C)JP15K03889 の助成を受けたものである。記して厚く感謝する。

### 【注】

- 1 日本の人々が増税に反対する状況をどう変えていくべきかという戦略については、6. で述べる。
- 2 畠山 (2017) は、教育の無償化は少子化対策としては効果が薄いと主張している。これについては、最後の 6. の注 3 で検討する。
- 3 矢野 (2011:257) は、同旨のことを親負担の問題に言及せずに、学生の問題として説明しているが、矢野の親負担主義の議論を踏まえると、③のような議論が展開できる。
- 4 「予言の自己成就」の悪循環の構造を把握した上で、悪循環を断ち切る働きかけが必要であることについては、長谷 (1991) を参照せよ。

### 【文献】

池本 美香, 2011, 「経済成長戦略として注目される幼児教育・保育政策: 諸外国の

- 動向を中心に（＜特集＞幼児教育の社会学）」『教育社会学研究』88：27-45.
- 井手 英策・古市 将人・宮崎 雅人，2016，『分断社会を終わらせる：「だれもが受益者」という財政戦略』筑摩書房.
- 大岡 頼光，2014，『教育を家族だけに任せない：大学進学保障を保育の無償化から』勁草書房.
- ，2017，「教育・育児保障の財源調達」『社会政策』9（1）：48-62.
- 大竹 文雄，2009，「インタビュー 就学前教育の投資効果から見た幼児教育の意義——就学前教育が貧困の連鎖を断つ鍵となる（特集 幼児期の教育・保育を展望する）」『BERD』16：30-2.
- 大竹 文雄・小原 美紀，2011，「貧困率と所得・金融資産格差」岩井 克人・瀬古 美喜・翁 百合編『金融危機とマクロ経済』東京大学出版会，137-53.
- 鷹 咲子，2012，「子どもの貧困とセーフティネットー就学援助制度を中心として」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』14：91-123.
- 小川 和孝，2016，「「大学教育の社会的利益」に反応するのは誰か——情報提示による変化の内実」矢野 真和・濱中 淳子・小川 和孝『教育劣位社会：教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店.
- 清成 忠男，2013，「CEOのための大学マネジメント（39）社会人の学習に対応 アメリカに学ぶ社会人教育」『カレッジマネジメント』31（5）：64-7.
- 厚生労働省，2015，「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」
- 財務省，2009，「平成22年度予算編成の基本的考え方について」
- 財務省財政制度等審議会，2017a，「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」2017.5.25
- ，2017b，「財政制度分科会（平成29年10月31日開催）資料1 文教・科学技術の問題点」2017.10.31
- 佐藤 滋・古市 将人，2014，『租税抵抗の財政学：信頼と合意に基づく社会へ』岩波書店.
- 橘木 俊詔，2017，『子ども格差の経済学：「塾、習い事」に行ける子・行けない子』

東洋経済新報社.

日本財団子どもの貧困対策チーム, 2016, 『徹底調査子供の貧困が日本を減らす：社会的損失 40 兆円の衝撃』文藝春秋.

日本私立大学団体連合会, 2017, 「『地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議』における検討に当たっての意見」(平成 29 年 2 月 16 日)

長谷 正人, 1991, 『悪循環の現象学：「行為の意図せざる結果」をめぐって』ハーベスト社.

畠山 勝太, 2017, 「アフリカから学ぶべき日本の教育無償化のダメな議論」, <https://synodos.jp/education/19777>

濱中 義隆・島 一則, 2012, 「高等教育公財政支出の国際比較」矢野眞和(研究代表者)『教育財政および費用負担の比較社会学的研究』(平成 20~23 年度科学研究費補助金研究成果報告書) 193-209.

まち・ひと・しごと創生本部, 2017a, 「第 5 回 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議, 資料 7 委員からの意見等資料」(2017.4.18)

——, 2017b, 「第 8 回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議, 文部科学省説明資料」(2017.8.7)

三谷 直紀・小塩 隆士, 2012, 「日本の雇用システムと賃金構造」『国民経済雑誌』206 (3) : 1-22.

文部科学省, 2009, 先導的大学改革推進委託事業調査研究報告書「大学における社会人向け教育プログラムの充実・豊富化に関する調査研究」(平成 21 年 3 月、慶應義塾大学)

——, 2012, 「大学・専門学校等における社会人の学び直しについて」第 3 回雇用政策研究会(平成 24 年 5 月 24 日) 資料 4

——, 2017, 「中央教育審議会 大学分科会(第 136 回) 議事録」(平成 29 年 7 月 3 日)

矢野 眞和, 2011, 『「習慣病」になったニッポンの大学——18 歳主義・卒業主義・親負担主義からの解放』日本図書センター.

——, 2015, 『大学の条件：大衆化と市場化の経済分析』東京大学出版会.

- 矢野 真和・濱中 淳子・小川 和孝, 2016, 『教育劣位社会：教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店.
- 労働政策研究・研修機構, 2014, 『介護人材需給構造の現状と課題—介護職の安定的な確保に向けて』労働政策研究報告書 No.168.
- , 2016, 『労働力需給の推計：新たな全国推計（2015年版）を踏まえた都道府県別試算』
- Akabayashi, Hideo & Tanaka, Ryuichi, 2013, “*Long – Term Effects of Preschooling on Educational Attainments,*” Keio/Kyoto Joint Global COE Program.
- Atkinson A. B., 2015, *Inequality : what can be done?* Harvard University Press. (=2015, 山形 浩生・森本 正史訳『21世紀の不平等』東洋経済新報社.)
- Campbell, Frances A, Craig T Ramey, Elizabeth Pungello, Joseph Sparling and Shari Miller–Johnson, 2002, “Early childhood education: Young adult outcomes from the Abecedarian Project,” *Applied Developmental Science*, 6 (1) : 42–57.
- Chapman, Bruce, 2005, “Income Contingent Loans for Higher Education : International Reform.” *The Australian National University, Centre for Economic Policy Research, DISCUSSION PAPER 491.*
- Dillon, Eleanor W, 2017, “The college earnings premium and changes in college enrollment : Testing models of expectation formation.” *Labour Economics 49 (Supplement C) : 84–94.*
- OECD, 2006, *Starting strong II : Early childhood education and care.* (= 2011, 星 三和子ほか訳『OECD 保育白書——人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較』明石書店.)
- , 2007, *Education at a glance 2007.*
- , 2008, *Education at a glance 2008.* (=2008, 徳永 優子ほか訳『図表でみる教育（2008年版）』明石書店.)
- , 2010, *Education at a glance 2010.*



——, 2017, *Education at a glance 2017*. (=2017, 矢倉 美登里ほか訳『図表で  
みる教育 (2017 年版)』明石書店.)

## 〈第2部 コメント1〉

## 社会のつながりと再分配のメリット

—— インデベレ社会とミュージアムから ——<sup>1)</sup>

亀 井 哲 也

まだ学部生だった頃、文化人類学の講義で、仏教で「徳を積む」という時の「徳」を英語では“merit”と訳すことを学んだ。30年以上も前のことをいまだに憶えているのは、自分のイメージしていた英語の“merit”——それはまた日本語の「メリット」のイメージでもあったはずだが——と、仏教世界での「徳」とに何のつながりも感じ得なかったからであり、言葉のもつ多義性とその翻訳の難しさ、すなわち文化の翻訳の意義を感じ取った瞬間であったからだろう。実際、「徳」を訳す際には、“charity”や“virtue”という語を用いる場合もあるだろう。文脈からその意を汲み取りつつ最適な表現を選択する苦悩は、フィールドワークの成果をものとする際に、常々感じていることである。主たるフィールドをアフリカにおく筆者は、長らく仏教の「布施」、「徳」、「功德」といった言葉に接することなく過ごしてきたが、今回のシンポジウムで、岡部報告から「贈与としての布施」、「布施（積徳行）を基盤とした再分配」、大岡報告から「税の再分配」「社会の得（メリット）」といった表現を読み取り、昔日の記憶を呼び起こされた。こうした次第から、まずはメリット（徳、得）についてコメントを試みる。

## 1. 再分配とメリット

本シンポジウムのタイトルにもある「つながり」は、現代社会学部のキー

ワードである。両者の報告タイトルにも含まれており、それは「宗教が生むつながり」と「税が創るつながり」と整理できるであろう。岡部報告で語られた上座仏教社会の「布施」は、「返礼を期待しない一方的贈与がもたらす功德」であり、現世ではなく来世への期待が原動力となっている。持てる者が供出する財が、仏教界を通じて持たざる者へと再分配されることで、貧者の生活保障が保たれ、社会が維持されることとなる。国家の福祉制度が貧弱な世界では、宗教が、宗教によるつながりがその役割を担っている。大岡報告をこれになぞらえて述べてみよう。日本社会の「納税」は、「見返りを期待する均衡的贈与がもたらす積立」であり、極めて近い将来に効果が上がることへの期待が原動力となっている。持てる大人が供出する財が、国家を通じて持たざる子ども・若者へと再分配されることで、子ども・若者の生活保障が保たれ、社会が維持されることとなる。国家の福祉制度が強固な世界では、税金が、税金によるつながりがその役割を担っている。

両者の報告を無理に接近させているきらいはあるが、さらに述べれば、岡部報告では、自らの来世のために徳（功德 merit）を積むことが、困窮者への再分配をうながすものであると語られ、大岡報告では、子ども・若者への税の再分配をうながすことが、自らの老後、次世代の得（お値打 merit）を積み立てることになると語られている。

このような整理のもと、シンポジウムでは、岡部報告には、上座仏教社会タイの「伝統」としての自発的再分配行為は、現代において有効であり続けるのか、大岡報告には、論理的な思考に依拠した税という強制的再分配方法を日本国民は理解し、納得し、採用できるのかという問いかけを行った。

## 2. グローバル化の中のナショナリズム：異質な者への差別

2015年度から4専攻制へと移行した現代社会学部において、筆者は国際文化専攻を担当しており、グローバリゼーションの進む現代社会におけ

る民族の位置づけ、民族の意識のあり方に大きな関心を抱いている。

岡部報告において、タイ仏教寺院のスクウォッターに山地少数民族キリスト教徒やムスリム、シャン越境労働者が共生する、さらにはミャンマーからの異教徒の流民もあるとあった。タイ国民、仏教徒というマジョリティーの中で、国籍、宗教を異にするマイノリティーたちへの接し方が気になるところである。しかし、「布施」という行為がそもそも他者のためでなく自らのためのものであれば、相互扶助機能は維持され続けるものである。異質な者をも包摂する仏教の懐の深さに期待したいものである。

むしろ大岡報告で舞台となっている日本社会には強い危惧を感じる。現代の日本社会には、アイヌやヘイトスピーチの例を持ち出すまでもなく、異文化差別は厳然とある。このような状況下で、外国籍を持つ子ども、帰化した親を持つ子ども、難民として日本にきた子ども、移民として日本にきた子ども、さらには両親または片親が異文化出身者である子どもなど、異文化にルーツを持つ子どもたちの教育の機会は平等に与えるのだろうか。手元にデータはないが、こうした子どもたちの貧困率は、大岡報告で示された母子家庭の貧困率に匹敵、あるいは凌駕するものであろうことは想像するに難くない。論理的には、こうした家庭への支援が最優先されるべきとなるだろう。しかし実際には、朝鮮学校の高校無償化を適用対象外とするような事例から判断して、日本政府——我々日本人——は、税の再分配において、こうした異文化にルーツを持つ子どもたちの教育への投資に積極的に賛成してはいない。論理的に得（お値打 merit）であるか否かではなく、感情に基づいて判断しているのだ。今後もグローバリゼーションは進んでいくであろうし、日本社会は今まで以上に異文化共生社会になっていくであろう。このような中、税で新しいつながりを創出しようとする大岡報告には、異質な者をも包摂する得（お値打 merit）を補強した論を展開することを期待する。

### 3. 貧困の背景：南アフリカ インデベレ社会の事例

筆者が1994年以来20年以上にわたって継続的に調査している南アフリカ共和国のインデベレ社会から、社会のつながりと生活保障に関連する事例を、拙稿「せびられる老女」<sup>2)</sup>をもとに記述する。

現在のインデベレ社会——おそらくは南アフリカ共和国全体であてはまる——では、高齢の祖父母、とくに年老いた祖母に依存する家族をよく見かける。老女の年金に頼る未婚の娘とその子どもたちという姿が目にとまる。息子夫婦を亡くし、年金で孫をひとりで育てている老女も多い。その背景には、インデベレ社会の「伝統」的生業システムが崩壊しているにもかかわらず、それに依拠した「伝統」的な婚資制度（ロボラ）が維持され続けていること、さらには「近代」的な教育制度の普及が女性の高学歴化を導き婚資を高騰させたことがあげられる。また婚資の高騰化は、男女の晩婚化を促し、女性が結婚前に出産することを常態化させ、未婚の母であることが当たり前の社会を招いた。南アフリカ共和国全体の失業率の高さ、HIV感染率の高さなども、もちろん影響している。

南アフリカ共和国では高齢者の生活保障のための非拠出型年金が60歳から支給される。微々たる金額ではあるが、年金を世帯唯一の安定収入とする家族は珍しくない。広くアフリカ黒人社会には、持てる者が持たざる者に分け与える、相互扶助の習慣がある。老いた者、貧しい者、障がいのある者など、いわゆる社会的弱者を助けるものとして機能してきた分かち合いの制度である。インデベレ社会にもあり、今も機能している。わずかな所得を、自分の親や妻や子どもたちだけでなく、兄弟の子どもに分け与えることも当然のこととして行われている。家族のつながりが維持されているルーラルな地域ゆえに成立するシステムである。

しかし今日、現金がなければ立ち行かない生活上の諸問題——食糧面、教育面、通信面、交通面など——が矢継ぎ早に生じ、相対的に困窮する者が増え、分かち合いの働きが行き届かない家族が増えてきている。その結果、政府が高齢であることで社会的弱者と位置づけた者たちに支給する年

金が、家族で分かち合うものへと変質してしまっている。近代的な国家による福祉制度に基づく年金が、国家の失政（高失業率、HIV 高感染率など）で貧困にあえぐ家族を支えているのだ。

先に「老女の年金にすがりつく未婚の娘とその子どもたち」を紹介したが、これは文化人類学の学説史的には、家族研究でかつて語られた「母親中心の家族 *matri-centric family* または *matrifocal family*」——1950 年代に出版された英領ギアナ（現在のガイアナ）やジャマイカの黒人下層階級に関する民族誌<sup>3)</sup>において提示された——という家族形態を彷彿させる。「母親中心の家族」とは、結婚を伴わない性関係によって女性が子どもを出産し母親となり、その子どもは相手の男性（生物学的な父親）の姓を名乗るものの、男性が同居することはないというものである。男性は女性の出産後も女性の家を訪問し、内縁関係を結び続けることもあるが、経済的な援助や子どもの養育に関わることはほとんどなく、その責任を放棄している。

1949 年、家族の基本的な単位は夫婦と未婚の子からなる「核家族」が人類社会に普遍的にみられる家族形態であると G. P. マードックが著書『社会構造』<sup>4)</sup>で唱え、その「核家族普遍説」が広く流布されようとしていた。G. P. マードックはさらに、この核家族には「性交渉」、「再生産」、「経済」、「教育」という 4 機能が共通して存在することも主張していた。南米およびカリブ海地域の「母親中心の家族」の事例は、インド南部ケララ州のナヤールの外婚母系制とともに、核家族の 4 機能を網羅することのない家族形態として、「核家族普遍説」への反証として用いられたものである。

南米およびカリブ海地域の「母親中心の家族」では、男性が首尾よく経済的に安定すると、この女性と結婚し、子ども共々一緒に住むこともあり、核家族へ移行する中途段階と見なせる場合もある。しかし男女間の別離は極めて自由なため、ある女性の複数の子どもの姓がすべて異なっていることもあり、この場合、母親がある男性と結婚したとしても、核家族へ移行する中途段階だったとすることはできない。

形態的にンデベレの事例はこの「母親中心の家族」によく似ている。ンデベレには、年金暮らしの老女の同居する40歳代の娘は未婚の母であり、その20歳代の娘もまた未婚の母となって子どもを抱えているといった、4世代同居の家族という事例もある。この4世代のうち、既婚者は老女だけで、子どもの祖母たる老女の娘とその娘、そしてその子どもの姓はそれぞれ異なっている<sup>5)</sup>。南米・カリブ海の事例で結婚しない理由は、経済的困窮にあるという。ギリギリの生活を送っている中で、父子関係、母子関係双方を維持することが難しく、いずれかを切り落とさざるを得ない状況下では父子関係が排除されるという。ンデベレ社会でも結婚しない理由は経済的困窮にあるが、婚資の支払いという「伝統」的制度が原因である点は、明らかに先の事例とは異なるようである。しかし、「近代」的経済構造に影響を受けている点では、やはり同一と判断できるであろう。こうした「母親中心の家族」の出現は現在世界各地で見ることができる。70年近く前の著作であるが、21世紀の貧困家庭の家族形態を予見していたといえよう。

先述したンデベレの「伝統」的な婚資制度について説明する。ンデベレでは結婚のためにロボラと呼ばれる婚資、ウシ数頭とさまざまな贈り物を、花婿側から花嫁側に支払わねばならない。もともとウシを放牧しながら農耕を営んでいたンデベレだが、19世紀末にンデベレの居住するトランスヴァール高原に侵入してきたボーア人——オランダ系白人、現在はアフリカーナーと呼ぶ——と戦って敗れ、賠償として家畜も土地も奪われた。この戦争をマボチ戦争と呼ぶ。さらに1950年代以降のアパルトヘイト政策下での強制移住先は、農業に不向きな土地で、飲み水用の水道は確保されていたものの、農業用水とするまでに十分なものではなかった。現在のンデベレでは、農場、鉱山、都会で賃金労働に従事することが一般的で、ウシを大規模に飼う者はほとんどいない。かつての生業システムのもとでは、父親から譲り受けたウシを殖やし、自分の婚資とすることができたが、現代の多くの男性たちには買い求める手立てしかない。敗戦とアパ

ルトヘイトで生業システムを崩壊させられ、経済的な基盤が大きく変わったにもかかわらず、昔ながらの婚資を伴う「伝統」的な結婚制度を踏襲しているために、問題が生じているのである。

婚資をめぐる問題のひとつとして、花嫁の高学歴化を先述した。教育を投資と考える親が増え、高校を優秀な成績で卒業し、大学に進学する女性も増えてきた。実際には、南アフリカ共和国全体で25パーセントという高い失業率は、ンデベレの暮らす村落地域ではもっと高くなっており、彼女たちに学歴に見合った就労の機会は減多にない。婚資の額、すなわち贈られるウシの頭数は、花婿側と花嫁側双方の交渉によって決まるのだが、娘に投資した教育費を回収する——もしも職に就けば高収入を得られるはずだから、婚資にはその分が加味されるべきである——という理由で吊り上げられる傾向にある。「近代」教育の普及に非があるわけではないし、親が教育に熱心であることも悪くない。しかし、その投資の回収を結婚時に求める性急さには疑問を感じてしまう。婚資の高額化は、諸物価高騰に伴ってウシの値段が上がり続けている中で、要求される（期待される）頭数も増え続けていることによる。

その結果、婚資を支払えない事例が増え、ンデベレ社会では晩婚化が進んだ。未婚か既婚かは、ンデベレの社会的ステージの位置づけにおいて、男性にとっても女性にとっても極めて重要な要素となっている。現在、40歳を過ぎても婚資が支払えない男、社会的には未だ一人前として認められていない男が珍しくなくなっている。先程は母子2世代続いて未婚の母という事例を紹介したが、父子2世代続いて結婚していないが子どもはいるという事例もある。

晩婚化は進んでも、子どもはできる。男女ともに成人式を経れば、妊娠させることも、妊娠することも社会通念上、可能となる。かつては、処女あるいは未経産であることが花嫁に望まれたが、現在ではそのような習慣はない。多くの女性が婚姻関係のないまま妊娠し、出産している。出稼ぎ労働者の多い南アフリカ共和国の都会では、妊娠を知ったとたん



の父親が逃げ出し、父親のいない子どもを抱えた母親が途方に暮れるという問題が生じているが、ンデベレのような田舎ではそのようなことは生じない。誰と誰が付き合っているかは周知の事実であり、男性が逃げ出す余地はなく、妊娠中からお腹の中の父親として認識される。子どもが母親の実家で祖父母と一緒に暮らす様子は、あたかも母系社会のようだが、ンデベレは父系社会である。恋人に子どもを産ませた男性はその子どもを認知し、子どもは父親の姓を受け継ぎ、名乗る。男は子どもの養育費を工面し、定期的に子どもの母親に渡すことが求められ、婚資のために貯金をする余裕もない。男性は子どもへの扶養の義務はある——この点は明らかに南米・カリブ海の事例と異なっている——が、恋人の家族への援助の義務はない。むしろ逆に、定職のない男性が充分なお金を恋人に渡せず、恋人の両親、子どもの祖父母が子育ての費用を負担する事例が多々ある。

男女間の別離に関しては、ンデベレ社会は南米・カリブ海の事例ほど自由ではないが、なかなか婚資を支払わない恋人（子どもの父親）に愛想をつかし、別な男性と付き合ってから結婚する女性もいる。この場合、前の男性との間にできた子どもを嫁ぎ先に連れていくことはせずに、生家の父母（子どもの祖父母）に預けていくことが多い。この点、南米・カリブ海の事例では母親の連れ子として同居する点と大きく異なるが、面倒を見てくれる祖父母の存在が大きいだろう。

以上、ここに取り上げた高齢者への年金で養われる子どもたちの事例の背景には、ンデベレの「伝統」的結婚制度の問題が絡んでいるものの、南アフリカ共和国政府が若者の失業率の高さを改善させ、就労の機会を拡大することができれば、解決可能なものである。彼らは「伝統」的価値観に基づく結婚制度に苦しめられているのではなく、就労の機会を与えられず、安定かつ十分な収入を得ることができない政治・経済状況に苦しめられているのである。彼らの困窮は、婚資を無くしても変わらない。この先、「伝統」的価値観が崩壊し、南米・カリブ海のように男性が子どもへの責任を放棄するような事態になる前に、南アフリカ共和国の政治・経

済状況が改善されることを期待する。

#### 4. ミュージアムの創出するつながり

筆者のもうひとつのフィールド、ミュージアム<sup>6)</sup>、博物館、博物館学からも、シンポジウムのテーマにアプローチを試みたい。筆者は非常勤講師として1997年に本学の「博物館学各論Ⅰ・Ⅱ」を担当するようになってから今日まで、立場を変えつつも学芸員課程科目に関わっている。2013年に現代社会学部に着任するまでは、愛知県犬山市にある野外民族博物館リトルワールドの学芸員を務めてもいた。

中京大学では、2018年3月竣工予定の豊田キャンパス新体育館の一面に「中京大学スポーツミュージアム」を設置する予定である。2019年開館を目指して、すでに展示企画の打ち合わせもはじまっている。筆者は2013年以降、ゼミナール所属学生や学芸員課程履修学生の協力を得ながら、大学が収蔵する史資料を発掘し、整理・登録する作業を継続している<sup>7)</sup>。この成果をもとに、「中京大学スポーツミュージアム」の展示は形となっていく予定である。整理した資料には、現代社会学部の退職された先生が収集された各地の民族誌資料、スポーツ科学部を退職された先生が集められたメダルや用具を含むスポーツ関連資料、さらには大学創立者一族の梅村家から預かった貴重な写真アルバムやスクラップブックなどもある。これらを一点一点計測し、写真に収め、登録すべき情報をパソコンに入力する作業を学生とともに行っているが、まだまだ学内には貴重な史資料が埋もれており、作業は道なかばである。

これまで現代社会学部収蔵資料として345点、スポーツ科学部収蔵資料として約900点、梅村すみ子先生収蔵資料として575点の整理を実施した。とくに梅村すみ子先生収蔵資料の写真アルバムは、写真資料のデジタル・アーカイブ化のための画像スキャン作業を実施しており、8月末までに8766画像を得ている。今後作業が進むにつれ、点数はいずれも増加する見込みである。

学生たちは、こうした資料の整理を通じて、世界各地の異文化に触れ、大学や大学関係者の歩みを知り、さらにはスポーツ世界の様々な知識を習得している。それを筆者は「モノを通じたつながりの創出」と捉えている。とくに、中京大学の過去につながる文物を整理する際には、関係する教職員から話をうかがう機会を設けている。まだまだ十分な聞き取り調査には至っていないが、継続し、情報の蓄積を図ろうとしているところである。

文化人類学のひとつの目的は、異文化理解にある。それは、自らとは異なる文化を研究し、自らの文化との比較から差異と類似を見出し、当該文化の特性を知り、理解へと結びつける営みである。自らの文化を知ることには、文化人類学的比較研究の基盤である。学生には、大学の所蔵するさまざまな史資料の整理から、自らが属する中京大学の文化とのつながりを感じ取ってもらいたいと考えている。

ミュージアムに関わる講義や実習を通じて、常々学生には、ミュージアムが存在する意義を伝えてきた。貴重な史資料を収集・保管することは当然として、展示を通じて何を伝えようとしているのかを明確にすることが大切である。そして、伝えたいと思うメッセージをミュージアムの中だけで考えるのではなく、ミュージアムに関心を持つ市民（来館者）と連携して考えていくべきであり、それがミュージアムの存在する意義だと説明している。

時代に応じてミュージアムの在り方も変化している。貴重な文物を収集・保管・陳列することに意義があった時代から、来館者に教育を施し知識を提供することに意義を見いだした時代へと変わった。しかし、21世紀にはもはやどちらも通用するものではない。現代は、ミュージアムを訪れる人々と対話し、知識や情報を共有する場となることに意義があると変わってきている。これは「テンブルからフォーラムへ」という言葉に集約された考えである。この言葉は1971年<sup>8)</sup>にD. F. キャメロンが述べたもので、ともすると美術品を神像かのように崇め奉るテンブル（神殿・寺院）のような場所となりがちであったミュージアムの態度を戒め、むしろ古代

ローマのフォーラム（広場）のように人々が集い意見を自由に交わし合うような場所となるべきであるという主張である。

今、筆者が学生とともに準備しているミュージアムにおいても、学生や教職員だけでなく、卒業生や退職教職員にも、この地域の住民にも関わってもらえることを願っている。ミュージアムの展示は開館した時が完成と思われがちであるが、それは明らかな誤りである。開館した時こそが、完成に向けての歩みの始まりの時なのである。多くの人々の展示に対する意見をミュージアムが受け取り、それを展示の修正に反映させる営みこそが、21世紀のミュージアムの存在する意義となりつつある。新たに望まれているミュージアム像は、地域社会の拠点となって人々のつながりを創出する場である。今、準備しているミュージアムを、是非とも現代社会学部の学生、中京大学の学生とともに、そうした場所にしていきたいと考えている。

## 注記

- 1）本稿は、現代社会学部 30 周年記念シンポジウム「生きる場の再構築—分断社会から脱却するつながりとは—」第 2 部岡部発表、大岡発表へのコメントとして筆者が発言した内容を大幅に加筆修正したものである。両者のご報告の本質に迫るコメントを提示できなかった上に、まとまりのない文章を綴ってしまったこと、大変心苦しく思っている。
- 2）拙稿「せびられる老女」田川玄（他編）2016『アフリカの老人：老いの制度と力をめぐる民族誌』九州大学出版会 pp.153-158 を参照のこと。本稿には、その後の調査事例も交えて記述している。
- 3）Smith, Raymond T., 1956, *The Negro Family in British Guiana: Family Structure and Social Status in the Villages*, London: Routledge & Kegan Paul Ltd.  
Clark, Edith, 1957, *My Mother Who Fathered Me: A Study of the Family in Three Selected Communities in Jamaica*, London: George Allen &

Unwin Ltd.

- 4) マードック, G. P., 1978, 『社会構造—核家族の社会人類学』新泉社
- 5) ンデベレでは同姓の男女の結婚は認められないという婚姻規制があるため、3 世代の姓は別個のものとなる。女性は結婚すると夫の姓を名乗るため、老女とその娘の姓は同一である。
- 6) 日本では「博物館」という語の持つイメージに「歴史系展示施設」という偏りがあり、美術館も視野におさめて論じたいために、「ミュージアム」という語を用いる。
- 7) この作業は、大学の「NEXT10 行動計画」取組事業に現代社会学部として申請し、2013 年 12 月に採択された「博物館資料整備プロジェクト」(2016 年 3 月に「中京大学博物館（仮称）設置プロジェクト」から改称) の活動の一環である。
- 8) Cameron, D. F., 1971, “The Museum, a Temple or the Forum”, *Curator : The Museum Journal*, 14-1.

## 〈第2部 コメント2〉

家族と社会関係資本の  
観点からみた生きる場の再構築

松 田 茂 樹

## 1. 家族と社会関係資本

このシンポジウムが取り上げた「分断社会」とは、階層やイデオロギーによって社会が分断されることのみではなく、個人が豊かに生きる上で必要な人的なサポート資源を持つものと持たない／持てないものが分かれてしまうような社会のことでもあるのではないだろうか。家族と社会関係資本は、その主なサポート資源である。

やや古いが、家族社会学の代表的なテキストでは、家族は「夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の深い感情的かわりあいで結ばれた、幸福追求の集団」(森岡・望月 1997: 4)であると定義されてきた。ここでは、家族がその構成員や外形的形態のみではなく、感情的かわり(ここにはポジティブな面もネガティブな面もある)や「幸福追求の集団」という性質を有しているものとされている。長期的視点で見れば、家族はかつて社会の中で経済、地位賦与、子どもの教育、保護、宗教、娯楽、愛情といった各種の機能を担ってきたが、近代化の進展に伴いその機能は子どもの社会化や成員のパーソナリティの安定等に縮小してきたと考えられてきた。しかしながら、家族は、先のように従来の機能は縮小したかもしれないが、新しい時代になり要請されるようになったこと——例えば子どもが自立するまでの経済的支援の必要性、長期化す

る高齢者の介助・介護——が加わり、いまなお多くの機能を担っている。

社会関係資本(social capital)とは、人と人のつながりである社会的ネットワークおよびそこから生まれる互酬性・信頼・規範等のことである。人と人のつながりには、地域コミュニティ、職場の人たち、PTA、友人などさまざまな人間関係が含まれる。家族も社会関係資本を構成する要素のひとつである。社会関係資本は個人にとってみれば各種のサポートを得る資源で、経済的な利益ももたらしてくれるものであり、社会にとってみれば協調・信頼により社会を統合し、社会・経済活動の効率性を高めるものである。

R・パットナムは、大著『孤独なボウリング』において、米国における社会関係資本が家族の崩壊や地域コミュニティ・PTA・宗教組織・労働関連組織等の衰退によって、減少していることを憂えた(Putnam 2000)。わが国においても社会関係資本の総量は減少してきている。隣近所とのつきあいは挨拶程度という人は増え、町内会・自治体に参加する人も減り、地域コミュニティのつながりは弱体化した。職場における人づきあいも仕事上のことに限定されたものになった——かつて流行った会社の運動会や社員旅行も、一部で見直されているとはいえ、廃止される方向である。第一生命経済研究所(2010)が1990年代から2000年代にかけて実施した意識調査によると、「今後つきあいを深めたい人」として「家族」をあげた割合が約7割と高い一方、職場の人、地域の人、友人などがあげられた割合は低く、かつそれらの割合は減少する傾向であった。人々の意識からも、地域や職場の人々との関係が疎遠になっていくことを読み取ることができる。そして、ここからは、人々が求める人間関係が、相対的に家族に集中していくことが窺える。その家族とはいえば、未婚化と少子化が進行しており、家族を形成しない人たちが——この人たちは家族というサポート資源を活用することはできない——が増加している。地域コミュニティと職場の人間関係、そして友人関係も弱くなり、家族も形成しない人が増えるということは、自らの周囲に人的なサポート資源がない人たちが増えてき

ていることを意味する。少子化および総人口の減少は、この傾向に拍車をかけるとともに、社会における社会関係資本の総量も減らしてしまうのではないかと懸念される。個人が経済面以外も含めて豊かに生きることができ、もちろん日本社会も豊かであり続けるためには、ここで論じてきた人的なサポート資源の維持・充実は欠かせない。

## 2. 岡部報告に対して

岡部報告は、現地調査によってタイの寺院内のスクウォッターにおいて、宗教を基盤にした社会的弱者を支えるコミュニティが形成されている実態を明らかにしたものである。このスクウォッターは、自らの親族や出身地のコミュニティに頼ることができないミャンマーや国内各地からの流民に対する居住の場とサポート資源になっている。このスクウォッターにおける人間関係は互いを支え合う強い紐帯の大切さを示すものである。

ただし、このスクウォッターの事例では、流民の宗教・民族的背景は多様であるものの、その多様性と特定の宗教の圧倒的な影響力（単一の価値・規範）が共存できるものかということ是不明である。事例では流民の子息が仏教に改宗して僧侶となることでその家族もこの宗教的コミュニティに溶け込んでいく様子が報告されているが、これは個人の宗教的多様性を喪失させることによって人々をタイの社会に同化させていく過程と読むこともできる。これは社会統合のひとつの方法である。

しかしながら、これとは異なる方向で異なる宗教や民族等を社会統合していく方向性はないものだろうか。現代の人々は、欧州をはじめ世界の国々において宗教や民族等によって（地域）社会が分断され、異質な集団へ憎悪が広がることを目撃している。社会関係資本に関係する有名な理論に、弱い紐帯の強さ（Granovetter 1973）というものがある。弱い紐帯とは知り合い、ちょっとした友人、友人の友人といった程度の関係の人たちのつながりであり、そこで直接的に交換されるサポートは文字通り「弱い」。けれども、その弱い紐帯が異質な人たち・集団をつなぐ（橋渡しする）こ



とによって、社会の統合を促進させる力がある。強い紐帯のみならず、異質な集団をつなぐという意味でのこの弱い紐帯もまた現代社会で失われてきているのではないだろうか。

### 3. 大岡報告に対して

大岡報告は、スウェーデンの取り組みを参考にして、少子高齢化する社会への対応、貧困対策、若者の教育支援のために、追加の税負担による公的支出を増大し、幼児教育から高等教育までの家庭の教育費負担を軽減させることを提言した。大岡の基本的立場は、社会福祉の役割を過度に家族が担う日本の仕組みに意義を唱え、子どもの自立・独立性を高めるためにも子どもが親に経済的に依存する状態を解消することを目指すものである（大岡 2014）。日本は出生率が低迷しており、それが社会の高齢化と人口減少の速度を速めている。少子化の主要因は、若年雇用劣化等による未婚化の進行と子育て・教育費負担のために夫婦が追加出生数を抑制せざるをえないことである（松田 2013）。大岡が提案する家庭の教育費負担を軽減は、わが国の出生率回復にもつながるものである。

視線を先進諸国向けると、実はアメリカをはじめ各国において、成人した子どもが安定した職に就くことができないために親と同居して、経済的に依存する状態の家族——それは「アコーディオン・ファミリー」（Newman2012）と称され、社会福祉の一翼を担う存在になっている——が増えているという現実がある。大岡の提言は、日本以外の国にも適用可能である。

ただし、スウェーデンは国民が相当重い税金を負担しているからこそ高福祉を実現できるのであるが、日本は主要先進諸国の中でアメリカに続き国民負担率が低い国である。日本国民は低負担志向であり、歴代の政権が消費税を数%上げることも容易ではなかった。また、スウェーデンの人口ピラミッドをみると年齢別の人口構成のゆがみが少ないのに対して、日本のそれは高齢者になった団塊世代の人口が大幅に多く、団塊ジュニアより

も若い世代ほど人口が少ない。人口構造からみて、日本はスウェーデンよりも国民、特に現役世代の負担により、福祉を充実させることが難しい——つまり日本のこの人口構造で税・社会保険料の負担を引き上げれば現役世代に過重な負担を強いることになりかねない。したがって、幾分かの追加の国民負担を行うとしても、わが国において税・社会保険料を大幅に引き上げることは難しいのではないだろうか。教育費の私費負担を軽減した上で、家族が構成員の生活保障を行う役割をある程度担っていかざるをえないとみられる。

#### 4. 3つの提言

以上がシンポジウムにおける2つの報告に対するコメントであるが、最後に筆者自身の提言として生きる場の再構築のための方向性を簡単に3つ述べたい。第一は、社会において異質な人たち・集団をつなぐ弱い紐帯の意義を積極的に評価し、その形成を促すことである。そのためには、旧来型のつながりの場（例えば町内会・自治会、PTA、職場）を再び活性化させるとともに、新しく出現したつながりの場（例えばボランティア活動、SNS）を広げていくことである。第二に、現代人が豊かに生きるつながりをつくるためにも、家族という小集団の役割は今後も不可欠である。先述のとおり、わが国の国民負担の水準では家族が構成員の生活保障を行う役割をある程度担っていかざるをえない。また、現代人が生きていく際に「礎点としての家族」（渡辺 2003）が、ポジティブな意味でもネガティブな意味でも、必要とされている。現在わが国では未婚化と少子化が進行して家族を形成しない／できない人が増えているが、それはリスクに対して脆弱な孤人を増やすことになる。結婚・出生の社会・経済的な阻害要因を除去して、若い世代が家族形成できる社会にしていく必要がある。第三に、強力な少子化対策によって出生率・数を回復させて、この国の人口が再生産する軌道に乗せていくことが必要である。出生率が低迷し、人口減少が続く社会は、経済的な豊かさばかりではなく、豊かな社会関係資本も維持

することはできない。

## 文献

- 第一生命経済研究所, 2010, 『2011 年ライフデザイン白書——表とグラフでみる日本人の生活と意識の変化』ぎょうせい.
- Granovetter, Mark, 1973, “The Strength of Weak Ties,” *American Journal of Sociology*, 78: 1360–1380.
- 松田茂樹, 2013, 『少子化論——なぜまだ結婚・出産しやすい国にならないのか』勁草書房.
- 森岡清美・望月嵩, 1997, 『新しい家族社会学 四訂版』培風館.
- Newman, Katherine S., 2012, *The Accordion Family: Boomerang Kids, Anxious Parents, and the Private Toll of Global Competition*, Beacon Press. (=萩原久美子・桑島薫訳, 2013, 『親元暮らしという戦略——アコーディオン・ファミリーの時代』岩波書店)
- 大岡頼光, 2014, 『教育を家族だけに任せない——大学進学保障を保育の無償化から』勁草書房.
- Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster (=柴内康文訳, 2006, 『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)
- 渡辺秀樹, 2003, 「家族と出会う——家族とのつながりと自律」, 宮島喬・島蘭進編, 2003, 『現代日本人の生のゆくえ——つながりと自律』藤原書店, 187–228.

〈フロアからのコメント〉

## 中京大学社会学部・現代社会学部の 創立 30 周年をお祝いして

西 山 哲 郎

もう一年以上前の話になってしまいましたが、中京大学社会学部・現代社会学部が創立 30 周年を迎えられたことに、改めてお祝い申し上げます。

さらに今回は記念誌への寄稿をお求めいただき、光栄に存じます。話を始めるにあたり、まずは私自身と中京大学社会学部・現代社会学部との関わりから説明させてもらいます。私が社会学部に赴任したのは、学部創設から 10 年ほどたった 1996 年の春でした。創成期の先生方が教壇を去られ、その前年から若手教員の採用が続いていました。私も三十代になったばかりで、講義を複数担当するほど蓄積がなく、寝る間も惜しんで授業の準備をしたことが印象に残っています。

1996 年といえば、すでにバブル景気は弾け、就職氷河期が続いていたはずですが、大学にはまだのんびりとした雰囲気がありました。教職員だけでなく、学生諸君も、車だ、スノボだ、テーマパークだと、遊びにずいぶんお金を使っていたことを覚えています。私の専門の文化社会学からすると、取り上げる材料が山ほどあり、学生に教えるにも身近な例をあげやすい時代でした。

そこからさらに時代が進み、新世紀を迎える頃になると、世間にも大学にも余裕がなくなったことはご記憶のことでしょう。学生は携帯使用料を払うのが精一杯で、バイトに追われ、文化社会学で取り上げたい「遊び」

から離れていきました。私の専門領域以外でも、社会全体の問いの立て方が道具的になり、「なぜか」ではなく「どのように」へとズレてしまいました。ネガティブないい方をすれば、「何が悪い」ではなく「誰が悪い」に関心が移ってしまったというべきかもしれません。そんななか、受験生世代の人口急減もあって、社会学部は人気の低下に悩むことになります。時代の変化を受けて、学部で何を教えるべきなのか、根本的に考え直す必要に迫られました。

根本的に考え直すといっても、学部教員を入れ替えるわけにもいきません。変わらぬメンバーで緊喫の課題に取り組むには何を焦点にしたものか、コース編成をめぐる議論は紛糾しました。解決のため、トヨタの保養所を借りて合宿までしたことは懐かしい思い出です。結局、「メディア文化」と「現代社会」と「市民福祉」の3コースにまとめ、学部は再出発できました。その時の手書き文字とイラストの多いポップな学部パンフは今でも私の手元にありますが、あれを見ると、当時の苦労と若干の安堵感が蘇ります。

その3コース制において、私の所属先はメディア文化コースでした。個人的にはそれまでの研究方針を変える必要がなく、コースに対する学生人気も高かったので、悩みは少なかったです。しかし、文化人類学を専門とされる教員がメディア文化と市民福祉の二つのコースに分かれて、外から見えなくなったことは、今から思うと果断にすぎたのかもしれません。

このコース制の変更のあと、社会調査士資格も導入しましたね。その準備段階で、私と川田牧人さんが、必要なカリキュラムと、学生主体で調査を行うコツを、先進例となっていた関西学院大学を訪ねて教わったこともありました。私自身は、ご承知の通り社会調査はまったく得意ではありませんけど、この時に勉強したおかげで、2006年から始まるプロ野球球団の観客調査、ドラゴンズ・プロジェクトに関わることができて、よかったと思っています。

話を元に戻しますと、苦労してまとめた3コース制は、学問的コンセン

サスにはいささか弱みがありました。現代社会コースは別として、メディア文化コースは、メディア現象への関心を共有することでなんとかまわっていました。市民福祉コースは、文化人類学と社会福祉学と心理学の方が同居されていたので、失礼ながら秘かに心配したものです。その一方で、「市民」という言葉が多様なメンバーをまとめるキーワードになっていることを興味深く感じました。

インターネットの普及以降、社会運動や社会活動が、安定した組織を作らないで、刹那的に行われるケースが目立ち始めていました。当時の言葉でいう CMC (computer-mediated communication) の利用で急激な行動の立ち上げが可能になった一方で、行動が終わると潮が引くように解体する動きをどう理解するかが重要と、当時は考えていました。そうした「フラッシュ・モブ」的な運動は、古典的な意味での社会現象と認めることは難しくても、「市民」活動と理解すれば社会学的に定位できるかもと、私は期待しました。ただし「市民」という言葉は、当時でもネットの言論で「左翼イデオロギーに染まった活動家」という意味あいを含意することがあり、フラッシュ・モブ的な運動とは対極に置かれていました。しかし、ネットの言説は、当時からすでに対立するくらいなら対話を避ける傾向がありましたので、「市民」という言葉をめぐって対立が生じることに、むしろ可能性を見出しました。

こうした変動の時期に、気がつく社会学部は創立 20 周年を迎えていました。記念行事があってもよいのではと考えていた矢先に、学部予算にゆとりが生じる僥倖もあり、市民福祉コースまとめるキーワードとなった「市民」について、学部全体でその意味や意義を再考するイベントとして、市民学プロジェクトを提案させてもらいました。

などど書くと、私一人で創案したみたいに聞こえますけど、その提案が予想以上に歓迎されたのは、他のみなさんも同じような課題を感じておられたからだと思います。というより、研究内容的にはメディア文化論的な私の視点とは別の方面からくるみなさんの想いが合流して、一連のイベン

トが実現したと考えるべきでしょう。そうでなければ、一年に渡って様々な行事を開催することはできなかったはずです。市民学プロジェクトを展開した年度には、他学部の教員や外部の研究者を交えた研究会が何度も開かれました。一般市民や地域住民の方に参加してもらうセミナーも実施できました。最後には、著名な識者を招いたシンポジウムを開催しました。その成果が、『市民学の挑戦 一支援あう市民の公共空間を求めて―』（梓出版社、2008年）というアンソロジーにまとめられたのは、みなさんご存知の通りです。

ただし、この一連の行事において焦点となった概念は、看板に掲げた「市民」以上に「地域」だったように思います。ここでいう「地域」とは、地縁・血縁の「地縁」でも、社会学用語でいうところの「ゲマインシャフト」でもなく、個人に所与としては与えられない社会的な構成物のことです。それはまた「居場所」と言いかえることもできます。私は、市民学プロジェクトで紹介された様々な活動から、何かを達成すること以上に、参加者に居場所を提供できることが重要という示唆を受けました。この発見は、後期のアラン・トゥレーヌや彼に影響を受けたアルベルト・メルッチが、社会運動を通じて参加者が自他のアイデンティティを刷新していくことの重要性を指摘したとと重なるものでしょう。孤立と分断が深まる現代日本で、居場所が無条件に与えられることは難しくなっています。それでも活動を通じて居場所を獲得することで、参加者はポジティブな力を発揮できるようになります。

メルッチらが注目したアイデンティティの意義と、居場所としての「地域」の意義には、もちろん違いもあります。「地域」は単に理念的な存在ではなく、空間的な延長をもち、個人よりも集団を行為の主体として捉えています。その点で、「行為」を強調したトゥレーヌよりは、「集合行為」を重視したメルッチの方が、発想は近いのかもしれませんが。メルッチの集合行為との違いをあえて強調すると、個人の存在が先に立つ集合行為に対して、居場所としての「地域」は、それが前提となって個人の行動が発動

する点にあるといえます。場の空気を読むことが好きな日本人にとって、個人に先立つ「地域」は、地縁・血縁が廃れた現在でも拠り所になりやすいようです。ただし、その地域は旧来の地縁とは異なり、参加者の行動によって事後的に構成されていることに留意する必要がありますでしょう。

他方、「市民」という概念は、元来は近代啓蒙思想と縁の深いものですから、自立した個人／自律した主体の存在が前提になります。しかし市民学プロジェクトの際に、それも特に市民福祉コースのメンバーから紹介された市民活動は、自立した個人／自律した主体という理念型には必ずしもあてはまらない、弱さをかかえた人々が支え合って行われるものでした。その弱さは、ハンディキャップの有無とは関係なく、潜在的には誰もが抱えているものです。現実の市民は、自立／自律した主体性をもたないわけではありませんが、理念型ほど十全な人たちでもつものではありません。補完関係で補い合うことで市民活動が成り立つことは、実際にはよくあることです。日本では、それに加えて「地域」という空間的な構成物を前提した方が、市民として活動しやすくなるようです。

このような「地域」の集合的な主体性を強調するなら、(マッキーバーの用語法とは違った含意で)「コミュニティ」と呼んでもいいかもしれません。ここであえていい換えを重ねたのは、私自身が「市民」概念に注目したきっかけとなったインターネット・ベースの社会活動との相違を浮かび上がらせるためです。災害時のボランティア活動やクラウド・ファンディングのようなポジティブな事例でも、ヘイト・スピーチやネットの「炎上」のようなネガティブな事例でも、あえて組織を形成せず、ネット上に構築された SNS(social networking service)のような「アーキテクチャー」を頼りに、人々が共同して善意や悪意を行動に移す、そうした「市民活動」が市民学プロジェクトから 10 年を経てさらに増えてきています。

「地域」という現実の空間に依拠する市民活動は、安定している代わりに日常生活にともなう人づきあいの煩わしさを免れません。一方、ネットベースの「コミュニティ」は、触知し得ない情報空間に延長をもち、組織



を形成するための持続性を意図的に排除するせいで、自由な代わりに常に不安定です。しかし両者は、一人の自立した個人／自律した主体を要素としてではなく、集合的な主体を要素として形成される点では共通しています。そして、そこで見られる「つながり」が、ある種の弱さを起点に結ばれている点でも似ています。ネットベースの「コミュニティ」では、不安定さを逆手にとって悪用する例が跡を絶ちません。しかしその不安定さは、地域活動にともなう煩わしさとは真逆に見えて、結果としては同じ役割を果たしている気がします。どちらも主体を集散的なままに留めて、一つに結合されて「大文字の主体」となることを忌避する機能を果たしていることは、ここで指摘しておきたいと思います。それらの主体の離散的な集合性は、新自由主義を信奉する強い個人へのアンチテーゼであると同時に、歴史の担い手として祭り上げられ、楽しく生きる自由を奪われる危険を避ける民衆の戦略に不可欠のものと理解すべきではないでしょうか。

そんな後知恵をご披露したところで、以上が私の中京大学での14年と、20周年記念の市民学プロジェクトを振り返った感想になります。そこでは、30周年記念シンポジウムでテーマとなった「つながり」というキーワードも登場していました。個人的な事情で中京を離れ、地元の関西に戻った私としては、30周年の記念行事に参加させていただいて、20周年記念企画との「つながり」を感じることができたのは望外の幸せでした。10年前とメンバーが変わっても、教員が協力して、学部で何を教えるべきなのか真剣に討議できる現代社会学部は素晴らしいところだと、離れてしまったからこそ痛感しています。大学を取り巻く状況は今後もますます厳しくなるやに思われますが、お互い諦めることなく、研究と教育に励みましょう。

中京大学現代社会学部が、次の10年もますます発展されますよう、お祈りしております。

## 〈総評 1〉

## 個人差・ただ乗り・利他的行動

村 上 隆

## 1. はじめに

記念すべき学部創設 30 周年の年に、たまたま学部長を仰せつかったために、この特集号に何かを書くという役が回ってきた。社会学をバックボーンとするこの学部において、せいぜい心理学のトレーニングしか受けていない筆者が、部局長の任にあったというのも不運なことであり、それぞれ 4 人のシンポジストとディスカッサントからなる今回のシンポジウムでの議論に、正面から対応できないことを、まずはお詫びしなければならない。

**4つの問題意識** 4つのトピックを、何とか自分の土俵に引き入れて考えるためには、筆者が本学部に着任して以来担当してきた「人間関係論」、「人間関係の心理学」の講義のために勉強してきた知識に基づく他はないと判断した。社会心理学、コミュニティ心理学、健康心理学、自己の心理学といった科目が並ぶ中で、それらと内容のバッティングを避けるために私がとった戦略は、近年興隆が著しい進化心理学（たとえば、長谷川・長谷川，2001）、実験経済学（たとえば、グアラ，2013）、行動遺伝学（たとえば、安藤，2011）といった分野の成果にもとづいて、人間関係を論じることであった。筆者は決してこれらの分野のスペシャリストではない。本稿の引用文献に見られるように、準拠した書物も大半が一般向けのものである。これらに、ある程度の専門的知識のあった個人差の心理学（たとえ

ば、ネトル, 2013) で味付けしたのが、私の「人間関係論」であった。すなわち、本稿は、講義のための個人的な学習ノートにもとづいて、4つの講演の内容からそれぞれ触発された、4つの問題意識をめぐって、アマチュアの立場から論じたものである。

その4つの問題意識を、何とか命題化すると以下ようになった。

- 1) 支援を必要としている人に対して、なぜ、適切な支援がおこなわれないのか？
- 2) 本当に必要としている人に、なぜ支援が届かないのか？
- 3) 家族への過剰な負担期待はなぜ起こるのか？
- 4) 宗教は、究極のセーフティネットたり得るか？

順に、伊藤論文、成論文、大岡論文、岡部講演に対応している。

**個体差とただ乗り** 筆者の議論のキーワードは、「個体差」と「ただ乗り」の2つである。人間は社会的な（哺乳）動物であり、何らかの集団の中で生活せざるを得ない。集団の中で多数の他者とかかわらなければならない中で、人間は、長い進化の歴史の中で身につけた心理的特性とともに生きている。さらに、われわれには、ある程度遺伝的に制約された個人差がある。それらが、上の4つの問題意識について論じる際の、いわば通奏低音となっている。

## 2. なぜ適切な支援が行われないのか

**自然発生的な個人差** 生物には必ず個体差がある。すべての個体が同一の（遺伝的）特性をもっていれば、ちょっとした環境に変化（病原体への感染なども含む）によってすべての個体が死滅する恐れがある。また、環境に適応したものが生き残ることによって、進化（遺伝子の分布の変化）が起こる。すなわち、個体差こそ進化の原動力なのである。

**個人差は「生き辛さ」につながる** その結果、個体差は単なる個性の域にはとどまらず、環境への適応度の差となり、端的に言えば、個人間の優劣の差として現れざるを得ない。滝川（2013）は、発達障害について論じ

る中で、図1のようなものを提示している。彼はまず、人間の心の発達とは、「認識の発達」（ものごとの理解）と「関係の発達」（世界とのかかわり方）という2つの軸でとらえられるとする。前者（以下、「認識」と略す）は普通、知能と呼ばれているもので、いくつかある現行の知能検査によって、かなり正確に測定できると考えられている。後者（以下「関係」と記す）の方も近年、ある程度の測定方法が開発されてきた。図1は、これらの2つの発達が独立したものでないことを示している。「認識」を獲得するには、すでにそれを獲得している大人との「関係」が必要である一方、「関係」の獲得には、世界に対する一定の「理解」が前提になる。

そして、「認識」と「関係」の能力において低く評価される人々、すなわち、図1において、左下の方向に位置する人々ほど、現代社会において「生き辛さ」を感じることになる。

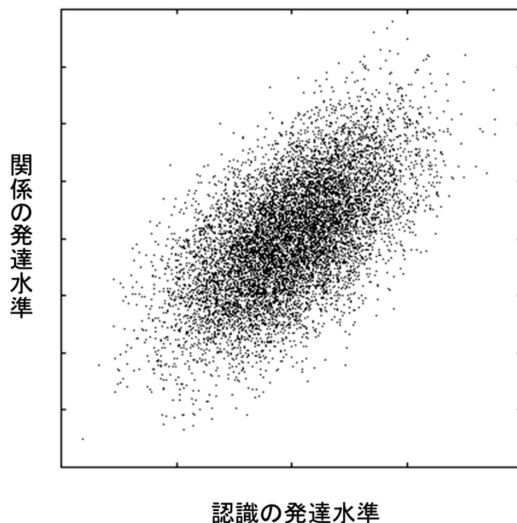


図1 滝川のモデル。滝川（2013）の図にもとづいて筆者が作成。  
1つの点が1人の個人に対応している（村上他，2013より）

**適切な支援はなぜ難しいのか** 実際には、人間の個性差はきわめて多様であり、単純に分類・測定できるものではない。滝川モデルも事態を過度に単純化している憾みがある。実際、「患者は誰もが固有の症状と個別の対応を訴えているのに、医者は平均化されたエビデンスや標準治療に従わざるを得ない（福岡，2017）。」しかし、現実の支援は、その多様な個人差をモデル化し切り分けるところにしか成立しえない。具体的には、個人が分布する多次元の空間の中に、一定の cut point、あるいは境界線を設定して、支援が必要な個人を区別しなければならない。つまり、障害者と健常者の間の区別を導入しなければならない。実際には、いかなる障害についても図1が、過度に単純化された形であるにせよ、示しているように、その程度は連続的であり、自然発生的な個人差の空間の中に、明確な cut point は存在しない。ここが、適切な支援を考えることが難しい第1の理由である。

伊藤は、問題が深刻化する1つの要因として加齢を挙げている。他方で、年齢とともに、社会への適応度という意味では、改善されるような障害もある。また、支援の要不要は、時間軸に沿って考えられる必要がある。どのような、どの程度の、支援を必要とするかは、時々刻々といつていいほど変わる可能性がある。これが支援のあり方を決めるのが難しい第2の理由になる。

また、当然ながら、特定の次元上での個人差が、生き辛さを左右するかどうかは、社会のあり方にもよっている。実際、われわれが、現在享受している多くの利便性や豊かさは、技術革新とともに、高度に複雑化した社会あつてのものであり、そこでは、一定以上のレベルの「認識」と「関係」の能力が必要とされるのである。別の環境や仕組みをもつ社会であれば、それほど「認識」の能力も「関係」の能力も必要なく、今の社会では援助を必要としている人たちも、十分自立して生きていくことができるかもしれない（そこでは、別の能力が必要になり、別の人々が生き辛さを感じることもあり得る）。つまり、援助が必要かどうかは、その人が生まれた

社会の状況次第である。他方で、「障害者」を助ける方向で役立つ技術革新は、今後も期待できるであろう。こうした環境条件の将来の変化が読みきれない点が、適切な支援をある時点で決定することが難しい第3の理由である。

もう1つ、ある人が援助を必要としているとして、そうなった原因が何であるかも問題になる。かつて、ある厚生大臣（まだ、厚生労働省になる前のことである）が、次のような趣旨のことを語っているのをテレビで見たことがある（村上他，2013）。「本人の責任で不幸になっている人には、何とか自己責任で立ち直ってもらわなければならない。しかし、本人の責任でない理由で不幸になっている人たちについては、国家が無限の愛情を注いでいかなければならない。」原則として、この議論に反対する人はいないであろう。しかし、人間社会の稠密な因果の連鎖をたどって、責任の所在を一義的に明らかにすることはほとんど不可能に近い。これが、適切な支援を行うことの難しい第4の理由である。

ヒース（2012）は、困っている人を見たときに、そのわけをたずねたりしないで援助すべきだという考えをもつ人がリベラル派、そのような人は原則的に自分の力で立ち直るべきで援助したりするべきではないという考えをもつ人が保守派であるとする。すなわち、結果に関する判断には、イデオロギーが大きくかわってくる。

**多数の側が少数の側を支援するのは当然か？** 明確な cut point がないからといって、能力差が存在しないわけではない。大半の人々は、特別な支援を必要とせず、大きな生き辛さを感じることなく生きている。だから、「たまたま大きく遅れない側に入った私たちが、社会の高度化によって逆に困難や矛盾を強いられざるを得ない人たちを支援するのは当然のこと」（滝川，2013；p.43）である。

しかし、現実はこの「当然」はどの程度成り立つのだろうか？ すなわち、何の見返りも期待できないときに他者を助けようとするのは、自然なことなのだろうか？ 「障害者は不幸しか作り出さない」と主張する元介

護者によって、障害者の大量殺人が行われた（相模原事件）ことも記憶に新しい（保阪，2016）。

### 3. 協力とただ乗り：なぜ支援は必要な人に届かないのか

**集団での生活と協力行動の起源** 約700万年前、人類がゴリラやチンパンジーと共通の祖先から分離して以降、他の類人猿より大きめの集団で生活するようになったのは、主に食料調達と捕食者（肉食哺乳類と猛禽類）を避けるためという2つの理由があったようだ。初期の人類が暮らすことになったサバンナは、それまで住んでいた熱帯雨林の樹上に比べて、はるかに捕食される危険が大きく、また食料も得にくい環境であったという。食料調達にしても捕食者への対処にしても、単独での対応は難しく、必然的に協力が必要となる。

こうした協力行動の進化的な基礎として現在知られているものは、血縁的利他行動と、互惠的利他行動である（ともに後述）。どちらも、社会生活を行う哺乳類には認められる（ボウルズ・ギンタス，2017）。また、こうした協力を（十分に）行わないまま、その成果だけを享受しようとする個体が存在する。そうした行為がただ乗り（freeriding）である。ただ乗りは、「だまし」とともに、広く生物界に見られるのであって、人類が「発明」したものではない（大概，2014）。他方、人はただ乗りをする個体の検出を得意としており、自分の利益を減らしてでも、ただ乗りをする者、すなわちフリーライダーに罰を与えようとする。

伝統的な心理学者としては、協力の根拠にどうしても他者に対する思いやり、共感性（empathy）を加えたいところである。実際、共感性を向社会的行動の基本にすえる生物学者もある（ドゥヴァール，2010）。しかしながら、進化論やゲームの理論を基礎とする現代の協力行動の理論は、きわめて演繹主義的な志向性が強く、ダーウィンの基本原理（生物には環境への適応度に個体差があり、その少なくとも一部は遺伝し、自然選択（と性選択）の結果、遺伝子の分布が漸進的に変化していくことによって進化

が起こる）や、集団遺伝学やゲーム理論の数理から導き出せないものは重視されない（ボウルズ・ギンタス，2017；特に、その訳者解説）。

**強い互恵性** そこで、ボウルズ・ギンタス（2017）によれば、人は強い互恵性をもつとされる。強い互恵性とは、次の2つの性質で定義される。

- ・何の見返りも期待できないのに、他者に協力するために自らの利益を犠牲にする。

- ・協力的な行動には利益を与え、フリーライダーには罰を与える。

この第1の性質が、「生き辛さ」をもつ人への支援を行うことを、多くの人が自分の義務であると考え、あるいはそのための公的支出を許容する理由とみなすことができる。

問題は、これがどのような経験的事実で裏づけられたかということである。たとえば、典型的に強い互恵性が示されるとされる公共財ゲームは、次のように行われる。1 試行ごとに、10 名の実験参加者に1 ドルずつ配られ、その一部を拠出するように要請される。実験者は、集まった金額を2 倍し、それを全参加者に均等に分配する。参加者が配られた1 ドルを全部拠出すれば、集まった10 ドルは2 倍にされ、各自は2 ドルずつ受け取ることができる。しかし、参加者の1 人が、全く拠出しなくても、集まった9 ドルの2 倍が全員に配分されるから、ただで1.8 ドルを受け取ることができる。これがただ乗りであり、こうした行動をする者がフリーライダーである。

このゲームは、試行を反復するごとに拠出額が減っていく。この事実は、少なくとも何人かの参加者が、フリーライダーを罰するために拠出を控えるのだと解釈されている。つまり、この実験参加者のうちの多数派は、自分の利益が減少しても、フリーライダーを罰することを選ぶというのである。

しかし、この事実だけであれば、ある中小企業の社長が人事コンサルタントに語ったという次の言葉が当てはまりそうである（松下，2012）。



松下さん、阿呆はいいねん。阿呆はかわいいげもある。IQより愛嬌や。阿呆は1人阿呆やったらそれで終わりや、阿呆はまわりにうつらない。でもな、ズルとケチはあかん。ズルとケチは回りにうつるねん。1人ズルしたら、まわりもズルしようとする。1人「ケチんぼ」がおったらな、まわりもケチになる。

放置すれば、組織はフリーライダー（ズルでケチ）に席卷されてしまいかねないということである。こうした状況への対応は、今日では何らかの制度・規則によって行われるであろうし、そうしたルールの下で、組織の役割分担といったものがなされるであろう。しかし、そうした成文化されたルールが存在しなかった長い（人間進化の）歴史の中で、人間には組織引き締めのための暗黙のルール、すなわち成員が他の成員を罰するという行動が存在したものと思われる。そしてそれが、今日の合理的な制度運営への抵抗・制約条件として働くことになる。

実際、公共財ゲームの実験は、さまざまに条件を変えて多数実施されており、その中では確かに、実験参加者がコストをかけてフリーライダーを罰していると解釈できる行動も観察されている。さらに、理論上は、フリーライダー（あるいは裏切り者）に罰を与えることは、互惠的行為、すなわち altruistic punishment であるとされており、コストのかかる罰を与える行動を回避することは、ただ乗りであるとみなされさえる（たとえば、McElreath & Boyd, 2007）。

**協力と援助の理由** ボウルズ・ギンタス（2017）は多くの実験結果を引用し、さまざまな数理モデルを駆使して強い互惠性の立証を図っているのは事実であるが、そうした、厳格な理論的前提条件と統制された（いささか現実離れした）実験の結果によるだけでなく、常識と、いくつかのフィールド調査の結果も援用して、次のことを前提として考えよう。

1) 人間は、自分の得られる利益に見合わない貢献をすることをいとわな

い（ことがある）。

- 2) 血縁者、身内、（あるいは内集団）に対しては、特に自己の利益を犠牲にして援助する（ことがある）。
- 3) 貢献に見合わない利益を得ているとみなした他者（フリーライダー）が存在すると、彼（ら）に同調して貢献を控える者が出てくる。
- 4) フリーライダーを検出する人間の能力はかなり高い。
- 5) 著しく大きなコストがかからない限り、フリーライダーには、不快感を与えたり集団の中での評判を落としたり、時には集団から追放するような罰を与える。
- 6) 多くの人間は、他者に罰を与えることに快感を覚え、自分のストレスを低減させる<sup>1)</sup>。

それぞれについて、若干の説明（証明ではない）をしておこう。1) については、その根本的な動機は明らかでない。たとえば、ホモ・サピエンスには他者に協力する本能がある（トマセロ，2013）のか、あるいは、進化心理学者の言う互惠的利他行動（reciprocal altruism、たとえば、McElreath, & Boyd, 2007）、すなわち、他者を助けておけば、いつか自分に返ってくるという期待（「情けは他人のためならず」）があるためであるかは、明らかでない。さらには、苦しんでいる他者に共感する特性があることも、（進化論の原理やゲームの理論の数理からは導き出せないとしても）事実として否定はできない（もちろん、共感にも個人差がある）。共感が、他者の立場に立つことができるという認知的能力（視点取得）なのか、集団内での評判を気にするためなのか、あるいは、単なる個人的苦悩を回避しただけなのかは、明らかでない（たとえば、デセティ & アイクス，2016）にしても、援助行為が行為者を気持ちよくし、ストレスを軽減させるのは多分事実であろう（たとえば、ドゥヴァール，2014）。

2) については、広汎に観察される事実という他はない。自分が犠牲になっても、自分の遺伝子を一定以上残せれば、全体としての適応度は高ま

るという包括的適応度の理論（たとえば、McElreath & Boyd, 2007）が、この血縁的利他行動の根拠とされる。3）もわが身を振り返れば否定できない傾向である。4）は、これも実験において観察されているところだが、現実世界でのヒット率（濡れ衣を着せていないか）については、筆者の知る限り、そうした調査（超むずかしい？）は行われていないようである。

5）は特に狩猟民族を対象としたフィールド研究で多く報告されている。からかいや陰口に始まり、意識的な無視（村八分）、ついには、一夜のうちに集団全体がフリーライダー（とみなされた者）を置き去りにして他の場所に移動してしまうといったことまであるらしい（彼らの生活環境からすれば、これは、ほぼ死刑に等しい罰である）。行為だけで見る限り、これはまさにいじめそのものである。濡れ衣にもとづく罰が、本当のいじめであろう。

6）は行動経済学的実験にともなって実施された質問紙調査や、脳の活動記録で確認されている。また、アヌヴィスヒビの中でストレスの低い（ストレスホルモンの血中濃度の低い）個体の行動を観察した Saporsky (2004) による、ヒビが自分のフラストレーションをより下位の個体を攻撃することで解消するという事実などが根拠となる（いじめの根本にあるモチベーションは、ストレス低減なのかもしれない）。

**権利があっても支援は受けづらい** 筆者は、上記の 4）～6）のような特性が、今日、本当に必要な人に支援が届かない（少なくとも 1 つの）理由になるのではないかと考える。繰り返しになるが、こうした認識・行動は、数万年にわたって人類（ホモ・サピエンス）が自律的に組織を維持して、成員が生き延びていくために必要であったと思われる。しかしながら今日、いかに小さな組織でもこのような自然発生的な維持機能によって存続することは難しく、規則や制度が整備されなければならないであろう。前記の社長も、社員の多数がフリーライダーにならないように、人事選考のみならずさまざまな組織運営にエネルギーを傾注しているものと思われる。

ところが、これも繰り返しになるが、長い進化の過程で身についた認知様式や行動特徴は、そう短期間で変化するものではない。かつての食料不足の時代には、糖分は手に入るときには最大限摂取すべきものであった。同じ嗜好が現在も受け継がれていることによって肥満の問題が新たに起こっている（たとえば、ウィルソン，2009）。

2節で述べたような個人差というものの性質から、ある特定個人が支援を受けるべきかどうかの判断を、誰もが納得するように下すことは難しい。個人が支援の正当な受益者であるかフリーライダーであるかを見極めることは不可能な場合も多い。

他方で、人間はある時点から、他者の心を推測する（メンタライジングとよばれる。ダンバー，2016）能力を発達させてきた。また、多くの人間が、フリーライダーの存在に対して敏感であることも、（暗黙裡に）共通理解になっている。すなわち、本当は支援が必要な個人も、支援を受けることによって、他の人々からフリーライダーと見られることを心配する（能力をもつ）ようになったのである（これは、必ずしも杞憂とは言えない）。しかも、もしフリーライダーとみなされれば、集団から追放されるという心配（これは、通常杞憂である）を、こちらは長い進化の過程で身についた「知識」によって、恐れなければならない。これが、届くべき人に支援がとどかない重要な1つの理由であると、筆者は考えるのである（村上ほか，2013）。

**能力差のせいで貢献できないとすれば** 加えて、筆者が公共財ゲームの実験に不満を感じるのは、参加者間の能力差を変数として取り入れたものが見当たらないことである。すなわち、他者への協力行動に関する（自然発生的）個人差は考慮されていても、協力行動そのものに必要な能力差というものは全く考慮されていないのである。この点については、次に（架空の）例にもとづいて考えよう。

中高年の男性 T 氏のもとに、今年も町内の餅つき大会の案内が来たでしょう。もともと体力のない T 氏は、加齢によりますます筋力は落ち、

しかも軽い腰痛と膝の痛みもある。もはや餅をつく力はないと自覚している。そこで、町内会長に「今年の餅つき大会には参加しない」と申し出た。町内会長は「いやTさんがいないのはさびしいですよ。餅はつかなくてもいいから食べるだけにでも来てください」と答えた。

こうした状況への対応にも、個人差はあるであろう。堂々と出席して出された餅を食べるだけでなく、正月用の分まで持ち帰るような人もあり得る。他方で、最初にちょっと顔だけ出してすぐに帰宅する人や、やはり全く自宅からでないままの人もあるであろう。ここで問題になるのは、包括的適応度でも、互惠的利他行動でもない、瞬時の等価交換といったものである。その場で得られる利益に対応する貢献をその場でできるかどうかである。この場合も、T氏が全盲であるとか、明確な肢体不自由であるといった状態であれば、支援されるべき少数派であることを他のメンバーも認めてくれると確信できたかもしれない。しかしながら、筋力のなさは努力不足（自己責任）とみなされるかもしれず、腰や膝の痛みの程度は客観的に示せるものではない。餅をつかずに食べるだけという行為は、単なるただ乗りと見られことを危惧せざるを得ない。T氏は、仮に町内会長の言葉が真に善意から出たものであると信じることもできたとしても、結局、餅つき大会に行くことはできない可能性が高い。

**改めて何が問題なのか** 前述のように、強い互惠性の存在が証明されたとされる実験は、当事者間に明確な能力差がない条件でのみ行われている。能力的に優位にある多数派が少数派を支援するためには、強い互惠性が働くはずであり、事実、働いているものと思われるが、2節で述べたように、能力差には相互に了解するにはあいまいな部分が大きく、それが真に支援を必要とするものであるのか、あるいは、ただ乗りなのかを見分けにくくしている。そこに、フリーライダーへの罰（それ自体が互惠的行動とされ、かつ快感を伴う）という要素と、他者の思考への推測という要素が加わり、少数者が支援を要請することをためらうことがあると考えられる。生存権にかかわるより深刻な状況においてすら、本来支援を受ける正

当な権利をもつ少数者が、フリーライダーとみなされることを恐れるあまり、その権利を行使できずに終わっているのではなかろうか。

**なぜ必要な人に支援が届かないのか** ここまで、現代社会の中で、社会に適応する能力の面で有利な立場にある多数派の人々が、同じ社会の中で、生き辛さをかかえる人たちを支援するという当然のことが、必ずしも十分な形で実現しない理由を、主に心理学的側面から考えてきた。改めてこの節の議論を要約しておきたい。

大部分の人間には、恵まれない人たちを助けることで満足を得るメカニズムが生得的に組み込まれていることについての証拠はいくつも挙げられる。しかしながら、そうした「善意」を実行するシステムは、必然的にフリーライダーの侵入を許す。そうすると、中には、フリーライダーに同調して自分もシステムに貢献しないまま利益だけ得ようとする人たちも出てくる（「ズルとケチはうつる」）。あるいは、単に支援を控えるようになる。さらには、コストをかけてもフリーライダーを罰したいと考える人も出てくる。

現実の社会では、フリーライダーへの罰は、陰口や無視といった「いじめ」に似た形をとる。さらに、そうした罰を与えることは、それ自体が快感となり、ストレス解消にもつながる。実際のところ、支援システムから利益を得ようとする人が、その資格をもつ弱者（貢献に必要な能力に関して劣る人たち）なのか、あるいは単に能力のない振りをしているだけのフリーライダーであるかどうかを見分けることは難しく、それは、障害者と健常者（標準発達者）の間に明確な cut point が存在しないことにも起因する。さらに、人間はフリーライダー検出に関しては敏感である。加えて人間は、他者の思考を推測する能力によって、自分がフリーライダーとみなされる可能性にも敏感である。こうしたことは、当然に受益者としての権利をもつ人に、支援の要請をためらわせることになる。

これはまた、生き辛さをもつ人たちのために、その生き辛さの原因や責任を問うことなくセーフティネットを用意しようとするリベラル派が、保

守派から攻撃を受け、さらに、その妥協点として作られる不十分なセーフティネットすら十全に機能しない理由であると考えられる。

#### 4. 家族への過剰な負担期待はなぜ起こるのか？

**家族の起源はなぜ** 人間の集団の中でも、家族は最も理解が難しいものであろう。ある程度の大きさの集団を構成しながら、その中に、家族のような下位集団を組み込んでいるような動物は他に存在しないようである。世界に先駆けて霊長類の研究を行っていた研究者たちも、ゴリラやチンパンジーの集団の中に家族の萌芽となるような下位集団（類家族）が存在しないことを認めざるをえなかった（山極, 2012）。

人類が家族を形成し始めたのがいつであるかははっきりしないようであるが、少なくともホモ・サピエンスが登場するよりはるかに前であろう。人類が二足歩行を始めたのは、チンパンジーとの共通の祖先から分離した直後のようである。サバンナという捕食者の目に付きやすい危険な場所では、乳幼児を抱えた女性が食料を探すことは難しく、食料の調達は男性の仕事になった。二足歩行によって空いた両手で食べ物を運んでくるのが容易になったのは事実で、むしろ初期の人類が二足歩行を始めた理由の少なくとも1つは、ここにあったとさえ言われることがある（たとえばダンバー, 2016）。

長い狩猟採集生活から、ホモ・サピエンスの一部が農耕や牧畜生活を始め、特に農耕によって人口の爆発的な増加と定住生活がなされるようになったところで、いわば一つ屋根の下に住むという形態が定着したのであろう。筆者としては、この時期以降の居住場所を含めた集団を家庭と呼ぶことにしたい。これを契機に、家庭には居場所、あるいは安全基地という意味が付与されたのではなかろうか。安心して共に暮らすことのできる少数の他者とのふれあいは、well-beingの向上とストレスの低減につながる（たとえば、橋本, 2005）。なお、農耕生活の開始とともに、食料調達に関しては、狩猟と採集という極端な男女間の分業は緩和されることに

なった（ハラリ，2016）。

**家族はただ乗りを許す集団** 家族の成員間には、特に親子間であらかじめ大きな能力差があり、必然的に、ただ乗りが許容される集団である。包括的適応度の概念は、ここでは有効であるように見える。また、幼児や高齢者のような生活上の弱者にとって、血縁関係は安全性の保障でもある。家族内の虐待、殺人の圧倒的多数が、血縁関係にない親族によって行われていることは、（少なくとも米国における）統計資料から明らかになっている（ケンリック，2011；ウィルソン，2009）。この事実は、血縁関係にない者にとっては、育児も介護も、全くのただ乗りでしかないからであるだと解されている。

乳幼児にとって、家庭は単なる居場所以上の意味をもつ。愛着（attachment）という概念は、発達心理学者のボウルビーによって、孤児院の子どもや異文化の子どもを観察することから得られた。すなわち、子どもは生後6ヶ月頃より2歳頃までの間、継続して養育者であり子どもと社会的相互作用を行い、育児に責任を持つような大人に対して情緒的な絆、すなわち愛着を形成する。弱者である乳幼児にとって、進化の過程で、こうした絆を形成することが、生き残りに有利であったと告げられる。その大人は、基本的には一人（通常、母親）に限られ、また、この絆を欠いたまま成長した大人は、他者との安定した信頼関係を築くことができないとされる（ロールズ・シンプソン，2008）。こうしたことが、多くの成人を含むコミュニティ全体で実現できないとは言えないであろうが、愛着形成にふさわしい場所は、やはり家庭であると考えられる。

**社会も家族にただ乗りしてきた？** 一方で家族には、上位集団（いわゆる社会）によって（暗黙裡に）課されるいわば人材育成の義務といったものが働いているように思われる。子育てや老人の介護を家庭に任せることができれば、上位集団の経済効率性からありがたいことになるであろう。また比較的最近まで、家族が上位集団に対してそれを引き受けるだけの見返りがあったと考えられる。比較的安定的な社会環境の中では、子育



ては長い目で見れば、互惠的利他行動（3節参照）と見ることができる。子どもが成長すれば生産活動を担えるようになることが期待できるからである。さらに、大家族の中では、親の親世代からの子育て支援も期待できた。閉経後の女性（祖母）が娘の子育てを手伝う習慣は、全世界的に見られるようである（ダンバー、2016）。

**家族の抱える問題にも軽重がある** とはいえ、人間一人ひとりに個人差があることから、子育ての負担も子どもの個性によって差が出てくる。この問題は、大家族ではある程度家族内で解決できていたかもしれないし、いわゆるコミュニティが機能している間は、近隣の家族の支援も期待できたかもしれない。しかしながら、現代の核家族において、社会への責任としての子育ては重荷となる場合がある。虐待によってわが子を殺害するに至った保護者がしばしば口にするのが、「しつけのつもりだった」という言葉であるが、これを見え透いた言い訳と受け取るわけにはいかない。特に、子どもに発達障害があるような場合には、「この子が社会に出て、どのくらい迷惑をかけるか」という不安は、決して思い過ごしとは言えないからである<sup>2</sup>。

他方、平均寿命が著しく長くなると、親の親世代も支援者から介護の対象へと変わることを余儀なくされる。また、社会の急速な変化は、子育ての困難も増している。もはや親世代、親の親世代の経験が、十分に機能しないからである。子どもの認知や関係の能力（2節参照）に問題があれば、困難はさらに大きくなり、虐待の可能性も高まる。

**子育ても介護も専門性を要する** 社会環境の変化の速度と平均寿命の延び（健康寿命は同じように延びたわけではない）という要因を考えれば、子育ても介護も、今や家族によっては担いきれない専門性を要する「労働」であるという認識が必要であろう。そのための知識やスキルの獲得は、一定の経済的・時間的余裕と安定した家庭環境、さらに、学習能力が必要である。知識やスキルがあっても、それを実行に移すだけの体力も必要である<sup>3</sup>。この点で、貧困の問題は大きいし、個人の遺伝的制約といったこと

も考慮しなければならない（安藤，2011 など）。相模原事件の容疑者も、動機の1つに、「疲弊しきった保護者」を救うことを挙げている（保坂，2016）。なお、子育てや介護への多額の公的資金の支出を容認することと、1つ屋根の下において自分で行うこととは、全く別の事柄であることも強調しておきたい。

ともかく、ここでも個人差の問題は大きい。それが、家族間の格差に直結しているからである。個人差が家族間の格差を作り出し、家族間の格差はそこで育つ子どもや介護をうける高齢者の間の個人差を増幅することになると考えられる。

そして、当然ながらこの問題は、近年強調されることが多い、家族の（直接の）上位集団としてのコミュニティの弱体化とつながっている。実際、「あなたにとって一番大事なものは何ですか」という問いに対して「家族」と答える人の数は近年になって急速に増大していることにも注目すべきである（図2）。

**家族の絆は必ずしも強固ではない** 家族というものが、本来かなり脆弱な集団であることにも注意が必要であろう。そもそも、夫婦は通常血縁関係にはないから、夫婦2人の関係について包括的適応度の理論は適用できないであろう。実際、夫婦の3組に1組は離婚するとも言われているが<sup>4</sup>、夫婦間に限らず、価値観や性格の違いが原因となって家庭内に不和が生じる確率が高い。なにより、成員の数が少なく、かつ固定されていることから、一旦不一致が表面化すると、対処の方法は極度に限られてしまう。経済的に家族を支える成員数も限られる（核家族では1人であることも多い）から、不足の事態によって、大きなダメージが生じることになる。さらに、性（特に不倫）に起因する家庭の不安定化も頻繁に起こる。なにより、狭い家庭という空間の中で、複数の個人が生活しているということ自体、大きなストレス源である（3節参照）。しかし、愛着形成のような家庭以外の場所で担うことの難しい機能も存在しており、家庭をただちに社会に解体してしまうわけにもいかないであろう。

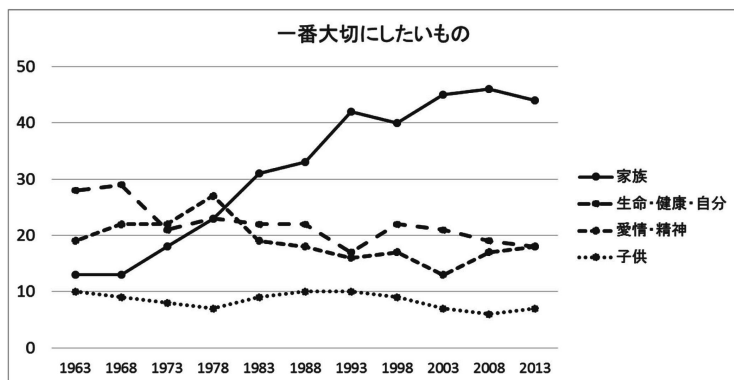


図 2「あなたが一番大切にしたいものは何ですか」という質問に対する回答の経年的変化<sup>5</sup>

かつては、家族と社会の間には、(ある程度) 無償の相互依存とでもいう関係が成り立っていたのであろう。しかしながら今日、家族はもはや社会の付託に答えるにはあまりに脆弱化してしまった。にもかかわらず、個人はその家族以外に頼るものがないという絶望的状况である。こうした中で、個人を守っていく新たなセーフティネットをどこに見出すことができるだろうか？

## 5. 宗教は究極のセーフティネットたり得るか

**認知革命が社会を変えた** ホモ・サピエンスは7万年ほど前に、急速に全地球的な広がり(増殖?)を開始したことが知られている。その理由は、明らかでないが、多くの大型哺乳類や、おそらくはその時期にまだ存続していた直立原人やネアンデルタール人を絶滅に追い込んだこととともに、原因となる何らかの事象がこの時期に生じたものと考えられる。ハラル(2016)は、それが(遺伝的)突然変異にもとづく、認知革命であると推測している。

まず、ホモ・サピエンスが次の3つの新たな能力を身につけたとする。

- ① 自分を取り巻く世界について、以前よりも大量の情報を伝える能力

- ② 社会的関係について、以前よりも大量の情報を伝える能力
- ③ 現実には存在しないものについての情報を伝える能力

「現実には存在しないもの」としては、部族の精霊のような宗教の基礎となるような仮想的「存在」があるが、ハラルは、それらに加えて、国民、有限責任会社、人権といった抽象的な概念（これらを、宗教的存在よりもっと「途方もないもの」という）を挙げている。

それにもとづいて、次のより広汎な結果が生じたとする。

- (1) ライオンを避けたり、バイソンを狩ったりするといった複雑な行動の計画と立案と遂行
- (2) 最大 150 人から成る、以前より大きく、まとまりのある集団（の形成と維持）

抽象的な概念の理解を通じて、非常に多数の見知らぬ人どうしの協力が可能になり、社会的行動の迅速な革新が可能になったというのであるが、これが現代社会のルールや制度が機能するようになった根拠と解される。

**内集団と外集団** 宗教の問題を論じる前に、外集団と内集団の区別について見ておく必要がある。人間が集団を形成するとき、常に内部（集団の成員）と外部（非成員、他の集団の成員）を厳密に区別する。きわめて偶発的な理由で作られた集団ですら、短期間で敵味方の区別に発展する（ボウルズ・ギンタス、2017）。このとき、内集団には、成員に対人的ストレスにもとづく離散とただ乗りにもとづく脅威（組織の崩壊、あるいは他の組織による侵略）にさらされることになる。そうした組織の引き締めのためには、外集団への敵意が利用されることになったと思われる。実際、類人猿では2つの集団が出会うと、戦いが始まることも多い（巧妙に、衝突を回避する知恵ももっているようであるが。ドゥヴァール、2010 など）。

内集団と外集団は、血縁や地縁のように、比較的明確に定義されるものもあれば、抱いている宗教的信念や、単なる習慣の相違、あるいは、全くの偶然<sup>6</sup>によるものもある。にもかかわらず、そのメンバーの境界が明確であるという特徴がある。この点で、こうした人工的な区別がいわば具体

化した集団は、健常者と障害者のような自然発生的な差異にもとづく、あいまいな「集団」とは対照的である。その結果として、内集団における向社会的（prosocial）関係と外集団への敵意とが極端な形態をとることになる。

**宗教の集団凝集性強化の機能** しかし、互いに顔見知りであることが難しい 150 人以上の集団で、この方法だけで組織を維持していくことは容易ではない。ここで、人間が目に見えないものを信じることが可能になり、そのことが、それまでほぼ 150 人までに限定されていた（組織化された）集団の規模を、大幅に増大させることを可能にした。それは、お互いが顔見知りでなくても、共通の（必ずしも明示されていないにしても）目標に向けて活動することを可能にした。法律を含む制度が作られ、もはやただ乗りを罰する根拠や罰の程度は、その場の空気のようなもの（だけ）ではなくなった。集団のコントロールに専念する人々（官僚）が必要となり、宗教的「業務」にもっぱら携わる人々（神官、僧侶）が出現した。

そこには、トランス状態になったシャーマンを中心とする祭祀を中心とした原始的な宗教が、定式化された教義・経典と、祭祀をつかさどる専門的な職業である神官や僧侶の存在するいわば制度化された宗教に「進化」をとげたことも関わっているのであろう（ダンバー、2016）。

**宗教が再生する利他主義** ここで、岡部が記述するタイの状況について考えたい。かの国における僧侶は、もし、物質的・経済的な交換関係だけにもとづくなら、フリーライダーとしか言いようのないものである。僧侶には妻帯が許されないようであり、遺伝子の持続という包括的適応度の議論は成立しない。他方で、精神的返報というものがあり得るとすれば、そこには互惠的利他主義が成立する余地があるのであろう。キリスト教、特にプロテスタントの場合、聖職者は、地獄について語ることにより、フリーライダー（を含む罪びと）に（来世における）罰を与えているとも考えられる。それが機能するなら、聖職者は互惠的な貢献を社会に対して行っていると言えるかもしれない。仏教の場合、特にタイの僧侶による貢献がど

のようなものとして受け入れられているのかはわからない。

ただ、精神的貢献にとどまらず、明らかな外集団である隣国からの難民家族を寺院が受け入れ、その家族から僧侶が育ち、さらに専門学校を出て自立できる女性が生まれるという状況は、どのように解すべきなのだろうか。通常、利他行動の対象とはなりにくい隣国という明確な外集団にまで、強い互惠性が発揮され、それを僧侶に施しをする側の一般国民から特に指弾されることのないほどの信仰とはどのようなものなのだろうか。

宗教的組織が、通常の「クラブ」と比較して長く継続することは、19世紀のアメリカの組織に関する研究から（ある程度）実証されている（ダンバー、2016）。さらに、宗教的経験が、利他的行動を促進することも確認されている。こうした心性は、まさに進化の過程で身についたものであり、農耕と定住によってある程度潜在化していたものが、宗教的感情によって再度呼び覚まされるといったものかもしれない。

それにしても、こうしたタイの状況は、安定して持続できるものだろうか。また、人間を利他的な行動に導くものは、宗教しかないのだろうか。確実に言えるのは、短期間の物質的・経済的交換関係の衡平性や、包括的適応度、だけでは説明できない人間の利他的行動を促進する環境的、文化的要因が存在するということである。

しかし、全世界的に宗教は退潮の方向にあるとあってよさそうである。タイにおいても、僧侶になる男性の数は減少傾向にあるとのことである（岡部、私信）。わが国でも、宗教という名の下にある信仰心といったものは、確実に低下しているように見える。再び、統計数理研究所の日本人の国民性調査にもとづけば、「宗教を信じているか?」、「宗教心は大切か?」という2つの質問への肯定率は漸減傾向にある（図3）。ただし、「あの世の存在を信じるか?」という質問には、1953年の20%から、2003年には38%、2013年には40%と倍増している。宗教の教義や儀礼は、現代生活には次第にそぐわないものになりつつあるにもかかわらず、見えない何か超越的なものを信じる心は、むしろ強まっているのかもしれない。

今まで、いかなる社会でも、宗教を撲滅しようとする試みは失敗に帰している。人間は、合理的な思考だけに拠っては生きられないものであるようだ（ハイト、2016）。しかしその宗教が退潮する中で、利他的行動にもとづくセーフティネットを形成し維持するモチベーションと行動は何に依拠することになるのだろうか。

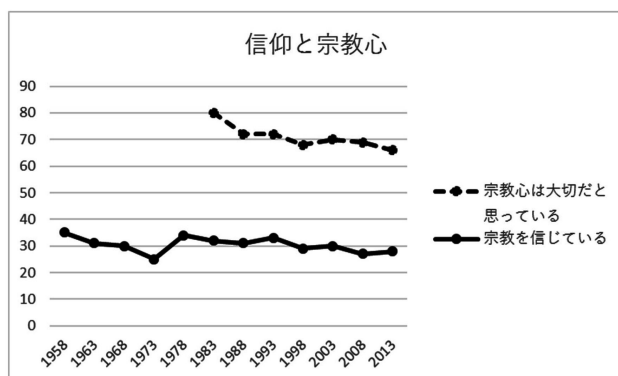


図3 宗教に関する日本人の意識の変化<sup>7</sup>

## 6. 結びに代えて

「はじめに」で述べたように、本稿のキーワードは「個人差」と「ただ乗り」であった。人間の個人差は連続的であり、流動的であり、環境によって能力の優劣へと転化するが、それを正確に評価することは至難である。他方、人間の認識と支援の制度は、離散的なものであらざるを得ず、連続的な個人差に対応するには、どこかに必ず不足と余剰が発生する。そうした「隙」のあるところには、「ただ乗り」が起こりやすく、それが組織にとって脅威となるため、コストをかけても罰を与える必要がある。しかし、能力差の評価があいまいである限り、支援の受益者である少数派は、常に多数派からフリーライダーであるとみなされる不安を抱えなければならず、それが正当な支援を要請することへの逡巡となる。以上が、適切な支

援が難しく、かつ必要な人に行き渡らない理由であるというのが、2 節と 3 節において主張したことである。

家族に関する考察からは、家族とコミュニティの双方の衰退が、子育てと介護という今後の社会で重要な課題の担い手がどうなるかという危惧が示された。人間が本来もっている（はずの）見返りを期待しない利他的行動への動機付けを宗教が支えていることをタイの寺院において見ることができたが、宗教はセーフティネットの究極の担い手となりえるかどうかは不明である。

最初にもお断りしたように、これはあくまでも視点を「個人差」と「ただのり」に限定した、アマチュアによる試論である。ただ、生物としての人類がたどってきた進化の道筋の中で、現代社会において構想される合理的なシステムには馴染まない特性を持ち続けていることは、多くの実験やフィールド調査の中で明らかになったことである。筆者の限られた能力の中で、そうした諸事実を集める努力はしたつもりである。

もちろん、人間にそうした不合理な側面があるとしても、それらをそのまま認めるべきだということにはならない。たとえば、人を（明確な理由なく）罰することで快感が得られるから、いじめはなくなると考えるのは明らかに不適當である。自然にそなわった性質はすべて正当化されるとする誤りは、自然主義的誤謬と呼ばれる（たとえば、ドゥヴァール、2010）。ただし、制度や仕組みを考えるにあたって、こうした人間の負の側面が制約条件となることを無視することはできないであろう。他方で、見返りを期待することなく、他者を援助することから快感が得られるといった、ポジティブな側面にも（過剰にならない限り）期待することでもできると思われる。

本稿が、「生き辛さ」をもつ人々をできる限り減らせるような制度設計を構想する方々に、多少ともご参考になれば、望外の喜びである。



## 注

1 他者に罰を与えるという行動には、いろいろな意味でコストがかかるから、こうした快感がないと、だれもフリーライダーを罰しなくなり、集団は機能しなくなる恐れがあるからであろう。進化の過程で生き残った性質である。

2 近年、「子どもはリスク要因」と考える傾向が広まっているようだ。

3 「共働きで障害ある息子の子育て、無理だった 野田聖子氏」(2017年1月29日, <http://digital.asahi.com/articles/ASK1X5WWMK1XUTFK00M.html>, 2017年10月26日アクセス)「政治は本来、社会的弱者を支えるためにあると言われるけれど、それを担う政治家ってみんな頑丈なんです。医者に行くことも障害があることも、めったにない。

私も50歳で子どもを産むぐらい元気だったから、ある意味、傲慢(ごうまん)な人生を歩んできた。だけど息子を通じて、病気や障害があるとこれができなくなる、これをさせてもらえなくなるということを当事者感覚で知ることができた。」

4 ある年度の離婚数を同じ年度の結婚数で割るという粗雑な計算であり、離婚率としては過大評価であろうが、厚生労働省の人口動態統計をもとに計算すると、21世紀に入って以後、その数値は、35~38%で極めて安定している。

5 4つの回答に限って作図。統計数理研究所「日本人の国民性調査」のサイトのデータにもとづく([http://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss2/2\\_7/2\\_7\\_all.htm](http://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss2/2_7/2_7_all.htm), 2017年10月26日アクセス)なお、実施に際して、調査員には、「品物、愛情、子供などなんでもよいが、こちらからは絶対に例をあげるな」という注意がなされている。

6 長谷川・山岸(2016)には、2つの抽象画のどちらが好きかというだけで定義された2つの集団が敵対的になるという実験が紹介されている。

7 統計数理研究所「日本人の国民性調査」のサイトのデータにもとづく([http://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss2/2\\_7/2\\_7\\_all.htm](http://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss2/2_7/2_7_all.htm), 2017年10月26日アクセス)

## 文 献

- 安藤寿康 2011『遺伝マインド 遺伝子が織り成す行動と文化』有斐閣
- ボウルズ, S.・ギンタス, H.(竹澤正哲監訳) 2017『協力する種 制度と心の共進化』NTT 出版
- ダンバー, R.(松浦俊輔・服部清美訳) 2016『言葉の起源 猿の毛づくろい、人のゴシップ』青土社
- ダンバー, R.(鍛原多恵子訳) 2016『人類進化の謎を解き明かす』インターシフト
- ドゥヴァール, F.(柴田裕之訳) 2014『道徳性の起源 ボノボが教えてくれること』紀伊国屋書店
- ドゥヴァール, F.(柴田裕之訳) 2010『共感の時代へ』紀伊国屋書店
- デセティ, J.・アイクス, W.(岡田顕宏訳) 2016『共感の社会神経科学』勁草書房
- 福岡伸一 2017(福岡伸一の動的平衡) ムンクが聞いた「叫び」デジタル朝日  
<http://digital.asahi.com/articles/DA3S13240837.html?requesturl=articles%2FDA3S13240837.html&rm=150> (2017 年 11 月 30 日アクセス)
- グアラ, F.(川越敏司訳) 2013『科学哲学から見た実験経済学』日本経済評論者
- ハイト, J.(高橋洋訳) 2014『社会はなぜ左と右にわかれるのか 対立を超えるための道徳心理学』紀伊国屋書店
- 長谷川寿一・長谷川眞理子 2000『進化と人間行動』東京大学出版会
- 長谷川眞理子・山岸俊男 2016『きずなと思いきやりが日本をダメにする 最新進化化学が解き明かす心と社会』集英社インターナショナル
- ハラリ, Y.N.(柴田裕之訳) 2016『サピエンス全史 文明の構造と人類の幸福 上, 下』河出書房新社
- 橋本 剛 2005『ストレスと対人関係』ナカニシヤ出版
- ヒース, J.(栗原百代訳) 2012『資本主義が嫌いな人のための経済学』NTT 出版
- 保坂展人 2016『相模原事件とヘイトクライム』岩波ブックレット No.959
- ケンリック, D.T.(山形浩生・森本正史) 2011『野蛮な進化心理学』白揚社
- 松下直子 2012『採用・面接で採ってはいけない人の見きわめ方』DO BOOKS
- McElreath, R. & Boyd, R. (2007). *Mathematical models of social evolution.* :

*A guide for the perplexed*. Chicago: University of Chicago Press.

- 村上隆・行廣隆次・安永和中・伊藤大幸・谷伊織・平島太郎 2013 「発達障害児者の援助に役立つ数量的アセスメント (1) なぜ数量化が必要なのか？」アスベハート, 34, 124-131
- ネトル, D. (竹内和世訳) 2009 『パーソナリティを科学する 特性5因子であなたがわかる』白揚社
- 大槻 久 2014 『協力と罰の生物学』岩波科学ライブラリー 226
- ロールズ, W.S. ・シンプソン, J.A. (遠藤利彦他監訳) 2008 『成人のアタッチメント 理論・研究・臨床』北大路書房
- Sapolsky, R.K. (2004). *Why zebras don't get ulcers: The acclaimed guide to stress, stress-related diseases, and coping*. 3<sup>rd</sup> ed. New York: St. Martin's Griffin.
- サポルスキー, R.M. (大沢章子訳) 2014 『サルなりに思い出す事など』みすず書房
- 滝川一廣 2013 『子どものそだちとその臨床』日本評論社
- トマセロ, M. (橋彌和秀訳) 2013 『ヒトはなぜ協力するのか』勁草書房
- ウィルソン, D.S. (中尾ゆかり訳) 2009 『みんなの進化論』NHK 出版
- 山極寿一 2012 『家族進化論』東京大学出版会

〈総評 2〉

## 10 年後の市民学

齊 藤 尚 文

### 1 はじめに

本書は、2017 年 1 月 28 日に中京大学名古屋学舎のヤマテホールで開催された、中京大学社会学部設立 30 周年記念シンポジウム「生きる場の再構築：分断社会から脱却するつながりとは」での発表等を収録したものである。

本稿では、1986 年の設立以来の歴史を簡単にふりかえり、その中に記念シンポジウムを位置づけるとともに、シンポジウム以降のできごととも記録しておきたい。

### 2 専任教員

下表は、これまで社会学部の専任教員をつとめられた方々の一覧である。氏名は、着任年度順である。設立以来 10 年ごとの在職者を○で示した。ただし、設立時に関しては、1989 年の完成年度までの各年度に順次設立メンバーが着任したので、完成年度の在職者を示す。

表 1 中京大学（現代）社会学部 専任教員一覧（敬称略）

|        | 1989年度 | 1996年度 | 2006年度 | 2016年度 | 備考               |
|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 五十嵐 顕  | ○      |        |        |        |                  |
| 奥田 秀宇  | ○      |        |        |        |                  |
| 中野 卓   | ○      |        |        |        |                  |
| 岡本 和子  | ○      | ○      |        |        |                  |
| 桜井 厚   | ○      | ○      |        |        |                  |
| 池田 昭   | ○      | ○      |        |        |                  |
| 古川 彰   | ○      | ○      |        |        |                  |
| 日比野 省三 | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 大友 昌子  | ○      | ○      | ○      | ○      |                  |
| 加藤 晴明  | ○      | ○      | ○      | ○      |                  |
| 小木曽 洋司 | ○      | ○      | ○      | ○      |                  |
| 田中 清助  | ○      |        |        |        |                  |
| 川合 章   | ○      |        |        |        |                  |
| 成田 康昭  | ○      |        |        |        |                  |
| 中村 律子  | ○      | ○      |        |        |                  |
| 小野 征夫  | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 松田 昇   | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 石川 栄吉  | ○      |        |        |        |                  |
| 小林 達也  | ○      | ○      |        |        |                  |
| 斉藤 尚文  | ○      | ○      | ○      | ○      |                  |
| 福村 晃夫  | ○      |        |        |        |                  |
| 志村 明子  | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 鈴木 道子  | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 渡辺 友左  | ○      | ○      |        |        |                  |
| 丹羽 敏行  | ○      | ○      | ○      |        |                  |
| 藤原 功達  |        | ○      | ○      |        |                  |
| 佐藤 信行  |        | ○      |        |        |                  |
| 片桐 雅隆  |        | ○      |        |        |                  |
| 中内 敏夫  |        | ○      |        |        |                  |
| 川田 牧人  |        | ○      | ○      |        |                  |
| 嶋 信宏   |        | ○      |        |        |                  |
| 西山 哲郎  |        | ○      | ○      |        |                  |
| 小澤 浩明  |        | ○      | ○      |        |                  |
| 成 元哲   |        |        | ○      | ○      |                  |
| 芦川 晋   |        |        | ○      | ○      |                  |
| 大岡 頼光  |        |        | ○      | ○      |                  |
| 辻井 正次  |        |        | ○      | ○      |                  |
| 田中 克彦  |        |        |        |        | 2000年度から2004年度在任 |
| 野口 典子  |        |        | ○      | ○      |                  |
| 伊藤 葉子  |        |        | ○      | ○      |                  |
| 村上 隆   |        |        | ○      | ○      |                  |
| 松谷 満   |        |        |        | ○      |                  |
| 相澤 真一  |        |        |        | ○      |                  |
| 亀井 哲也  |        |        |        | ○      |                  |
| 松田 茂樹  |        |        |        | ○      |                  |
| 亀山 俊朗  |        |        |        | ○      |                  |
| 森田 次朗  |        |        |        | ○      |                  |
| 岡部 真由美 |        |        |        | ○      |                  |
| 合 計    | 25     | 25     | 21     | 18     |                  |

この表に関連して、3点指摘しておきたい。第1に専任教員が25名から18名へ減員した。これは、名古屋市内と豊田市内にキャンパスを持つ中京大学の中で、豊田に立地するわたしたちの学部の入学者獲得上のむずかしさを示している。

第2に、表には教員の専門までは記さなかったのが、直接的には読み取りにくい、社会学を中心として、文化人類学・社会福祉学・心理学にディシプリンが絞られていった。

第3に、表には名前を挙げなかったが、福祉系や社会調査系では、施設を充実させ、教育にもあたる非常勤スタッフを配置して、実習の面での教育を充実させてきた。

### 3 社会学部から現代社会学部へ

2007年4月の現代社会学部への改組は、豊田キャンパスでの入学者獲得上のむずかしさに対応する策でもあった。この折に作成した2つの資料は、上記の第2点と第3点を良く示している。

まず、社会学部設立時・1995年・2002年のカリキュラム構成の一覧である。わたしたちの学部は、2007年の現代社会学部への改組以前にも、カリキュラム改革をくり返してきた。

表2 社会学部設立から2002年までのカリキュラム変更

| 沿革         | 1986年                 | 1995年                                    | 2002年                                                        |
|------------|-----------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| カリキュラム構成   | 5分野：社会・情報・福祉・文化・人間と教育 | 3分野：現代社会と社会問題<br>情報社会と人間関係・国際社会<br>と比較文化 | 3分野：現代社会・市民福祉・メディア文化                                         |
| 特徴         | 「社会」の学部               | 「社会学」を学ぶ学部                               | 「市民社会」を柱とする学部                                                |
| カリキュラムの系統性 | 総花的                   | 社会学を基盤とする学問分野の連携                         |                                                              |
| 実践・実習      | 2年から4年次までの「演習」        | 調査研究法                                    | 国際理解教育論（2000年）市民活動各論（2003年）<br>インターンシップ（2005年）社会調査士過程（2005年） |
| 初年度教育      | 2年次に「社会学概論」（2クラス）     | 1年次各コースの基礎利用                             | 1年次「社会学入門」（6クラス）<br>「社会調査入門」（3クラス）（2005年）                    |

カリキュラム構成に関しては、設立時の「社会」「情報」「福祉」「文化」「人間と教育」の5分野から、1995年の「現代社会と社会問題」「情報社会と人間関係」「国際社会と比較文化」3分野へ、さらに2002年には「現

代社会」「市民福祉」「メディア文化」の3分野へ変更された。

特徴とカリキュラムの系統性に関しては、設立時点では総花的な「社会」の学部であったが、1995年には社会学を基幹とする学問分野が連携して「社会学」を学ぶ学部、2002年には「市民社会」を柱とする学部となった（「カリキュラムの系統性」に関しては、1995年から継続した）。

このような変更には、社会学部設立の経緯が関係している。社会学部を設立してくださったのは、主として教養部（現在は国際教養学部）の方々で、大学設置基準の大綱化に対応することが目的であった。社会学部設立後、教養部が合併して、全学で教養教育等を担う教員も擁する学部とすることをめざしたのである。当時、これはL字型（縦の部分が専門教育で、下の水平の部分が全学的な教養教育）構想と呼ばれた。しかし、着任した社会学部の教員たちは、社会学の専門的な教育・研究を担う学部を望み、教養部との合併を拒否した。何年にもわたって教養部教員と社会学部教員との間で議論が繰り返され、最終的にL字型構想はなくなった。

1995年のカリキュラム改革は、社会学部が学部としての独自性を強く打ち出したものであり、これを背景として、学部専任教員のディシプリンが絞られることになったのである。

この点をより明確に示すのが、次の「社会学部設立趣意書」と「改革のポイント」の対照表である。後者の「改革」は、2007年度からの「現代社会学部」への改組を意味する。

表3 対照表：「社会学部設立趣意書」と「改革のポイント」

|    | 社会学部設立趣意書                      | 改革のポイント                        |
|----|--------------------------------|--------------------------------|
| 目的 | 社会生活に関する諸科学を総合化する研究体制の整備       | カリキュラムの系統性の強化+「市民学」勉強会(2005年～) |
| 方針 | 社会変動に前向きなために……                 | 初年度教育の強化                       |
|    | 1学部1学科制を採用して、学科の枠を設けない柔軟な体制をとる | 設立以来堅持                         |
|    | 演習など実習・調査を重視する                 | 2～4年のゼミ(設立以来)                  |
|    | 感受性・想像力・実践力を育成する               | 実習・実践の強化                       |

「目的」の第1点が、「社会学部設立趣意書」では「社会生活に関する諸科学を総合化する研究体制の整備」とされており、「改革のポイント」で

は「カリキュラムの系統性の強化＋「市民学」勉強会」となっているところが、特徴的である。現代社会学部への改組は、1995年と2002年のカリキュラム変更を経た後なので、「カリキュラムの系統性」とは「社会学を基幹とする」カリキュラム、ということになる。

もうひとつの目的「社会変動に翻弄されないために…」は、今日まで少しも変わっていない。3つの方針も2015年に4専攻制となり、演習が2年次秋学期からになり、実習・実践に重点が置かれるといった若干の変更はあるものの、ほとんど変わっていない。

表2にもどろう。「実践・実習」に関しては、設立時の2年から4年次までの「演習」は上記のように変わっていない。ただ、1995年に「演習」を強化する目的で「調査研究法」という科目が新設された。2002年には、「「市民社会」を柱とする学部」という特徴を明確にするため、「国際理解教育論」「市民活動各論」「インターンシップ」という科目を次々に新設し、社会調査士課程を導入した。

「初年度教育」に関しては、設立時には2年次に2クラスに分けて開講していた社会学の入門科目が、1年次におろされ、クラス数を増やして少人数にする、という変更が加えられた。

## 4 現代社会学部と市民学

### 4-1 現代社会学部創立記念講演会

2007年7月6日に、名古屋観光ホテルで、現代社会学部創立記念講演会が開催された。講演してくださったのは、関野吉晴さんであった。この機会に、わたしは現代社会学部について簡単に説明した。これまで記した社会学部の歴史とこれから記す市民学についてご理解いただくのに有効だと考え、その要旨を以下に記す。ただし、パワーポイントのスライドは省略する。



## スライド 1

本日は、中京大学現代社会学部創立記念講演会にご出席いただき、まことにありがとうございます。特にわたしたちの学部にご学生を送ってくださった高等学校の先生方、そして卒業生を採用してくださった企業や公官庁のみなさまに心からお礼を申し上げます。

これから 10 分ほどちょうだいいたしまして、現代社会学部についてご説明申し上げます。この後のパーティーの席などで、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

## スライド 2

現代社会学部は、1986 年に設立された社会学部を改組して、本年 4 月にスタートしました。現代社会学部についてお話しするにあたって、まず、わたしたちが、「社会学」をどのようなものと考えているかをお話しましょう。

## スライド 3

他の学問と同様、社会学にとっても「好奇心」は大切です。しかし、いくら好奇心が強くてもネコに踏んづけられて困っている人を、写真で撮るだけのような研究態度では困ります。

## スライド 4

社会学は、ひとりひとりの人と社会をつなぐ「生きる知恵」を学ぶ学問です。社会学を学ぶと、ひとりひとりの課題を社会の課題としても見ることができるようになります。

ひとりひとりの課題を社会の課題としてもながめられるようになると、たくさんの発見の喜びを味わうことができます。

## スライド5

例えば、ネコに踏んづけられているひとのうしろにいる見知らぬ生き物が見えるようになります。

社会学は、社会を見つめるための知識と技法をもたらし、知識と技法は広い視野と深い思考をもたらし、視野と思考は発見の喜びをもたらし、発見の喜びは知識と技法をさらに学ぶ意欲につながります。

学びの喜びが学びの意欲をいっそう強める循環を作り出すために、現代社会学部は次のような3つの工夫をカリキュラムに加えました。

## スライド6

まず、フィールドワーク・プラクティス・プレゼンテーションという3つの学びの手法の明示です。

これらの手法を学ぶことで、現場に立って課題を発見し、調べ、考える調査力、課題解決に取り組む実践力、調査結果や実践の経験をまとめ、たくさんの人たちに伝える発信力を、身につけることができます。

こうした学びの手法は、カリキュラム上で重視しているだけでなく、それぞれの手法を支える施設も整っています。プレゼンテーションのためにはAVスタジオとラジオブース、プラクティスのためには社会福祉実習室、フィールドワークのためにはフィールド・リサーチ・センター(FRC)があります。FRCは、現代社会学部設立と同時に設置されました。

## スライド7

カリキュラム上の第2の工夫は、6つの研究領域の明示です。これらの研究領域はバラバラに存在するわけではありません。わたしたち教員は、現代社会を「市民社会」という視角から研究するために、2005年から、学部をあげて勉強会を続けています。2005年12月3日には、社会学部設立20周年を記念して、「多文化社会におけるシティズンシップの可能性と課題」と題するシンポジウムを開催しました。現在、シンポジウムと勉強

会の成果を出版する準備を進めています。6つの研究領域は、「市民社会」研究を核としてつながっているのです。

注：「6つの研究領域」とは、「メディア表現」「グローバル化と文化」「心のケアとサポート」「共生と福祉」「環境とまちづくり」「教育・家族とライフコース」である。また、2005年度からの勉強会と社会学部設立20周年記念シンポジウムの成果は、『市民学の挑戦』として刊行された。

## スライド8

3番目の工夫は、初年度教育の強化です。初年度から可能な限り1クラスの人数を少なくして、教育を充実させようとしています。

さきの勉強会同様、初年度教育の充実にも、社会学部時代から努力してきました。例えば、社会学部設立時には、2年次に2クラスしかなかった「社会学概論」は、2002年度には、「社会学入門」と改称して1年次に開講し、6クラスに分けられました。2005年度に社会調査士課程を導入した後は、3クラスの「社会調査入門」と4クラスの「社会学入門」になりました。

現代社会学部設立にともなって開講された科目の中でも特徴的なのは、「コミュニケーション・スキル」です。コミュニケーション・スキルⅠでは、聴く・読む・話す・書くという大学での学びの基礎を身につけ、コミュニケーション・スキルⅡでは、パソコン活用力を高めます。

## スライド9

初年度教育は、学習意欲を向上させ、学部が提供する勉学の機会を活用してもらうために、強化してきたのですが、勉学の方法や学問の作法を一方的に「仕込む」だけでは、学生がフィールドワークとプラクティスとプレゼンテーションの力を鍛えることはできません。そのような力を鍛える

には、大学に関わる人々がともに学ぶ雰囲気を醸成し、学生が主体性を発揮する場を作ることが大切です。

フィールドワークとプラクティスとプレゼンテーションの能力を主体的に発揮することで、学生の能力はあっという間に鍛えられるのです。こうした能力を鍛えた学生は、社会的な問題の解決に主体的に取り組み、社会で活躍できるひとりの市民として巣立っていくことになります。

## スライド 10

学生がフィールドワーク・プラクティス・プレゼンテーションについて「習う」だけでなく、これらの能力を主体的に発揮する場としては、演習やインターンシップなどがあります。演習などの成果をまとめた冊子は、ロビーに展示してありますので、どうか手にとってご覧ください。インターンシップは、2005年に専門科目とする際、NPOなどの市民団体と提携し、市民としての実践の場もふんだんに用意しました。

授業時間外にも、ともに学ぶ雰囲気を醸成し、学生が主体性を発揮する場を提供してきました。以下、こうした学びのフィールドの例を3つご紹介します。

2005年の社会学部創立20周年記念の大学祭企画では、約100名の学生たちが実行委員として集まりました。

準備段階では、先輩や市民活動に取り組む方々、大学の近隣にお住まいの方々にインタビューを行いました。

大学祭当日は、ゼミ活動や市民団体の紹介、モンゴル・コレクションの展示に加え、キャンパス発見ラリーや高校生によるワークショップ、パネルディスカッション「市民にとって大学とは何か？」を開催しました。

注：この「大学祭企画」は、『市民学の挑戦』同様、平成17年度中京大学特定研究助成「モダニティの変容と『市民学』の可能性に関する研究」（代表 松田 昇）による成果である。齊藤の他、市民活動各論の担

当者である川合 眞二さんと加藤 武志さんが企画・運営し、6月、7月、9月、10月に実行委員会を開催した。大学祭で展示したモンゴル・コレクションは、在学中モンゴルに留学して卒論を書いた川田章敏さんが収集したものである。大学祭当日のパネルディスカッションでは、田中 千賀子さん（光が丘女子高等学校 教諭）、西野 一之さん（積水ハウス中部リクルート室 室長）、水野 孝一さん（とよた市民活動センター 所長）、山中 令子さん（NIED 国際理解教育センター 代表）、丹羽 さゆりさん（中京大学 非常勤講師、卒業生）がパネラーとなった。[参照：齊藤＜編＞ 2006『中京大学社会学部設立 20 周年記念事業 大学祭記録』中京大学社会学部 齊藤研究室 116pp]

## スライド 11

昨年度のドラゴンズ・プロジェクトも、ともに学ぶ雰囲気を醸成した事業です。中日ドラゴンズとナゴヤドームの許可を得て、ナゴヤドームの観客にアンケートを実施しました。このプロジェクトでは、150名を越える学生たちが、4回の勉強会やアンケート調査依頼方法の特訓などを経て、ナゴヤドームでアンケート調査を実施し、調査結果の入力、分析、発表にも加わりました。

## スライド 12

本年4月3日の新入生ガイダンスの際には、教職員と社会学部卒業生、在学生 100 名近くが、現代社会学部 1 期生に 6 つの研究領域を紹介したり、新入生から大学生活についての相談を受けたりして、新入生を歓迎しました。

2005 年度の大学祭企画、2006 年度のドラゴンズ・プロジェクト、2007 年度の新入生ガイダンスは、授業外に実施されたものであり、わたしたちの学部における学びのフィールドの充実ぶりを示すものだと思います。

### スライド 13

授業時間内でも、ともに学ぶ雰囲気を醸成するしくみが強化されています。1年次の春学期に開講されている「コミュニケーション・スキルⅠ」では、インタビュー調査の基礎を身につけるために、10名ほどの小グループに分かれて、演習を担当しているすべての教員を訪問しました。そして、それぞれの教員のプロフィール、研究内容、演習の方針などをまとめ、他の1年生に紹介しました。

こうした経験を積んだ学生たちは、身体を動かして専門的な知識を活用する能力を、確かなものとするでしょう。

### スライド 14

わたしたちはこれまでの成果を活かして、現代社会学部での研究と教育に取り組みます。これからも、ご支援をたまわりますよう、お願い申し上げます。

## 4-2 『市民学の挑戦』

『市民学の挑戦』は、上記の社会学部設立20周年記念シンポジウム等「市民」に関する学部をあげた研究会の成果をまとめたものである。以下、松田昇・小木曾洋司・西山哲郎・成元哲<編著>『市民学の挑戦：支えあう市民の公共空間を求めて』（2008年刊行、梓出版社）から、30周年記念シンポジウムのキーワードである「つながり」に関連する部分を引用する。

グローバルな資本の活動に親和的な新自由主義がもたらす秩序であっても、人々が助け合い、配慮しあう契機は残されており、それがつまり個の資格で個としての他者に出会う「市民」のエージェンシーではないだろうか。…

そう考えると、「市民」という語彙は手放しに歓迎できるものではないことがわかるだろう。それは矛盾と緊張を詰め込まれた危険な用語として

われわれの前に投げ出されている。それでも「社会」という概念が提供してきた希望がほとんど力を失った今、流動的で、ますます断片化が進むわれわれの生を意味あるものにするなんらかの「つながり」が求められている状況で、「市民」は（それが内包する矛盾と緊張の力によって）無視できない魅力を放つ。[pp. iii-iv]

この本は、具体的な市民学の挑戦をはじめめるために、2007年4月から「現代社会学部」と名を変えたわが学部の学生・教員にとっての羅針盤である。同時にそれが、市場の圧力に押し流されそうな社会諸科学にとって、新たな創造の一支点となることを願うものである。[p. iv]

われわれが本書で「市民学」を提起するのは、目下展開しつつあるグローバル化やネオリベリズムの隆盛と言った現代社会の趨勢が、これまでの市民像の根本的な転換を迫っているという共通認識からである。ここでは1960-70年代の、それ自体、一個の自立した存在としての市民を想定する「強い市民像」ではない。また、労働者、被搾取階層など特定の主体や職業階層に「固定化した市民像」でもない。むしろ、「市民学」が志向するのはグローバル化がすすむ現代世界で、それぞれ多様な属性や差異を持った人々が、互いに支えあうことによって存立することができる、そういった差異にもとづいて支えあう市民像である。[pp. 3-4]

こういった「市民学」の最大の特徴は、国家や公的な制度の外側におかれている(た)障害者、外国人、さまざまなマイノリティをも含みこんだ、「弱い主体」による支えあう市民像を提示する点にある。はじめから自立した存在が市民として活動するのではない。公共空間や制度の隙間・余白に存在する多様な文化を表象する、弱さを共有し相補する行為主体による積極的な活動に、「市民学」の萌芽を見出したい。こういった主体によるさまざまなアクティビティや討議に開かれた現代的な連帯を作り出し、そ

の可能性を育んでいくことが、「市民学」の新しい挑戦である。[p. 4]

20周年記念シンポジウムが30周年記念シンポジウムのキーワードである「つながり」を用意し、30周年記念シンポジウムが20周年記念シンポジウムの「市民学」を継承するものであることが、ご理解いただけるだろう。

2015年度に、カリキュラムの体系性をより強化することを主な目的として、「社会学」「コミュニティ学」「社会福祉学」「国際文化」の4専攻制が導入された。このこともあって、30周年記念シンポジウムでは各専攻からひとりずつ発表した。4人のうち、大岡、成、伊藤の3人は、『市民学の挑戦』にも執筆しており、読み比べれば、この3人が市民学へ挑戦し続けていることがわかる。もうひとりの岡部は、20周年時には在職していなかったが、岡部論文がテーマとする宗教は、『市民学の挑戦』の大岡論文がテーマにしており、「市民学」の系譜につながるものとなっている。わたしたちの学部は、市民学の挑戦を続けているのである。

## 5 4 専攻制

最後に、4専攻制導入など、現代社会学部創立記念講演会以降の動向を記す。上記のように4専攻制は2015年度に導入された。この改革では、「つながり」が一層強く打ち出された。

第1に、現代社会学部のホームページに「社会つながりプロジェクト」が設けられ、専攻ごとに、学生と教員の多彩で活発な活動が紹介されている。

第2に、カリキュラムの面では、各学年必修のキャリア科目が設置された。「大学で学ぶ課題や意義を、自分の将来や社会のあり方と結びつけ、仲間とともに主体的に考えられるようになる」ことを目的とした1年次の「キャリア構想レクチャー」、2年次の「キャリア構想ケーススタディⅠ」、3年次の「キャリア構想ケーススタディⅡ」、4年次の「キャリア構想実践



研究」である。さらに、3年次の必修科目として「社会構想学」も新設した。シラバスの授業概要の冒頭には、「本講義は学部教育の中核である。学部のミッション「人がいきるつながりを創る」を将来的に実現する力を目指す習慣を身につけてもらいたい」と記され、「つながり」が強調されている。

設備の面でも、一層の充実を実現した。まず、演習室の数を大幅に増やし、ゼミごとに必要な資料を常備した専用の教室をほぼすべての学部生が自由に使えるようになった。また、第2FRC(社会調査実習室)を開設し、ここにも学習支援やキャリア科目の支援を担当する職員を配置した。

現代社会学部への改組や4専攻制の導入には、入学者獲得という側面もある。しかし、わたしたちの学部はこれらを契機として、社会学を基幹とする学部にふさわしい体制を整えてきた。本紀要特別号は、そうした体制が、「市民学」という芯を持っていることを示しているのである。

## 〈エッセイ 1〉

## 社会学部・現代社会学部のカリキュラム・ヒストリー

加 藤 晴 明

## ●学部カリキュラムの5期の変遷

現代社会学部の前身である社会学部は、1986年4月に開設された。以来30年以上にわたり、カリキュラム・履修システムのあるべき姿をめぐって真剣な議論と改革を続けてきた。改革は、学部名称の変更も含めた大幅なものであったり、あるいはコース内容の変更と小幅だった。そうした幅はあるが、その変遷のヒストリーは大学という比較のカレッジ的な組織にあって、教育システムの理想像を追い求める〈討議と実践の歴史〉であったと言っても過言ではない。

この30年に及ぶ激しい〈討議と実践の歴史〉は、理を重視する社会学という学問の特性という単純なものではなく、豊田キャンパスという立地環境と深くかかわっている。名古屋都心から離れた、受験生にとって人気があるとはいえない立地ハンディキャップ環境。さらに体育系学部・工学系学部というかなり異質の学部に取り囲まれた中での唯一の文系学部という教育環境。他大学・他学部との入試上の競合のなかで、宿命ともいえるこうした環境ハンディキャップを乗り越えて、学部としてどう持続していくのか。〈討議と実践の歴史〉は、立地に安住できない学部が、学部の存在をかけて自問自答したヒストリーそのものであった。

いま、学部開設30年を経て、そのデモクラティックな〈討議と実践の歴史〉を振り返るとき、これまでの切磋琢磨は、教員個人個人の美意識の

発露によるランダムな相克ではなく、ある構造的な問いのもとに展開されてきた道筋そのものであったことが浮かび上がってくる。

この小稿では、社会学部・現代社会学部 30 年のカリキュラムの切磋琢磨の〈討議と実践の歴史〉を、構造的な課題、〈構造的なディレンマ〉を はらむ歴史として捉えて、その経緯を整理してみることを試みる。とはいえ、複数の教員の共同の討議を通じてではなく、どこまでも創設以来長く学部の末席を汚してきたにすぎない一人の教員の視点からの再解釈の試みである。

カリキュラム改革の歴史は大きくは表 1 に示したように 5 期に分けられる。

第 1 期：開設時カリキュラム：5 分野 9 履修モデル

第 2 期：新カリキュラム：3 コースモデル

第 3 期：新々カリキュラム：3 コースモデル

第 4 期：現代社会学部カリキュラム：7 分野モデル

第 5 期：4 専攻カリキュラム：4 専攻モデル

表 1：社会学部・現代社会学部のカリキュラム編成史

| 期     | 時期        | 年数 | 教員数 | 履修システム        |
|-------|-----------|----|-----|---------------|
| 第 1 期 | 1986～1994 | 9  | 25  | 5 分野 9 履修モデル  |
| 第 2 期 | 1995～2001 | 7  | 23  | 3 コース・11 科目群  |
| 第 3 期 | 2002～2006 | 5  | 20  | 新 3 コース・9 科目群 |
| 第 4 期 | 2007～2014 | 8  | 18  | 6 領域          |
| 第 5 期 | 2015～     |    | 18  | 4 専攻（専攻別定員）   |

このカリキュラム改革の歴史は、単に 5 つの型があったというよりも、2 つの考え方をめぐる相克・振動の歴史であった。

- a. 〈自由指向〉：多彩で自由なカリキュラムの提供。これはまた1学科制であることのメリットの強調にもつながる。
- b. 〈しぼり指向〉：まとまりのある集約度・拘束度の高い教育の実現。これは、〈カリキュラムのグループ化〉、〈履修のしぼり＝体系的履修〉、〈教員のグループ化〉と結びつく。

a. 〈自由指向〉：多彩で自由なカリキュラムを提供するという考え方は、高校生、さらに入学した学生には評判が悪くない。学生は、学部に入學したあとで、多彩なカリキュラムから自由に選択して学ぶことができる。こうした1学科に広く科目を配置して自由に履修させた場合には、教育の責任単位は、教員毎のゼミ（演習）が中心となる。、つまり〈自由指向〉は、実質的には〈ゼミ単位〉で教育の特色を出していくような運営となる。

この自由に好きなことを学べるという方策は、進路に迷う高校生にとっては魅力的である。高校生は、社会学部の多彩なカリキュラムなら、法制度に特化するのではなく、経済メカニズムに特化するのでもなく、ひろく社会について学べると考える。さらに、社会学部には、長く心理学系科目や情報工学系・社会工学系の科目も配置されてきた。とりあえず大学で何を学ぶかに迷う高校生のあいまいな志望に応えるようなシステムである。

また大学生の実際の履修の仕方は、学生には学を系統的に履修して欲しいという教員の側の思いとは異なる。実際の履修には、時間割の配置や単位の取りやすさなど、カリキュラムそのものとは別の要素が入り込む。「全休」という語彙が学生に定着しているように、出校日をできるだけ絞る傾向もある。アルバイトによって生活を支えねばならない学生にとっては、効率的な履修は、生活維持に関わる要件でもあるからだ。

しかし、学生たちのランダムになりがちな、安易な方向に走りがちな履修の実態に対して、できるだけ体系的・学問的な教育をしたいと考えるのは教員としては当然の願いである。そこで登場するのが、集約度・拘束度の高い科目履修を課す〈しぼり指向〉である。

こうした〈しぼり指向〉は、〈カリキュラムのグループ化〉や〈教員のグループ化（教育運営の分節化）〉をどのようにデザインするのかと軌を一にした議論となる。まとまりのある履修を促進するための〈カリキュラムのグループ化〉と〈履修のしぼり〉をどのように強化するのか。さらに、それを担うために教員もある程度グループ化されるが、それはどの程度の実質性をもったグループなのか。単なる科目担当者集団なのか、それ以上の学科のような有機的な運営主体にするのか。他方で過度のグループ化は、学部の共通教育の重要性や1学科制のメリットをそぐことにはならないのか。そうした〈学部運営の分節化〉をめぐる議論がともなってくる。

開設時は25名の教員からスタートしているが、それでも学部の構成員全体の会議でカリキュラムの詳細を議論することは難しい。学部の教員をどのようにグループ化し分節的に運営していくのかは、学部予算の編成のあり方とも重なりつつ、最初から学部運営の大きな課題として議論されてきたのである。

a〈自由指向〉の考え方からすれば、〈カリキュラムのグループ化〉は単なる履修モデルということになる。他方で、b〈しぼり指向〉の考え方からすれば、〈履修のしぼり〉を強化する指向がでてくる。そうしたしぼりを強化すればするほど、〈教員のグループ化〉もより実質的なグループ化＝〈学部運営の分節化〉が進むことになる。

社会学部・現代社会学部の〈討議と実践の歴史〉は、このような構造的な問いを軸にジグザグともいえる振幅のある道筋を歩んできた。〈教育システムのデザイン〉自体にこのような振りがあったのは、社会学部の開設時の制度設計に起因している。次の項目で触れるが、社会学部は、開設の段階で5分野9履修モデルという〈多角形型デザイン〉によって制度設計された。その構造は、学部の宿命として創設時から今日まで続いている。

〈学部運営の分節化〉が強化され、グループによる運営が厳密な意味で制度化されるのは、2015年から始まる4専攻制でコース主任制度ができるまで持ち越された。

またカリキュラムは、具体的には分野・コース・専攻といったカテゴリーでグループ化されたが、そうした科目群のまとまりと演習の連動という問題も継続的な争点であった。後述するように、第1期では連動せず、コース登録制度を開始した第2期では両者は連動している。しかし同じコース制の第3期では連動していない。第5期では連動している。

学生の都合に合わせた自由な（言いかえれば野放図な）履修という実態と格闘しつつ、〈履修のしぼり〉の度合いをどのようにするのか。つまり単純化すれば、〈自由指向〉か〈しぼり指向〉という難問を、その都度の判断で制度設計してきたのが社会学部・現代社会学部のカリキュラム・ヒストリーである。第2期以降のカリキュラム改革をめぐる、長く真摯な検討は、基本的にこの二つの方策の間を揺れ動いてきた。社会学部の後に開設された経済学部、経営学部、総合政策学部に比べても、この二つの方策の間の振幅の大きさは、この学部の個性ともいえるほどに学部のカリキュラムを規定してきた。

そして、それは、社会学部の創設の際の学部の人員・カリキュラムの〈多角形型デザイン〉というシステム設計に起因している。人事は、科目があって募集が行われるが、教員という人的資源が前提となっている以上、その人的資源に沿った科目が配置される。さらにその専門の学問領域に沿った教育を充実するために新しい科目の追加や隔年開講などの工夫が取り入れられてきた。人と科目は不可分にリンクしながら、学部のカリキュラム構造を規定してきたのである。

以下、5期のカリキュラム改革をこの二つの方策の間の振幅運動として振り返ってみよう。その際、カリキュラムのグループ化を〈カリキュラムの構造〉という視点で捉えてみる。そしてその構造に〈履修のしぼり〉及び〈教員のグループ化〉というもう一つの視点をクロスさせながら、第1期から第5期までの流れを振り返ってみたい。

表 2：開講科目数・単位数の変遷

| 時期       | 必修      | 共通選必                                       | 選択                                                        | 合計        |
|----------|---------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|
| 1期：5分野   | 6 (24)  | 16 (64)                                    | 62 (238)                                                  | 84 (326)  |
| 2期：3コース  | 4 (12)  | なし                                         | 99 (286)                                                  | 103 (298) |
| 3期：新3コース | 4 (14)  | 10 (22)                                    | 103 (210)                                                 | 117 (246) |
| 4期：6領域   | 7 (20)  | なし                                         | 107 (220)                                                 | 114 (240) |
| 5期：4専攻   | 14 (24) | 専攻ごとに3種類を配置<br>・専攻必修、<br>・専攻選択必修、<br>・選択科目 | 127 (270)                                                 |           |
|          |         |                                            | 社会：94 (192)<br>コミ：98 (200)<br>福祉：97 (198)<br>国際：108 (220) |           |

※（ ）内は、単位数。共通選必は、学部共通の選択必修科目。

※2期、3期の3コース制では、コースの科目を履修すると選択必修科目となる。

※通年科目は4単位、演習科目や半期科目は2単位。

※5期の4専攻制は、専攻により開講科目数が異なる。

## ●第1期：開設時カリキュラム＝5分野9履修モデル（1986～1994） 〈カリキュラムの構造〉

社会学部は、旧教養部（現国際教養部）のL字型構想に基づいて、中京大学で20年ぶりの新学部として1986年に開設された。L字型構想とは、社会学部開設後に教養部と合体して、全学共通科目教育（いわゆる教養教育）と学部固有教育を担う学部にするという構想であった。この縦と横の形がL字型なので、L字型構想と名づけられた。このため、開設時のパンフレットでは、「学際的な『総合・多角型』の新しい社会学部」、「5分野9履修モデルによるユニークなカリキュラム」を謳っている。

（※当時の教養部の教員が中心となり、着任予定の社会学者が協力する形でデザインされたとされているが、実際のカリキュラムの策定がどのようになされたのかは、筆者の着任前であることもあり不明である。）



写真 1：創設時のパンフレット表紙

学部創設に中心的に関わり、長く社会学部に在籍した社会工学系の一人の教員は、特定の学問・学閥の人が学部を専有しないように〈多角形型デザイン〉として設計したと語っていた。このため開設時の25名の教員構成の専門分野は、社会学をベースにしつつも、人類学、社会福祉学だけではなく、心理学、社会工学、情報工学などの教員も加わった文字通り多角形型の構成となっていた。開講科目も、教養部（旧）の語学系教員や人文系教員、さらに自然科学系教員も加わり多彩な科目構成であった。本稿では、こうした多彩なカリキュラム構成を、〈多角形型カリキュラム〉という語彙で表現した。

表 3：教育における 5 つの柱

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | 「5 分野」に広がる多角的カリキュラム        |
| 2 | ヒューマン・タッチを可能にする少人数ゼミ       |
| 3 | 現実から学ぶ実習・調査・体験を重視した教育      |
| 4 | コンピュータ教育・国際化への本格的な対応       |
| 5 | 「完成・創造力・行動力を備えた 21 世紀人」の育成 |



教育には5つの柱が掲げられ、具体的には5分野9履修モデルのカリキュラム表が作成された。この中で、〈人間・民族・言語〉分野、〈人間・教育分野〉、〈情報〉分野が教養部（旧）と連携しやすい領域となり、教養部の教員が担当する科目が配置された。このように社会学部は、出発の時点で通常の社会学部とは大きく異なったカリキュラム構成になっていたのである。

科目全体では、必修が演習を入れて6科目、選択必修科目が16科目、選択科目が61科目あり、論文単位科目である卒業論文を除くと全部で83科目が配置されたことになる。社会・文化・人間の区分でみると、選択必修・選択合わせて50科目、社会福祉区分が14科目、社会情報区分が13科目である。この時期は、基本的に全て通年科目（講義4単位、演習2単位）である。

表4：5分野9履修モデル

| 分野       | 履修モデル              |
|----------|--------------------|
| 社会学      | 社会の構造と変動           |
|          | 社会生活と社会意識          |
| 文化・民族・言語 | 文化の本質と諸相           |
|          | 諸民族の社会と文化の多様性      |
|          | 地域言語と地域文化          |
| 人間・教育    | 人間の形成と発達           |
| 社会福祉     | 社会福祉の理論と方法         |
| 情報       | 社会情報システム           |
|          | 情報化社会の生活とコンピュータの利用 |

必修科目には社会学関係の科目が配置された。「社会学概論(通年)」、「社会集団・組織論(通年)」、「社会調査論(通年)」の3科目である。「演習」

は2年次から開始され3年間必修である。3年間の演習は、その後の基本的な形となった。

選択必修科目（16科目）は、社会・文化・人間の区分で、「現代社会論」「社会変動論」「地域社会論」「比較社会論」「家族社会学」「コミュニケーション論」「マスコミュニケーション論」「社会開発・計画論」「現代文化論」「文化人類学」「社会人類学」「文化社会学」の12科目、社会福祉の区分で「社会問題論」「社会福祉総論」「社会保障論」の3科目、社会情報の区分で「社会統計学」が配置された。

ただ履修要項の専門教育課程表には、単に選択必修科目が16科目並んでいるだけであり、領域での区分は明示されていなかった。全体としてみれば多彩なカリキュラムではあるが、他方でかなり本格的な社会学関係の科目が配置されていたことがわかる。

25人でスタートした専任教員を学問別にみると、社会学、人類学、教育学、社会福祉学、心理学、情報工学などに分かれ、文字通り〈多角形型デザイン〉となっていた。学部開設時の、教員の学問ジャンルにおける多角形型の構造は、教員数が18名まで減少した現在まで継続されている。

### 〈履修のしばり〉

学生は、必修科目4科目に加えて、選択必修の16科目の中から5科目以上を履修することが求められた。学生への履修ガイドとして、履修モデルごとに3から9科目が推奨科目として提示された。ただ九つの履修モデルは、どこまでも履修の目安なので学生要項では「履修することが望ましい」と表現されるにとどまり、学生はどの専門科目も自由に選択できた。また、分野への登録はなく、ゼミと分野の連動はなかった。振り返ってみて、第1期では、5領域のどこに所属しているかという学生の帰属意識は強くなかったように思われる。多角形型は、逆にいえば、徹底して教員個人が管轄する〈ゼミ単位〉の運営に委ねられていたということでもあった。

### 〈教員のグループ〉

5分野が単なる科目のグループ分けであったことから（※もちろん、運

営するなかで領域とは何かというカリキュラムのグループをめぐる実体論争をしていたのだが)、教員集団が明確に制度として五つに分割されていたわけではない。ただ、科目の責任主体として、学問ジャンルや分野を組み合わせながら、それなりに実質的に分節的に運営されていた。5領域あったので、この段階での混在感は少なく、基本は〈ゼミ単位〉で運営しつつ5領域の教員それぞれが棲み分けていたといった感じであろうか。

## ●第2期：3コース制カリキュラム（1995～2001）

### 〈カリキュラムの構造〉

創設時カリキュラムは9年間維持された。この間、社会学部は教養部との合併構想であるL字型構想を拒否し単独学部としての途を歩み始めた。その中でまさに、〈自由指向〉＝多彩で自由なカリキュラムの提供と〈しびり指向〉＝まとまりのある集約度・拘束度の高い教育のどちらを選択していくのかをめぐる、時には深夜に及ぶような真摯で激しい議論が繰り返された。そのため次のカリキュラム構想がまとまるのに時間がかかったのである。当時ユニークであった開設時カリキュラムは、受験する高校生に評判が良く、社会学部もそれなりの人気学部として比較的高い偏差値を維持することができたことも次のカリキュラム改革まで時間があいた理由である。

長い検討期間を経てたどり着いたのは、まとまりのある履修を押し出した3コース制11科目群とそれと連動した演習選択の方向であった。

結局、表4の科目群からわかるように、社会学・社会福祉学・教育学が一つのコース、社会情報学・心理学が一つのコース、文化人類学が一つのコースというカリキュラム構造になっている。三つのコースを、学間で純化したコースとして構成できないような〈多角形型デザイン〉になっていることが、将来構想の議論に時間がかかった理由である。当然、「コースとは何か」という問いはその後にも続くことになる。

科目数では、103科目(298単位)で、開設時より19科目増えているが、

単位数は28単位減っている。これは半期科目を増やして科目メニューを増やしたことによる。また科目名も特講や各論に通し番号が付くようなかたちで内容を自在に盛り込めるように工夫されていた。（※ただこれは学生には内容が分かりにくいということから、第3期以降では内容を表示するような科目名に変わっていく。）科目数の増大からは、各教員が、それぞれの専門分野教育を個々に充実させようとしたことがわかる。

表5:3 コース制

| コース       | 科目群             | 科目数             |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 現代社会と社会問題 | 社会学             | 35 科目<br>100 単位 |
|           | 社会問題            |                 |
|           | 社会福祉            |                 |
|           | 人間形成            |                 |
| 情報社会と人間社会 | コミュニケーションの心理    | 28 科目<br>76 単位  |
|           | コミュニケーションの文化・社会 |                 |
|           | コミュニケーションの技術と実践 |                 |
| 国際社会と比較文化 | 人類学             | 33 科目<br>96 単位  |
|           | 比較文化            |                 |
|           | 比較文明            |                 |
|           | 言語人類学           |                 |

教員数は、第2期のスタート時(1995)では25名で途中で22名となる。この3コース制の期間（1995~2001）に10名の教員が退職・転出し、6名の教員が採用されている。つまり、教員の入れ替わりが激しかった時期でもあった。

学部必修科目は、「社会学入門 AB」だけに削減された。学部全体の共通の選択科目は、「社会と人間」と「調査研究法」である。「調査研究法」は、演習とは別に3年次科目として配置された。それ以外の全ての科目は、

3 コースに分けて配置された。また通年科目と半期科目とが混在しているのもこの時期の特色である。

教養部との関係では、数名の教員が専門科目と演習を担当した。

### 〈履修のしばり〉

必修科目は、「社会学入門 AB」と「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」の12単位となり、4年次の「卒論演習」は選択となった他、4年次の演習が必修から外された。演習の〈履修のしばり〉は緩め、コースのしばりを強くしたのである。

コース制を導入したことで、学生には幾つかの制約が課せられた。

- ① コースに定員はないが、学生は1年次の終わりにコースを選択する。
- ② 卒業所要の専門教育科目68単位のうち、コース選択必修科目として36単位を履修する。必修の12単位を除くと他のコースの選択科目が20単位であるので、コースへのしばりがかなり強くなっていたことがわかる。このため、3コース制の完成年度以降(1999～)は、コース選択必修は28単位に減らされた。
- ③ コースと演習は連動しているので、コース科目担当の教員の演習をとる(ただ、複数コースにまたがる科目を担当している教員は、複数コースの学生が履修可能。)
- ④ 4年次は必修科目がないため、「4年次において、学部固有科目の中から、4単位以上(前期1単位以上、後期2単位以上)を習得しなければならない。」という卒業要件が課せられた。

### 〈教員のグループ〉

第2期ではコースはかなり大きな〈履修のしばり〉を課すかたちで存在しているのだが、コース科目を担当する教員を学問別でみると、社会学・教育学・社会福祉学が1コース、情報メディア学・心理学が1コース、人類学が1コースとなる。とりわけ、情報メディアと心理学の混在という感じは免れ得なかった。

### ●第3期：新3コース制カリキュラム（2002～）

#### 〈カリキュラムの構造〉

教員の入り替わりが多い期間と重なった3コース制は7年間続いたが、2002年からは新3コース制に切り替わる。この新3コースは5年間で終わり、現代社会学部という学部名に変更していくことになる。入試環境の変化に加えて、3コース制自体に難しさがあったと言えるのかもしれない。

新3コースは、新任教員などの意向を受けて社会学に比較的純化したコースができたことが大きな特色である。新3コースでは、社会学・教育学の教員が担う現代社会コースと、社会福祉学・心理学の教員に加えて社会学や人類学の教員も加えたテーマ型複合カリキュラムともいえる市民福祉コース、そして情報とメディア学と文化人類学の教員が担うメディア文化コースの3コースに改変された。

表6：新3コース制

| コース    | 科目群         | 科目数                      |
|--------|-------------|--------------------------|
| 現代社会   | 「生きること」の社会学 | 31 科目<br>62 単位           |
|        | 市民社会        |                          |
| 市民福祉   | 社会福祉        | 42 科目 (34)<br>84 単位 (68) |
|        | 市民活動        |                          |
|        | 人間関係        |                          |
| メディア文化 | マスコミ        | 37 科目<br>76 単位           |
|        | 情報メディアデザイン  |                          |
|        | 文化表現        |                          |
|        | 身体文化        |                          |

※（ ）数字は、他のコースとの共通部分を除いた科目数と単位数。

必修科目は4科目（14単位）、学部共通の選択必修が10科目（22単位）

で、それ以外は3コースの選択必修科目である。ほとんど2単位の半期科目となり科目数は増えているが、開講科目数を抑制するという教務側の意向を受けて総単位数は前の3コースから76単位減らした103科目210単位という配置になっている。

また学部共通の選択必修が復活したのもこの新3コース制の特色である。第1期5分野時の16科目64単位には及ばないが、10科目を配置した。「社会変動論」「現代社会論」「文化人類学」「社会心理学Ⅰ（心理学系）」「社会心理学Ⅱ（社会学系）」「情報社会論」「社会福祉論Ⅰ」「社会福祉論Ⅱ」「言語文化入門」「調査研究法」である。

### 〈履修のしばり〉

必修科目は、「社会学入門」と「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」と「演習Ⅲ」の14単位となり、4年次の「演習Ⅲ」が復活して通年の必修科目となった。

新コース制はつぎのようにデザインされた。

- ① コースに定員はないが、学生は1年次の終わりにコースを選択する。
- ② 卒業所要の専門教育科目68単位のうち、コース選択必修科目として26単位を履修する。（学部共通の選択必修科目のうちコース科目は、この26単位としてカウントされる。）
- ③ コースと演習は原則として連動しない。

新3コース制では、コースの取得単位要件が下げられたこと、4年の演習が復活したこと、コースと演習が連動しないことなどが大きな変化である。

この新3コースでの演習担当教員の配置を見ると、現代社会コースの7名全員が社会学者であるが、他の2コースは様々な学問領域の教員からなる混成チームとなっていた。このため、コースの責任ある運営という点では構造的な課題を抱えていた。〈多角形型デザイン〉という宿命を背負ったせいか、この3コースは、高校生への訴求力は高くはなかったこともあり5年間で終わり、学部名を変更して新制度をスタートすることになった。それが、第4期である現代社会学部の6領域制である。

新3コースの4年目の2005年度からは、新入生を対象に、社会調査士の履修が可能となった。

### 〈教員グループ〉

第3期では、市民福祉のコースでは、多様な学問領域の教員が科目を担当している。またメディア文化には、情報メディアと人類学が同居している。現代社会コース以外の2コースは、テーマ性の高いコースとなり、学でつながった教員のグループ化とは距離があった。こうした教員の凝集力の弱さも、この3コース制が比較的短期間で終わった理由であるのかもしれない。

## ●第4期：現代社会学部カリキュラム（2007～2014）

### 〈カリキュラムの構造〉

社会学部は、2007年度から現代社会学部に改称するとともに6領域制をスタートさせた。学部固有の科目は、基礎科目、基幹科目、展開科目の三つに区分された。さらに、その3区分の中が、（学部）共通、6領域、スキル系に分けられ、科目の位置づけを明確にすることが試みられた。

6領域は、環境とまちづくり、共生と福祉、心のケアと心理、教育・家族とライフコース・メディア表現、グローバル化と文化の六つである。領域は、研究領域という意味で制度設計されている。

基礎科目としては、共通科目として「現代社会概説」「社会学入門」が、6領域に関わる科目としては、「ボランティア論」「現代社会と福祉」「臨床心理学」「人間形成論Ⅰ」「メディア社会論」「文化人類学」が1年次の科目として配置された。

スキル系としては「コミュニケーションスキルⅠ・Ⅱ」「社会調査入門」「社会調査論」が1年次科目として配置され、さらに上級学年に「データ分析論」「社会統計学」「エスノグラフィー論」「コンピュータ応用Ⅰ・Ⅱ」「多変量データ解析論」が配置された。



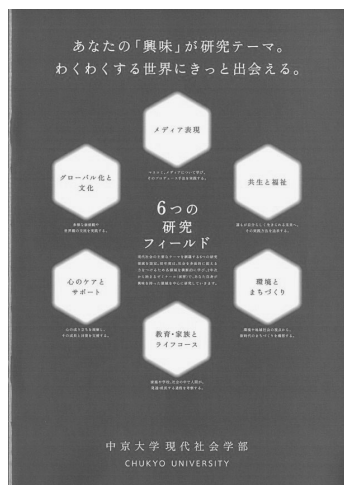


写真 2：現代社会学部のパンフレット表紙

第4期の段階でも、国際教養部（旧教養部）の教員による演習担当が継続されていた。隔年開講ではあるが、2008年度で3名の教員が演習を担当している。

領域は、学問体系というよりもテーマに近い。テーマに沿った科目のまとまりにすぎないので、教員の専門分野も複数入っている。この点では、第4期の領域という区分は第1期の分野という名称以上にたんなる履修モデルにすぎなかったことがわかる。それでも、こうした第1期の〈自由指向〉にもどったのは、2度に渡る3コース制にもとづく〈履修のしほり〉を強化する路線からの揺れ戻しでもある。〈多角形型デザイン〉からスタートした教員の専門分野もあり、それを3コースに集約することにはかなり無理が伴い、そのことがコースを実体的な運営単位とすることを妨げてきたともいえる。結局は〈ゼミ単位〉で運営されてきたとみなすこともできる。分野・コース・領域というカテゴリー概念を使いつつも、それを教員組織として過度に実体化しなかったのは、開設以来の1学科制（つまり学部としてのまとまり）を基本方針としてきたからでもあった。

制度として、カリキュラムのまとまり、専門領域、教育組織が一体となるような分節型の運営の実施は、次の第5期の4専攻制からである。

表7:6 領域制

| 区分      |              | 基礎    | 基幹    | 展開      | 合計科目数   |
|---------|--------------|-------|-------|---------|---------|
| 共通科目・演習 |              | 2 (4) | 3 (6) | 9 (30)  | 14 (40) |
| スキル系    |              | 4 (8) | 2 (4) | 4 (8)   | 10 (20) |
| 6<br>領域 | 環境とまちづくり     | 1 (2) | 2 (4) | 7 (14)  | 10 (20) |
|         | 共生と福祉        | 1 (2) | 2 (4) | 16 (32) | 19 (38) |
|         | 心のケアとサポート    | 1 (2) | 2 (4) | 6 (12)  | 9 (18)  |
|         | 教育・家族とライフコース | 1 (2) | 2 (4) | 14 (28) | 17 (34) |
|         | メディア表現       | 1 (2) | 2 (4) | 15 (30) | 18 (36) |
|         | グローバル化と文化    | 1 (2) | 2 (4) | 14 (28) | 17 (34) |

※卒業論文(4)は展開科目に位置づけられる。

### 〈履修のしぼり〉

必修科目は、「現代社会概説」「社会学入門」それにスキル科目としての「コミュニケーションスキルⅠ・Ⅱ」それに「演習」Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの20単位である。

選択必修というカテゴリーはなくなり、共通科目、領域科目、さらに基幹科目・展開科目を問わず54単位の履修のみが求められるようになった。つまり〈履修のしぼり〉は必修科目だけである。『学生便覧』には、次のよう説明されている。

「基幹科目・展開科目はすべて選択科目ですので、54単位の履修をどのような科目の組み合わせによってもかまいません。」（『学生便覧』2008、112頁）

6領域は推奨モデルとして位置づけられている。

「現代社会学部の教育の柱として設定した6領域の学びを理解した上で、主としてどのような領域を自分の学びの中心とするかを明確にした上

で、履修する科目の選択をして欲しいと考えます。」(同上)

この考え方は、社会学部開設時の5分野9履修モデルと同じで、領域というカテゴリー自体は履修の推奨モデルにすぎないという考え方に近い。3コース制で〈履修のしぼり〉を強化してきた反省から、学生の自由な履修を表に出した〈自由指向〉路線をとることで、学部への高校生の志望動機を高めることをねらった方策でもあった。

この〈自由指向〉型のカリキュラムは、比較的長く8年間維持されたが、当然ながらよりまとまりのあるカリキュラムを履修させることで達成度の高い教育をしたいという方向での揺り戻しが指向された。〈しぼり指向〉の再登場である。高校生に分かりやすい、明確な教育のテーマや専門性を表に出すという方向は、近隣地域でいろいろな新学部が出来てくるなかでの時代の要請でもあった。

#### 〈教員のグループ化〉

6領域の中の5領域は、ほぼ単一の学問に沿ったグループ化である。多角形の角がそれだけあるということでもある。「教育・家族とライフコース」領域のみが、教育学と社会学の二つの学問の組み合わせのような形になっている。教員のグループ化という点では、3コースの混在を避けて、教員の学の実質に沿った分け方に落ち着いたということである。。

### ●第5期：4専攻制カリキュラム

#### 〈カリキュラムの構造〉

2015年から始まる4専攻制は、社会学部・現代社会学の歴史のなかでもっとも大きな教育システムの変更であった。多角形をそのまま科目群として提示したような5分野や6領域、多角形を無理に3グループにまとめた3コース制とは根本的な異なる原理からなりたっているからである。

- ① 学を掲げる4つのカリキュラム群・教員のグループ化を基盤に専攻とした。4専攻のうち、社会学、コミュニティ学、社会福祉学は、専攻

名に「学」を掲げた。国際文化も実質的には、文化人類学専攻といってもよい。このように学を明示的にグループ化の凝集原理にしたのは、学部開設以来初めてのことであった。

- ② さらに、専攻に定員を設け、入り口（入試）の段階で専攻間の違いを明確にしたこと。つまり入試偏差値が専攻でそれぞれ異なることになる。もっと積極的に、入試偏差値に凸凹がつくことを想定し、少しでも高い偏差値の専攻ができることを目指してデザインされた。そして入学後の専攻移動は基本的に想定していない。
- ③ 演習は、専攻内の教員のものを履修する。また演習は2年の後期からスタートする。演習決定は、教員の様々な科目を履修した後の2年前期に実施される。このため、専攻によっては、実質的に演習を2年前期からスタートするため、他の科目を転用して演習の決定を1年次の秋に実施している。

専攻は、これまでのコースとは異なり、学・教員組織・カリキュラム・学生の凝集性を伴った実体度の高いカテゴリーとして機能することが求められるような制度設計となっている。

表 8:4 専攻の開講科目数

| 区分   |         | 基礎      | 基幹      | 展開      | 合計科目数    |
|------|---------|---------|---------|---------|----------|
| キャリア |         | 2 (3)   | 1 (1)   | 2 (2)   | 5 (6)    |
| 演習   |         |         |         | 5 (10)  | 5 (10)   |
| 共通   |         | 2 (4)   | 1 (2)   |         | 3 (6)    |
| スキル系 |         | 1 (2)   |         |         | 1 (2)    |
| 4 専攻 | 社会学     | 11 (22) | 27 (60) | 42 (86) | 80 (168) |
|      | コミュニティ学 | 13 (26) | 30 (66) | 41 (84) | 84 (176) |
|      | 社会福祉学   | 14 (28) | 29 (64) | 40 (82) | 83 (174) |
|      | 国際文化    | 16 (32) | 35 (74) | 43 (90) | 94 (196) |

※各専攻の基礎・基幹・展開科目が相互乗り入れしている。

※卒業論文（4）は、演習に入れてカウント。

※『学生便覧』2017年度版より

カリキュラムに、必修としてキャリア教育が導入されたことも大きな特色である。1 年次から 4 年次まで不定期開講 1 単位（8 回分授業）として「キャリア構想レクチャー」や「キャリア構想ケーススタディⅠ・Ⅱ」「キャリア構想実践研究」が配置されたのである。

「コミュニケーションスキルⅠ・Ⅱ」は、キャリアデザインやコンピュータ教育を内容とする「コミュニケーションスキル」として残された。

また、基礎科目、基幹科目、展開科目の区分は残され、それぞれの専攻の科目は、このステップにそって配置された。

#### 〈履修のしぼり〉

- ・学部としての共通の必修科目は、「社会学入門」と「現代社会学」の 2 科目。
- ・専攻ごとの専攻必修科目（専攻により 2 科目～6 科目）が配置された。
- ・専攻毎に選択必修科目が配置された。
- ・専攻必修・選択必修の数、つまり〈履修のしぼり〉は、専攻ごとに異なる。

#### 〈教員のグループ化〉

4 専攻が○○学を表に出しているように、学を軸にした教員のグループ化を図ったのが 4 専攻制である。こうした学と教員組織のグループ化が可能になったのは、25 名から 18 名に教員が減るなかで、多角の数が減ってきたからでもある。教育学の教員から教育社会学の教員への転換。社会工学・情報工学系教育の退職、マスメディア関係科目の社会学への組み入れなどによって多角の数が減ったのである。

社会学専攻、社会福祉学専攻、国際文化専攻はそれぞれ学問領域（あるいは学会）を同じとする教員集団である。唯一、コミュニティ学専攻が、社会学と心理学の教員によって構成されているが、コミュニティ・社会調査・フィールド活動などの共通要素をもつことでの凝集力の保持が図られている。

また、学部ガイダンスに加えて、専攻ガイダンスや「キャリア構想ケー

スタディ I」(2 年次は専攻ごとに運営) など専攻単位で実施される教育も増えて、専攻教員が協同して作業することも多くなった。

表 9: 4 専攻の履修のしばり

| 専攻      | 学部共通<br>必修科目 | 専攻<br>必修科目 | 専攻選択<br>必修科目 | 専攻<br>選択科目 | 合計 |
|---------|--------------|------------|--------------|------------|----|
| 社会学     | 24           | 6          | 12           | 38         | 80 |
| コミュニティ学 |              | 6          | 24           | 26         | 80 |
| 社会福祉学   |              | 8          | 12           | 36         | 80 |
| 国際文化    |              | 12         | 24           | 20         | 80 |

※数字は単位数。基本は 1 科目 2 単位であるが、4 単位科目もある。

## ●最後に：これまでそしてこれから

以上振り返ってきたように、社会学部・現代社会学部には、5 期のカリキュラム改革の歴史があった。5 分野⇒3 コース⇒新 3 コース⇒6 領域⇒4 専攻の 5 つである。カリキュラムをグループ化する名称も、数も変えながら、立地ハンディキャップと格闘してきた 5 期であった。

また、学部の生い立ちから学部構成教員の専門分野において〈多角形型デザイン〉となっていることを宿命としてきた。多角形は、裏を返せば、まとめ方、グループ化の難しさでもある。そのためもあり、〈履修のしばり〉においても、〈自由指向〉と〈しばり指向〉の間で揺れ動いてきた。第 1 期は〈自由指向〉⇒第 2 期は〈しばり指向〉⇒第 3 期は〈しばり指向〉の弛緩⇒第 4 期は〈自由指向〉⇒第 5 期は〈しばり指向〉とまさに試行錯誤をくりかえしてきた。いくつもの〈構造的ディレンマ〉のなかでの〈討議と実践の歴史〉といったのはそうした経緯を振り返ってである。

また、立地ハンディキャップは、依然として続いている。入試偏差値でみれば、開設時の第 1 期以外は、基本的に都心に立地する名古屋キャンパスの各学部の後塵を拝する位置にありつづけてきた。その都度の改革も、時間の経過とともに効果が低減して、更なる改革が求められるようにな

る。学部30年間はその繰り返しでもあった。そうした立地ハンディキャップと構造的な困難さを、学部名称の変更も含む大幅な改変・改革と、教員それぞれの丁寧な教育実践によって対処してきたのである。もちろん、それらも、大学全体の勢い、豊田キャンパスの整備という経営者の優れた大学運営や、入試・教務など事務スタッフの不断の工夫に支えられながら可能となったことである。

ただ、豊田市周辺の大学がのきなみ名古屋都心へと移転してしまった中で、30年以上も継続してきた本格的な文系学部が、これまでのように持続的に立地ハンディキャップに抗っていくことが困難な時代になってきたのも事実である。まさに、カリキュラム改革・将来構想の歴史に終わりはしない。

最後に、このカリキュラム・ストーリーは一人の教員の視点からみた解釈である。社会学部の開設の1年前に着任し、これまでいろいろな将来構想にかかわってきたとはいえ、学部全体に目配せしてきたわけではない。学部内に置かれた立ち位置によってはもっと別の解釈も可能であろう。それくらい、学部として多様だからである。中京大学社会学部・現代社会学部は、単純な社会学の学部ではなかった。〈多角形型デザイン〉は、今日までも継続している。そのなかで、高校生の入試動向、他大学・他学部の動向、時代の変化などの状況を勘案してきた。5期の歴史は、その意味でも〈討議と実践の歴史〉であった。

本稿は、後に続く世代の学部教員にとって分かりやすいようにと、過度に構造化して論じすぎている部分がある。また、学部設計に完全なものや終わりが無い以上、第5期の4専攻制が終点ではない。これから次の世代によって第6期、第7期と改革が続いていくことになる。時代を勘案しつつ、学部のもてる人的資源を再配分しながら、よりベターなカリキュラムとは何か。その難問に答えるのは次の世代の責務である。筆者も含めて社会学部開設時に着任した教員はまもなく全員が退職する。学部を担う新しい世代の討議と実践に期待したい。

執筆者：かとう・はるひろ。1985年開設1年前に準備教員として着任し教養部（当時）に1年在籍。社会学部・現代社会学部では、情報領域⇒情報社会と人間関係コース⇒メディア文化コース⇒メディア表現領域⇒社会学専攻で、情報社会・マスコミ・メディア制作関係の科目を担当。





〈エッセイ 2〉

## 社会学部・現代社会学部できごと年表

大 友 昌 子

### 1. 趣旨

「社会学部・現代社会学部できごと年表」は学部の「概略年表」として、学生、教員そして学部同窓生の皆様がそれぞれの立場で、学部のこれまでの歩みをふりかえり、また記憶をたどる道しるべとしてまとめました。

学生や同窓生には日々の学びや活動が、教員には研究と教育の日々の努力の積み重ねが降り積もって 30 年間の歴史となりました。

この年表は、こうした歩みのなかから、その一端を記したものです。ふりかえれば、この年表からこぼれ落ちてしまった膨大な「できごと」があったのですが、限られた時間のなかでの筆者の力量が不十分であったことをお詫びし、文責はすべて作成者にあることを記します。

### 2. 凡例

1. 本年表は、社会学部創設の 2 年前 1984 年から、30 周年を迎えた 2017 年 11 月の社会学部・現代社会学部同窓会発足までの「できごと」を、扱っている。
2. 学生の豊田キャンパスライフは、『中京大学広報』記事から、教学、学習、文化会、体育会、大学祭、ゼミ活動等を収集した。
3. 学部の運営、学事、人事、教育、研究活動などは、『中京大学広報』、『中京大学学報』各事務部署および教員個人が所蔵する資料から収集

した。

4. 表記文は、基本的に原資料の表現に従いつつ作成者が作文した。
5. 「コラム」欄を設けて、作成者の記憶に基づき学内外の動向をまとめた。
6. 年月表記は西暦を採用した。

### 3. 使用した資料

- 1) 中京大学開学 60 周年記念誌編集委員会編『中京大学六十年のあゆみ』  
2014 年 5 月刊、学校法人梅村学園発行
- 2) 『学生便覧』1986 年～2017 年
- 3) 『中京大学広報』1985 年 1 月（第 57 号）～2017 年 10 月（第 191 号）
- 4) 『中京大学学報』
- 5) 加藤晴明氏所蔵資料
- 6) 中京大学学事局教学部学事課所蔵資料

### 4. 協力者

中京大学企画局広報部広報課

中京大学大学史編纂担当

中京大学学事局教学部教務課豊田オフィス

中京大学学事局教学部学事課豊田オフィス

加藤晴明氏

## 中京大学社会学部・現代社会学部できごと年表

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ～1984 年     | 教養部を中心に L 字型学部構想の議論展開。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1984 年 12 月 | 社会学部の新設、私立大学審議会および大学設置審議会の第一次審査通過。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1985 年 3 月  | 豊田キャンパスに社会学部新設にともなう研究棟・講義棟着工                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|             | <p>コラム</p> <p>このころ全国的に大学における一般教養科目のあり方についての議論が起こり、中京大学においても教養部改変の波がおよんできた。</p> <p>新学部開設の 1 年前から 3 名の社会学部着任予定の教員が採用され、教養部に所属し、カリキュラムの考案、学芸員など資格課程設置のための実習先開拓、愛知県下の高等学校に学生募集の依頼、また入試体制とその実施について大学事務担当者や教養部教員とともに考案し、推進した。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 1986 年 4 月  | 豊田キャンパスに社会学部社会学科開設。定員 300 名。商学部・体育学部・文学部・法学部につづく 5 学部目となる。社会学を中心に、文化人類学、社会心理学、教育学、情報科学、社会福祉学など幅広いカリキュラムを取りこんだ構成であった。教員は学部体制完成時には 29 名。初代学部長に、中野卓教授就任。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|             | カリキュラムは 5 分野 9 履修モデルとし、5 分野は①社会学、②文化・民族・言語、③人間・教育、④社会福祉、⑤情報。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5 月         | 蓼科セミナーハウスにおいて 1 泊 2 日の新入生オリエンテーションを実施。1987 年までの 2 年間継続した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10 月        | 大学祭テーマ「夢」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10 月        | 課外活動のための「サークル・ネットワーキング」が設置され、30 ほどのサークルが完成年度までに活動開始。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1987 年 10 月 | 大学祭テーマ「彩（いろどり）」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1988 年 4 月  | 豊田キャンパスに図書館開館。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4 月         | 社会学部コンピューター室の充実。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 10 月        | 大学祭テーマ「奏」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|             | <p>コラム</p> <p>新学部の第 1 期生には、これから学部をつくっていく学生として大きな期待が寄せられた。学生自治会や部活動、クラブ活動などの立ち上げを奨励し、学生を教員が応援するなどが教授会で論議され、次々と文化系、ボランティア活動、スポーツ系などのグループ活動が誕生した。一方、一般教育を担う教養部が主導する社会学部の立ち上げには「L 字型構想」が組みこまれていた。この構想をめぐって教養部と社会学部の間で議論が重ねられたが、結局、当初の教養部構想の具体化はならず、ゼミなどの社会学部の授業を教養部教員が担当する体制が成立した。また教養部と社会学部の共同研究の場として「文化科学研究所」が構想され、八事キャンパスに開設された。</p> <p>豊田キャンパスは開設から 16 年たったが、体育学部のためのキャンパスであったためか、社会学部開設当時、学生の学びの拠点となる図書館がなく、社会学部の強い要請で、急速豊田図書館が建設された。</p> |
| 1989 年 4 月  | 中京大学生協同組合設立。豊田・名古屋キャンパスに購買部設置。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10 月        | 大学祭テーマ「舞」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10 月        | 豊田キャンパスに銀行自動預払い機設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|        |      |                                                                                                                                             |
|--------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |      | <p>コラム</p> <p>中京大学生活協同組合の設立が企画され、社会学部や体育学部学生および教員の一部によって立ち上げられた。その結果、生協が運営する購買部、学生食堂が整備され、キャンパスライフの充実が図られた。また、バイクで通学する学生のために、駐輪場が整備された。</p> |
| 1990 年 | 3 月  | 社会学部第 1 期生卒業。                                                                                                                               |
|        | 4 月  | 社会学部長 川合章教授就任。                                                                                                                              |
|        | 4 月  | 大学院社会学研究科社会学専攻修士課程開設。                                                                                                                       |
|        | 4 月  | 研究科長に中野卓教授就任。                                                                                                                               |
|        | 4 月  | 豊田キャンパスに情報科学部開設。                                                                                                                            |
|        | 6 月  | 社会学研究科大学院第 1 回講演会、米国リーハイ大学歴史学部ゲール・C・シンクレア女史「アメリカ産業改革と女性の地位の変化」                                                                              |
|        | 10 月 | 人工知能高等研究所開設。                                                                                                                                |
|        | 10 月 | 大学祭テーマ「瞬（ときめき）」                                                                                                                             |
|        |      | <p>コラム</p> <p>豊田キャンパスは体育、社会、情報の 3 学部体制となり、学生数も増えて大学キャンパスらしく充実してきた。</p>                                                                      |
| 1991 年 | 10 月 | 大学祭テーマ「希（ねがい）」                                                                                                                              |
|        | 10 月 | 大学祭実行委員会・体育会・文化会・職員「豊田キャンパススクリーン作戦」                                                                                                         |
|        | 11 月 | 大学院学術講演会「エスノメソドロジーの夢と現実」好井裕明氏（広島修道大学）                                                                                                       |
|        | 11 月 | 日比野ゼミ、岐阜県馬瀬村活性化研究で女子学生「第 1 回レディースフィッシングスクール in 馬瀬」で鮎釣り参加。                                                                                   |
| 1992 年 | 4 月  | 大学院社会学研究科社会学専攻博士課程開設。                                                                                                                       |
|        | 4 月  | 研究科長に佐藤信行教授就任。                                                                                                                              |
|        | 4 月  | 学生課はクルマ通学生に安全講習義務づけ。                                                                                                                        |
|        | 10 月 | 日比野ゼミ、岐阜県小坂町で「夢とロマンの小坂町」を発表。                                                                                                                |
|        | 10 月 | 大学祭テーマ「颯（かぜ）」                                                                                                                               |
|        | 11 月 | 日比野ゼミ生、中部産業連盟主催「第 8 回創造の船」で天津・北京を見学。                                                                                                        |
| 1993 年 | 4 月  | 社会学部長に、藤原功達氏就任。                                                                                                                             |
|        | 4 月  | 豊田キャンパス 2 号館の改築により、学生食堂が新改装。                                                                                                                |
|        | 10 月 | 大学祭テーマ「華（はな）」                                                                                                                               |
| 1994 年 | 1 月  | 社会学部学術講演会「自然の風景から人の風景へー緑と荒廃のはざまー」堀信行氏（東京都立大学）                                                                                               |
|        | 2 月  | 社会学部学術講演会「曼荼羅からカオスへー南方熊楠の創造性」鶴見和子氏（上智大学名誉教授）                                                                                                |
|        | 3 月  | 藤原功達ゼミ「豊田市民の生活とコミュニケーション」調査まとまる。                                                                                                            |
|        | 3 月  | 豊田キャンパス 2 号館学生食堂増改築。バスターミナルも新設。                                                                                                             |
|        | 4 月  | 社会学部学生による自主製作ビデオ「'94 社会学部 23 の顔」上映会を社会学部主催で開催。                                                                                              |
|        | 7 月  | 社会学研究科学術講演会「ヨーロッパの日本観と日本研究の課題」ヨゼフ・クライナー氏（ドイツ日本研究所所長）                                                                                        |
|        | 11 月 | 大学祭テーマ「粋（いき）」                                                                                                                               |
|        | 12 月 | 中野卓教授最終講義「私の生涯における研究課題と方法」                                                                                                                  |

|        |      |                                                                                                          |
|--------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995 年 | 2 月  | 社会学部 1 年寺尾悟氏ユニバーシアード・ショートトラック上位入賞。3 月には世界選手権大会で日本新・銅メダル獲得。11 月には、全日本選抜選手権で男子総合優勝、アジア大会の日本代表選手となる。以後活躍続く。 |
|        | 4 月  | カリキュラム改変にともない、3 コース制に改組。3 コースは、①現代社会と社会問題コース、②情報社会と人間関係コース、③国際社会と比較文化コース。                                |
|        | 4 月  | 社会学研究科長に、佐藤信行教授就任。                                                                                       |
|        | 7 月  | 受験生・保護者向けオープンキャンパスを八事で開催。社会学部も参加。                                                                        |
|        | 8 月  | 加藤晴明ゼミ、豊田のミニコミ誌の企画・取材・編集「それゆけ!サークル探偵団!!」担当。                                                              |
|        | 10 月 | 大学祭テーマ「宴（うたげ）」                                                                                           |
|        | この年  | この年から高等学校の附属化にともない、高大連携授業開始。                                                                             |
| 1996 年 | 1 月  | 大学入試センター試験を導入、実施。                                                                                        |
|        | 4 月  | 社会学部長に中内敏夫教授就任。                                                                                          |
|        | 10 月 | 大学祭テーマ「裸」                                                                                                |
| 1997 年 | 4 月  | 社会福祉士課程設置。<br>社会学研究科長に藤原功達氏就任。<br>就職協定廃止にともない採用試験早まる。                                                    |
|        | 10 月 | 大学祭が名古屋と豊田で分離し、豊田キャンパス独自に開催されることとなる。豊田大学祭テーマ「嵐」                                                          |
| 1998 年 | 2 月  | 長野冬季オリンピック、寺尾悟氏スピードスケート・ショートトラックで入賞                                                                      |
|        | 7 月  | 社会学部 1 年小川正人さん、テレビ朝日・ドキュメンタリー「車椅子大学生の挑戦」で全国放映。                                                           |
|        | 10 月 | 豊田大学祭テーマ「賭」                                                                                              |
|        | 10 月 | 豊田キャンパスで、ホームカミングデー開催はじまる。                                                                                |
| 1999 年 | 4 月  | キャリアセンターによる資格対策講座開設。                                                                                     |
|        | 4 月  | 進級要件規定改正にともない、2 年時留年制度廃止。                                                                                |
|        | 5 月  | キャンパス内全館禁煙実施。                                                                                            |
|        | 10 月 | 社会学研究科、中国西安市社会科学院と共同研究の覚書交わす。テーマは「社会保障システムの国際比較」                                                         |
|        | 10 月 | 豊田大学祭テーマ「煌（きら）」                                                                                          |
| 2000 年 | 2 月  | 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」作成配布。                                                                       |
|        | 4 月  | 社会学部長に小野征夫教授就任。                                                                                          |
|        | 4 月  | 学生証がプラスチック製磁気カードに変更。                                                                                     |
|        | 11 月 | 豊田大学祭テーマ「祭」                                                                                              |
| 2001 年 | 4 月  | 社会学研究科科長に、松田昇教授就任。                                                                                       |
|        | 5 月  | 教育学部と父母会が、成績優秀な学生対象に「教育奨励賞」創設。                                                                           |
|        | 11 月 | 豊田大学祭テーマ「創」                                                                                              |
| 2002 年 | 4 月  | カリキュラム改変により、これまでの 3 コース制を次の 3 コースに改組。①現代社会コース、②市民福祉コース、③メディア文化コース。                                       |
|        | 4 月  | 学生の成績表が優・良・可・不可から S・A・B・C・D の 5 段階に変更。                                                                   |
|        | 11 月 | 豊田大学祭テーマ「魁（さきがけ）」                                                                                        |
| 2003 年 | 4 月  | 半期完結型のセメスター制の導入。同時に、全学部が卒業単位数原則 124 単位で統一。                                                               |
|        | 7 月  | 模擬講義、学部教育・研究紹介、相談会、施設見学などのオープンキャンパスを豊田キャンパスで開始。                                                          |

|       |     |                                                                                                                                       |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 10月 | 分離開催10年目、豊田大学祭テーマ「愛」                                                                                                                  |
|       |     | コラム<br>海外留学生の受入や送り出しが可能となるセメスター制が全学的に導入され、「前期・後期」は「春学期・秋学期」へと変更された。                                                                   |
| 2004年 | 4月  | 社会学部長に、斉藤尚文教授就任。                                                                                                                      |
|       | 10月 | 豊田大学祭テーマ「零（ゼロ）」                                                                                                                       |
| 2005年 | 3月  | 愛知環状鉄道に「貝津駅」新設。                                                                                                                       |
|       | 4月  | 社会学研究科長に、小野征夫教授就任。                                                                                                                    |
|       | 4月  | 学生の厚生施設である書籍文具店舗（1階）、フードコート（2階）、学生ラウンジ（3階）を中央に配置した21の教室をもつ教育複合棟が完成。                                                                   |
|       | 8月  | 万博「愛・地球博」をめぐる全国5大学の学生による豊田シンポジウムを開催。加藤晴明ゼミが参加。                                                                                        |
|       | 11月 | 社会学部創設20周年記念式典開催。「市民学企画」として、学生によるパネルディスカッション「市民にとっての大学とは何か」、12月にはシンポジウム「多文化社会におけるシティズンシップの可能性と課題」開催。シンポジスト篠原一、宮島喬、石川准の各氏。             |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「絆」                                                                                                                           |
| 2006年 | 4月  | 「社会調査士資格」の導入。                                                                                                                         |
|       | 4月  | 学部専門科目の一部の全学開講科目制導入。                                                                                                                  |
|       | 6月  | フィールドワークの一環として「中日ドラゴンズからみる名古屋文化」をテーマに、6月—10月にかけて1389人に対しナゴヤドームで調査実施、球団に報告。                                                            |
|       | 7月  | 次年度現代社会学部のオープンキャンパス説明会に874人参加。                                                                                                        |
|       | 8月  | 日本ど真ん中祭りで、豊田4学部59人による「晴地舞はちまえ」が新人賞。「晴地舞」は加藤晴明教授等が立ち上げ、指導。                                                                             |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「舞」                                                                                                                           |
| 2007年 | 4月  | 社会学部から現代社会学部へと改組開設。初代学部長は斉藤尚文教授。カリキュラム体系は、基礎科目——基幹科目——6領域の展開科目とした。6領域は、①環境とまちづくり、②共生と福祉、③心のケアとサポート、④教育・家族とライフコース、⑤グローバル化と文化、⑥メディア表現   |
|       | 4月  | 大学基準協会による大学基準適合審査において認定される。7年ごと審査。                                                                                                    |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「奏」                                                                                                                           |
|       |     | コラム<br>1986年の社会学部開設から21年目、従来の研究教育の蓄積のうえに、一層の充実を図るため社会学部を改組し、新学部をスタートした。加速度的に複雑化、多様化が進む現代社会の諸問題に実践的・主体的にアプローチすることを研究・教育の主眼とすることを狙いとする。 |
| 2008年 | 4月  | 社会学部長に、松田昇教授就任。                                                                                                                       |
|       | 10月 | 学部開設20周年を記念して開始した市民プロジェクトを核として、学部教員9人による『市民学の挑戦——支え合う市民の公共空間を求めて』（梓出版社）を刊行。                                                           |
|       | 10月 | 現代社会学部と豊田図書館共催の企画展「ドラゴンズプロジェクト展」開催。研究発表および図書館所蔵の野球関係資料を展示。市民も閲覧に訪れた。                                                                  |
|       | 10月 | 豊田大学祭テーマ「彩（いろどり）」                                                                                                                     |

|       |     |                                                                                                                           |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 12月 | 「調査研究法」を中心に、ドラゴンズプロジェクトが調査研究を実施、「観戦環境の満足度」「女性ファンの獲得に向けて」などを中日ドラゴンズ球団に報告。2010年、ナゴヤドームに女性専用シートが設置された。                       |
| 2009年 | 4月  | 社会学研究科長に、村上隆教授就任。                                                                                                         |
|       | 9月  | この年より95年の高大連携より踏み込んだ、附属中京高校における学部授業を実施。                                                                                   |
|       | 10月 | 豊田大学祭テーマ「凜」                                                                                                               |
| 2010年 | 4月  | 社会学部長に、野口典子教授就任。                                                                                                          |
|       | 10月 | 豊田大学祭テーマ「掌」                                                                                                               |
|       | この年 | 斉藤尚文ゼミは、子ども達の環境学習を実施する「NANAC」を愛知淑徳大など他大学に呼びかけ発足させた。                                                                       |
| 2011年 | 4月  | 豊田キャンパスは1時限目9時30分開始へ。                                                                                                     |
|       | 5月  | 辻井正次ゼミ生、宮城県石巻の被災地障害者施設でボランティア活動。                                                                                          |
|       | 8月  | 大友昌子ゼミ被災地宮城県名取市仮設住宅で住民とともに支援活動実施。以後2016年まで活動継続。                                                                           |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「恵（めぐみ）」                                                                                                          |
|       | 11月 | 日本社会福祉系学会連合野口典子氏代表「東日本大震災対応委員会災害ソーシャルワーク研究会」みずほ福祉助成財団より研究助成受ける。                                                           |
|       |     | <p>コラム</p> <p>2011年3月11日の東日本大震災の発生に、本学部でも教員、学生が研究活動やボランティア活動を展開した。現地での児童福祉活動、支援物資の送り届け、仮設住宅支援などなど、東北の現地に学生は夜行バスで向かった。</p> |
| 2012年 | 4月  | 学期あたり授業回数14回が大学設置基準に基づき15回に変更。                                                                                            |
|       | 8月  | 大友昌子ゼミ、大和証券福祉財団からの被災地活動助成金受ける。                                                                                            |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「陽（ひなた）」                                                                                                          |
| 2013年 | 4月  | 社会学研究科長に、斉藤尚文教授就任。                                                                                                        |
|       | 6月  | 豊田市保見団地で地域福祉を学ぶ大友ゼミは「おいでんまつり」に参加。                                                                                         |
|       | 8月  | 豊田3学部による晴地舞はちまえグループ、豊田市長に地域活性化提言。                                                                                         |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「繫」                                                                                                               |
| 2014年 | 4月  | 現代社会学部長に、村上隆教授就任。                                                                                                         |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「翔」                                                                                                               |
| 2015年 | 4月  | カリキュラム改変により、4専攻制に改組。4専攻は、①社会学専攻、②コミュニティ学専攻、③社会福祉学専攻、④国際文化専攻。4年間の一貫したキャリア構想教育を実施する。                                        |
|       | 4月  | 辻井正次ゼミ、工学部と連携して「世界自閉症啓発デーイベント」を実施。名古屋テレビ塔が青色点灯された。                                                                        |
|       | 11月 | 豊田大学祭                                                                                                                     |
| 2016年 | 2月  | 松谷満ゼミ学生、豊田市長選挙の期日前投票の投票管理者、立会人に選ばれ、学内に投票所が設置された。                                                                          |
|       | 8月  | よさこいチーム「晴地舞はちまえ」、第18回日本ど真ん中祭りで優秀賞獲得。                                                                                      |
|       | 11月 | 豊田大学祭テーマ「明」                                                                                                               |
|       | 11月 | 亀井哲也ゼミ等、スポーツ科学部、工学部と協力して「中京大学スポーツ・ミュージアム第2回プレ・オープン展示」を豊田図書館1階で開催。                                                         |
| 2017年 | 4月  | 社会学研究科長に、野口典子教授就任。                                                                                                        |
|       | 6月  | 成元哲ゼミ、「あいち子ども食堂ネットワーク総会」立ち上げに参加。                                                                                          |
|       | 11月 | 社会学部設置から30年を経て、社会学部・現代社会学部同窓会発足。豊田キャンパス2号館学生食堂において同窓会総会と発足パーティを開催。                                                        |



## 資料編

### 1. 社会学部の開設に関する資料

#### I 社会学部設置の趣旨

本学は、高等教育の質がとりわけ厳しく問われるようになった昭和50年半ば以後、全学を上げて研究・教育のあり方を検討してきた。この過程で明らかになったもっとも根本的な課題は、研究・教育の総合化という学問的社会的要請にさらに応えなければならないということであった。研究・教育の発達にとって専門分化は不可避であるが、総合化がともなわないかぎり限界にいたることは明かであり、現段階においては総合化が強く要請されているのである。

本学がこの要請にさらに応えるためには、各学部・大学院および教養部の相互の有機的連携を進め、総合的な研究・教育体制を整備することが必要である。しかし、文、法、商、体という学部・大学院の間では、それらが社会・生活の機能分化に対応しているために連携を進めるうえで限界があることがしだいに明らかになってきている。総合的な研究・教育を本来の任務とする教養部には、連携を推進する役割を担うことが期待されているが、同部もその教育の全体的構造化の検討の域を越えることがほとんどできない状態にある。したがって、本学は、一方で各学部・大学院および教養部の相互の連携に努めながら、他方でそれを進めるための新たな方策を模索しなければならなくなった。社会学部の設置はこの模索のなかから浮かびあがったのである。

社会学部は、社会・生活という研究対象を既存の各学部・大学院と共有する学部であり、しかもその根底にある行動、集団、文化に着目するという独自の視点から対象にアプローチする研究を行い、その成果を教育する学部である。すなわち、既存の各学部・大学院が社会・生活をいわば縦断

的に分けあって研究の対象とし、教育の内容とするのに対して、社会学部は対象をそれらと横断的に分けあうのである。

本学は、社会学部のこの特性に着目し、同学部が、各学部・大学院および教養部の相互の有機적連携を推進して総合的な研究・教育体制を整備するうえで、枢要な役割を担いうるものであると考えたのである。

## Ⅱ 社会学部設置をとくに必要とする理由

### 1 研究・教育の新たな課題への対応

本学の社会学部は、各学部・大学院および教養部の有機적連携を推進して総合的な研究・教育体制を整備しながら、この体制のもとで独自の新たな研究・教育の課題に取り組むことを目的とする。

その課題は、研究においては、今後ますます変動の度を強めようとしている社会・生活を総合的に究明し、把握することである。変動の要因は、日本についていえば、高度の産業化、急激な人口の高齢化、革命的な情報化、著しい国際交流の緊密化であろう。これらが生み出す諸問題は、改めて新たな方法によって研究されなければならないようになってきている。本学部は、社会科学と人文科学を中心にして諸科学を総合化するなかで、新たな研究方法を追求しつつ、これらの問題に取り組もうとするものである。

教育における課題は、社会・生活の変動が生み出す諸問題に翻弄されず、それらの解決に主体的に取り組むことができる人材を養成することである。そのためには、時間的空間的に広がりのあるパースペクティブ、総合的な判断力、豊かな創造力そして普遍的なヒューマニズムを具えさせる教育が必要である。本学部は、社会・生活とその変動についての総合的な教育を基本とし、これに文化、人間形成、社会福祉そして社会情報に関する教育を加えることによって、教育の課題を実現しようとするものである。

## 2 東海三県における社会学部設置の必要性ならびに豊田市の要請と愛知県の支援

### (1) 東海三県における社会学部設置の必要性

本学部設置は、愛知、岐阜、三重の三県に居住する社会学部志願者の要望に応えるためでもある。東海三県には約 6,600 名の社会学部志願者があるとみることができるが（昭和 58 年度 東海三県の大学志願者約 243,000 名に、全国の大学志願者に占める社会学部志願者の割合 2.73% を乗じて算出）、社会学部は皆無である。社会学科が 2、社会学専攻が 1 あるが、入学定員はわずかに計 127 名である〔別表（1）参照〕。文化系学生の入学定員に占める社会学学生のその割合は 1.1% であり、全国平均の 4.2% を大きく下回っている〔別表（2）参照〕。このことは、東海三県に居住する社会学部志願者が、他地域の大学への入学を余儀なくされていることを意味している。教育費の家計に占める割合が過度に大きくなりつつある今日、本学部の設置は、東海三県の父母の切実な教育費負担軽減の願いに応えることになる。

なお、全国の社会学部は、その実質競争率が文化系学部の中なかで最も高く〔別表（3）・（4）参照〕、全国的にみても必要性の高い学部である。本学文学部の志願者は東海三県が 42.5%、他地域が 57.5% という割合（昭和 59 年度）であるから、本学部へは東海三県以外からの志願者もかなりあるものと思われる。

これまで東海三県に社会学部が設置されなかったのは、同学部の卒業者に対するこの地域の需要が少ないことによるとの見方ができるかもしれない。しかし、この見方は正しいとはいえない。この地域においても第三次産業が南関東や近畿に劣らず発達し、そのために本学部への求人数は、就職希望者数の 8.2 倍（昭和 58 年度）にも達しているのである。第三次産業への適性は文学部よりも社会学部の方が高いので、本学部には本学文学部を上まわる求人が見込まれる。

## （2）豊田市の要請と愛知県の支援

大学・短期大学の地域配置の適正化のために、昭和 61 年度以降も東海三県の恒常的定員増を南関東や近畿とならんで相対的に低く抑えることは当をえた方針である。しかし、東海三県には大学・短期大学を誘致しようとする積極的な動きがあることも事実である。

本学部の設置場所である豊田市は、『第 4 次豊田市総合計画』（1984～1990）において、「本市には短大 1 校（愛知学泉女子短期大学国際教養科・・・引用者）、大学 2 校（愛知工業大学と本学体育学部・・・引用者）があるが学科に偏りがあることなどにより、市内からの進学率は低く希望者の大半が市外・県外の短大・大学に進学している」ことを指摘し、このことを進学者の家庭の「経済的負担のみならず本市の文化水準向上の面からも損失といえる」と捉えている。そして、「教育・文化水準の向上、産業への寄与、都市形成など多様な役割を担う本市の地域特性にあったユニークな大学などの教育・研究施設を誘致するため、国・県など関係機関への積極的な働きかけを行う」ことを「教育環境の整備・充実」のための計画としてあげている。このような計画を持つ同市は、本学部が教育環境の整備・充実に大きく貢献することを期待し、本学にその設置を強く要請している。

また、愛知県は、本学部の設置を、社会・生活の研究・教育に対する当地域の強い要望に応えることであり、かつ同県行政の課題である「人材基盤の充実」に密接に関わることでありと受けとめ、その意義がきわめて大きいことを認めて本学を支援している。

（以上は、別冊に「昭和 59 年 7 月 学校法人梅村学園」と記されていることから、1984 年当時に、文部省に提出した申請書類の趣意書の一部であると認められる。なお、Ⅲ以下はカリキュラムなど社会学部の特色を述べていることから、他資料に重複するため割愛した。）

## 2. 現代社会学部設置に関する資料

### 設置の趣旨などを記載した書類

#### ア. 設置の趣旨及び必要性

##### (a) 教育研究上の理念、目的

現代社会においては、少子高齢化やグローバル化などの進展により、様々な分野で社会的に取り組むべき課題が多様化してきており、社会学領域に包含される領域も多岐にわたってきているとともに、社会学分野が対象とする教育研究領域も広がりを見せてきていることから、その多様性に応じて、変貌を遂げる社会的環境に的確に対応することができる教育研究体制の整備と充実が求められている。

一方、わが国の社会集団や社会関係の中において、現実には発生する様々な社会的な諸問題、社会環境の変化に伴い、多様化かつ高度化、複雑化してきていることから、特定領域の専門分野における基礎的な知識や能力の習得に加えて、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成が求められている。

このような現代社会の要請に積極的に対応するために、これまでの既設の社会学部において展開してきた教育研究実績を踏まえつつ、その教育課程及び教員組織並びに施設設備等を基礎として、本学における学部教育のさらなる充実と発展を目指して、その収容定員の範囲内において、新たに現代社会学部現代社会学科として設置することにした。

今般、設置を計画している現代社会学部現代社会学科においては、社会学分野を中心的な学問分野として、社会学分野に関する基礎的な知識と能力の確実な習得とともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得することを目的として、基幹分野を横断的かつ総合的に学ぶことが可能となるように再編している。

### (b) どのような人材を養成するのか

現代社会学部現代社会学科においては、地域社会の要請や学問分野の進展などを踏まえたうえで、社会学分野に関する基礎的な知識の理解と能力の習得に加えて、現代社会の主要課題に関する基礎的な知識の習得を図ることにより、人間と社会との関わりや社会の仕組みなど、現代社会を総合的な視点からとらえることのできる人材の養成を目的としている。

具体的には、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、現代社会で生起している現実の社会問題を的確に認識するための応用的な能力とともに、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成を目指すことにより、卒業後の進路としては、地域社会における幅広い分野で活躍することが期待される。

### イ. 学部・学科の特色

現代社会学部現代社会学科においては、これまで社会学部において培ってきた教育研究実績を基礎として、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、現代社会で生起している現実の社会問題を的確に認識するための応用的な能力とともに、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成を目的としている。

このような現代社会学部現代社会学科における養成する人材の目的を踏まえて、現代社会学部現代社会学科が担う機能と特色としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」が提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」における「幅広い職業人養成」及び「総合的教養教育」の機能を重点的に担うことにより、これを特色とすることとしている。

## ウ. 学部・学科等の名称及び学位の名称

現代社会学部現代社会学科においては、社会学分野が時代とともに変化する社会について考察する学問であることから、変貌を遂げる社会的環境の中で、現代を定点として、人間社会や社会現象などの本質について理解するとともに、現代的な諸課題を的確に認識しつつ、現代的な視点から問題分析や社会現象などの本質について理解するとともに、現代的な諸課題を的確に認識しつつ、現代的な視点から問題分析や問題解決ができる専門的な知識や能力を兼ね備えた人材の養成を目的としている。

このことから、学部学科名称については「現代社会学部」「現代社会学科」とし、学位に付記する専攻分野の名称については「社会学」とするとともに、学部学科名称の英訳は「School of Contemporary Sociology」「Department of Contemporary Sociology」、学位に付記する専攻分野の名称の英訳は「Contemporary Sociology」とすることとした。

(以上は、書類の冒頭に「平成 18 年 5 月 24 日」と記されていることから、2006 年当時に、文部科学省に提出した申請書類の趣意書の一部である。なお、「エ」以下はカリキュラムなど現代社会学部の教育課程の編成の考え方などの特色を述べていることから、他資料に重複するため割愛した。)

## 写真でみる社会学部・現代社会学部

1986 年

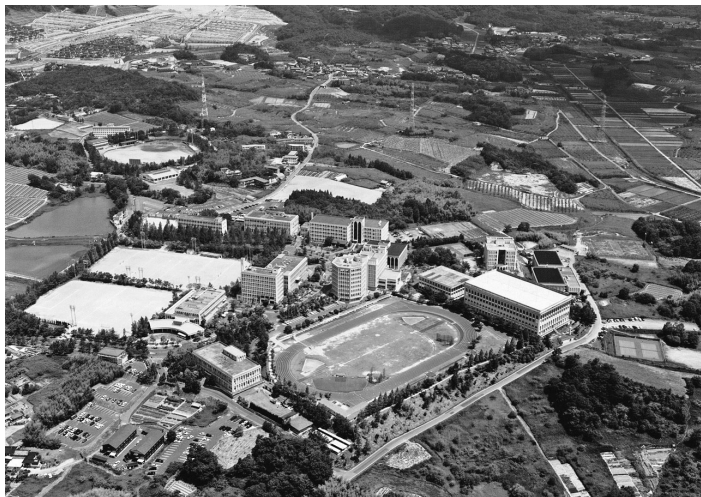


1990 年





1994 年



2005 年



## 2007 年



## 2013 年



注）以上すべて、卒業アルバムより転載。



## 執筆 者 紹 介 (執筆順)

|         |               |
|---------|---------------|
| 小木曾 洋 司 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 伊 藤 葉 子 | 中京大学現代社会学部准教授 |
| 成 元 哲   | 中京大学現代社会学部教授  |
| 森 田 次 朗 | 中京大学現代社会学部講師  |
| 亀 山 俊 朗 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 岡 部 真由美 | 中京大学現代社会学部准教授 |
| 大 岡 頼 光 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 亀 井 哲 也 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 松 田 茂 樹 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 西 山 哲 郎 | 関西大学人間健康学部教授  |
| 村 上 隆   | 中京大学現代社会学部教授  |
| 斉 藤 尚 文 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 加 藤 晴 明 | 中京大学現代社会学部教授  |
| 大 友 昌 子 | 元中京大学現代社会学部教授 |

### ◆編 集 後 記

学部創立 30 周年を記念して開催されたシンポジウムから、早くも 1 年以上が経過しました。その成果を収録し、学部教員の研究の「いま」をお伝えする本号を無事に発刊することができたのは、数多くの皆さまのご協力のおかげに他なりません。心より感謝申し上げます。

## 現 代 社 会 学 部 紀 要 編 集 委 員

岡 部 真 由 美・辻 井 正 次

### 中京大学現代社会学部紀要 特 別 号

(旧) 社会学部紀要通巻第 62 号

発行日 2018 年 3 月 31 日 (2017 年度)

発 行 所

中京大学現代社会学部

〒470-0393 豊田市貝津町床立 101

発 行 者

村 上 隆

編 集 者

現代社会学部紀要編集委員会

印 刷 所

常川印刷株式会社

名古屋市中区千代田 2-18-17

# CHUKYO UNIVERSITY

## FACULTY OF CONTEMPORARY

### SOCIOLOGY BULLETIN

---

Special Number 2 0 1 7

---

#### C O N T E N T S

|                                                                                                                                                                      |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 〈Introduction〉                                                                                                                                                       |                         |
| A Reconstruction of "Places of Living" : Overcoming Disconnectedness                                                                                                 | Yoshi Ogiso ( 1 )       |
| Part1: From the Field                                                                                                                                                |                         |
| 〈Report 1〉                                                                                                                                                           |                         |
| What Has Changed in This Decade in the Citizenship Study?                                                                                                            | Yoko Ito ( 7 )          |
| 〈Report 2〉                                                                                                                                                           |                         |
| Challenge of Children's Cafeteria Activity                                                                                                                           | Wonchel Sung ( 27 )     |
| 〈Comments 1 for Part 1〉                                                                                                                                              |                         |
| Comments on the Presentations by Professor Ito and Professor Sung                                                                                                    | Jiro Morita ( 43 )      |
| 〈Comments 2 for Part 1〉                                                                                                                                              |                         |
| Rethinking Community and Civil Society                                                                                                                               | Toshiro Kameyama ( 51 ) |
| Part 2: New Approaches to Social Connectivity                                                                                                                        |                         |
| 〈Report 1〉                                                                                                                                                           |                         |
| Making of Place and Relatedness Based on Religion: A View from Ethnographic Research of Buddhist Temples in the City of Northern Thailand                            | Mayumi Okabe ( 61 )     |
| 〈Report 2〉                                                                                                                                                           |                         |
| Shifting the Burden of Child Care and Education from Parents to Society:<br>Making 'New Connections through Tax' by Increasing the Enrolment of Adults in University | Yorimitsu Ooka ( 99 )   |
| 〈Comments 1 for Part 2〉                                                                                                                                              |                         |
| Social Links and Merit of Redistribution: Ndebele and Museum                                                                                                         | Tetsuya Kamei (141)     |
| 〈Comments 2 for Part 2〉                                                                                                                                              |                         |
| Reconstruction of "Places of Living" from the Perspective of Family and Social Capital                                                                               | Shigeki Matsuda (153)   |
| 〈Comments from A Participant〉                                                                                                                                        |                         |
| Complimentary Address in the 30th Year Anniversary for the Faculty of Sociology & the Faculty of Contemporary Sociology at Chukyo University                         | Tetsuo Nishiyama (159)  |
| 〈General Comment 1〉                                                                                                                                                  |                         |
| Individual Differences, Free-riding, and Altruistic Behavior                                                                                                         | Takashi Murakami (165)  |
| 〈General Comment 2〉                                                                                                                                                  |                         |
| Our Study of Civil Societies                                                                                                                                         | Hisafumi Saito (191)    |
| 〈Essay 1〉                                                                                                                                                            |                         |
| The Curriculum History of the School of Sociology and Contemporary Sociology                                                                                         | Haruhiro Kato (205)     |
| 〈Essay 2〉                                                                                                                                                            |                         |
| The Historical Outline of the Department of Sociology and Contemporary Sociology                                                                                     | Masako Otomo (229)      |
| A Photo Album of Our Faculty                                                                                                                                         | (243)                   |

---

CHUKYO UNIVERSITY  
FACULTY OF CONTEMPORARY  
SOCIOLOGY BULLETIN

*Editorial Committee*